

リース会計制度の国際的統合化・収斂化の経済的影響に関する調査研究報告書

2017 年 3 月

中小企業会計学会
リース制度研究会

■リース制度研究会

リース制度研究会は、2015 年 4 月にリース事業協会から中小企業会計学会の委託・共同研究のために設置された産学連携の研究プロジェクトである。本研究及び報告書のとりまとめにあたり、ご支援をいただいたリース事業協会には、深く感謝したい。

リース制度研究会のメンバーは下記の通りである。ご多忙の折、ご支援をいただいたメンバーの皆さまにも改めて深く感謝したい。

	氏名	所属・職位
共同委員長	佐藤 行弘	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 社外取締役
	河崎 照行	甲南大学 教授
委員	上野 隆也	上野隆也税理士事務所 税理士
	加賀谷哲之	一橋大学 准教授
	古賀 裕也	東北学院大学 専任講師
	坂本 孝司	税理士法人坂本&パートナー 理事長
	島田佳憲	東京理科大学 専任講師
	角ヶ谷典幸	名古屋大学 教授
	高橋由香里	武蔵大学 准教授
	平崎 達也	東京センチュリー 経理部長
	福山 徹	三菱 UFJ リース 経理部長
オブザーバー	丹尾 司	日立キャピタル 経理部長
	庵崎 博章	芙蓉総合リース 経理部副部長
	正脇 久昌	三井住友ファイナンス&リース 常務執行役員

2017 年 3 月 佐藤行弘・河崎照行

■目次

第1章 問題意識と概要.....	1
第2章 リースの経済的機能.....	11
Appendix 1 わが国のリース業界におけるトレンド	23
第3章 リース会計基準の国際的統合化・収斂化の史的展開	25
Appendix 2 タイのリース会計の制度と実態	42
Appendix 3 フィリピンの会計制度およびその運用	53
Appendix 4 マレーシアにおけるリース会計制度.....	60
第4章 会計戦略とリース会計基準.....	69
第5章 上場会社のリース取引の決定因子.....	89
第6章 中小企業のリース利用実態と中小企業会計のあり方	105
第7章 リース会計基準の変更がリース取引に与える影響	124
第8章 情報利用者への便益分析	144
Appendix 5 欧州調査の概要と結果報告	161
Appendix 6 金融機関に対するインタビュー調査.....	174
第9章 リース会計基準の適用に伴うコスト分析.....	176
第10章 結論と提言	190

第1章 問題意識と概要

I はじめに

本研究の狙いは、リース会計基準の国際的統合化・収斂化に対して日本がどのように対峙すべきかについて検討するにあたって必要となる実証的な証拠を蓄積したうえで、それらを基礎として、日本の基準・制度設計のあるべき姿を提示することにある。こうした研究を行う背景には、以下の3つの潮流がある。

第1に、会計基準をめぐる国際的収斂化・統合化 (international convergence or integration) が、国際的分岐 (international divergence) へとシフトしつつある点である。1990年代後半から新世紀にかけて、グローバル資本主義が進展する中で、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) ないしは国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards :IFRS) を軸にした会計基準の国際的統合化・収斂化が進展してきた。しかしながら近年、それらを牽引してきた国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board :IASB) と米国・財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) が設定する会計基準の中で、近年公表されている金融商品、保険会社などについての収斂化・統合化の共通化プロジェクトは難航を極め、収益認識については統一した基準を策定できたものの、その適用に時間がかかっているほか、リース会計などの内容に差異が生じ始めているのである。さらに、米国ではのれんの非償却で減損を適用する会計基準について、非公開会社については改め、10年の償却を適用するようになっているなど、米国基準とIFRSの間での一定の距離が生じ始めている。仮にリース会計基準が米国基準とIFRSの国際的分岐を象徴する会計基準になるのだとすれば、その変化がもたらす影響を検討することに意義があると考ええる。

第2に、リース活用が企業や国家の経済成長を促す施策として注目されている点である。2013年6月に公表された「日本再興戦略」では、2015年度に民間設備投資70兆円という目標が掲げられ、それに向けて、リース手法を活用した先端的新規設備投資の支援措置や太陽光パネルや蓄電池などの普及を促進するためのファイナンスに関する方針に基づく施策が掲げられた。オペレーティング・リースを活用した手法に対する支援を通じて、企業は多額の資金をかけることなく、またそれを貸借対照表などに影響を与えることなく、最新の設備を導入することが可能となる。とりわけ日本企業は他国と比べて、資本的支出などのリスクテイクに消極的である (Kagaya and Jinnai 2016) こともあり、リース活用は重要な役割を果たす可能性がある。このようにリース活用そのものが経済成長を促す中核的な施策の一つに位置付けられているにもかかわらず、会計基準の国際的収斂化・統合化の影響について、多くの場合リース会計基準の改訂が資本市場の情報利用者に与える影響のみに分析が集中しているケースが少なくなく、その活用にどのような影響を与えるのかについては十分に検証されていないのが現状である。本研究では、リース会計基準の改訂がもたらす経済的影響を多面的に検討することで、リース会計基準のあり方を検討するにあたって必要となる実証的な証拠を蓄積していく。

第3に、リース会計基準の改訂がどのような経済的影響をもたらすかは、企業が直面している制度的現実 (institutional reality) に応じて異なるためである。会計基準が経済社会

においてどのような役割を果たすかは、企業会計がどのような法制度と結びつき、資本市場や企業社会の中でどのように位置づけられているかによって変わってくる。たとえば、米国でも外国企業は IFRS に基づく連結財務諸表の提出での上場が認められているが、国内登録企業は米国基準での作成が求められる。一方で、日本に上場する企業は、日本基準、米国基準、IFRS、J-MIS のいずれかで連結財務諸表を作成すれば、上場できる。欧州では、Prime Market に上場する企業は IFRS で連結財務諸表を作成することが求められるが、Entry Market に上場する場合には、国内基準での連結財務諸表の作成も認められている。日本では連結と単体決算が密接に結びついているが、欧州では連結決算と単体決算の役割が明確に分離されている。リース会計基準の改訂がもたらす経済的影響がどこまで広がるかは、それらの制度的な環境の違いに依存する側面もある。しかしながら多くの先行研究はリース会計基準の改訂が、そうした制度的な現実の違いに基づきどのように異なってくるのかについては十分に検討できていない。

本研究では、日本におけるリース会計基準の変更がどのような経済的影響をもたらすのかについて、日本における制度的現実やリースが日本経済・社会において果たすべき役割についても勘案しながら、多面的に検討し実証的な証拠を蓄積したうえで、それらを基礎として、日本の基準・制度設計のあるべき姿を提示することにある。

II リース会計基準の国際的動向

まずはリース会計基準の国際的動向について整理しておこう。第3章で詳細に説明をするため、ここでは日本、アメリカ、IAS・IFRS それぞれにおけるリース会計基準の変遷を追うことで、リース会計基準の国際的動向について検討していくことにしたい。

図表 1-1 日本、アメリカ、IFRS/IAS におけるリース会計に関わる基準の史的展開

	日本	アメリカ	IFRS・IAS
1980 年代以前	1988.06 計算書類規則で注記開示	1949.10 ARB No.38 1964.09 APBO No.5 1976.11 SFAS No.13	1982.09 IAS No.17
1990 年代～2003 年	1993.06 リース取引に係る会計基準に関する意見書	1996.06 G4+1 Accounting for Leases A New Approach 2000.02 G4+1 Leases Implementation of a New Approach	1996.06 G4+1 Accounting for Leases A New Approach 1997.12 Revised IAS No.1 2000.02 G4+1 Leases Implementation of a New Approach 2003.12 Revised IAS No.17
2003 年以降	2007.03 リース取引に関する会計基準	2006.02 IASB と FASB が共同(MoU)プロジェクト開始 2009.03 ディスカッション・ペーパー「リース:予備的見解」 2010.08 公開草案「リース」を公表 2013.05 再公開草案「リース」を公表 2014.03 IASB と FASB が異なる暫定決定 2016.01 IASB 新基準を公表 2016.02 FASB 新基準を公表	

リース会計基準を最初に策定したのは、米国である。1949 年 10 月に公表された ARB No.38 「リース使用者の財務諸表における長期リースの開示」では、法的な権利の移転がないケースでも、リース取引が実質的な購入契約と同様であるという認識のもと、当該取

引を開示することを求めている。1964年9月に公表されたAPB意見書No.5「借手の財務報告によるリースの報告」では、貸借対照表で認識すべきリース取引として、①解約不能リース、②予測しがたい事態が発生した解約可能リース（a.当初のリース期間がリース財産の耐用年数より著しく短く、借手が公正な賃借料より著しく割安な賃借料で、当該財産の残りの耐用年数にわたってリースを行使する権利を持っている、b.借手がリース期間の途中または終了時に、その権利が行使できる時点における当該財産の予測される公正価値より著しく割安であると、リース開始時に考えられる価格で当該財産を獲得できる権利を有する）において、実質的に購入したと同じとみて、貸借対照表で認識することを求めている。

さらに1976年11月に公表されたSFAS No.13「リース会計」では、キャピタル・リース（a.所有権が移転、b.割安購入権がついている、c.リース期間が見積耐用期間の75%以上、d.最少リース支払料の現在価値が90%以上）を貸借対照表で認識することを求めている。それらを受けて1982年9月にIAS No.17「リース」では、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分したうえで、ファイナンス・リースを売買処理とすることを求めている。日本では1988年6月に計算書類規則で、リース取引の注記開示が求められるようになり、1993年6月「リース取引に係る会計基準」で、米国や国際会計基準と同様に、ファイナンス・リースを売買処理とする会計処理が導入された。

1990年代半ばからは、会計基準の国際的統合化・収斂化に向けた取り組みが進展し、リース会計基準においても、米国や国際会計基準委員会などが、国際的に収斂化・統合化されたリース会計基準の策定に向けた共同プロジェクトをスタートしている。1996年6月にはイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドに、オブザーバーとして国際会計基準委員会（IASB）が加わったリース会計基準をめぐる共同プロジェクトでファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの分類の恣意性などリース会計基準をめぐる問題をいかに克服するかについて議論がスタートした。その後、IASBとFASBとのMoUに基づく共同プロジェクトの中に、リース会計基準の国際的収斂化・統合化に向けた取り組みが盛り込まれ、2006年7月よりスタートし、約10年間の討議（討議資料を1回、公開草案を2回公表）をへて、2016年1月にはIASBが、同年2月にFASBがそれぞれ新基準を公表した¹。両者はオペレーティング・リースをオンバランス化させるという会計処理を求めるという点では共通しているものの、損益計算では両者に差異が生じている。この詳細については、第3章で討議したい。

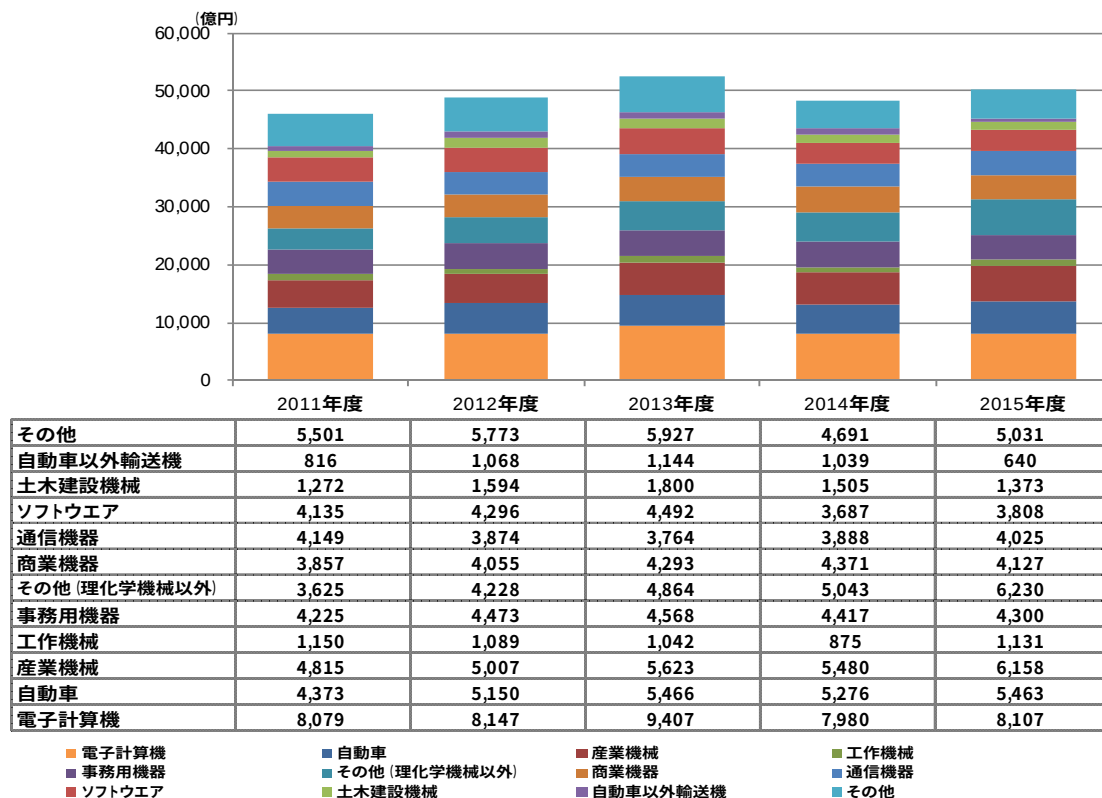
III リースが日本経済において果たす役割

続いてリースが日本経済において果たす役割について説明していこう。上述したとおり2013年6月に公表された「日本再興戦略」では、2013～15年度を「集中投資促進期間」として位置付け、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員す

¹ 日本からも2010年12月に経団連・経済基盤本部よりIASB・FASBに対して「公開草案「リース」に対するコメント」を出状、2012年12月には日本電機工業会（JEMA）、2013年2月には電子情報技術産業協会（JEITA）、経団連・企業会計委員長よりそれぞれ意見書・レターを出状、2013年9月には経団連・企業会計委員会企画部会より、IASB・FASBに対して「改訂公開草案「リース」に関するコメント」を出状、暫定決定以降も経団連・経済基盤本部よりASBJに対してコメントを出状、経団連・企業会計委員会企画部会より、IASB・FASBに対して意見書を出状するなど、コスト・ベネフィットを意識したリース会計基準の策定を促すコメントや意見を提示した。

る。国内投資を阻害する要因を一掃し、2015 年度に民間設備投資をリーマンショック前の 70 兆円に回復させることが目標として掲げられた。これを実現するための重点施策の一つとして 2014 年 3 月に導入されたのが、リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度である。同制度では、企業の財務に負担をかけないリース手法の活用を促すスキームを準備することで、市場や需要の拡大のベースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促すことを狙いとしている。

図表 1 - 2 機種別リース取扱高の推移



同制度では、リース会社がまずリース物件を購入し、事業会社に貸与、固定・変動のリース料を収受する。事業会社の倒産などのリスクについては、リース会社が負担しつつ、リース期間終了時のリース物件の処分(売却や二次利用)については、リース会社が実施、そこで生じる損失については、官民で分担するというアプローチで、リース手法を活用した設備投資を促そうとしているのである。

同制度の導入を通じて、2015 年度は特に産業機械、工作機械のリース取扱高が増大している(「図表 1-2」)。

他方、リース事業協会から出されている連結リース統計(2015 年度)によれば、地域でいえば国外で伸び率が大きく、所有権移転外ファイナンス・リースに比べて、オペレーティング・リースの伸び率が大きくなっており、経済政策を契機に、リースを活用した資本的支出が増大している可能性もあるなか、リース会計基準の改訂が与える影響についての分析・検討する意義は大きいと考える。

IV 日本の会計基準を支える制度的現実 (Institutional Realities)

最後に、日本の会計基準を支える制度的現実について検討しておこう。米国では、国内登録会社は米国基準での上場が求められるのに対して、外国登録会社は IFRS での作成での上場も可能である。一方で単体での決算の開示は求められない。欧州では、Primary Market に上場する場合には IFRS での連結財務諸表の作成が求められるが、会社法上では単体決算の開示が求められるケースが多い。なお欧州では簡素化した単体決算の開示も求められる。

これに対して日本では、証券取引所に上場するにあたって、日本基準、米国基準、IFRS、J-MIS のいずれかで連結財務諸表を作成すれば、上場することが可能である。一方で、単体決算については、日本基準に従うことが求められる。日本では上場企業は単体決算の開示も求められるため、連結決算と単体決算に大きな乖離が生じないようなバランスが求められる。

こうした各国における制度的現実とは、新たな会計基準の導入や改訂によるコスト・ベネフィットに大きな影響を与える。たとえば、IASB よりリースに関する会計基準が公表された場合、情報利用者、作成者がどれほどのベネフィットを享受し、どれほどのコストを負担しなければならないかは、新たな会計基準の公表により、情報利用者がどれほど新しい情報を獲得でき、情報作成者がどれほどの追加的な負担をかける必要があるかに依存する。たとえば、新たな会計基準の公表を通じて、実施しなければならない追加的な業務が増大するのであれば、IFRS を適用しなければならない企業の範囲が大きいほど、その負担をしなければならない企業が増えるため、負担しなければならないコストは増大するだろう。さらに IFRS を適用しなければならない企業の範囲は狭いとしても、IFRS の変化に伴い、国内基準を変更させるアプローチをとる国であれば、結果として同様の負担をしなければならない企業の数が増大するため、負担するコストは増大するだろう。

図表 1-3 各国の上場会社における会計基準の選択

	上場会社
日本	連結：国内基準、米国基準、IFRS、J-MIS の選択可能 単体：国内基準
アメリカ	連結：国内基準（国内登録会社）、国内基準・IFRS 選択可能（外国登録会社）。単体：開示なし
カナダ	連結：米国基準と IFRS で選択可能（米国上場企業）、IFRS（国内登録企業）。単体：開示なし
イギリス	連結：IFRS 単体：国内基準と IFRS の選択可能
ドイツ	連結：IFRS（Primary Market）、国内基準と IFRS の選択（Entry Market）、単体：国内基準。IFRS 任意開示は可能。
フランス	連結：IFRS（Primary Market）、国内基準と IFRS の選択（Entry Market）、単体：国内基準
中国	連結：国内基準（IFRS との収斂化した内容） 単体：国内基準
韓国	連結：IFRS 単体：IFRS

「図表 1-3」では、各国・地域の上場会社の会計基準の選択の余地について記述している。欧州諸国の場合、連結決算と単体決算の位置づけを明確化させ、連結決算は Primary Market に上場する企業に IFRS を強制し、その他の企業の連結決算や単体決算については国内基

準を適用するというように、連単分離の考えが浸透している。米国では、IFRS を適用する企業は外国登録会社に限られており、加えて単体決算の開示が求められない。これに対して、日本では会計基準として複数のものから選択可能になっている一方で、その会計基準間の差異を最小化しようという考えのもと、会計基準の国際的統合化・収斂化に対峙している傾向が強いため、その影響を受ける範囲は、限定されることなく拡大する可能性もある。

さらに、IFRS が変更することにより獲得できるベネフィットについては、その変更によりどれほど新しい情報が入手されることになるのか、その情報を基礎とした意思決定により、どれほどのプラスの経済効果を得られるのかに依存する。リースの場合、すでに財務諸表の注記情報などで開示しているものを財務諸表に認識するのみであり、その変更が企業の経営成績や財政状態に影響が大きなものについては、すでにその意思決定にあたって勘案されている場合には、追加的に獲得できるベネフィットは限定的となる。

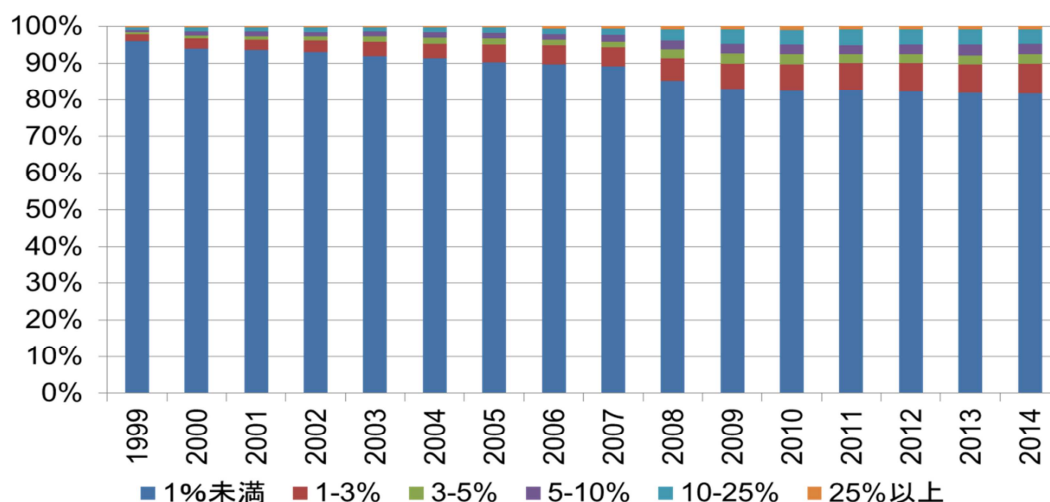
ここでは、これまで注記でその情報は開示されているものの、貸借対照表では認識されてこなかったオペレーティング・リースが、2016 年 1 月に公表された IFRS No.16「リース」に伴いオンバランス化された場合の影響について検討するため、オペレーティング・リースの未経過リース料を加えた金額をリース資産として認識した場合、資産全体のどれほどのプレゼンスを示すかについて示しておくことにしよう。「図表 1-4」は、Capital IQ を活用し、日本の上場企業各社について、総資産に占めるリース資産（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース双方を含む）、オペレーティング・リース資産をそれぞれ算出したうえで、各範囲に属する上場企業の割合を、百分比にて示したものを年度ごとに掲載している。これによれば、総資産に占めるリース資産の占める割合が 5%を超える企業は上場企業全体で 10%～15%を推移している。10%を超える企業は 5～10%に留まっていることが確認できる。オペレーティング・リース資産については、5%を超える企業は上場企業全体で 2%～8%を推移している。10%を超える企業は 0～5%に留まっていることが確認できる。こうしてみると、新基準の公表により、財務諸表を基礎として計算される経営成績や財政状態が大きく変化する企業は限られることが確認される。

図表 1-4 リース資産のプレゼンス

(a) (ファイナンス・リース資産+オペレーティング・リース資産)/総資産



(b)(オペレーティング・リース資産)/総資産



本研究会では、こうしたリース資産が企業全体に占めるプレゼンスの大きさなどやリース会計基準の変更した場合に、日本の制度的現実を前提とした場合に発生するであろうコスト負担の発生なども勘案しながら、リース会計基準の変更にどのように対応すべきかについて検討していくことにしたい。

V 本研究会のフレームワークと各章の位置づけ

1 研究にあたっての問い

本研究会では、上述した問題意識に基づき、リース会計基準の国際的統合化・収斂化に対して日本がどのように対峙すべきかについて検討するにあたって必要となる実証的な証拠を蓄積したうえで、それらを基礎として、日本の基準・制度設計のあるべき姿を提示することにある。このためには、①リースが経済社会においてどのような役割を果たしているか、②リース会計基準の国際的統合化・収斂化の背後にあるロジックや狙いは何か、各国の制度的環境を前提とした場合、どのような対応方法（会計戦略）がありうるのか、③特に日本においてリース取引を重視している企業はどのような特徴を持つか、④リース会計基準の変更は、③に該当する企業のリース取引にどのような影響を与えるか、⑤リース会計情報は、どのように情報利用者に活用されているか、貸借対照表上で認識される場合と注記開示される場合で活用方法や経済的影響は異なってくるのか、⑥リース会計基準の変更に伴い、どれほどのコスト負担が必要となるのか、などを明らかにする必要がある。具体的には、本研究会では下記のような問いに対して、(a)会計制度や基準の変遷の背後にあるロジックの解明（制度研究）、(b)アーカイバルデータを活用した統計分析、(c)インタビューやアンケートを活用したサーベイ研究などを通じて明らかにしていくことにしたい。

- ・ リース取引はどのような経済的な役割を果たしているか。それがなくなった場合にどのような影響が期待されるか。とりわけ日本企業においてどのようなリースの活用が今後期待されるか。
- ・ リース会計基準の国際的統合化・収斂化はどのように推移してきたか。そうした変化

に対して各国はどのように対峙してきたか。それはどのような経済的影響を生み出すか。

- ・ 企業の属性に応じて、売買処理、賃貸借処理を選択する動機が異なるか。あるいはそれを決定づけるオペレーティング・リース、所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リースを選択する動機は異なるか。
- ・ 日本におけるリース会計基準の変更は、リース取引の選択に影響を与えているか。所有権移転外ファイナンス・リースについて売買処理が適用されるようになった 2008 年度を契機に、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの活用度は変化しているか。
- ・ 日本では情報利用者はリース会計情報をどのように活用しているか。貸借対照表で認識されているリース資産・負債と注記開示されているリース資産・負債について評価は異なるか。特に債権保有者はどのように評価しているか。
- ・ リース会計基準の変更に伴い、どれほど移行のためのコストがかかるか。

2 本報告書のフレームワーク

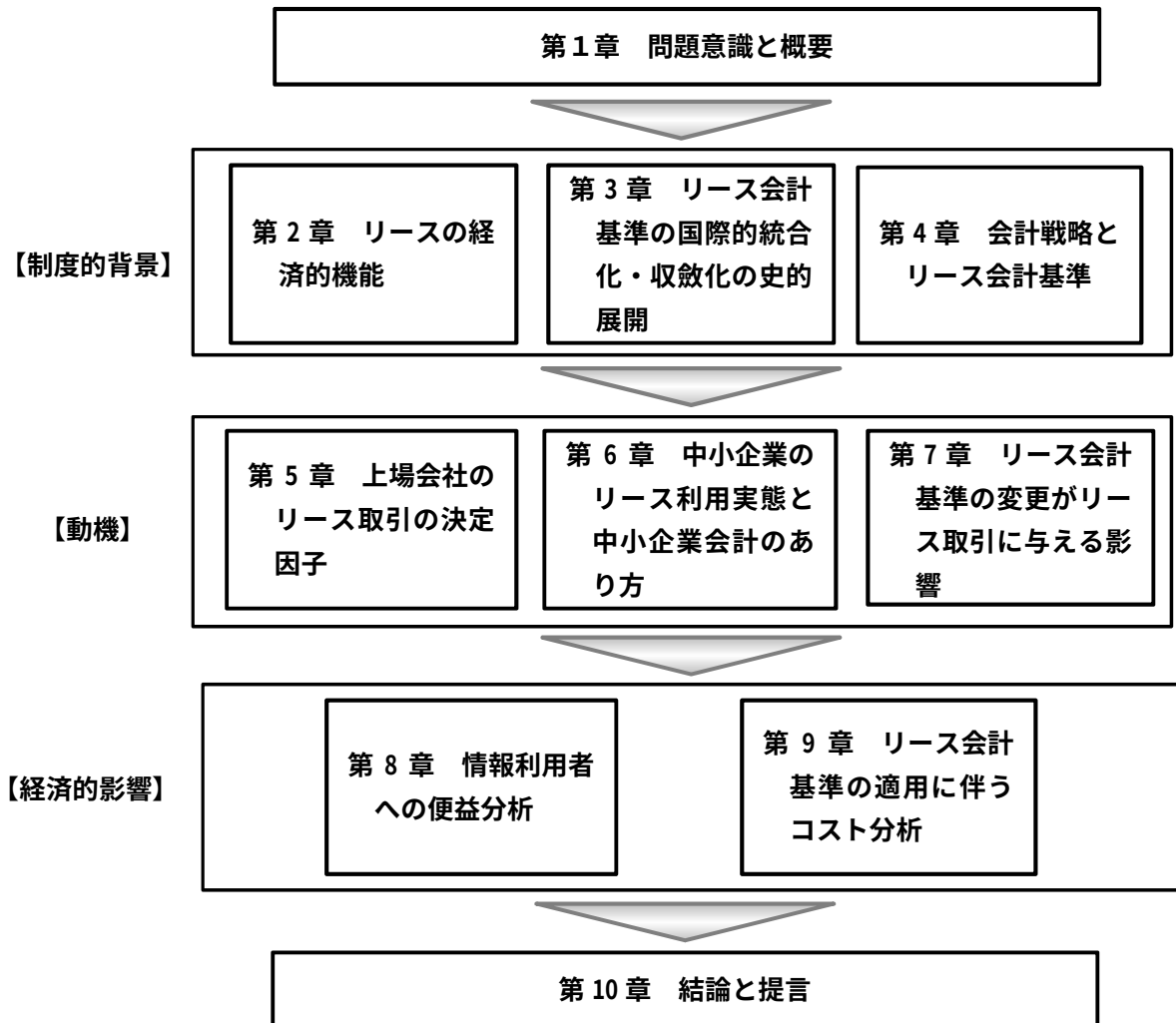
本報告書のフレームワークは「図表 1-5」に示すとおりである。第 2 章～第 4 章では、リース会計基準の国際的統合化・収斂化による経済的影響を分析する上での前提となる制度的背景について検討する。そのうえで、第 5 章～第 7 章にかけては、リース取引の活用や会計基準選択にあたっての日本企業の経済的動機を分析し、第 8 章～第 9 章では、情報利用者・作成者それぞれの観点からリース会計基準変更がもたらす経済的影響を分析する。各章の狙いは以下の通りである。

まず第 2 章では、リース取引が経済社会においてどのような役割を果たすのかについて、先行研究およびリース事業会社における企業実務から検討した。検討にあたっては、国の経済やそれを支える経済制度の発展状況に応じて、リースに対するニーズはどのように異なるか、日本におけるリースの経済的機能に対するニーズの実態などについて、リースに関する統計データやリース利用者に対するサーベイ調査の分析から明らかにし、日本で今後期待されるリース機能などについて検討する。

第 3 章では、アメリカ、欧州、アジア、日本におけるリース会計基準の国際的収斂化と分岐の実態について、制度の史的展開およびその背後にあるロジックの検討を通じて、明らかにする。最終的に IASB と FASB との共同プロジェクトの史的展開。IFRS と米国基準はそもそも何が異なっていたのか。最終的に両者の会計処理がどのように異なっているのかについて説明する。

第 4 章では、リース会計基準の国際的統合化・収斂化から分岐にいたった理由について、各国における会計制度やその他の制度的影響の差異から分析する。なぜ IFRS と米国基準での共同プロジェクトが結論に至るまで 10 年もの月日が必要であったのか、討議資料のあとで、公開草案が公表されたにもかかわらずまとまらず、再公開草案後に結果として FASB と IASB では異なる会計基準を採用することになったが、何が両者の間での「分岐」をもたらす原因となったのかについて、各国における主要なリース利用者のリース利用方法の違いや公開草案などに寄せられたコメント・レターに対する分析、主要なステークホルダーに対するインタビュー分析などをベースに解明する。

図表 1 - 5 本報告書のフレームワーク



第5章では、日本の上場企業がどのような動機でリースを活用するか、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースではどのように異なるのかについて、アーカイバルデータを活用した統計的分析を通じて明らかにする。先行研究では、資金調達代替・補完性、企業規模の大小、トービンのQ（企業の成長可能性）、財務レバレッジ、設備投資水準等が影響することが明らかにされている。本章では、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースでどのように活用動機が異なるかについて検討する。

第6章では、中小企業がどのようなニーズでリース取引を利用するか、利用する場合にどのような会計処理を選好するかについて、リース事業協会が2015年にリース利用者に対して実施したサーベイ調査をベースに分析する。特に大企業と比べて、中小企業がどのような選好を持っているかについて明らかにする。

第7章では、リース会計基準の変更が、日本の上場会社のリース活用にどのような影響を与えるかについて、アーカイバルデータを活用した統計的分析を通じて明らかにする。2008年度の所有権移転外ファイナンス・リースについても、例外的措置としてそれまで認められていたリース資産・負債のオフバランス化が認められなくなり、強制的にそれらを貸借対照表で認識することが求められるようになった。ここでは、当該タイミングを契機

に、ファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが起こっているか、起こっているとした場合、特にどのような特徴を持つ企業でそうしたシフトが起こっているかについて検討する。

第8章では、リース取引に関する情報がどのように活用されているかについて、先行研究をベースに明らかにする。リース取引が情報利用者にどのように利用されているかについては、世界的に数多くの研究成果が蓄積されている。本研究ではそれらに加えて、日本の金融機関でリース取引がどのように与信評価に織り込まれているかを担当者に対するインタビューを通じて明らかにする。特に注記開示されているリース取引の情報が、情報利用者によってどのように活用されているかについて整理する。

第9章では、リース取引について、いくつか典型的なケースを想定したうえで、リース会計基準に伴い発生するであろうコストを分析する。IASB や FASB が 2016 年 1 月、2 月にそれぞれ公表した新リース会計基準を適用した場合、個々の企業にどのようなコストが発生するかについて、追加的な事務処理コスト（少額リースや契約期間、適用開始期間までの期間、リースとその他契約の分離）、オプションや変動リースなどの適用や割引率の適用に伴う再計算コスト、財務制限条項や負債契約などの契約変更コスト、剰余金の分配や消費税・法人税等支払額などの計算変更に伴うコスト、それらを基礎とした IT システムの変更コストなどを想定したうえで、仮に①連結ベースの財務諸表のみに IFRS ないしは米国基準を適用した場合、②単体決算に IFRS ないしは米国基準を適用した場合、それぞれシミュレーションを分析することで、どれほどのコスト負担が必要になるのかについて検討する。

第10章では、それらの結果を整理したうえで、日本の基準・制度設計のあるべき姿を提示する。

先行研究では、リース会計基準の国際的統合化・収斂化の経済的影響を分析するにあたって、しばしばそれらが資本市場における情報利用者にとっての有用性に与える影響にフォーカスをあてるケースが少なくない。本報告書は、リース取引が経済で果たすべき役割にフォーカスをあてることで、従来の研究よりもより広いパースペクティブでリース会計基準の国際的統合化・収斂化がもたらす経済的影響を検討している点に特徴がある。本報告書では、こうした観点からリース会計基準の国際的統合化・収斂化に対して日本がどのように対峙すべきかについて検討するにあたって必要となる実証的な証拠を蓄積し、それらを基礎として日本の基準・制度設計のあるべき姿についての提言を行うことを狙いとしている。

【引用文献】

Kagaya,T., and T.Jinnai. 2016. How does Corporate Governance Structure affect risk taking activities in Japanese firms? *Hitotsubashi Journal of Commerce and Management*. 50(1):1-230.

佐藤行弘（三菱 UFJ フィナンシャル・グループ）
河崎照行（甲南大学）

第2章 リースの経済的機能

I 本章の目的

本章の目的は、リースの経済的機能を明確にし、リース会計基準改訂による経済的影響を考察することにある。こうした点を考察する背景には、以下の2つの問題意識がある。

第1に、国や企業の成長戦略において、リースが果たす役割が増大することが期待されている点である。第1章でも指摘したとおり日本では、アベノミクスにおける経済政策の中で、民間投資を増大させることが重視されており、その中でリース手法を活用した先端設備導入制度補償制度が導入されるなど、リース取引を通じた投資の増大が期待されている。特に日本企業は他国企業と比べて、リスクテイクに消極的な傾向があり、リースを通じた投資の増大は極めて重要な役割を果たす可能性がある。リースの経済的機能を紐解くことにより、どのようなリースの活用が今後期待されるかを検討するにあたってのヒントを確認することが可能となる。

第2に、リース会計基準改訂による経済的影響を検討するにあたって、どのような機能に期待する企業がより強い影響を受けるのかを検討するによって、リースの経済的機能を明確にすることには一定の意義があると考ええる。

第1章でもとりあげたとおり、リース会計基準の経済的影響を検討するにあたって、先行研究では主に会計基準の公表や改訂に伴い、リース情報がどのように株式市場における投資家やその他情報利用者にとっての意思決定に資するかを検討する場合がほとんどであった。一方で、新たな会計基準の公表や改訂によって、リース取引がどのような影響を受けるかといった点については、多くの先行研究では取り上げてこなかった。近年、会計基準の改訂にあたっては、「公益」(public interests)が重視されるようになり始めている。経済政策としてのリース取引が重視されつつある中、リースがどのように経済・社会に貢献しており、リースに関する新たな会計基準の公表や改訂によって、そうした貢献の程度がどのように変わってくる可能性があるかを検討することの意義は益々大きくなっている。

本章では、このため、まず第2節においてリースの経済的機能を明らかにしたうえで、第3節ではそれが経済の発展状況に伴いどのように変化していくのか、第4節では、マクロ経済データを活用し、会計基準の変更がどのような影響を与えたのかについて分析する。第5節では、それらの結果を受けて、わが国におけるリース会計基準のあるべき姿を考えるにあたって重要となる点を整理する。

II リースの経済的機能

リースがどのような経済的機能・役割を果たしているかについては、さまざまな分類方法が想定しうるが、リース事業を実際に担っている担当者にとっては、主に、①メザニン金融機能、②設備投資のリスク軽減機能(設備投資の柔軟性)、③アウトソーシング機能、④環境対応機能の4つに対するニーズが高いことが確認されている。とりわけ、日本では事業の新陳代謝を巡る動きを加速させる必要がある中で、成長企業あるいは新たな事業を拡大しようとしている企業においては、これらの機能を持つリースが重要な役割を果たす

ものと考えられる。本節では、それぞれがどのような経済的機能であるのかを説明する。

1 メザニン金融機能

(1) 設備投資に係る金融機能

リースの一つ目の経済的機能として、設備投資に係る金融機能があげられるが、その金融機能の位置付けにおいては、現預金や不動産等の換金性の高い担保付きシニアローンを提供する金融機関と、企業の事業リスクを採る出資等の資金(資本)提供を行う商社との中間に位置し、実質的に無担保（リース会社は設備の所有権を有する）で設備投資資金を供給している点でユニークな存在といえる。その中間的な位置付けから、リースは「メザニン金融」としての機能を有すると言える。

また、基本的に変動金利の銀行ローンに対し、将来のキャッシュアウトを確定させたいとのニーズに応える長期固定金利の設備投資資金を提供していることも、リースの金融機能の特徴の一つである。

(2) 中小企業に対する金融提供機能

メザニン金融機能を有するリースは、特に「中堅・中小・零細規模の企業の金融下支え」の役割を担っている。

公益社団法人リース事業協会の統計では、リース取扱高(契約上の総リース料)は、資本金の大きさで分け、大企業（資本金1億円超の法人）、中小企業（同1億円未満の法人及び個人事業者）は、「図表 2-1」の通り凡そ半々程度の比率となっている一方、財務省公表の法人企業統計によれば、設備投資は「大企業 60%～70%：中小企業 30%～40%」の比率であり、中小企業の設備投資に対するリースへの依存度は大企業に比して高いと言える。

図表 2-1 企業規模別のリース取扱高比率

年度 分類	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
大企業	49.9%	44.6%	43.3%	45.0%	40.8%	41.0%	37.8%
内上場企業等	25.3%	21.7%	22.3%	22.3%	18.2%	17.4%	16.0%
中小企業	42.7%	46.9%	48.5%	46.8%	50.5%	49.0%	51.7%
官公庁その他	7.4%	8.5%	8.2%	8.2%	8.7%	10.0%	10.5%

(出所) リース事業協会

一般的に金融機関では、換金性が高いと見込まれる物件を担保として評価しているが、リース会社は、リース会社として価値ある物件であれば、動産・不動産問わず信用を補完する材料として考えることができる。こうした金融機関とは異なる目線での取組みが可能となっていることが、中小企業に対する金融提供機能たるリースの背景となっている。

2015 年 10 月リース事業協会公表リース需要動向調査²¹によればリース取引のメリッ

² 公益社団法人リース事業協会 (http://www.leasing.or.jp/statistics/docs/juyo_2015.pdf)

トとして、リース利用企業の 71.7%が「設備導入時に多額の資金が不要である」、15.8%が「借入購入と比較して有利である」としている。

2 設備投資のリスク軽減機能（設備投資の柔軟性）

(1) リスク軽減と設備投資の柔軟性

資金調達手段を確保できるかどうか、企業が設備投資を行う際の大きな判断要素となるが、同時に当該投資対象の設備が陳腐化するリスクへの対処もまた、企業にとって重要になる。

リースは「陳腐化リスクのヘッジ機能」及び「事業撤退時のリスクを軽減する機能」といった「設備投資のリスク軽減機能」を有し、この機能を有することにより、リースを企業の設備投資に対して柔軟性を確保するツールとする認識が広がっている。

(2) 設備の陳腐化リスクのヘッジ機能

企業会計における固定資産の減価償却方法及び減価償却年数の決定・変更に関する取扱いは硬直化しているという実務上の指摘がある。

確定決算主義を採用する我が国法制のもとでは、税務上の減価償却費は確定した決算で費用に計上することを要件(損金経理要件)とし、会計上、従来から税務に利用される法定耐用年数を基礎とする減価償却年数を設定してきている実務があるなか、新たな設備投資についてこれと異なる設定を行うことは実務上困難と考えられる。

リースは、対象設備の利用期間や稼働期間、あるいは設備の投資回収期間を勘案して期間を設定することが可能であり、会計処理と陳腐化リスク対応という経済的活動のギャップを埋める存在としての機能を果たしている。

また、リース期間を法定耐用年数の 60%もしくは 70%以上で設定することにより、特段の税務調整が不要となるため、リースは、会計処理・経済的活動の他、税務処理の側面からも有用な設備投資ツールとなっている。

2008 年税制改正によって、所謂 250%定率法が導入され(その後、200%定率法に変更)、リースに係る税務上の早期償却効果はなくなったともいえる。

リース利用企業にとってのメリットは一般的に言う早期償却効果だけではない。前述のとおり、確定決算主義を採用する我が国制度のもとでは、会計上の減価償却方法を税法基準にて行う慣行（いわゆる逆基準性）があり、また、会計上（日本基準）、減価償却方法は会計方針の一つとされており、会計方針の変更は一般的に困難さが伴う。これらの課題に対応するためのリースの持つ償却期間の調整機能・定額償却機能こそが、実質的な、陳腐化リスクのヘッジ機能としてのメリットとなる。

2015 年 10 月リース事業協会公表リース需要動向調査²によればリース取引のメリットとして、リース利用企業の 22.8%が「設備の使用予定期間にあわせリース期間を設定」としている。

3 設備に関するアウトソーシング機能

通常、設備を自己所有にて導入した場合、購入事務、資金調達、資産管理、全国各市町村への固定資産税の申告・納付、保険料の支払い、物件廃棄時の法令対応等の管理事務のほか、減価償却費及び借入金利の計算など煩雑な事務を伴う。一方、リースを活用

すれば、管理事務は毎月のリース料支払と物件の使用状況管理などに止まり、コスト管理も毎月固定のリース料のみと容易で、リースのアウトソーシング機能を通じ、所有に伴う煩雑な事務から解放されることに繋がる。特にオートリースの場合、車両購入、点検・整備、消耗品交換、保険付保、租税公課（自動車取得税、自動車重量税）、事故対応、車両売却・廃棄など他の設備に比べ、より一層煩雑な業務を伴うが、メンテナンスリースを活用することにより、これら煩雑な事務から解放され、大幅な業務の省力化、コスト削減を実現し、経営効率の向上を図ることができる。

2015 年 10 月リース事業協会公表リース需要動向調査によればリース取引のメリットとして、リース利用企業の 48.5%が「事務管理の省力化が図れる」、43.8%が「コストを容易に把握できる」、8.6%が「資産のアウトソーシング効果が得られる」とし、リース利用企業はリース取引のアウトソーシング機能を高く評価している。

昨今はパソコンなどの IT 資産に関する導入から運用、管理、撤去に至るまでのライフサイクルにあわせた各種サービスを提供するなど、リース会社が提供する設備に関するアウトソーシング機能は拡大している。

4 環境対応機能

深刻化する地球環境問題に対し、持続可能な社会の実現に向け環境負荷の軽減に向けた取り組みが求められている。そのため企業においては、製造から廃棄までのライフサイクルを通して、環境負荷を低減する必要がある。

リースはあらゆる設備を対象として行われる取引であるため、その設備の所有権を有するリース会社は環境法制に沿って、顧客から返還された物件のリデュース・リユース（再生・再販）・リサイクル（部品・マテリアルの再資源化）いわゆる 3R の推進と適正な廃棄物処理を行うことにより、社会的責任を果たすとともに、循環型社会の形成に貢献している。

リース会社の主要顧客である中小企業にとって、環境問題への取り組みは、一般的に業務及びコストの増加などの理由で、大企業に比し難しいものとなるが、リースを活用することにより、リース会社がその一端を担うことになる。2015 年 10 月リース事業協会公表リース需要動向調査によれば、リース取引のメリットとして、リース利用企業の 15.0%が「環境関連法制への適切な対応できる」を挙げており、また 38.0%が「リース会社の廃棄処理」をリース会社からの有用な情報・アドバイスと評価している。

III 経済の発展段階に応じたリースの経済的機能の変化

米国で発展を遂げたリース産業が我が国に導入され、1963 年にリース専門会社が初めて設立されて以来、リース産業は 50 年を超える歴史を有している。その間、経済の発展段階に応じ、リース機能は変化してきた。

1 リース産業の誕生（1963 年）からバブル経済崩壊（1992 年）まで

リース産業が誕生した 1963 年は高度経済成長の真っ只中であつた。戦後経済の民主化政策などにより戦後復興を果たした日本経済は、1955 年から約 20 年にわたり実質経済成長率年平均 10%増で成長した高度経済成長期に突入した。この時期、拡大する需要に対応す

るために、海外から最新の技術を導入し、生産性を高めながら設備投資を拡大し、「投資が投資をよぶ」形で設備投資を中心に経済が拡大し、世界第2位の経済大国までに至った。

一方、当時の日本企業は内部留保が十分ではなく、また証券市場も十分に育っていないなか、設備投資資金に対する銀行借入への依存度が高まり、長期資金供給が恒常的に不足する状況で、また設備投資資金は大企業に流れる状況にあった。このような状況において、100%借入と同じ効果をもつリース（ファイナンス・リース）が物融の形をとる新たな金融手段として、特に中堅・中小企業のニーズとマッチした。

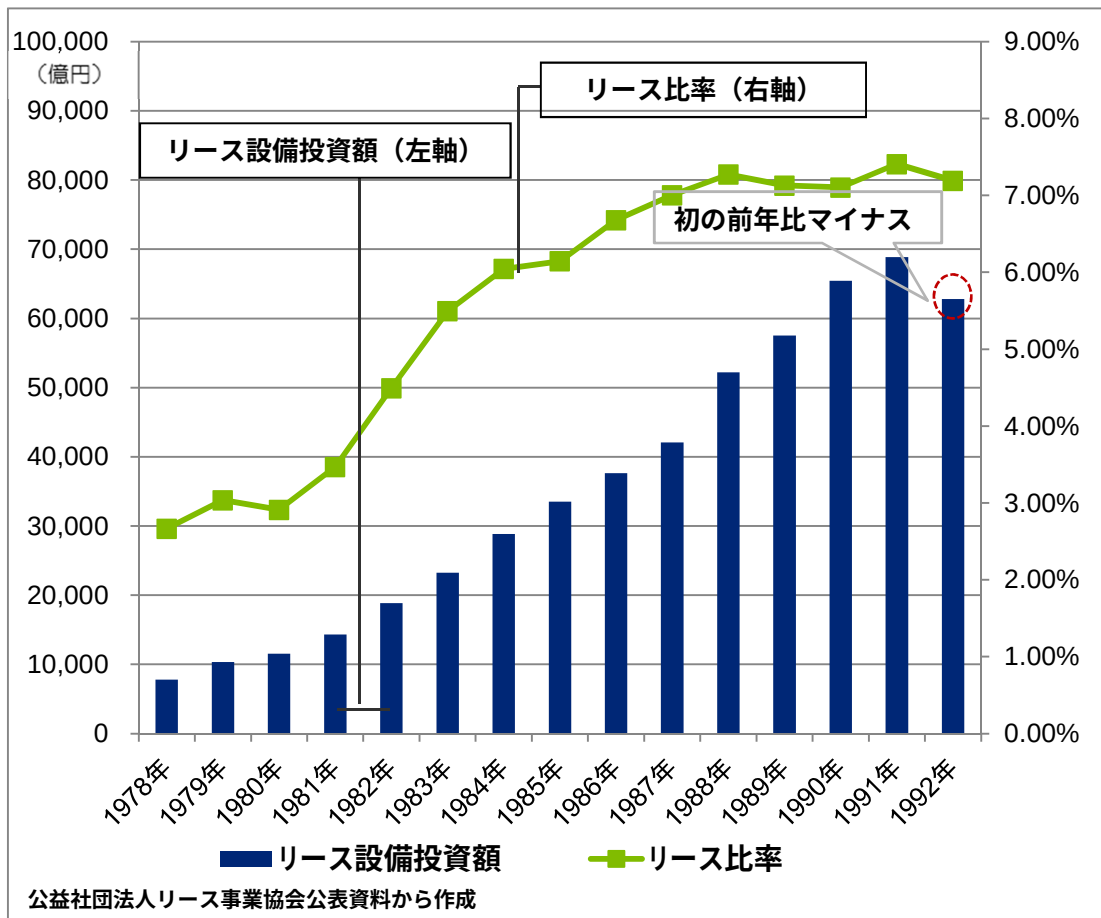
また、技術革新が進み、設備の入替・更新ニーズが増加するなか、法定耐用年数と設備の使用期間の乖離が大きく、法定耐用年数にて償却する減価償却では投下資金の回収が遅れるといった課題が生じていた。リースであれば、使用予測期間にてリース期間を設定し、費用の適切な配分とタイムリーに最新鋭の設備の利用が可能となり、企業が抱える陳腐化リスクを軽減する手段としてリースの活用は拡大した。

図表 2-2 リースが有する主な機能・メリット

借手	金融的側面	・実質 100%の融資効果 ・資金の効率的運用（固定化回避） ・中長期固定ファイナンス（金利リスク回避） ・資金調達の多様化 ・借入枠、担保保存など借入契約の制約排除 etc
	財務的側面	・費用の平準化/容易なコスト管理 ・陳腐化リスクの軽減 ・使用期間による費用化 ・コスト軽減（残価評価等によるリース料還元）etc
	サービスの側面	・固定資産購入，管理事務のアウトソーシング ・環境対応機能 etc
設備等販売会社		・販売資金負担，貸倒リスク回避 ・販売促進手段 ・計画的販売活動促進 ・売上一括計上 etc

1973 年に高度経済成長の終焉を迎えることになるが、その後も 1991 年バブル経済が崩壊するまで長期にわたり、日本経済は安定成長を果たした。「図表 2-2」は、リース取引の経済的機能を細分化したものであるが、この時代はリースが有する様々な機能・メリットが認知され、単なる金融の代替手段から優位な設備調達手段とし浸透し、リースマーケットは民間設備投資額を大きく上回るプラス成長が続き、「図表 2-3」に示すとおり、リース設備投資額は 7 兆円に迫り、1992 年度に初の前年比マイナスになるまで右肩上がりの成長を遂げた。

図表 2-3 リース設備投資額とリース比率（1978 年～1992 年）



2 バブル経済崩壊後（1992 年）から現在まで

バブル経済崩壊以降、景気が長期にわたり低迷した影響で、民間設備投資は総じて低迷した。一方、リース会計基準が変更されるまで、リース比率（民間設備投資に対するリース設備投資額の割合）は上昇した。要因の一つとして、大企業によるリースの利用が高まったことがあげられる。競合となる金融機関が不良債権処理、BIS 規制導入等により、貸出姿勢が厳格化した一方で、リース会社はコマーシャルペーパーや資産担保方式による資金調達解禁により調達手段の多様化を進めつつ、設備のリースバックによる流動化手法の開発など、大企業に対するニューマネーの提供機能を高めたと言える。

しかしながら、2007 年度にリース会計基準・リース税制が導入されて以来、リースマーケットは縮小し、2009 年度には 4 兆円台にまで縮小し、2010 年度にはリース比率も 6%程度と 1980 年代の水準にまで大きく低下した。リーマンショックの影響もあるが、会計・税制の変更がファイナンス・リースのニーズを低下させたことは否めない。

一方で制度変更に加え、不透明かつ変化の激しい経済環境において、リース会社が将来の物件価値（残価）リスクを負うオペレーティング・リースが伸長している。従来は、車両、産業工作、建設機械など中古市場で売却可能な資産が中心であったが、リース会社が長年にわたる実績をもとに資産の価値を見極めるノウハウを蓄積した結果、従来に比べ、オペレーティング・リースの領域を拡大していることもその背景にある。これにより、借手は投資リスクや財務負担を軽減でき、かつコスト優位な形で設備を導入することを可能

としている。

2014 年度には最先端設備への大胆な投資を促進し、日本再興戦略に掲げられた、設備投資をリーマンショック前の水準に戻すという目標を達成するために「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度」が導入された。これは企業に対し、市場や需要の拡大のペースを見極めることが難しい先端設備等への設備投資を促すために、リース会社が中古市場で売却が不透明な資産に対し、残価を設定し、損失が生じた場合、一部を補償（リース対象物品の売却時に購入価額の 5%を上限に、損失の 50%を補償）するスキームである。

本制度はオペレーティング・リースを想定したもので、政府としても有効な設備投資手段と評価したものと見える。会計処理の予見性を高める施策の効果もあったが、企業の投資を呼び起こし、2 年間で本支援制度の申込み額は設備投資額ベースで約 2,000 億円に上った。

しかしながら、リース設備投資額は 2015 年度においても 4 兆円台、リース比率は 6% 台を抜け出しきれない状況である。

World Leasing Yearbook 2015 によれば、リース設備投資額の上位 50 カ国において、民間設備投資に占めるリースの割合（加重平均）は、11%であり、日本の 9.8%に比し高くなっている。この上位 50 ヶ国の内、G20 及び EU28 カ国に属する国を対象とした同加重平均割合は 11.1%，G7 諸国では 17.9%となっている³。

こうしたデータから見れば、民間設備投資に占めるリースの役割は大きく、各国経済においてリースが重要な役割を果たしていることは明らかである。

また、先進諸国とりわけ G7 諸国において、リースを積極的に活用し、民間設備投資に占めるリースの割合は日本より高く、需要の違いはあるものの、我が国においてリースが経済に貢献できる余地はまだ大きいことを示唆している。

図表 2 - 4 G7 諸国のリース設備投資規模

(単位 US\$bn)

	米国	独	英国	仏	伊	加	日本
リース設備投資額	317.88	71.31	69.79	34.21	18.93	12.47	67.26
リース比率	22.0%	16.6%	31.0%	12.5%	9.4%	32.0%	9.8%

(出所：World Leasing Yearbook 2015)

3 リース取引と国の制度的現実との関係性

ここで上記のデータを活用し、国の発展状況とリースの利用度について分析していくことにしよう。分析にあたっては、World Leasing Yearbook 2015 でリースの利用度合い（リース取引高/GDP）が入手でき（2011～13 年）、かつ各国の経済の発展状況や成長性、株式市場の発展度を示すデータ（一人当たり GDP、GDP 成長率、株式時価総額合計対 GDP 比率）それぞれを入手できるデータサンプルにフォーカスをあて検証を行った。103 国・年のデータを収集した。

リース取引は、たとえば設備投資のリスク軽減機能やアウトソーシング機能が求められ

³ World Leasing Yearbook 2015 の数値は 2013 年度の数値で、また、各国の統計の平仄をあわせるため、リース取引に所有権が移転するリース・割賦取引を加算しているため、リース事業協会の統計とは一致しない。

る背景には、設備投資を保有することで生じる制度対応や事務処理対応が複雑化しているという背景がある。先進国では税務や会計、法令などと設備資産の所有が複雑に絡み合い、よりコストがかかる側面がある。経済が発展しているほど、そうした複雑な手続きやコストを回避するために、リース取引を活用しようとする企業が増大することが期待される。一方で、GDP が成長している国においては、より事業機会が大きいことから、より大きなリスクをとれるリース取引の活用は増大する可能性がある。

さらに、資金調達の方が多様に恵まれている場合、リース取引に依存しなくとも設備投資を行うことができる可能性がある。特に経済規模に対して株式市場が発展している国においては、リース取引に依存しなくとも、設備投資ができる可能性が高まる。

ここでは、経済の発展度を一人当たり GDP(GDP per Capita)、経済の成長度合いを GDP 成長率(GDP Growth)、時価総額対 GDP 比率を(Total Cap/GDP)としたうえで、重回帰分析を行った(式 2-1)。検証結果を「図表 2-5」に示している。

$$\text{Lease Volume}_{c,t} = \alpha + \beta_1 \text{GDP per Capita}_{c,t} + \beta_2 \text{GDP growth}_{c,t} + \beta_3 \text{Total Cap/GDP}_{c,t} + \varepsilon \cdots (\text{式 2-1})$$

図表 2 - 5 重回帰分析の検証結果

		coefficient	t value	p value
intercept		-2.079	-1.833	0.070
GDP per Capita	Ln(GDP/population)	0.340	2.981	0.003
GDP growth	ΔGDP	0.129	3.153	0.002
Market Capitalization	Market Capitalization/GDP	-0.003	-1.741	0.085
Adjusted R2		0.097		

国ベースで見た場合、一人当たりの GDP が高い国がリースを積極的に活用しているほか、GDP 成長が高い国がリースを活用している。リース活用にあたっては、金融機能の発展が不可欠であることから一定の経済水準が求められる点、成長性が高い国ほど資金需要が高いためリースのニーズがある点、一方で株式市場が発展している場合には、その活用が低下することが確認されている。これらはすべて仮説で想定していた通りの結果を導き出している。

IV リース会計基準改訂による経済的影響

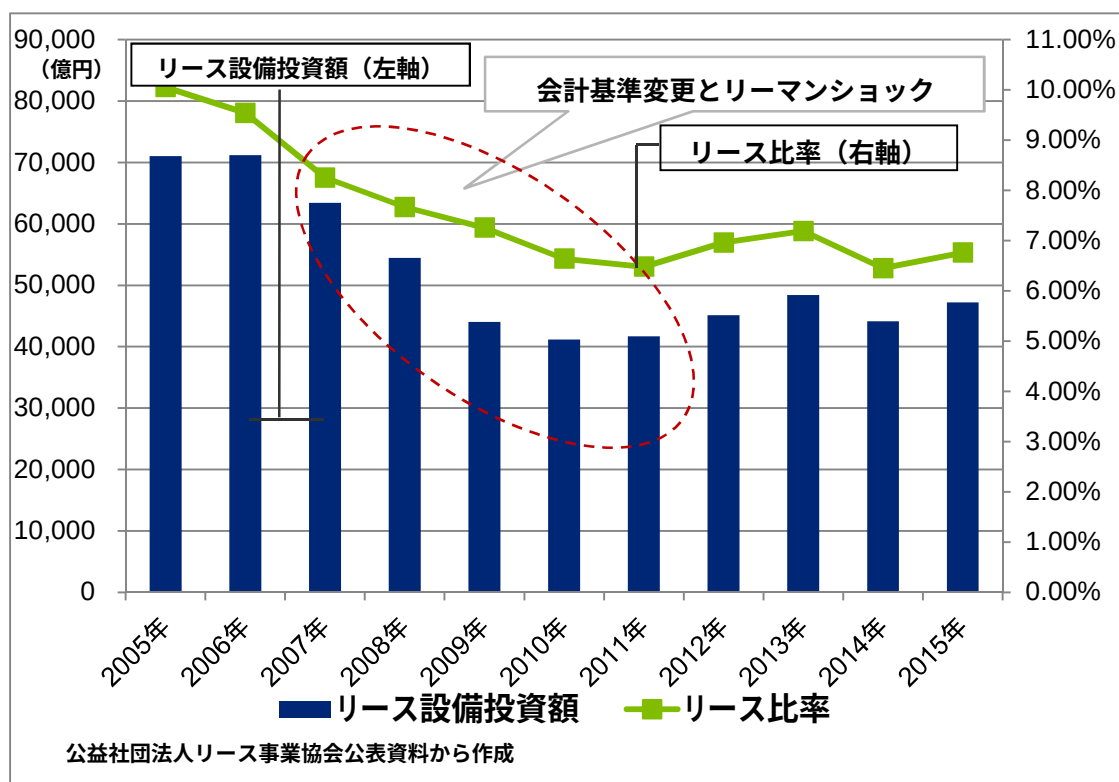
1 設備投資への影響

2008 年度から現在のリース会計基準が適用されたが、リーマンショックも重なり、リースマーケットは大幅に縮小した⁴。会計基準のみの影響を公表情報だけで推定することは困難である。しかし、「図表 2-6」に示すとおり、リース会計基準の適用やリーマンショック以前の 2006 年度から、リース設備投資額は低下傾向にあり、また、リースの統計開始以来

⁴ 国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻(2008 年 9 月 15 日)とその後の株価暴落などを指す。

右肩上がり基調であったリース比率は2001年度から2005年度までは10%を超える水準に達していたが、リース会計基準適用以降は「図表 2-6」に示すとおり、6～7%台まで低下している。多くの関係者はグローバルな会計基準に合わせ、リース会計基準は変更されると予想していたと考えれば、適用開始以前から新たな会計基準を与件して企業行動に変化があったと思われる。金融機関の貸出し強化という側面はあったものの、リース比率を大きく低下させる大きな要因が見いだせない以上、リース会計基準及びこれに伴う税制の変更が上場企業を中心にリース離れを起こした可能性が高い。

図表 2-6 リース設備投資額とリース比率（2005年～2015年）



一方で、ファイナンス・リースの代替手段として自己所有に切り替えれば、会計基準の変更は経済的影響に対して中立ということになる。しかし、リースから自己所有に切り替えれば、企業からリースの利便性は失わせることに加え、財務的にも資産・負債に計上されることに代わりは無い。自己資本比率、総資産経常利益率、負債比率など一般的に多くの企業が重視する財務指標は悪化することになる。また、費用（リース料）の支払から、設備の購入となれば、企業の業務プロセス、意思決定プロセスにも影響を与えることになるなど、リース会計基準の変更は様々な阻害要因により、企業の投資マインドを委縮させることになり、設備投資に悪影響を与えた可能性がある。

一般的に会計基準の変更は様々な経済的な影響を与える。IFRS（国際財務報告基準）の概念フレームワークでは、財務報告の目的は「広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、業績及び財政状態の変動に関する有益な情報を提供すること」とされており、一般的には投資家等の狭義な財務諸表利用者のためであると考えられる。その前提において、会計基準を変更することによる負の影響があるのであれば、変更する意

義・ベネフィットがその負の影響を上回るのかどうか十分な議論と関係者の理解が必要と考えられる。

2 中小企業の経理実務への影響

2007年のリース会計基準改正により「ファイナンス・リース取引は『売買取引』として会計処理を行う」ことが義務付けられた。これに合わせて、2007年度税制改正により、税務上も「(ファイナンス)リース取引は『売買取引』として所得計算を行う」ことが義務付けられた。

リース会計基準の改正を中小企業の経理実務に影響させることは想定されていなかったが、税制改正によって、実質的にすべての企業において『ファイナンス・リース取引=売買取引』として経理処理を求める結果となり、会計基準の改正が基準設定主体の想定を超えて企業の現場に重大な影響を与えてしまった。

税務上は、リース取引について賃貸借の会計処理を適用した場合における法人税法上の調整措置が講じられたが、当初の段階では消費税法上における同様の措置が設定されなかった。この結果、会計上「賃貸借処理」を適用した場合においても、リース開始時点での消費税の仕入れ税額控除が必要となることから、この面からも『ファイナンス・リース取引=売買処理』が必須との認識が拡大し、少額リース取引に係る簡便処理や中小企業会計における例外処理の適用が大幅に減少するなどの影響が発生している。

V 日本で今後期待されるリース機能

経済の発展段階に応じ、リース機能に対するニーズは変化し、それに沿ってリース会社の役割は今後とも変化していくことになると思われる。先進国を中心に産業構造のサービス業の比率が高まり、サービス経済化が進展していると言われて久しい。高度に成熟化した経済社会において、モノ(製品)の価値より、モノ(製品)の利用・機能から得られる効果に対し、価値が見出されるようになっており、所有から利用へと意識が高まると思われる。その結果、製造業とサービス業の垣根は低くなり、製造業の各社がソリューションやサービスに事業の軸足を置くケースが散見される。リースも同様であり、リースとサービスの垣根は低くなることが予想される。もちろん、リース会社が資産を保有することやこれまでのリースの機能が失われることを意味するものではない。しかし、所有から利用へと意識が高まることはリース会社にとって望ましいことではあるが、顧客がモノの利用から得られる効果を期待するのであれば、単に顧客が希望する設備を提供することだけではその期待に応えられないことになる。

そのためには、リース会社と製造各社がそれぞれの機能を活かした商品の設計や、顧客とリース会社が共同して事業を行うといった形が進むのではないと思われる。Appendix 1には、近年の日本におけるリース取引のトレンドを示している。

経済産業省は、日本企業が激しいグローバル競争に打ち勝つためには、最先端設備の大胆な設備投資がカギとなるとして、「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度」を策定した。

この制度において想定された設備・機器等の事例として、手術支援ロボット、介護ロボット、3Dプリンター、先端露光装置が挙げられており、イノベーションの為のツールとし

てのリースの重要性が裏打ちされた形となっている。

東京センチュリー株式会社が川崎重工業株式会社と連携して、人材派遣に代わるロボット派遣（レンタル方式）事業を開始した⁵。慢性的人手不足に悩む生産現場にとって、ロボットの派遣社員が来て、すぐに熟練作業を始められ、経営者にとっては、設備投資に伴う多額の設備投資や、固定資産の計上も必要がないうえに、生産変動に対する柔軟性や、負担軽減を解決することが期待でき、少子高齢化に伴う労働人口減少などの社会問題解決にも繋がるのが期待される。

また、地球温暖化に効果のあるクリーンなエネルギーとして実用化が進められてきた水素エネルギーによる燃料電池自動車を支える移動式水素ステーションを三井住友ファイナンス&リース株式会社が商社やメーカーと組んでリース方式で提供する事例⁶からも、先端設備導入におけるリースの有用性・先進性が期待されていることがわかる。

VI まとめ

これまで述べてきたように、リースの4つの経済的機能、すなわち、①メザニン金融機能、②設備投資の柔軟性・リスク軽減機能、③アウトソーシング機能、④環境対応機能は、いずれも借手の企業にとって評価をされているが、リースは、とりわけ、資金やリソース不足といった問題を抱える中小企業に対して非常に有効な設備投資ツールとなっている。

我が国におけるリース会計基準を巡る検討が、こうしたリースの経済的機能に対して悪影響を与えないか、産業界を中心に懸念する声があることは事実である。

こうした懸念はどこから生じているか、ということと考えた場合、「高品質」であることを維持しなければならない「日本の企業会計基準」の適用範囲に関する議論が尽くされていないことに起因する部分があると推測される。

言い換えれば、国際的な会計基準との整合性を維持した「日本の企業会計基準」を、上場会社に適用するのか、中小企業にも適用するのか、主に開示目的で作成される連結財務諸表に適用するのか、単体の財務諸表にも適用するのか、さらには、確定決算主義を採用している税制の下で、所得計算ルールにも導入するのか、といった「適用範囲」の検討がされないまま、日本基準を国際的な会計基準に収斂化・統合化させることが、懸念を深めている原因と考えられる。

国際的な会計基準との整合性のみに注目した我が国会計基準の改訂をより大きな範囲で実行すれば、とりわけ日本で会計基準による経済活動のマイナスインパクトを受けることが懸念される。国際的な会計基準と整合性を図る目的で所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理について売買処理を強制化したリース会計基準改正に平仄をあわせるために、税制も改正された。これにより、中小企業を含む全ての企業に対して、国際的な会計基準の影響を受けることになったが、欧米諸国と比較すれば、異例な対応とも言える。

米国は上場企業以外であっても米国会計基準を適用し、会計上、ファイナンス・リースは売買処理となるが、税法上は賃貸借処理が維持されている。EU 域内においては、IFRS 適用を義務付けられるのは上場企業の連結決算のみであり、上場企業の個別及び非上場企業の連結・個別決算は加盟国に裁量権が与えられている。我が国と同様に確定決算主義を

⁵ 東京センチュリー株式会社 (https://www.tokyocentury.co.jp/news_data/pdf/160401.pdf)

⁶ 三井住友ファイナンス&リース株式会社 (<http://www.smfl.co.jp/news/pdf/150213.pdf>)

採用するドイツ・フランスにおいては、自国基準が適用され、会計・税制ともにファイナンス・リースは賃貸借処理が維持されているなど、IFRS と異なる会計基準を採用し、各国制度、会計慣行、経済的影響を考慮しながら、柔軟に対応している。

会計基準の設定にあたって、「公益」を守ることの重要性が強調され始めている。会計基準設定における「公益」には、市場の透明性向上に伴う資源配分機能の効率化なども含まれるが、同時に会計基準設定がもたらす他の影響にも目配りすることが求められる。仮に会計基準変更に伴い、企業や国家の経済行動に重大な負の影響を与えるのであれば、そうした基準変更は回避すべきと考えられる。

福山 徹（三菱 UFJ リース株式会社 経理部長）
平崎達也（東京センチュリー株式会社 経理部長）
加賀谷哲之（一橋大学 准教授）

Appendix 2-1 わが国のリース業界におけるイベント

○2016. 10. 19 日経

三菱UFJリースと日本政策投資銀行は病院や介護施設を対象に最大700億円を投じるファンドを立ち上げる。

○2016. 10. 18 日経

三菱UFJリースはリース業界で初の20年債を発行する。金額は100億円で金利は年0.9%程度になる見通し。

○2016. 6. 20 日経

三井住友信託銀行は世界の航空会社に航空機をリースするファンドを立ち上げ、国内の投資家から出資を募る。

○2016. 6. 7 日経

三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の東銀リースは7月にもミャンマーに、外資リース会社として初めて駐在員事務所を開設する。

○2016. 5. 14 日経

日立製作所と三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)は13日、金融分野で資本・業務提携すると正式発表した。日立が8月をめどにMUFG側に1081億円で日立キャピタル株の27.2%を譲渡し、日立キャピタルは市場から三菱UFJリース株を3%取得する。

○2016.5. 7 日経

リース大手の2017年3月期は主要8社のうち6社が経常増益となる見通しだ。国内は再生可能エネルギー関連など新分野が好調で、海外は航空機リースなどの取扱高が伸びる。

○2016. 4. 1 日経

リコーリースの2017年3月期連結業績は、純利益が115億円前後と16年3月期推定より1割増え、2期連続で最高となる見通しだ。

○2016. 3. 25 日経

三井住友ファイナンス&リースは期間6ヶ月のCPを年率マイナス0.001%で調達する。

○2016. 3. 1 日経

足利銀行を傘下に持つ足利ホールディングスは4月にも、リース事業に再度参入する方針を固めた。

○2016. 2. 27 日経

リース大手が2016年3月期の配当を引き上げる動きが広がっている。

○2016. 2. 23 日経

双日は22日、中古航空機のリース、販売を手掛けるキーストーン(シンガポール)と資本提携すると発表した。

○2016. 2. 17 日経

国産ジェット旅客機「MRJ」を開発中の三菱航空機は16日、米航空機リース会社のエアロリース(フロリダ州)と最大20機受注することで基本合意したと発表した。

○2016. 1. 12 日経

オリックスは欧州の航空機リース大手から航空機14機を約900億円で取得する。同社は1978年に航空機リース事業に参入し、現在、中型機を中心に約30機を保有・管理してい

る。

○2015. 12. 25 日経

三井住友信託銀行は米国で貨物車両（貨車）のリース事業に参入する方針。傘下のリース会社と共同で事業をてがける丸紅の米子会社の株式を 50%買い取る。丸紅は 2005 年に買収した米貨車リース会社「ミッドウエストレイルカー（MRC）」で 1 万 3000 両保有。

○2015. 12. 12 日経

三井住友フィナンシャル・グループは米ジェネラル・エレクトリック（GE）から日本のリース事業を買収することで最終合意する。買収額は 5700 億円超になる見通し。対象は自動車リースやパソコンなどの一般リース，個人向け割賦販売の 3 事業。5000 億円規模の資産と約 1000 人の従業員を引き継ぐ。

○2015. 8. 3 日経

千葉興業銀行は NTT グループの NTT ファイナンスと顧客紹介契約を結んだ。千葉興業銀行の取引先で航空機などのリース案件に投資を検討している企業を NTT ファイナンスに紹介する。

○2015. 7. 8 日経

大手商社が航空会社に航空機を貸し出すリース市場に照準を定めている。三菱商事は、グループで航空機の保有資産を 50 億\$（約 6000 億円）と 2.2 倍に引き上げるほか，三井物産もリース用エンジンの保有額を倍増する。丸紅は 100 席強の最新小型機新規に最大 50 機調達する。

○2015. 6. 21 日経

米ボーイング社と日本政策投資銀行は航空機向け金融事業で覚書を結んだ。航空機リース市場を整備することで合意した。

第3章 リース会計基準の国際的統合化・収斂化の史的展開

I はじめに

本章は、リース会計基準の国際的統合化・収斂化の史的展開が世界各国にどのように波及したかについて検討することで、それが会計情報の質に与える影響についての示唆を与えることを狙いとしている。

第1章でもとりあげたとおり、リース会計基準をめぐる国際的統合化・収斂化をめぐる取り組みは1996年にスタートした。1996年6月にイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドに、オブザーバーとして国際会計基準委員会（IASB）が加わったG4+1の討議が開始した。しかし、その進捗は十分とはいえず、米国FASBとIASBでリースをめぐる共通の基準策定のためのプロジェクトが設置されたのが2006年である（「図表3-1」）。その後、2009年にディスカッション・ペーパー、2010年に公開草案、2013年に再公開草案を公表している。その最終成果物として、IASBは2016年1月にIFRS16号「リース」を公表し、その1カ月後、FASBは会計基準アップデート（ASU）2016-02「リース（topic842）」を公表した。しかしながら、両者が設定した会計基準には決して少なくない差異が残されている。

図表3-1 リース会計基準設定の変遷

年	概要
2006年7月	両審議会がリースプロジェクトをアジェンダに追加
2006年12月	両審議会がリース・ワーキング・グループを設置
2009年3月	両審議会がディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」を公表
2010年8月	両審議会が共同で公開草案「リース」を公表
2013年5月	両審議会が共同で改訂公開草案「リース」を公表
2016年1月	IASBがIFRS16号「リース」を公表
2016年2月	FASBが会計基準アップデート（ASU）2016-02「リース（Topic842）」を公表

上述したとおり、リース会計基準の国際的統合化・収斂化プロセスは紆余曲折もあり、必ずしも順調に進んだわけではなかった。なぜリース会計基準の国際的統合化・収斂化にそれほど時間がかかり、結果としてなぜ同一の基準に収斂しなかったのだろうか。さらに、そうした収斂しなかった会計基準によって、会計情報の品質はどのように変わっていくだろうか。そうした点を検討するため、本章は、まずIASBとFASBが共同で行ってきたリース会計基準の国際的統合化・収斂化の過程を整理する。そこでは、IASBとFASBがそれぞれ公表した新リース会計基準の主たる差異を明らかにし、それぞれの結論の背景を明らかとする。さらに新基準の特徴が、会計情報の品質に与える影響についても検討する。

本章の構成は下記の通りである。第2節は、リース会計基準のコンバージェンスの過程を整理する。第3節は、新基準がどのような特徴を持ち、それが会計情報の品質にどのような影響を与える可能性があるかを検討する。さらに第4節は、東南アジアで行った実態

調査の結果からリース会計基準の国際的統合化・収斂化が会計情報の品質に与える影響を紐解く。第5節は、本章のまとめである。

II リース会計基準のコンバージェンスの潮流

1 IASB と FASB の共同プロジェクトの開始

2006年12月にIASBとFASBはリース・ワーキング・グループを設置し、リース会計基準のコンバージェンスに向けた動きが始まった⁷。その成果物として、IASBとFASBは2009年にディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」（以下、DP2009）を公表し、提案内容に関するコメントを募集した。DP2009では、現行のリース会計モデルの問題点として、財務諸表利用者のニーズが満たされていないという批判があることが挙げられている（DP2009, 1.12）。特に、①オペレーティング・リースは借手の財務諸表に認識されるべき資産及び負債を生じさせると考えているものの、注記から得られる情報は、利用者が信頼できる調整を行うには不十分であること、②リースに関して非常に異なった2つの会計モデルが存在することは、類似の取引が非常に異なって会計処理される可能性があり、利用者にとっての比較可能性を減少させる、③現行基準は、特定のリース分類を達成できるように、取引を組成する機会を提供していることが批判されている（DP2009, 1.12(a)(b)(c)）。

こうした現行のリース会計の問題点を克服するために、IASBとFASBはリース契約において生じる資産と負債を認識するリース会計の新たなアプローチを開発することを暫定的に決定した。新たなアプローチとは、リース取引の分類を廃止し、全てのリース契約をリース期間にわたるリース物件の使用権の取得として取り扱う使用権モデルである（DP2009, 3.26）。使用権モデルに基づけば、現行基準でオフバランスされていたオペレーティング・リースはオンバランスされる。

2 2010年公開草案「リース」

IASBとFASBは、DP2009の公表後の2010年にリース会計基準のコンバージェンスを目的として共同で公開草案「リース」（以下、ED2010）を公表し、使用権モデルに基づいてリース取引の区分を廃止し、原則として全てのリース取引をオンバランスすることを提案した⁸。ED2010の提案の背景は、オペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引のいずれかに分類する現行のリース取引に関する会計モデルは、リース取引の忠実な表現を提供していないため財務諸表利用者のニーズを満たしていないと批判されてきたことにある。こうした批判を受けて、ED2010は現行の会計モデルに変えて使用権モデルを提案し、リース取引を忠実に表現することを狙いとしている。

IASBは使用権モデルの適用により、次のようなベネフィットが得られると指摘している。第1に、財務諸表利用者の多くはオペレーティング・リース取引から生じる資産及び負債を反映するために財政状態計算書に表示される金額を修正しているが（ED2010 BC6(a)）、そのようなコストが削減されるという点である。第2に、財務諸表利用者にとっ

⁷ ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分廃止の議論は、1996年のG4+1スペシャルリポートから長年続いている。G4+1は、米国、英国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの各国会計基準設定主体のメンバー及び国際会計基準委員会（IASBの前身）のメンバーから構成されていた。G4+1スペシャルリポートは第4章で言及している。

⁸ リース期間が1年以内の短期リースは除く。

て財政状態計算書及び包括利益計算書の比較可能性が向上し、意図した会計上の結果を得るために取引を仕組む機会が減ることになるという点である（ED2010 BC6(b)）。第3に、使用権モデルを使ってリース契約を適切に表すことができる点である（IASB[2010], BC6(c)）。第4に、使用権モデルの適用は、IASB 及び FASB の概念フレームワークと整合しているという点である（IASB[2010], BC6(d)）。

ED2010 で提案された使用権モデルに基づく、リース取引は具体的に次のように会計処理される。まず、借手はリース開始日に使用権資産とリース債務を財政状態計算書に認識する（ED2010, para10）。加えて、借手は使用権資産に係る減価償却費とリース債務に係る利息費用を包括利益計算書に認識する（ED2010, para11）。使用権モデルに基づくリース取引の会計処理は、現行のファイナンス・リース取引の会計処理と同様である。また、ED2010 の大きな特徴として、リースとサービスの区分（ED2010, para6）、リース期間の決定（ED2010, para13）がある。

リースとサービスの区分に関して、ED2010 は「契約の多くは、サービス要素とリース要素を含む。これらの契約は、主としてサービス契約でリース要素が組み込まれている場合もあれば、主としてリース契約でメンテナンス・サービスなどのサービスが付されている場合もある。」（ED2010, BC47）とし、使用権モデルでは、サービス要素とリース要素の両方を含む契約の各要素を区別することに重きを置き、サービス要素とリース要素の両方を含む契約をどのように会計処理すべきかについての指針を提供することを提案している（ED2010, BC48）⁹。こうしたサービス契約を含むリース契約からサービスとリースを区別するように提案した背景は、すべてのリース契約（のみ）から生じる資産及び負債を認識することを借手に要求すると、契約が使用権を移転するものではなくサービスに対するものであるかのようにみえるよう組成される可能性があるためである（DP2009, 2.6(c)）。

いま一つの特徴はリース期間の決定である。ED2010 はリース期間を「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる（more likely than not to occur）最長の起こり得る期間」と定義している。リース期間をこのように定義した背景には、リースでは、当初のリース期間を超えてリースを延長する権利や、リース期間終了前にリースを解約する権利が借手に与えられている場合があり（ED2010, BC114）、オプションが付されたリースの会計処理の問題、つまり取引を仕組む機会を削減するためである（ED2010, BC117）。

これら2つの特徴は、延長オプションやサービスが含まれた複雑なリース契約を見積もりによって網羅的に財務諸表に反映させるという点で共通している。このことからED2010 の最大の目的は、リース取引のストラクチャリングを阻止し、全てのリース取引の会計処理を統一し財務諸表に認識することで、財務諸表の透明性を高めることにあると考えられる。

3 2013 年再公開草案「リース」

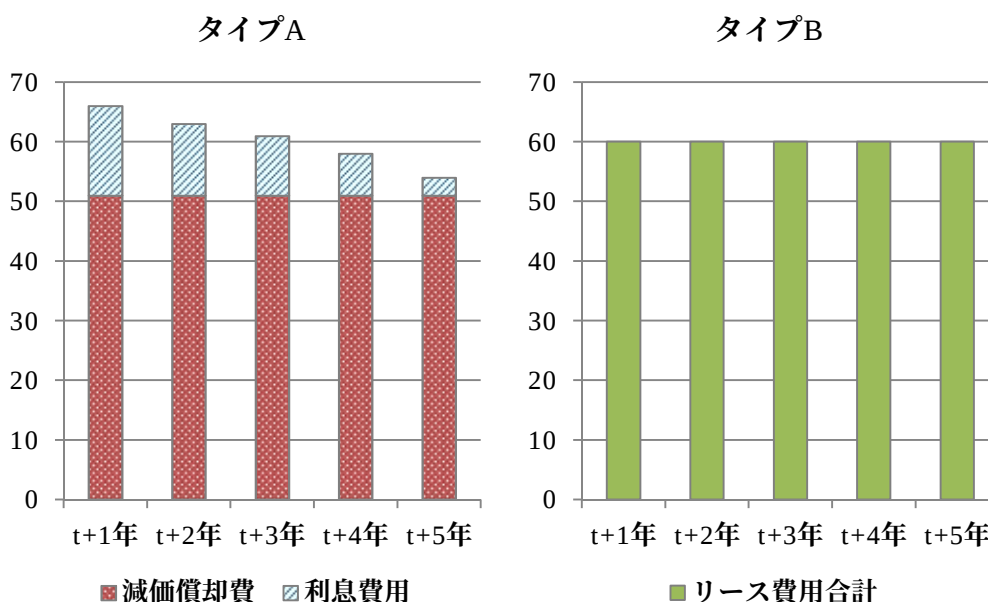
ED2010 に対するフィードバックを受けて、IASB 及び FASB は2013年に再公開草案「リース」（以下、ED2013）を公表した。ED2013の公表の目的は、ED2010と同様にリース取引の会計処理に対する批判に対応するためである¹⁰。

⁹ 公開草案「顧客との契約から生じる収益」の提案を適用して、サービス要素とリース要素の両方を含む契約の中の別個の履行義務を識別しなければならない（ED2010, B5）。

¹⁰ ED2013の公表背景は、ED2010と変わらないが、「財務諸表利用者のニーズを満たしていないとの批判」が次のよう

ED2013 と ED2010 の大きな差は、リース会計モデルである。ED2010 では、リース取引の区分を廃止し、全てのリース取引を同一の方法で会計処理する会計モデル（以下、シングルモデル）が提案されていたが、ED2013 ではタイプ A とタイプ B にリース取引を区分し、それぞれのタイプのリース取引に異なる会計処理を行う会計モデル（以下、デュアルモデル）が提案されている¹¹。タイプ A とは不動産を除くリース取引であり、タイプ B とは不動産に係るリース取引である。ただし、タイプ A のリース取引のうち、リース期間が経済的耐用年数のうち重大ではない、もしくはリース料総額の現在価値が原資産の公正価値に比べて重大でないものについては、タイプ B に分類される。

図表 3-2 タイプ A とタイプ B のリース取引の費用計上パターン



タイプ A とタイプ B のリース取引について、使用権資産とリース負債を認識することにより変わらないものの、費用計上のパターンが両者で異なる。タイプ A のリース取引について、借手はリース負債を償却原価ベースで事後測定し、使用権資産の償却を借手が使用権資産の将来の経済的便益を消費すると見込んでいるパターンを反映する規則的な方法で行い、リース負債に係る割引の巻戻しを使用権資産の償却と区別して利息として認識する。一方、タイプ B のリース取引については、各期間における使用権の償却を、借手が合計のリース費用をリース期間にわたり定額ベースで認識することとなるように行い、各期間において、リース負債に係る割引の巻戻し（利息）と使用権資産の償却費（リース料から利息を差し引いた額）を合算した単一のリース費用を表示する。

「図表 3-2」は公益社団法人リース事業協会[2013]に基づき、タイプ A とタイプ B の費

に詳述されている。第 1 に、多数の人々が、現行のリース会計の要求事項を変更すべきだと提言してきており、財務諸表注記で利用可能な情報は、利用者が借手の財務諸表に信頼性のある修正を加えるには不十分であることが多いという点である（IASB[2013], BC3(a)）。第 2 に、リースに関する 2 つの非常に異なるモデルの存在は、利用者にとっての比較可能性を低下させ、特定の会計上の結果を達成するために取引を操作する機会を与えていることである（IASB[2013], BC3(b)）。第 3 に、一部の利用者が、現行の貸手に対する要求事項も批判していることである（IASB[2013], BC(c)）。

¹¹ 1 年以内の短期リースは除く。また、免除規定を加えることも検討している。

用計上パターンを示している¹²。タイプ A の場合、費用はリース期間の初期に多く計上され、また減価償却と利息費用が分けて損益計算書に計上されるが、タイプ B の場合、毎期定額のリース費用が計上されることとなる。

ED2010 と ED2013 で大きく異なるリース会計モデルが提案されたのはなぜだろうか。IASB と FASB は ED2010 に寄せられたコメント・レターを考慮し、リースが非常に多様であることから、使用权資産を他の非金融資産と整合的に償却することは、すべてのリースの性質を適切に反映するわけではなく、同時に、すべてのリースに組み込まれたさまざまな経済的実態を捕捉しようとする単一のアプローチは、実務上不可能である（ED2013, BC39）と結論付けている。こうした背景から、異なるリース取引に異なる費用認識を行うデュアル・モデルが新たに提案されている。

また、サービスとリースの区分、リース期間の決定についても ED2010 から修正が加えられた。サービスとリースの区分に関しては、詳細なガイダンスが提示されている（ED2013, para20-24）。リース期間は、リースの解約不能期間に、①リースを延長するオプションの対象期間（借手がオプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合）、②リースを解約するオプションの対象期間（借手がオプションを行使しない重大な経済的インセンティブを有している場合）を加えた期間とされた（ED2013, para25）¹³。IASB と FASB は適用コストの懸念やその他のコメントを考慮し、リース期間に企業の合理的な予想を反映すべきであるとしながらも、経済的インセンティブという要件を加える方が、見積もりや意図だけに基づく閾値よりも客観的で、容易に適用できる閾値が提供されると判断した結果であると説明している（ED2013, BC140）。

4 コンバージェンスからダイバージェンスへ

ED2013 では、ED2010 と大きく異なり新たなリース取引の区分を設けて異なる会計処理を要求するというデュアル・モデルが採用されている。しかしながら、2014 年 3 月に開かれた IASB と FASB の合同会議でリース会計の再審議が行われ、リース会計基準に対する IASB と FASB の意見は分かれることとなった¹⁴。IASB はリースの分類を廃止し、すべてのリース取引を画一的に会計処理するシングル・モデルを採用することを決議している。一方、FASB は ED2013 で提案されているようにリース取引を分類して異なる会計処理を行うデュアル・モデルを採用することを決議している。

上記の審議を受けて、IASB は 2016 年 1 月に IFRS16 号「リース」（以下、IFRS16）を公表し、FASB は 2016 年 2 月に会計基準アップデート（ASU）2016-02「リース（Topic842）」（以下、Topic842）を公表した¹⁵。

IFRS16 は、借手の会計処理について、リース取引を分類することなく使用权資産とリース負債を認識し、使用权資産の減価償却費とリース負債の利息費用が認識することを要請している。一方、Topic842 は、リース取引をファイナンス・リース（キャピタル・リース

¹² 設例は公益社団法人リース事業協会[2013]に基づく。この設例は、リース料支払総額を 300 で均等払いであり、リース期間 5 年、借手の追加借入利率 6.00%と仮定している。

¹³ 重大な経済的インセンティブを有しているかどうかの評価は、関連性のあるすべての要因（契約ベース、資産ベース、市場ベース及び企業ベースの要因）を考慮して行う（ED2013, B5）。考慮すべき要因の例として、①オプション対象期間についての契約条件と現在の市場料率との比較、②重大な経済価値を有すると見込まれる賃貸物件改良設備、③リースの解約と新たなリースの締結に関するコスト、④借手の営業にとっての原資産の重要性が挙げられている。

¹⁴ IASB ホームページより（<http://media.ifrs.org/2014/IASB/March/IASB-Update-March-2014.pdf> を参照）。

¹⁵ IFRS16 の概要については岩崎[2016]、神谷[2016]、大迫[2016]、Topic842 の概要については長谷川[2016]が詳しい。

からファイナンス・リースに名称が変更)とオペレーティング・リースに分類することを要請している。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは、使用権資産とリース負債を貸借対照表に認識することに違いはないが、ファイナンス・リースの場合、減価償却費と利息を分けて損益計算書に認識し、オペレーティング・リースの場合、リース期間にわたって定額の費用を損益計算書に認識する。

なお、Topic842 は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは、従来の基準である SFAS13 号と同様の基準で分類することを要請している。具体的には、次のような基準のいずれかを満たす場合にファイナンス・リースに分類する (Topic842, 10-25-2)。

- a リースによって、期間終了までに借手に原資産の所有権が移転する。
- b リースによって、借手が合理的に行使する、原資産の購入オプションが借手に付与される。
- c リース期間が原資産の残余の経済的耐用年数の大部分である。
- d リース料総額の現在価値とリース料に反映されていない借手による残余価値保証額が、原資産の公正価値のほとんどすべてと同額または超過する。
- e 原資産が、リース期間終了時に、貸手の代替的な使用が予定されていない特殊な性質のものである。

なぜ、IASB と FASB のコンバージェンスは達成されず、それぞれ異なるリース会計モデルが採用されたのか。IFRS16 の結論の背景では下記のように述べられている。

以上から、IASB の結論は下記の通りである。

- (a) 貸借対照表に認識されるすべてのリースの減価償却費と利息を分けて表示する借手のモデルは幅広い財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する。IASB がこの結論に至ったのは次の 3 つの理由による。
 - (i) 意見をもらった財務諸表利用者のほとんどは、リースが借手に資産及び借入と同等の債務を生じさせると考えている。そのため、借手がその他の負債の利息と同様の方法でリース債務に係る利息を認識することで、財務諸表利用者は意味のある比率分析をすることが可能となるため、便益を享受する。また、有形固定資産のようなその他の非金融資産と同様の方法で使用権資産の減価償却費を認識することも同様の便益をもたらす。このモデルは、とりわけ調整をすることなしに報告された情報に依拠する財務諸表利用者へ便益をもたらす。(ii) このモデルは理解することが容易である。つまり、借手は資産と金融負債、それに対応する減価償却費と利息を認識する。
 - (iii) このモデルは、デュアル・モデルがある特定の会計上の結果を得るためのストラクチャリングを引き起こす余地を残すのではないかという財務諸表利用者の懸念に対処できる。
- (b) 全てのリースを同様の方法で貸借対照表に認識するという会計処理は、原資産の性質や残期間にかかわらず、全てのリースによって、借手が資産を使用する権利を獲得する

という事実を反映している。

- (c) シングル・モデルはリースの分類や、2つの借手の会計モデルに対処するためのシステムの必要性をなくすことによって、コストや複雑性を減少させる。

(IFRS16, BC51, 筆者訳)

一方、Topic842 の結論の背景では下記のように述べられている。

Topic842 はディスカッション・ペーパーと2010年の公開草案で提案されたシングル・モデルをBC49で記述した理由のために採用していない。それらの理由の相対的な重要性はボードメンバーごとに異なるものの、シングル・モデルを採用しない主たる理由は次の通りである。

- A Topic842の借手の会計モデルは、BC56とBC57で記述されているように異なる種類のリースは異なる経済的実態を有しており、それを財務諸表に反映すべきだというボードメンバーの見解を反映している。ボードメンバーは、たとえオペレーティング・リースに係る使用权資産の事後測定がその他の非金融資産の事後測定と異なるとしても、Topic842の借手の会計モデルはリースの経済実態の差異を財務諸表に忠実に表現していると結論付けている。

- B 主たる改善が（短期リースを除く）全てのリースから生じるリース資産とリース負債を認識することで達成され则认为しているボードメンバーは、この改善を達成するために全てのリースをファイナンス・リースと同じ方法で会計処理することは、パラグラフBC49(c)で説明されている理由からTopic842で用いられている借手の会計モデルよりも多くのコストが生じると結論付けた。米国の情報作成者は一般的に従来のGAAPと実質的に一致するような方法でリースの分類を評価しなければならないことに懸念を有してはならず、リースの分類をなくすことが大きなコスト削減につながるとは考えていない。それゆえ、（分類アプローチを含む）Topic842におけるリース会計モデルがこの主たる改善を達成するために最もコスト効率の高い手段であると考えられる。

(Topic842, BC50, 筆者訳)

IFRS16とTopic842のリース会計モデルに関する結論の背景をみると、各基準の考え方の差異は次のように整理できる。第1に、リース取引の会計処理の情報有用性に関する捉え方の差異である。IFRS16は全てのリースを他の非金融資産及び他の金融負債の会計処理と同様にすることで、財務諸表利用者に有用な情報が提供されると捉えているものの、Topic842はリース取引の多様性を考慮し、異なる経済的実態を有するリース取引には異なる会計処理をすることで忠実な表現を達成することができる（有用な情報を提供できる）と考えている。これは、リース取引の性質に関する考え方の差が反映されていると捉えられる。

第2に、リース会計基準の適用コストに関する考え方の差異である。IFRS16はリース取

引の分類が複雑性と適用コストを増大させる可能性があると考えているが、Topic842は現行の会計基準と同様の方法で分類されるため、追加的なコストが発生しないと考えている。また、Topic842はシングル・モデルの採用が追加的なコストをもたらす可能性がある指摘しており、その理由として、オペレーティング・リース取引が多く適用コストが高いこと、税務上の処理と会計処理の差が生じることによるコストに言及している。具体的には、①借手のオペレーティング・リースの利用度が相対的に大きく、多くの情報作成者は単一のリース会計モデルを適用するためにシステムの刷新やプロセス変化が必要であるという意見があったこと、②全てのリースをファイナンス・リースと同様に会計処理することは、GAAPと米国の税務上の財務諸表との間の連携(alignment)を壊す可能性があり、その結果、報告目的の会計と区別するために情報作成者に追加的なコストをもたらす可能性があることに言及している(Topic842,BC49(c))。

コンバージェンスからダイバージェンスへと移行したリース会計基準の潮流をみると、IFRSが目的とする国際的に統一した会計基準を策定する難しさが表れている。リース会計基準のコンバージェンスという観点からは、リース取引の性質の差や適用コストがダイバージェンスへの移行の要因となっている。IASBとFASBの会計モデルの採用理由を考慮すると、リース会計基準のダイバージェンスは各国におけるリース取引の活用実態の差や制度(とりわけ、税制)の差が影響していると思われる。

III 新基準の特徴と課題

1 新基準の特徴

リース会計基準の国際的統合化・収斂化をめぐる取り組みによって、少なくとも米国基準とIFRSについては、すべてのリース取引をオンバランス化させることが求められるようになった。具体的には、リース取引を対象となる資産・負債の所有ではなく、使用権によって、認識するという考え方を導入することにより、期間や購入する資産・負債のプレゼンスが相対的に小さいオペレーティング・リースについてもオンバランス化が求められるようになった。

一方で、そうしたオペレーティング・リースのオンバランス化によって、解約不能期間とは異なる実質的な契約期間の把握やリースとサービスの分離などこれまでは求められなかった見積もりや予測に基づく会計処理が求められるようになる。こうした見積もりや予測のプレゼンスが高くなると、経営者の主観に基づく会計処理がより行われるようになったり、あるいは必要以上に厳しい基準に基づく会計処理を会計監査人が要求してくる可能性もある。

たとえば、オペレーティング・リースのオンバランス化により大きな影響をうけるリースの一つとして、不動産リースがある。小売やサービス会社など多くの企業は、不動産リースを活用しているケースが多い。不動産リースの中には、耐用年数が長期であったとしても、数年間の解約不能期間が設定されているケースが多い。また土地と建物を分離せずに契約金額が決定されているケースが多い。実質的な契約年数をどれほどと見積もるのか、通常は減価償却費が求められない土地についても分離できないのであれば、減価償却費の計上が求められる、さらに解約不能期間を超えた契約期間で見積もられたオンバランス資産について減損が求められる可能性が出てくるなど、その判断次第では企業に必要以上に

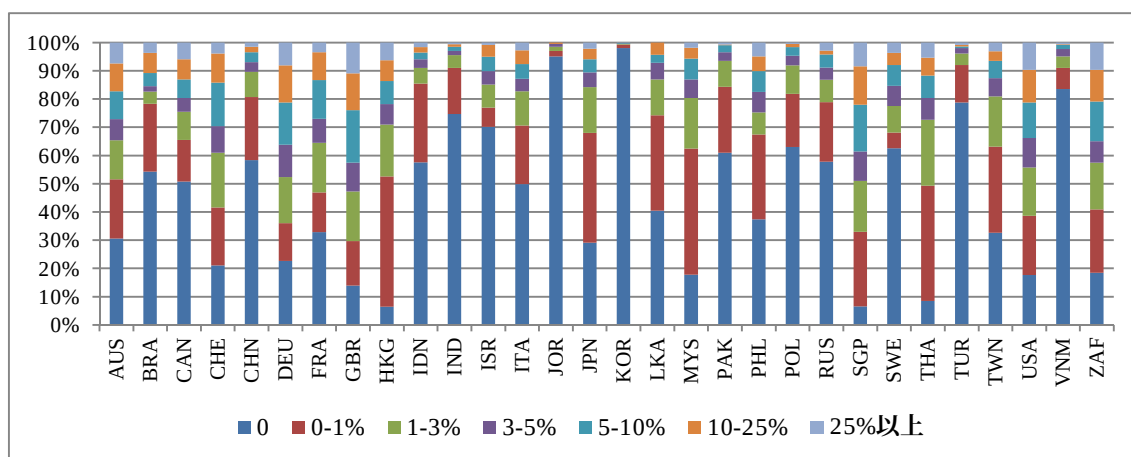
ネガティブなインパクトをもたらすことも考えうる。見積もりや予測次第で、脆弱な数値がオンバランス化される可能性もあるのである。

こうした見積もりや予測がもたらす会計判断の脆弱性やそれに伴うコストを回避するためには、そうした見積もりや予測を支える過去の実績値が豊富に蓄積されていたり、あるいは経験豊かな会計監査人など企業会計のインフラの成熟度が高いことが求められる。

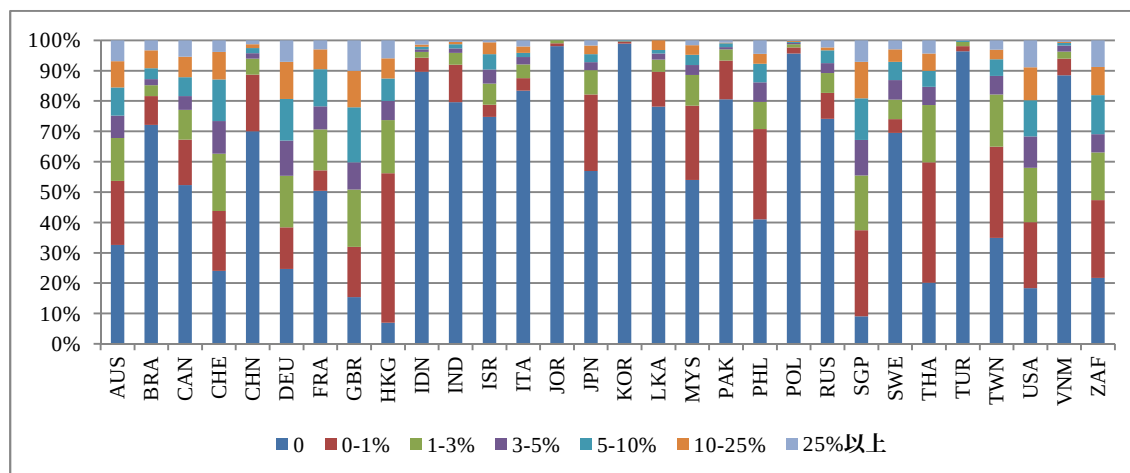
2 リース取引の活用度

リース取引における見積もりや予測を支える過去の実績値や経験値がどれほど蓄積されているかについては、リース取引がこれまで各国でどのようなカタチで行われてきたかによって異なってくる。ここでは、各国におけるリース取引の活用度について調べるため、各国の上場企業における総資産に占めるリース取引およびオペレーティング・リース取引のプレゼンスを示すことにした。Capital IQ を活用し、上場企業各社のリースの未経過リース料合計/総資産の比率（※リースの未経過リース料は割引前数値）を各社で算出したうえで、上場企業全体に占める各レンジに属する企業の割合を 100 分比で表示している。ここでは 2015 年のデータを活用した。200 以上のサンプルを合計で取得できた国ごとに数値を算出している（「図表 3-3」「図表 3-4」）。

図表 3-3 総資産に占めるリース資産の割合



図表 3-4 総資産に占めるオペレーティング・リース資産の割合



図表 3-3 をみると、米国や英国、カナダ、豪州、シンガポールや欧州各国ではリース資産の総資産に対する割合が 5%以上の企業が上場企業の 3~4 割、オペレーティング・リース資産の総資産に対する割合が 5%以上の企業が上場企業の 2~3 割近く存在する。それらの国ではリースへの依存度が高い企業が一定のプレゼンス以上存在することもあり、会計基準の整備を通じて一定の影響を受ける企業が存在することが想定できる。一方で、日本や東南アジアではオペレーティング・リース資産の占める割合が 5%以上の企業は全体の 10%未満と限られている。

さらにリースの対象資産の構成について、日米欧で比較していくことにしよう。リース対象資産別構成比の比較においては、日本は公益社団法人リース事業協会の「リース・ハンドブック(平成 27 年 8 月)」、アメリカは Equipment Leasing & Finance Association(ELFA)が提供している「Survey of Equipment Financial Activity 2013」、ヨーロッパは White Clarke Group が提供している「World Lease Yearbook2015」及び Lease Europe が提供している「2013 Leasing Facts & Figures」を用いる¹⁶。

各国のリース事業協会はリース統計でリース資産別のリース取扱高を公表しているが、それぞれ異なる資産別の分類を用いている。例えば、公益社団法人リース事業協会は 9 つのカテゴリーでリース対象資産別のリース取扱高を公表しているが、ELFA は 14 のカテゴリーで、Leaseurope は 6 つのカテゴリーで、リース対象資産別のリース取扱高を開示している。そのため、データの比較を容易にするために Leaseurope が開示している 6 つのカテゴリーに集計することで、日本、アメリカ、ヨーロッパのリース事業協会が公表している資産別のリース取扱高を示す¹⁷。

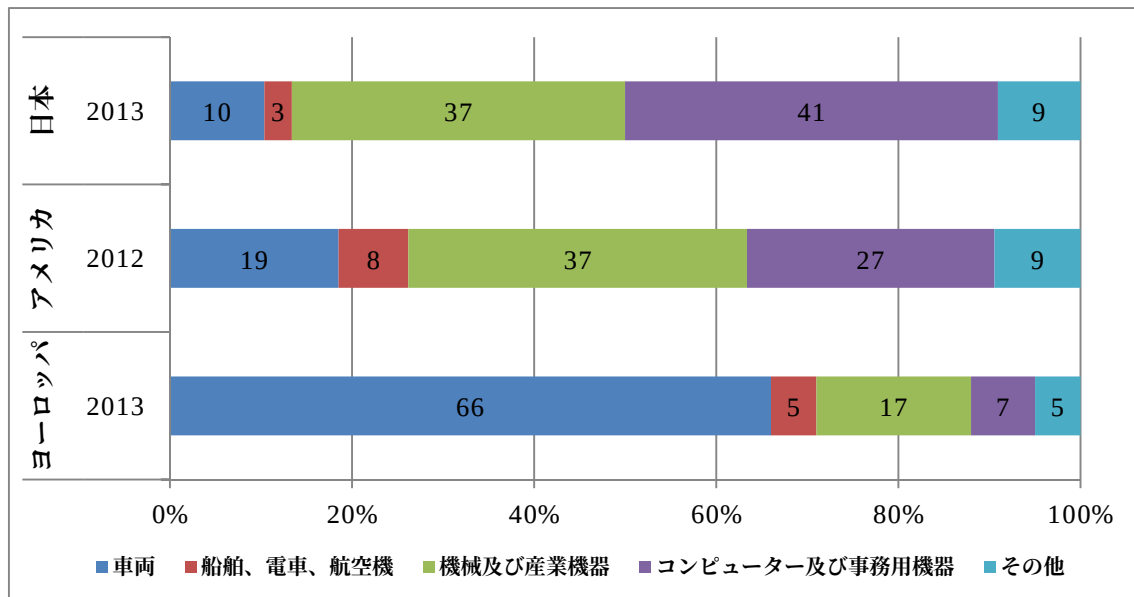
「図表 3-5」は、日本、アメリカ、ヨーロッパのリース対象資産別のリース取扱高構成比を示している。日本の「車両」は 10%となっているが、アメリカは 19%、ヨーロッパは 66%と日本と比べて大きい¹⁸。加えて、日本の「船舶、電車、航空機」は 3%であるが、アメリカは 8%、ヨーロッパは 5%と大きいことがわかる。このことは、アメリカとヨーロッパは日本と比べて輸送関連事業でリースの利用が多いことを示している。

¹⁶ ELFA の「Survey of Equipment Financial Activity」は 2014 年版が入手できなかったため、2013 年版を用いている。そのため、アメリカのリース統計のみ 1 年前のものとなっている。

¹⁷ 日本のリース資産対象別のリース取扱高は、リース事業協会が開示しているリース資産別のカテゴリーの 9 つを次のように 6 つのカテゴリーに集約している。輸送用機器の細目である自動車は「車両」カテゴリーに、輸送用機器の合計額から自動車を差し引いたものを「船舶、電車、航空機」カテゴリーに、産業機械、工作機械、土木建設機械、医療機器、商業及びサービス業機器、その他の細目である理化学機械を「機械及び産業機器」カテゴリーに、情報通信機器、事務用機器を「コンピューター及び事務用機器」カテゴリーに、その他から理化学機械を除いたものを「その他設備」カテゴリーに集約している。アメリカのリース統計は、Transportation から Transportation の細目である Air craft corporate, Air craft commercial, Railroad を差し引いたものを「車両」カテゴリーに、Transportation の細目である Air craft corporate, Air craft commercial, Railroad の合計額を「船舶、電車、航空機」カテゴリーに、Agricultural, Construction, Industrial / Manufacturing, Material Handling, Medical, Furniture, fixtures & equipment, Mining, oil & gas extraction incl. natural gas, Printing, Telecommunications を「機械及び産業機器」カテゴリーに、Energy, Other を「その他」カテゴリーに集約している。Energy を「その他」カテゴリーに集約している理由は、Leaseurope の 6 つのカテゴリーのその他に energy generating assets が含まれているためである。

¹⁸ Oxford Economics が公表している「FLA members' Contribution to the UK Economy in 2014」によると、2014 年におけるイギリスのリース事業協会である Finance & Leasing Association (FLA) の会員の資産構成別の法人向けリース取扱高に占める自動車の割合は 51.4% (「Commercial Vehicles」と「New Car」の合計)となっている。また、ドイツのリース事業協会である Bundesverband Deutscher Leasing-Unternehmen (BDL) が公表している「Facts and figures on the German leasing market 2014」によると、BDL 会員のリース取扱高に占める自動車の割合は 70%となっている。

図表 3 - 5 日本，アメリカ，ヨーロッパの資産別リース取扱高構成比（内数，％）



出所 公益社団法人リース事業協会「リース・ハンドブック（平成 27 年 8 月）」，White Clarke Group
「World Leasing Yearbook2015」，ELFA 「Survey of Equipment Finance Activity 2013」より作成

日本とアメリカの「機械及び産業機器」は 37%であるものの、ヨーロッパでは 17%とその割合は低いことがわかる。日本の「機械及び産業機器」の内訳は、「商業及びサービス業用機器」が 41%、「産業機械」が 36%、「土木建設機械」が 13%となっており、アメリカは「Agricultural」が 29%、「Construction」が 23%、「Industrial/Manufacturing」が 14%となっている。これは、アメリカでは農業、建設用機械においてリースがより積極的に利用されていることを示しており、日本では商業やサービス業用機器、産業用機械でのリース利用割合が高いことがわかる。このことから、日本では事業活動でリースが積極的に用いられている可能性がある。

一方で、日本の「コンピューター及び事務用機器」は 41%の割合を示しているが、アメリカは 27%、ヨーロッパは 7%となっている。日本は他国と比べて情報通信機器のリースがより積極的に行われていることを示している。

このように各国ごとにリース取引の活用度や経験値が異なり、これに伴い見積もりや予測により脆弱である国とそうではない国では、会計情報の質が異なってくる可能性もある。

3 会計制度の成熟度・活用度

会計制度や監査制度の成熟度については、さまざまな測定方法がありうるが、特に注目されるのは Brown, Preiato, and Tarsa(2014)である。同研究では、各国の会計監査や金融市場をめぐる強制力について、International Federation of Accountants (IFAC)や World Bank が提供するデータベースをもとに測定したうえで、2002 年、2005 年、2008 年それぞれの財務報告の質を支える強制力や会計監査の質を測定している（「図表 3-6」）。

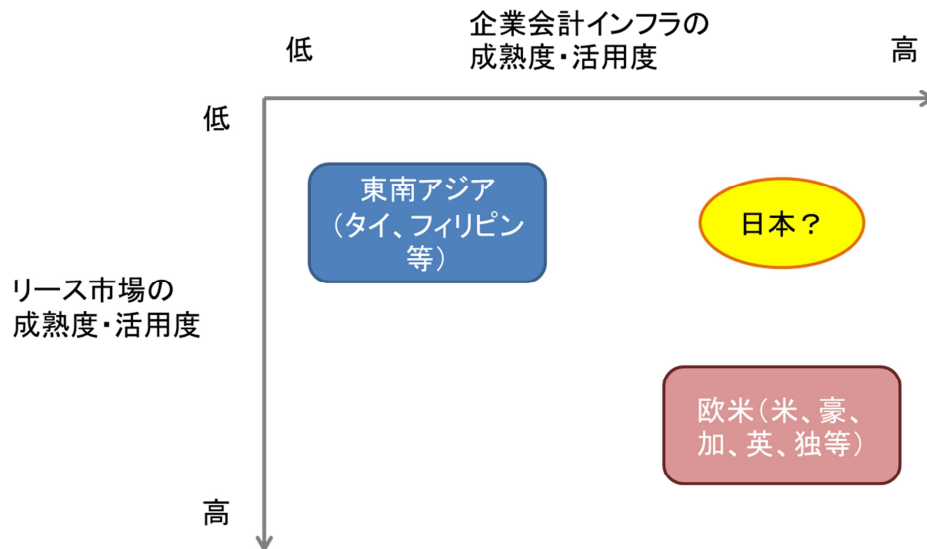
図表 3 - 6 会計監査人の執行力をめぐる国際比較

Country	2002	2005	2008	Country	2002	2005	2008	Country	2002	2005	2008
Argentina	5	5	9	Hungary	7	9	6	Philippines	4	8	11
Australia	16	30	30	India	9	11	15	Poland	9	11	19
Austria	12	18	19	Indonesia	6	8	8	Portugal	7	17	17
Belgium	12	18	22	Ireland	15	21	29	Romania	4	6	6
Brazil	8	18	15	Israel	10	24	24	Russia	12	22	22
Canada	18	32	32	Italy	15	24	27	Singapore	13	20	20
Chile	2	4	4	Japan	12	26	26	Slovenia	9	11	11
China	12	21	21	Jordan	9	6	6	South Africa	9	19	19
Croatia	2	2	14	Korea	4	14	18	Spain	12	26	26
Czech Rep	6	11	11	Malaysia	7	9	21	Sweden	17	25	25
Denmark	15	27	27	Mexico	8	12	12	Switzerland	15	27	27
Egypt	2	2	10	Morocco	4	6	9	Taiwan	8	10	10
Finland	10	20	20	Netherlands	7	13	24	Thailand	9	11	11
France	15	29	29	New Zealand	14	20	24	Turkey	10	14	11
Germany	13	23	23	Norway	15	25	25	Ukraine	2	4	4
Greece	7	17	17	Pakistan	7	10	10	U.K.	18	32	32
Hong Kong	16	22	30	Peru	9	8	11	U.S.	18	32	32

米国や英国、カナダ、豪州などアングロサクソン系の国では相対的にスコアが高く、欧州各国も EU などの規制下にあることもあり相対的にスコアが高い。アジアの中では日本は相対的に高い水準にあり、東南アジア諸国は相対的には低い水準にとどまっている。

たとえリース取引に関する活用度が高く、その経験の蓄積が十分にあったとしても、会計監査や金融規制などにより財務報告の質を支える仕組みが十分に整備されていなければ、相対的に会計情報の質は高まらない。すなわち見積もりや予測の要素がより大きくなると、リース市場のインフラと企業会計のインフラ双方の活用度や成熟度が高まっていかなければ、たとえ会計基準が統合化・収斂化されていっても、その会計情報の質は高まるとは限らないことを示唆している。

図表 3-7 リース会計情報の質を支えるインフラ



IV 東南アジアにおけるリース会計基準の現状

リース会計基準が会計情報の質を高めるかどうかの判断にあたり、企業会計のインフラやリース市場の成熟度・活用度に注目する必要がある。そのためには、たとえば、新興経済圏の諸国と先進経済圏の欧米との比較調査を行う必要があろう。本節では、新興経済圏である ASEAN 諸国の企業会計制度、とりわけ中小企業の会計制度に焦点をあて、その実態を浮き彫りにすることにより、新たなリース会計基準の制度的定着化の可能性について検討してみたい。具体的には、タイ、フィリピン、マレーシアの3カ国を取り上げ、リース事業およびリース会計の制度的実態を浮き彫りにしてみたい。3カ国の詳細については、Appendix 3-1～3-3 に示している。

1 中小企業における IFRS 導入の問題性と実態調査

国際会計基準 (IFRS) 導入の流れの中で、ASEAN 諸国は上場企業のみならず、中小企業に対して、IFRS を強制適用する動きが加速化している。この背景にあるのが、IASB が 2009 年 7 月に公表した中小企業版 IFRS (IFRS for SMEs) である (IASB[2009a]; IASB[2009b]; Mackenzie[2011]; 河崎[2011])。IASB によれば、中小企業版 IFRS は、2016 年 2 月現在、78 の国がその採用 (要請または容認) を表明しているとされる。しかし、その採用国は、これまで会計制度があまり整備されていなかった新興経済圏の諸国が圧倒的多数を占めている。新興経済圏である ASEAN 諸国も同様であり、現在、中小企業会計の制度化をめぐる、中小企業版 IFRS の導入が活発に議論されている。

そこで、問題となるのが、「中小企業版 IFRS の制度化は円滑になされているのか」、また、「理想 (中小企業版 IFRS の導入) と実態 (中小企業版 IFRS の適用実態) に間に乖離はないのか」といった点である。かかる問題意識のもとで、東アジア・ASEAN 経済研究セ

ンター(Economic Research Institute for ASEAN and East Asia；以下では、ERIA)は、2015年5月～12月にわたって、「ASEAN 各国における中小企業の会計基準に関する実態調査」を実施した。

図表 3 - 8 ASEAN6 カ国の中小企業会計制度の現状 (2015 年 12 月現在)

調査対象国 会計制度	インドネシア	マレーシア	タイ	シンガポール	フィリピン	カンボジア
「中小企業版 IFRS」の採用の可否	× (参照)	△ (2016年導入予定)	△ (2016年導入予定)	○	○	○
適用の状況	—	—	・「中小企業版 IFRS」に準拠した形で「TFRS for SMEs」の導入準備 ・「TFRS for SMEs」は中小企業のうち非上場の法人格を持つ企業(全体の約68%)を対象とする見込みで、2016年に導入予定	・2011年1月1日に会計基準委員会(ASC)が「SFRS for Small Entities」を公表 ・「SFRS for Small Entities」は「中小企業版 IFRS」を単純化したもの	・「PFRS for SMEs」として、一切の改変無しに「中小企業版 IFRS」を導入 ・2010年1月1日に中小企業向けに義務化	・すべての中小企業は、「CIFRS for SMEs」(内容は「中小企業版 IFRS」)が使用可能 ・法定監査が義務付けられている中小企業は、「完全版 CIFRS (完全版 IFRS)」か、「CIFRS for SMEs」のどちらかの使用を義務化

ERIA の調査対象国は ASEAN 諸国 (10 か国) であり、調査に先立ち、各国の IFRS 対応状況 (調査時点) が、①未定 (ベトナム、ブルネイ)、②検討段階 (インドネシア、ラオス)、③採用途上段階 (マレーシア、タイ)、④採用段階 (シンガポール (2011 年)、フィリピン (2010 年)、カンボジア (2010 年)、ミャンマー (2010 年)) の 4 段階に分類された。かかる分類に基づき、インドネシア、マレーシア、タイ、シンガポール、フィリピンおよびカンボジアの 6 か国が調査対象国として選定された。「図表 3-8」は、これら 6 か国の中小企業の会計制度の現状を要点的に一覧表示したものである (ERIA[2015], pp.26-139, 河崎[2016]4-5 頁。この図表から分かるように、インドネシアを除き、中小企業版 IFRS の導入 (制度化) は、各国でほぼ既定路線とされている。

2 調査結果の概要と発見事項

ERIA の実態調査は、調査対象 6 か国の地域金融機関、公認会計士協会、会計事務所、政府機関 (基準設定機関を含む)、商工会議所などを中心に、中小企業版 IFRS の適用状況、記帳と財務諸表作成の現状、会計基準制度化の問題点などを中心に実施された。「図表 3-9」は、ASEAN6 カ国に概ね共通して確認できた発見事項を整理・要約して示したものである (ERIA[2015], pp.140-153. 河崎[2016], 3-11 頁)。

「図表 3-9」から分かるように、ASEAN 諸国では、中小企業版 IFRS の導入によって、かなり高度な会計基準が制度化されつつあるものの、中小企業会計の理想と現実との間には、かなりの乖離がみられることが分かる。このことは、ASEAN のような新興経済圏では、監督官庁や会計基準設定機関が、主導的に高度な会計基準を導入しても、現実の実務

ではそれを受け入れるだけの経済基盤が整備されていないことから、理想と現実の乖離現象が生起していることが分かる。

図表 3 - 9 調査結果の発見事項

(1) 企業規模による差異	① 中規模企業と小規模企業・マイクロ企業とは、区別して議論する必要がある。 ② 中規模企業は、比較的、会計や経理に対する対応はできているものの、小規模企業・マイクロ企業は、日々の記帳や財務諸表の作成について、多くの問題を抱えている傾向が強い。
(2) 中小企業の財務諸表への信頼性	① 中小企業の帳簿と財務諸表は、信頼性がかなり低い。 ② 監査済みの財務諸表であるかどうかはかなり重要な要因である。
(3) 中小企業会計に対する理解・姿勢	① 中小企業では、会計業務は単に「義務」とみなされており、ビジネスにそれを利用する試みはほとんどみられない。 ② 中小企業では、日々のマーケティングに集中し、記帳と財務諸表の作成は記帳代行業者 (bookkeeper) にアウトソースする傾向が強い。
(4) 会計対応へのインセンティブ	① 中小企業経営者は、記帳や正確な財務諸表を作成することにインセンティブがほとんどないと認識している。 ② 中小企業版IFRSが導入されれば、あるいは、会計の信頼性が増加すれば、融資が容易になるかどうかの質問に対して、ほとんどの調査対象者は「分からない」との回答であった。
(5) 会計対応へのリソース	① 中小企業版IFRSにおける公正価値評価などは難易度が高く、これに対応できるスキルを持った会計士が不足している。 ② 企業の経理担当者の人材不足や知識・スキル不足が問題となっている。
(6) 中小企業版IFRSへの評価	① 中小企業版IFRSの強制適用について、金融機関や企業側の評価は否定的である。 ② 一方、多くの政府機関や会計士団体は、グローバリゼーションを理由にその積極的な推進を提案している。

3 むすび

ERIA の実態調査で明らかとなったように、新興経済圏である ASEAN 諸国では、IFRS や中小企業版 IFRS の導入によって、かなり高度な会計基準が制度化されつつある。しかし、中小企業会計の理想（中小企業版 IFRS の制度化）と現実（中小企業版 IFRS の適用実態）にはかなりの乖離がみられる。このことは、リース会計基準の改訂により、会計情報の質を高めようとする監督官庁や基準設定機関の思惑とは異なる経済的影響が、ASEAN 諸国にもたらされる可能性を示唆するものである。

各国の会計制度は各国の企業文化（会計文化）に深く根ざしている。ASEAN 諸国での理想と現実の乖離の実態が、まさにこのことを裏付けているように思える。

次節以下で検討するように、タイ、フィリピンおよびマレーシアでは、リース事業の形態やその発展度合いが異なっている。その意味でも、新たなリース会計基準の導入にあたっては、各国におけるリース事業の経済的実態を十分に把握し、その実態に見合った運用を図ることが肝要であるように思える。

V おわりに

本章の狙いは、リース会計基準の国際的統合化・収斂化の史的展開が世界各国にどのよ

うに波及したかについて検討することで、それが会計情報の品質に与える影響についての示唆を得ることを狙いとしている。

リース会計基準の国際的統合化・収斂化の歴史を振り返ると、リース取引をあたかも資金を外部から調達し、リース対象となる資産を売買している経済取引と同一であると考え、それを貸借対照表に計上させるように促す形で進展してきたといえるだろう。ただし、その歴史は必ずしも順調に進展してきたわけではなく、20年もの長い期間がかかった。その道のりもさまざまな紆余曲折があったとみることができる。結果として、10年近く共同プロジェクトで、共通の会計基準の採用を目指していたIASBとFASBもすべてのリース取引をオンバランス化させることでは統一の会計処理を採用しているものの、リース取引のフロー計算という観点では袂を分かつこととなった。

なぜそもそもリース会計基準の国際的統合化・収斂化にこれほどまで時間がかかったのか、さらにはIASBとFASBは袂を分かつこととなったのか。一つの主要な仮説は、各国ごとにリース取引の活用方法や活用の程度が異なり、同じ会計基準の採用が、そのまま会計情報の質を高めるという判断や公益の増大に結びつくという難しい状態にあったということが影響しているというものである。たとえば、米国ではオペレーティング・リースへの依存度が高く、また多様な形式でそれを活用していることから、それがファイナンス・リースと同様、リース対象となっている資産を購入しているという前提を受け入れがたい状況にあった。欧州は米国に比べるとオペレーティング・リースへの依存度が小さかった。このため、オペレーティング・リースがファイナンス・リースと異なる契約形態であるという認識が強く働きにくく、加えて上場企業の連結財務諸表のみが適用対象となるため、むしろすべてを同一の会計処理をすることのメリットが大きいと考えたものと推測される。

特に新基準では、リース取引期間やリースとサービスの分離をめぐる見積もりや予測の要素のプレゼンスが大きくなることが想定される。この場合、たとえ会計基準が同一のものが適用されたとしても、リース市場の成熟度・活用度や会計制度などのインフラの成熟度・活用度が異なっていれば、会計情報の質を向上させることに結びつかない可能性がある点に留意が必要である。我々が調査を行った東南アジア諸国は、国際会計基準と類似した会計基準を導入しつつあるものの、現実の適用の実態を聞く限り、その質が大幅に高まると期待できる対象はわずかである。会計情報の質を高めるリース会計基準のあり方を考えるにあたっては、そうしたリース市場の成熟度・活用度や会計インフラの成熟度・活用度なども意識した制度選択が求められる。

【参考文献】

- International Accounting Standards Board (IASB). 2009a. *IFRS for SMEs*.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2009b. *Basis for Conclusions on IFRS for SMEs*.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2009. Discussion Paper : Leases : Preliminary Views.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2010. Exposure Draft : Leases.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2013. Exposure Draft : Leases.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2016. International Financial Reporting Standard 16 Leases.

- ERIA [2015], *ERIA RESEARCH PROJECT* : “Understanding of Accounting Standards for Small and Medium-Sized Enterprises in ASEAN Nations and Investigation of Actual Application of Those Standards and Their Challenges,” Economic Research Institute for ASEAN and East Asia.
- Financial Accounting Standard Board (FASB). 2016. Accounting Standards Update No. 2016-02 February 2016 Leases (Topic 842) .
- Mackenzie [2011], Bruce, et al., *Applying IFRS for SMEs*, John Wiley & Sons, Inc. (河崎照行 [2011]監訳『シンプル IFRS』中央経済社)
- 岩崎伸哉.2016.「経緯，構成，米国基準との差異など IFRS16 号「リース」の概要」『旬刊経理情報』 No.1440.
- 大迫孝史.2016.「原則すべてのリースをオンバランス処理借手の会計処理のポイント」『旬刊経理情報』 No.1440.
- 神谷陽一.2016.「リースの定義，リースの識別など借手・貸手共通の要求事項のポイント」『旬刊経理情報』 No.1440.
- 河崎照行[2016]『ASEANにおける中小企業会計の実態調査』『會計』第 190 巻第 1 号，1-15 頁。
- 公益社団法人リース事業協会.2013.「IFRS 新リース会計・再公開草案の概要」(<http://www.leasing.or.jp/studies/docs/201306IFRS.pdf>)
- 長谷川茂男.2016.「米国・新リース会計基準の解説」『旬刊経理情報』 No.1443.

河崎 照行（甲南大学）
上野 隆也（税理士）
島田 佳憲（東京理科大学）
古賀 裕也（東北学院大学）
加賀谷哲之（一橋大学）

Appendix 3-1 タイのリース会計の制度と実態

1 タイのリース環境

(1) タイの経済見通し

タイの経済規模は、東南アジアではインドネシアに次いで、第2位にランクされており、この30年間で、急速に成長してきた（Netsol[2013], pp.22-30）。

タイの国家経済社会開発庁（NESDB）は、2011年の経済成長率を3.4～4.0%と予測していたが、実際には0.1%に低迷し、その後、2011年の大洪水からの復旧・復興から、内需が牽引する形で経済活動は回復し、2012年は7.3%の経済成長を記録した。しかし、2013年は自動車購入者への減税措置の終了に伴う自動車の反動減があり、また、洪水からの復旧・復興投資の一巡により、2012年に成長を牽引した内需が低迷し、2.9%の成長に止まり、2014年には、政変による政情混乱等もあり、経済成長率は0.9%であった。しかし、その後の政情の安定とともに経済は順調に回復し、2016年の経済成長は3.0～4.0%と見込まれている（外務省[2016]）。

(2) タイの企業の状況

アジア開発銀行の調査によれば、2013年現在でタイの企業数は約2,843千社であり、そのうち、中小企業の企業数は、約2,764社（97.2%）とされる（ADB[2015], pp.227, 234）。タイでは、中小企業がタイ経済を牽引する重要な役割を担っている。タイの中小企業は、2002年に制定された産業省の規則で次のように分類される（ADB[2015], p.228）。

- ① 製造業・サービス業：従業員200人未満または固定資産（土地を除く）200百万バーツ未満の企業
- ② 小売業：従業員50人未満または固定資産100百万バーツ未満の企業
- ③ 卸売業：従業員30人未満または固定資産60百万バーツ未満の企業

(3) タイのリース事業

タイでは、リース事業については民商法典に基づいて、商務省に登録される事業であることから、特段の許認可は必要とされない（野村総合研究所[2015], 28頁）。そのため、リース事業に関する国家レベルの統計が存在せず、また、業界団体などの網羅的な統計も見当たらない。リース事業協会は存在するものの、会員会社の大多数は金融機関の関連会社であり、日本企業の子会社であるケースが多く見受けられる（リース事業協会[2007], 92頁）。ある種の親睦団体の役割を担っており、統計資料等はなく、業界の単なる情報交換の場とされる。

しかし、Netsol社の調査では、2012年10月現在、タイのリース会社は約68社とされ、そのうち、19社が多国籍企業（MNC）であり、49社がタイ社である（Netsol[2013], p.22）。タイのリース事業は、2011年の大洪水や2011/2012年の世界経済危機にもかかわらず、この10年で順調に成長しているとされる。自動車が設備などと比較して早いペースで成長しているとされる。しかし、2011年の野村総合研究所の調査によれば、「自動車はリース市場の半分以上を占めていたが、2008年以降縮小傾向にあり、現在は運輸・乗用機械で全リース・割賦販売の3分の1程度を占める」とされる（野村総合研究所[2011], 84頁）。しかし、今回のヒアリング調査では、タイでは依然として、自動車のリースが大部分であるとの回

答がみられ、依然として主要なリース対象であることに変わりはない（杵田・堀[2013], 10-12頁）。

2 リースの法制度

(1) リース会社の設立と法規制

① リース会社の設立

タイにおいて、リース会社を設立する場合、次の3つの主要法規に従うことになる（リース事業協会[2008], 1-2頁）。

- (a) 民商法
- (b) 外国人事業法
- (c) 公開会社法

非公開会社は民商法に基づいて、また、公開会社は公開会社法に基づいて設立される。リース会社は、タイ株主資本の過半数以上または外資過半数以上の非公開会社もしくは公開会社の形態で設立できる。タイ会社と外国資本金会社は、次のような相違がみられる（リース事業協会[2008], 2頁）。

- (a) タイ会社とは、タイ国籍の者が株式の過半数以上を所有し、タイ国内で登記されている非公開会社および公開会社をいう。タイ会社は外国人事業法のもとで「外国人」とみなされることはなく、また、タイでの事業を制限されることもない。
- (b) 外国資本金会社とは、外国人株主によってその過半数以上の株式が保有され、タイ国内で登記されている非公開会社または公開会社をいう。リース事業は外国人事業法においてサービス業とみなされ、その事業開始にあたって、商務省企業開発局（DBD）に外国人事業ライセンスを申請、取得しなければならない。

② リース契約に関する法規制

タイでは、リース会社はタイの民商法の一般規定に従ってリース契約が行われ、リース契約は、法律で明記されている禁止条項または不可能な行為で公序良俗や倫理に反する条項を契約条項に含めてはならない。そのため、リース会社を直接監督する政府機関はない（リース事業協会[2007], 93頁）。

消費者と締結する契約は、消費者保護法によって規制され、自動車および自動二輪車のリース契約については2000年施行契約委員会通達、家電製品のリース契約については2001年施行契約委員会通達に準拠しなければならない（リース事業協会[2008], 3頁）。

③ リースとハイアー・パーチェス（割賦販売）の相違

タイでは、リース(leasing)とハイアー・パーチェス(hire-purchasing；割賦販売)の概念が混同して使用されるケースが多いとされる。リースとハイアー・パーチェスは、金融上のオプションであり、これらは、資産の所有権、減価償却、レンタル料の支払い、支払期間、税制、資産の修繕・維持、金融の範囲といったさまざまな点で異なっている。「図表1」は、リースとハイアー・パーチェスの相違を要点的に比較して示したものである（Surbhi[2015], pp.1-9）。

図表1 リースとハイアー・パーチェスの相違

	ハイアー・パーチェス	リース
(1) 意味	・ある当事者が、分割払いで、他の当事者の資産を使用できる取引（割賦販売）	・ある当事者（貸手）が資産を購入し、他の当事者（借手）に、特定の期間にわたって報酬を支払うことでそれを使用することを認める契約
(2) 会計基準	・特定の会計基準はない。	・TAS17
(3) 頭金	・必要である（通常、20～25%のマージンがハイアー（借手）に要求される）	・必要なし
(4) 分割払い	・元金＋利息	・資産の使用料
(5) 減価償却	・ハイアーには認められる	・貸手の帳簿上、費用として処理
(6) 資産のタイプ	・乗用車、トラック等	・土地、建物、設備等
(7) 所有権	・ハイアーは購入のオプションを所有し、最後の分割払い後、ハイアーに譲渡される。	・貸手にあるが、その譲渡はリースのタイプに依存する。
(8) 修繕と維持	・ハイアーの責任	・原則的には、リース契約に依存する。一般的には、ファイナンス・リースの場合、借手の責任であるが、オペレーティング・リースの場合は、貸手の責任である。
(9) 支払額	・最初の支払額（頭金）＋分割払い額（残額）	・リース料
(10) 契約期間	・比較的、短期である。	・比較的、長期であり、土地、設備等の巨額の資産になされる。

(2) 税制

① 課税所得の算定

タイでは、課税所得は、一会計年度に営まれた事業にかかるすべての益金からすべての損金を控除して算定される。リース事業に関しては、リース収益は貸手会社の益金であり、リース費用は借手会社の損金である。リース資産の売却による利益および損失は、益金および損金として処理され課税所得の対象とされる（リース事業協会[2008], 5-8頁）。

② リース資産計上時（借手）の会計処理と税務処理の相違

会計上、リース取引はファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分され、

それぞれ異なった会計処理が行われる。しかし、税務上は、リース収益は貸手会社の益金であり、リース費用は借手会社の損金とされる。したがって、借手会社の会計処理上、ファイナンス・リースとして資産の減価償却を行っても、税務上、当該減価償却費は損金とはならず、支払った費用だけが損金とされる。

「図表2」は、会計処理と税務処理の相違を、要点的に比較して示したものである。

図表2 会計と税務の相違

	会計処理	税務処理
(1) 原則規定	・ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区別され、それぞれ異なった会計処理	・リース収益は貸手会社の益金であり、リース費用は借手会社の損金
(2) 減価償却費	・費用処理	・損金計上しない
(3) 支払利息	・費用処理	・損金計上しない
(4) リース料	・費用処理しない (リース債務の弁済)	・損金計上

3 タイの会計制度の概要

(1) 全般的状況

タイでは、会社は、非公開株式会社法（民商法典）と2000年会計法11条、2004年会計職法37条により、すべて公認会計士の監査を受けなければならない。タイの公認会計士は圧倒的に数が少なく、税理士制度も存在しない（パートナーシップの税務申告の監査について税務監査の制度が存在）（World Bank Group[2014]；リース事業協会[2008]，8-12頁；坂上[2015]，224-226頁）。

(2) 会計に関する法令・会計基準

タイでは、民商法典の第1196条～1207条までが非公開株式会社の会計に関する規定であり、貸借対照表および損益計算書の作成が義務付けられている。また、一般に財務諸表の公表が義務付けられており、株主総会で承認後1ヶ月以内に商務省に届ける必要がある。ただし、以下の登記済パートナーシップは、公認会計士の監査報告は免除されている。

- ① 資本5百万バーツ以下
- ② 資産額3,000万バーツ以下
- ③ 収益3,000万バーツ以下

タイでは、会計職連盟（Federation of Accounting Profession；FAP）が会計基準の設定機関となっている。また、2000年会計法は会計に関する最も基本的な法律であり、これを根拠として商務省から省令が公布されている。会計法、省令の概要は、次のとおりである。

- ① 会計行政は、商務省企業開発局（Department of Business Development；DBD）が担当している。
- ② 備えるべき帳簿が規定されている。
- ③ 会計経理責任者と会計経理担当者（Bookkeeper）の規定があり、会計経理担当者の資格が定められている。

- ④ 会計規準に従うことを強制している。
- ⑤ 関係書類の保管義務が規定されている（5年～7年）

(3) タイの会計基準と中小企業会計基準

タイでは、IFRSに準じたTAS (Thai Accounting Standards) , TFRS (Thai Financial Reporting Standards) が2010年に公布され、大部分は2011年1月1日以降に始まる会計年度から適用されている。タイでは会計基準はすべての企業が従わなければならない強制規定である。ただし、中小企業等については、緩和された会計基準NTFRS (TFRS for NPAEs ; 非公開会社会計基準) が公布されている。その概要は以下のとおりである（坂上[2015], 227-231頁）。

- ① 適用対象：公的説明責任のない企業(Non-Publicly Accountable Entities ; NPAE)
- ② NPAEの定義は、以下の事業を除いたものをいう。
 - ・上場会社（国内外で上場）
 - ・金融機関，生命保険会社，損害保険会社，証券会社，投資信託，タイ国農産物先物取引所など
 - ・公開会社
- ③ 会計基準の内容を中小企業版IFRSとの比較により示したのが「図表3」である（坂上[2015], 228頁）。

図表3 非公開会社会計基準の内容

TFRS for NPAEsの構成	対応する中小企業版IFRSの構成
第1章 背景と目的	『結論の根拠』 第1章 中小企業
第2章 適用範囲	第1章 中小企業
第3章 概念フレームワーク	第2章 概念および全般的な原則
第4章 財務諸表の表示	第3章 財務諸表の表示 『財務諸表の例示』
第5章 会計方針，見積りおよび誤謬	第10章 会計方針，見積りおよび誤謬
第6章 現金および現金同等物	—
第7章 売掛金	—
第8章 棚卸資産	第13章 棚卸資産
第9章 投資	第14章 関連会社に対する投資 第15章 ジョイント・ベンチャーに対する投資
第10章 有形固定資産	第17章 有形固定資産 第27章 資産の減損
第11章 無形固定資産	第18章 のれん以外の無形資産
第12章 投資用不動産	第16章 投資不動産
第13章 借入費用	第25章 借入費用
第14章 リース	第20章 リース

第15章 法人所得税	第29章 法人所得税
第16章 引当金および偶発事象	第21章 引当金および偶発事象 第28章 従業員給付
第17章 後発事象	第32章 後発事象
第18章 収益	第23章 収益
第19章 不動産売却の収益認識	—
第20章 工事契約	—
第21章 外国為替レート変動の影響	第30章 外貨換算
第22章 移行と発行日	第35章 「SME基準」への移行

なお、タイでは、2017年1月1日以降に開始する年度から、TFRS for SMEs（中小企業版IFRSをタイ語に翻訳したもの）を適用することが予定されている（井上[2016], 7頁）。

(4) 会計経理責任者と会計経理担当者

タイの会計制度の特徴として、「会計経理責任者」と「会計記録担当者」(Bookkeeper)を必ず設置しなければならない。「会計経理責任者」とは、企業の会計に責任を負う者（サイン権者）をいい、適正な財務諸表を作成し、会計帳簿の一定期間の保存義務を負っている。これに対し、「会計記録担当者」とは、企業の記帳を行う経理担当者を指し、内国歳入庁に登録する義務がある。なお、会計記録責任者には、次の5つの要件が定められている（久野[2013], 252頁）。

- ① タイ国内居住していること
- ② タイ語の能力が十分であること
- ③ 会計法による禁固刑の最終判決を受けていないこと
- ④ 4年生大学卒業以上でかつ会計に関する学科を終了している者、あるいは関係公的機関からそれらと同等と認められた者（資本金が500万バーツ以下で、かつ総資産および総収益が3,000万バーツ以下の小規模会社の場合は、職業高校で会計課程5年を終了した者、短期大学卒業以上でかつ会計に関する学科を終了している者、あるいは関係公的機関からそれらと同等と認められた者）
- ⑤ 3年間で27時間以上のセミナーを受講していること

(5) 会計報告

タイでは、非公開株式会社、公開株式会社は、会計期末から4か月以内に会計監査人（公認会計士）の監査を受けた決算報告書を株主総会で承認する必要がある。また、会計期末から5ヶ月以内に、商務省企業開発局へそれを提出しなければならない（会計法11条）。

財務諸表の様式については、登記済みパートナーシップ、非公開株式会社、公開株式会社、外国の法律で設立された法人、事業共同体の5種類に分けて発表されている。なお、非公開株式会社については財政状態計算書と損益計算書の様式が定められている（久野[2013], 261-267頁）。

4 タイのリース会計基準

タイの会計基準「リース(Leases)」(TFRS17)は、2011年1月1日以後に開始する事業年度から適用されている。また、叙上のように、中小企業等のための会計基準（TFRS for NP

AEs)では、第14章(第235項~第298項)において、リース会計に関する規定が定められている。基本的に、TFRS17との大きな相違はないが、TFRS17では、リース契約がファイナンス・リースに分類されるか否かの判定基準がある(第10項)ものの、その具体的な数値基準は明記されていない。これに対し、TFRS for NPAsEsは第257項においては、数値基準が以下のように追記されている。

- ① 借手が、選択権の行使日の公正価値よりも十分に低いと予想される価格で当該資産の購入選択権を与えられており、リース開始日に当該選択権の行使が合理的に確実視される場合。例えば、リース資産買取価格がリース開始時の資産の公正価値の5%を超えない場合、その価格は公正価値よりも十分に低いものと扱うものとされる(257.2)。
- ② 所有権が移転しなくても、リース期間が当該資産の経済的耐用年数の大部分を占める場合。例えば、リース期間が当該資産の経済的耐用年数のおおよそ80%以上である場合(257.3)。
- ③ リース開始日において、最低リース料総額の現在価値が、当該リース資産の公正価値と少なくともほぼ等しくなる場合。例えば、最低リース料総額のリース開始日における現在価値が、リース開始日のリース資産の公正価値のおおよそ90%以上である場合(257.4)。

5 実態調査

(1) ヒアリング調査の対象

タイでは2016年3月29日~31日の日程で、下記の調査対象について、ヒアリング調査が実施された。

- ① タイ商務省(DBD;監督官庁)
- ② 会計職連盟(FAP;会計基準設定機関)
- ③ 大手監査法人(P 監査法人)
- ④ 会計士事務所(I 公認会計士)
- ⑤ リース事業協会(C 幹事会社)

(2) 調査結果の概要

タイの実態調査では、タイ商務省(監督官庁)や会計職連盟(会計基準設定機関)と大手監査法人(P 監査法人)、会計士事務所(I 公認会計士)およびリース事業協会(C 幹事会社)との間に、大きな見解の相違がみられた。

タイ商務省(監督官庁)や会計職連盟(会計基準設定機関)は、IFRS(および中小企業版 IFRS)の導入に前向きであり、リース会計基準の改訂(オペレーティング・リースのオンバランス処理)についても、IASB の考え方の準拠する方向性の回答であった。これは、基本的に、公開会社に対しては、IFRS を強制適用し、また、中小企業に対しては、TFRS for NPAsEs に代えて、IFRS for SMEs を適用するという政策決定と軌を一にするものであり、IFRS の改訂に即した会計基準の改訂は当然のことと受け止められていた。これに対し、大手監査法人(P 監査法人)、会計士事務所(I 公認会計士)およびリース事業協会(C 幹事会社)の反応はまったく逆の回答であった。その主要な理由は次のとおりである。

- ① 上場企業や外国資本金会社を除けば、国際会計基準（IFRS）のような高度な会計基準を完全に遵守できるタイの企業は少ない。
- ② 中小企業にとっては、オペレーティング・リースのオンバランス化により、企業の財政状態の表示が悪化することから、融資体制が厳しくなるとの懸念がある。
- ③ 地方の企業や中小零細企業では、脱税目的の二重帳簿が横行しており、IFRS（および中小企業版 IFRS）のような高度な会計基準を遵守する環境にない。

なお、補足資料は、リース事業協会（C 幹事会社）に対するヒアリング調査の詳細な回答結果を示したものである。

【参考資料】（リース事業協会（C 幹事会社）に関するヒアリングの調査結果）

- ・調査日：2016 年 3 月 30 日
- ・調査対象：リース事業協会（C 幹事会社）

1 リースをめぐる環境

①	リース企業に対する監督官庁はどこか。 ・監督官庁はない。しかし、銀行系子会社は BOT によって認可される。
②	「リース事業協会」のような民間団体はあるか。ある場合はその名称は。 ・リース協会がある（ただし、情報交換会のような組織）。
③	リース会社の資本系列はどこが多いか（例えば、銀行系、ノンバンク系、独立系）。 ・主として、金融機関。ただし、メーカー、貿易会社等が所有するリース会社がある。
④	上場リース会社は概ね何社程度か。また、それらの全売上高は概ねどの程度か。 ・証券取引所に上場しているハイアー・パーチェス業者が数社あるが、それらは主としてバイクまたは自動車に関する消費者金融に属する。
⑤	ファイナンス・リース、オペレーティング・リースの対象物件の取扱高のうち、ファイナンス・リースの割合は概ね何%か。また、契約件数が多いのはどの分野か。 ・大多数の取引はハイアー・パーチェスから創出される。ファイナンス・リースだけを評価するのは不可能である。 ・契約件数が多いのは、次の分野である。 ・情報通信設備 ・製造設備（工作機械、建設機械など） ・自動車
⑥	企業が資本投資を行う際、金融機関から資金調達を受ける場合とリースを利用する比率はどのくらいか。金融機関が与信を行う場合、オフバランスのリース債務を確認する実務はあるか。 ・ケースバイケースである。通常、ビジネスは銀行借入（O/D または短期借入）により、その次に、リースに従う。債務者がどの程度リース債務を負っているかはチェックされるはずである。

2 リース会計基準の適用状況

①	国際会計基準（IFRS）、米国基準、自国基準の何れを採用しているか。プリンシプル・ベースの会計基準（例えば、IAS 17）とルール・ベースの会計基準（例えば、SFAS 13）の何れに基づいて会計処理をしているか。 ・ 自国基準である。 ・ タイの TAS17 は IAS17 と同じ規制基準である。
②	SMEs（中小企業）の会計処理は大企業の会計処理と異なるか。どのような例外規定があるか。 ・ 異なる。
③	ファイナンス・リースに関する借手の処理は、売買処理か、賃貸借処理か。また、リース期間は、法定耐用年数のうち概ね何%か。 ・ 売買処理（利息部分は費用である。）である。 ・ 場合による。ほとんど最短期間は 3 年である。
④	ファイナンス・リースの分類基準である「所有権が移転しなくても、リース期間が当該資産の経済的耐用年数の大部分を占める場合」（IFRS for SMEs 20.5 項(c)）は、どのような基準で決定されているか。具体的な数値基準はあるか。 1) 装置のタイトルが移し替えられるはずである。 2) バーゲン購入オプションがある。 3) たとえ装置が移し替えることができないとしても、リース期間はほとんど当該装置の経済耐用年数に等しい。
⑤	ファイナンス・リースの分類基準である「リース開始日において、最低リース料総額の現在価値が、当該リース資産の公正価値と少なくともほぼ等しくなる場合」（IFRS for SMEs 20.5 項(d)）は、どのような基準で決定されているか。具体的な数値基準はあるか。 ・ 上記④の回答が一般的なガイドラインである。
⑥	最低リース料総額の現在価値の算定において、リースの計算利率（貸手の計算利率）と借手の追加借入利率のどちらが実務上よく用いられるか。 ・ 貸手の計算利率である。
⑦	オペレーティング・リースに関する借手の処理は、売買処理か、賃借処理か。また、リース期間は、法定耐用年数の概ね何%か。 ・ 賃貸借取引である。 ・ 場合による。
⑧	税法上、借手に関するリースの取扱いは、資産扱いか、費用扱い。資産扱いの場合でも、費用処理を認める特例などはあるか。 ・ 費用処理である。 ・ 貸手は税務上は装置の所有者である。リース料の全額は課税上、借し手に対する費用である。
⑨	リース会計処理を実施するにあたって、ガイダンスや数値ベースのルールは存在するか。仮に存在するとすれば、それはどのような経緯で作成されたか。また、当該ガイダンスやルールを必要としているのは、作成者か監査人（公認会計士）か規制当局か。

	・タイ会計基準の管轄下にある。
⑩	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類如何で、リース資産の特性に差異はあるか。 ・ファイナンス・リース資産はオンバランスであるが、オペレーティング・リース資産はオフバランスである。
⑪	オペレーティング・リースがオンバランス処理される場合、（借し手）企業はオペレーティング・リースの利用に消極的になると考えられるか。その場合、どのような理由でそう思うか。 ・消極的になると思う。しかし、ファイナンス・リース資産は主としてキャッシュ・フロー目的である。 ・利息が高いことによる。
⑫	現行リース会計はリースを２つに分類しているが、会計上の区分が税制以外の他の法制にも適用（影響）しているか。 ・いいえ。すべてのタイプのリース・レンタル（ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リース）または短期レンタルは税務費用である。
⑬	オンバランスされているファイナンス・リースのリース債務は有利子負債（金融負債）として認識され、金融機関の与信判断、格付け機関の格付け評価に影響を与えているか。 ・はい。与えている。
⑭	プリンシプル・ベースの会計基準とルース・ベースの会計基準のいずれに基づいて会計処理しているか。その場合、ガイダンスやルールを必要としているのは、作成者か、監査人（公認会計士）か、それとも規制当局か。また、SMEs（中小企業）の会計処理は大企業の会計処理と異なるか。その場合、どのような例外規定があるか。 ・監査人（公認会計士）である。 ・いいえ。何ら例外はない。

3 リース事業の展望

①	リース企業に関する今後 10 年程度の成長性をどう見ているか。 ・過去には、リースサービスは、設備の資金調達にとって迅速で弾力的な方法であり、銀行サービスとは異なっていたと考えられていた。リースはビジネスニッチであり、タイの金融市場が成長すれば、そのパイは拡大するであろう。将来的には、リース会社があるレベルのポートフォリオの質を維持する一方、より弾力的になる必要がある。
②	リースの会計制度やリースに関する税制等の整備が図られる可能性・余地はあるか。 ・いいえ。税制は大変に慣習的である。時には、課税当局は課税上の例外を取り下げるためにいくつかの新たな規制を検討しているが、何ら重大な変更はない。

6 まとめ

アジア開発銀行によれば、タイのノンバンクは、2013年現在、貯蓄協同組合・信用組合が1,884社、質屋が556社、リース会社が47社であるとされる（ADB[2015]）。しかし、このようなノンバンクが金融市場全体に占める資産総額は極めて少額であり、貯蓄共同組合・信用組合では4.9%、質屋では0.2%であり、リース会社では0.6%とされる。このように、タイのリース事業は発展途上であり、ハイアー・パーチェス（割賦販売）との混同もみられ、リース事業それ自体やリース会計処理に対する理解もかなり不十分である。

タイをはじめとするASEAN諸国では、監督官庁や基準設定機関の思惑（高度な会計基準の制度化）と会計実務との間にかなりの認識のズレがみられるのが現状である。

【参考文献】

- ADB[2015], *Asia SME Finance Monitor 2014*, Asian Development Bank, 2015.
- FAP[2014], *Comment Letter on ED/2013/06 Leases*, Federation of Accounting Professions.
- Netsol[2013], *Thailand Financial Landscape 2012-13*, 2013.
(<http://www.netsoltech.com/portfolio/thai-wp/>)
- Surbhi[2015], S., “Difference between Hire Purchasing and Leasing,” [keydifferences.com](http://keydifferences.com/difference-between-hire-purchasing-and-leasing.html).
(<http://keydifferences.com/difference-between-hire-purchasing-and-leasing.html>)
- World Bank Group[2014], *Current Status of the Accounting and Auditing Profession in ASEAN Countries*, World Bank Group.
- 井上慶太[2016]「2016年度スタートにあたっての会計・税務上の留意点」A.I.Network (Thailand) Co., Ltd. (講演会資料)
- 外務省[2016]「タイ王国 (Kingdom of Thailand) 基礎データ」外務省, 2016.
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html>)
- 河崎照行[2016]「ASEANにおける中小企業会計の実態調査」『会計』第190巻第1号, 1-15頁。
- 坂上学[2015]「第17章 タイ」河崎照行編著『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社
- 松田綾子・堀加奈子[2013]「アジア販売金融市場の現状と日系企業の事業展開余地に関する考察」, 『Mizuho Industry Focus』, Vol.144, 10-20頁。
- 野村総合研究所[2011]『「販売金融事業者のアジア展開に関する調査」報告書』, 野村総合研究所
- [2015]『平成26年度 金融庁委託調査 タイにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査』, 野村総合研究所。
- 久野康成[2013]『タイの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』TCG出版。
- リース事業協会[2007]「アジア・オセアニアのリース産業」リース事業協会。
- リース事業協会[2008]「タイのリース制度」リース事業協会。

河崎照行（甲南大学）

Appendix 3-2 フィリピンの会計制度およびその運用

1 リースをめぐる環境

(1) 企業数

2012 年の調査（坂本 2016, 2）では、フィリピンの企業数は 944,897 社で、そのうち、大企業を除く、マイクロ企業、小企業、中企業に該当する企業数は 940,886 社とされており、その占める割合は約 99.6%となっている。図表 1 に示すとおり、フィリピンでは「総資産額」と「従業員数」によって企業を区分しており、中企業以下の企業規模は、総資産額 1 億ペソ（約 45 百万円：1 ペソ＝2.2 円で換算、以下同様）以下、従業員数 200 名未満の企業とされている。

図表 1 企業規模の区分指標

企業区分	総資産額（土地を除く）	従業員数
マイクロ企業	300 万ペソ以下	10 名未満
小企業	300 万ペソ超 1,500 万ペソ以下	10 名以上 100 名未満
中企業	1,500 万ペソ超 1 億ペソ以下	100 名以上 200 名未満
大企業	1 億ペソ超	200 名以上

（出所）坂本 2016, 2.

(2) 企業に対する融資の状況

フィリピンの銀行融資のほとんどは、大企業向けの融資で占められ、民間銀行は、中小企業への融資をハイリスクと考えている。中小企業に対する金利は、大企業に対する金利に比べ、約 4%程度高く設定される傾向にあり、さらに、担保の条件や手続きの煩雑さ、貸出期間や貸出金額の上限面でも、中小企業は満足するサービスを受けられないといった不満が強いとされる（大和総研 2014, 42）。つまり、フィリピンでは、中小企業に対して十分な資金が行き渡っているとは言い難い状況にあると言える。

(3) リースの利用状況

伝統的にフィリピンの事業者は資産の「所有」を好む傾向にあり、リースという概念は敬遠されてきた。しかし、1960 年代後半にリースが正式に導入されて以来、1997 年には 130 億ペソ（約 59 億円）、2005 年には 147 億ペソ（約 67 億円）にまでリース債権残高が拡大している（リース事業協会 2007, 70）。

筆者が行ったヒアリング調査によると、リースの利用が多いのは、下記のような物件とされる。

- ・自動車、フォークリフト、運送設備
- ・製造設備（工作機械、建設機械など）

また、別の調査でも、建設機械、自動車、コンピュータのリース利用残高が、全体の 43% を占めるとされる（野村総合研究所 2011, 60）。

なお、現在、リース会社で上場しているのは、「BLO リース・ファイナンス会社」のみで、その年商（2014 年度）は 22.7 億ペソ（約 10 億円）とされている。

2 法制度をめぐる現状

(1) リース企業の規制当局

フィリピンのリース会社およびファイナンス会社は、「証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission）」の監督下にある。フィリピンでは、リース事業を行う企業は登録することが義務づけられており、証券取引委員会は、その事業登録申請を受け付ける責任を負っている（大和総研 2014, 6）。

また、リース会社およびファイナンス会社が銀行子会社である場合には、「フィリピン中央銀行(BSP：Bangko Sentral ng Pilipinas)」が監督当局となり、証券取引委員会と連携して規制を行っている。

(2) リース企業に対する法規制

フィリピンには、リースに関する法律はないが、リース企業は、「フィリピン共和国法第 8556 号（金融会社法）」および「歳入規則第 19～86 号（税法）」に従って事業を行っている。

① 共和国法第 8556 号（金融会社法）

共和国法第 8556 号は、Section 1 から 14 まであり、リース会社が行うべき登録手続き、権利・権限、ローンおよび投資制限、役員資格、そして資金調達といった内容が規定されている。その内容の一部が、以下に示すとおりである（野村総合研究所 2011, 60；リース事業協会 2007, 73-75）。

- ・金融会社の議決権付株式：フィリピン国民所有率 40%以上が必要
- ・リース会社の最低資本金：マニラ大都市圏で 1 千万ペソ（約 4.5 百万円）、
その他の都市で 5 百万ペソ（約 2.3 百万円）
- ・株式会社の役員：フィリピン国民が役員会を占める割合 3 分の 2 以上

② 歳入規則第 19～86 号（税法）

歳入規則第 19～86 号では、オペレーティング・リース、ファイナンス・リース、条件付き売買の主な相違点に関する詳細とリース取引にかかる会計と税務の取扱いを規定している。フィリピンでは、税法上、ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの借手は、リース契約期間中の支払リース料または発生リース料の全額を損金に算入することができる。

3 リース会計基準の適用状況

(1) フィリピンの会計制度

フィリピンの会計制度は、1990 年代まではアメリカの会計制度を採用していたが（中小企業基盤整備機構 2006, 54）、2001 年から IAS（国際会計基準）をベースとした PAS（Philippine Accounting Standards）、IFRS（国際財務報告基準）をベースとした PFRS（Philippine Financial Reporting Standards）が公表され、2005 年にコンバージェンスが完了した。このような、大企業向けの会計基準とは別に、中小企業向けの会計基準としては、2009 年に「中小企業版 PFRS」が公表され、2010 年 1 月 1 日開始の会計年度から強制適用されている。

(2) 企業規模別の会計基準

フィリピンでは、独立した公認会計士による監査済財務諸表を SEC へ提出することが義

務づけられており¹⁹、この場合、SEC から公表された会計基準に従って計算書類を作成することが要請されている（井上 2015, 240）。図表 2 は、SEC が要請している企業規模別の適用すべき会計基準を示している。

図表 2 に示すとおり、マイクロ企業（総資産額 300 万ペソ未満かつ総負債額 300 万ペソ未満）については、2004 年 12 月 31 日まで利用されていたアメリカ基準に基礎を置く旧基準である「SFAS（Statement of Financial Accounting Standards）」または「税法基準」を適用できる。また、中小企業（総資産額 300 万ペソ以上 35,000 万ペソ未満または総負債額 300 万ペソ以上 25,000 万ペソ未満）については、「中小企業版 PFRS」または「PFRS」を、大企業（総資産額 35,000 万ペソ以上あるいは総負債額 25,000 万ペソ以上）は、「PFRS」を適用しなければならない。

図表 2 企業規模による適用すべき会計基準

企業区分	総資産額	条件	総負債額	会計基準
マイクロ企業	300 万ペソ未満	かつ	300 万ペソ未満	SFAS or 税法基準
中 小 企 業	300 万ペソ以上 35,000 万ペソ未満	または	300 万ペソ以上 25,000 万ペソ未満	中小企業版 PFRS or PFRS
大 企 業	35,000 万ペソ以上	または	25,000 万ペソ以上	PFRS

（出所）井上 2015, 240 をもとに筆者作成。

（3）リース会計基準の適用

① 会計基準の適用状況

前述したとおり、フィリピンにおいて、大企業は「PFRS」を採用しているが、今回行ったリース会社（J-PNB 社）へのヒアリング調査では、「中小企業の会計処理は大企業の会計処理と異なるのか」という質問に対して、「中小企業と大企業で会計処理の取扱いを区別することは無い」との回答が得られた。

しかし、フィリピンの会計制度に関する先行研究（実態調査）では、中小企業の会計処理について「会計基準に則った書類の作成には、膨大な時間とコストが発生するため、・・・中小企業における会計基準の普及を妨げている原因となっている」といった指摘がある（中小企業整備基盤機構 2006, 56）。

また、別の調査（2013 年 8 月実施）でも、「多くのマイクロ企業は、最も適用が簡便である修正現金主義・・・の税法基準により財務諸表を作成し、・・・同様の傾向が本来ならば中小企業版 PFRS や（完全版）PFRS を適用すべき中小企業（SMEs）にもみられ、・・・」といった指摘や「フィリピンにおいて中小企業版 IFRS が十分に浸透しているとは言い難い」といった指摘もあり（井上 2015, 247-248）、実際に図表 2 のような会計基準の適用状況になっているかどうかは不透明である。

② リース会計基準の適用状況

フィリピンにおいて、「PFRS」を採用している大企業では、2004 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、「IAS 17 リース会計基準」を適用している。しかし、実態として、SFAS や税法基準を採用してもよいマイクロ企業は別として、中小企業版 PFRS を採用すべき中

¹⁹ 独立した公認会計士による監査証明が必要となるのは、会社法上は、払込資本金総額が 5 万ペソ（約 2.3 万円）超の会社とされ、税法上は、四半期の売上げ、受取金額、出荷額等が 15 万ペソ（約 6.8 万円）超の株式会社等とされる。

小企業が、リース会計基準を適用しているかどうかは不透明である。

特に、税法上、ファイナンス・リースでもオペレーティング・リースでも、リース契約期間中に支払ったあるいは発生したリース料の全額を損金に算入することができることから、中小企業においては、オンバランスすることなく、支払時に費用として計上しているのではないかと推察される。実際に、筆者が行ったヒアリング調査においても、中小企業のリース会計処理について口頭で質問したところ、曖昧な回答であった。

「オペレーティング・リースがオンバランス処理される場合に企業はオペレーティング・リースの利用に消極的になると考えられるか」といった質問に対して、「積極的ではなくなる可能性はある」との回答であったが、これは「PFRS」を採用している大企業についてであって、中小企業については、上記の理由から、リースの利用動向には大きな影響はないのではないかと考える。

ただし、リースに関する税法規定までもが、オンバランス化の方向に改正されるようなことがあれば、その影響は少なからず考えられる。これは、大企業向けの会計基準を中小企業向けの会計基準にトップダウンで適用させる弊害であり、万が一、税法が会計基準に追随するようなことがあれば、銀行融資が十分ではないフィリピンの中小企業やマイクロ企業は、その事業に大きな影響を受けることになりかねない。

【参考資料】ヒアリング調査の結果

- ・調査日：2016年3月30日
- ・調査対象会社：ジャパン-PNB リーシング& ファイナンス（J-PNB 社：興銀リース株式会社のグループ会社）
- ・調査対象者：Edgardo T. Nallas 氏(Presidenta & CEO), Romeo G. De La Rosa 氏(Executive Director), Aiko Marie Dalagan 氏(Internal Auditor), 櫻井秀紀氏(Assistant Vice President), 坂本直弥氏（公認会計士）

1 リースをめぐる環境

①	リース企業に対する監督官庁はどこか。 フィリピンのリース会社およびファイナンス会社は、証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission）の監督下にあります。銀行の子会社であるリース会社およびファイナンス会社は、フィリピン中央銀行(BSP：Bangko Sentral ng Pilipinas)の監督下にある。
②	「リース事業協会」のような民間団体はあるか。ある場合はその名称は。 フィリピンのリース会社およびファイナンス会社の協会として、フィリピンファイナンス協会（PFA：Philippine Finance Association）がある。
③	リース会社の資本系列はどこが多いか（例えば、銀行系、ノンバンク系、独立系）。 フィリピンのリース会社には、地方銀行の子会社、地方銀行と外国のリース会社や銀行とのジョイント・ベンチャーあるいはパートナーシップ、自動車および自動車装備ディーラーあるいはメーカーのアフィリエイト、個人事業などがある。
④	上場しているリース会社は概ね何社程度か。また、それらの全売上高は概ねどの程度か。

	BLO リース・ファイナンス会社だけが、フィリピン証券取引所(PSE:Philippine Stock Exchange) に上場している。BLO 社の 2014 年度の年商は、22.7 億ペソ（日本円で約 50 億円：1 ペソ＝2.2 円で換算）である。
⑤	ファイナンス・リース、オペレーティング・リースの対象物件のうち契約件数が多いのはどの分野か。 ・自動車、フォークリフト、運送設備 ・製造設備（工作機械、建設機械など） 注：J-PNB 社のデータに限る。
⑥	企業が設備投資を行う際、金融機関から資金調達を受ける場合とリースを利用する比率はどの程度か。金融機関が与信を行う際、オフバランスのリース債務を確認する実務慣行はあるか。 企業の設備投資について、資金調達とリース利用との標準的な比率はない。オフバランスのリース債務は、監査済財務諸表の注記やクライアントに対して聞き取りをして確認する。

2 リース会計基準の適用状況

①	国際会計基準（IFRS）、米国基準、自国基準の何れを採用しているか。プリンシプル・ベースの会計基準（例えば、IAS 17）とルール・ベースの会計基準（例えば、Topic840）の何れに基づいて会計処理をしているか。 フィリピンでは、PFRS を採用しており、2004 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、IAS 17 リース会計基準を適用している。
②	SMEs の会計処理は大企業の会計処理と異なるのか。どのような例外規定があるのか。 SMEs と大企業で会計処理の取扱いを区別することはない。
③	ファイナンス・リースの分類基準である「所有権が移転しなくても、リース期間が当該資産の経済的耐用年数の大部分を占める場合」（IFRS for SMEs 20.5 項(c)）とは、どのような基準で決定されているのか。具体的な数値基準はあるのか。 J-PNB 社では、リース期間を資産の経済的耐用年数の 75%超としている。
④	ファイナンス・リースの分類基準である「リース開始日において、最低リース料総額の現在価値が、当該リース資産の公正価値と少なくともほぼ等しくなる場合」（IFRS for SMEs 20.5 項(d)）とは、どのような基準で決定されているのか。具体的な数値基準はあるのか。 ファイナンス・リースとみなすためには、リースの開始時において、最低リース料総額の現在価値が、設備費用の少なくとも 90%であることが必要であり、そうでなければ、オペレーティング・リースとみなす。
⑤	最低リース料総額の現在価値の算定において、リースの計算利子率（貸手の計算利子率）と借手の追加借入利子率のどちらが実務上よく用いられるか。 最低リース料総額の現在価値の算定では、借手の追加借入利子率を使う。
⑥	オペレーティング・リースに関する借手の処理は、売買処理か、賃借処理か。また、リース期間は、法定耐用年数の概ね何%か。

	オペレーティング・リースに関する借手の処理は賃借処理（オフバランス）です。J-PNB 社では、オペレーティング・リースのリース期間は、経済的耐用年数の 75% 以下に設定している。
⑦	税法上、借手に関するリースの取り扱い、資産扱い、費用扱い。資産扱いの場合でも、費用処理を認める特例などはあるか。 歳入規則（Revenue Regulation：税法）第 19 条～第 86 条では、税法上、ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの借手は、リース契約期間中の支払リース料または発生リース料の全額を損金に算入することができる。この場合、ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの借手は、税法上、費用として記帳することになる。
⑧	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類如何で、リース資産の特性に差異はあるか。 ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースの資産の特性に大きな差異はありません。しかし、一部には、リースを設定する場合には、売却可能な資産を望む貸手がいる（リース期間の終了時に簡単に処分できるため）。
⑨	オペレーティング・リースがオンバランス処理される場合、（借手）企業はオペレーティング・リースの利用に消極的になると考えられるか？その場合、どのような理由で消極的になると思われるか？ もし、オペレーティング・リースがオンバランス処理される場合、借手がオペレーティング・リースに積極的ではなくなる可能性はある。

3 リース事業の展望

①	リース企業に関する今後 10 年程度の成長性をどう見ているか。 当社には、成長性に関するデータはない。
②	リースの会計制度やリースに関する税制等の整備が図られる可能性・余地はあるか。 当社はこの質問に解答する立場にない。

【参考文献】

Philippine Republic Act No.8556.

Philippine Revenue Regulation No.19-86.

井上定子 2015.「第 18 章 フィリピン」河崎照行編著『中小企業の会計制度』中央経済社, 237-250.

坂本直弥 2016.「発展途上国における中小企業会計 ―フィリピンの経験から―」講演資料 (2016 年 7 月 17 日, 甲南大学).

大和総研 2014.「フィリピンの金融インフラに関する基礎的調査 報告書」平成 25 年金融庁委託調査.

中小企業基盤整備機構 2006.「フィリピンの会計制度」『ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査』54-56.

野村総合研究所 2011.「販売金融事業者のアジア展開に関する調査 報告書」平成 22 年経済

産業省委託調査.
リース事業協会 2007. 「フィリピン」『アジア・オセアニアのリース産業』 70-75.

上野 隆也（税理士）

Appendix 3-3 マレーシアにおけるリース会計制度

1 マレーシアにおけるリースをめぐる環境

(1) マレーシア企業によるリース利用

マレーシア企業は発展途上国の中でもリースを積極的に利用している。White Clarke Group (2014/2016) による調査報告書 (Global Leasing Report) によれば、近年の取扱高は、2013 年は 27.1 億 US ドル、2014 年は 19.1 億 US ドル、そして 2015 年は 17.1 億 US ドルとなっており、年々取扱高は減少している傾向が見受けられるものの、世界中でおおよそ 30 番めにリース取引を活用している国である。また、同報告書によれば、国内総生産 (GDP) に対するリース取引高の割合は、2012 年には 0.75%、2013 年には 0.69%、2014 年には 0.57% となっており、これら数値は世界で 30 番台後半の順位であることが示されている。

なお、日本のリース取扱高が、2013 年には 699.5 億 US ドル、2014 年には 672.6 億 US ドル、2015 年には 558.5 億 US ドルである一方で²⁰、GDP に対するリース取扱高の割合は 2012 年には 1.06%、2013 年には 1.11%、2014 年には 0.89% である。マレーシア企業によるリース取扱高は日本企業の 3% 程度に過ぎず、絶対額でみるとマレーシア企業によるリース取扱高は日本企業よりも著しく低いが、GDP に占める割合を確認すると日本とマレーシアの間に大きな差はない。このことから、マレーシア経済においても日本と同様にリースが重要な地位を占めていることを垣間見ることができる。

(2) マレーシアの中小企業によるリース利用

Department of Statistics Malaysia (2006) によると、マレーシアの中小企業²¹が利用する資金調達手段としては、短期借入がもっとも多く、全中小企業の 54.7% の企業が利用している。ついで長期借入が 30.2% であり、その次に 10.8% の割合でリースが活用されている。このように、金融機関からの資金調達が可能である場合にはリースは 3 番目に広く利用されている資金調達手段となっている。しかしながら、金融機関等による間接金融を活用している SMEs は全体のうちわずかに 16% のみであり、マレーシアにおける SMEs は金融機関からの資金調達を受けづらいという実態もある²²。

中小企業の間でも企業規模によってリース利用の程度にはバラツキがあり、企業規模が大きくなるにつれてリースを利用する頻度も増加する。具体的には、零細企業では 9%、小規模企業では 14%、そして中規模企業では 17% の企業がリースによる資金調達を利用して

²⁰ 日本におけるリース取扱高は US、中国、ドイツ、UK に次いで世界で 5 番目に多い。

²¹ マレーシアにおける零細および中小企業 (MSMEs; micro, small and medium-sized enterprises) は法的に定義されており、年間売上高、従業員数、業種によって区分される (Asian Development Bank, 2014)。MSMEs は、製造業、農業関連工業、製造関連サービス業である場合には、年間売上高が 2500 万リンギット以下であるないし正社員が 150 名以下である企業として定義され、サービス業ないし農業である場合には、年間売上高が 500 万リンギット以下であるないし正社員が 50 名以下である企業として定義されていた。2014 年 1 月 1 日に定義が改正され、年間売上高が 5000 万リンギットないし正社員数が 200 名までという基準に修正された。他の産業については、年間売上高が 2000 万リンギットないし正社員数が 75 名までと基準値が増加している。

2010 年時点においてマレーシアには 645,136 社の MSME があり、全企業のうちの 97.3% を占めている。また、雇用創出という側面でも MSMEs は重要な役割を果たし、2012 年における全労働者のうちの 57.4% である 490 万人が MSMEs で雇用されている。さらに、経済面においても MSMEs は大きく寄与しており、2013 年の GDP のうち 33.1% が MSMEs により創出されている。

²² 中小企業による資金調達が困難となっている理由としては、担保の不足 (55.2%)、融資に必要な書類不足 (13.1%)、融資実績がないこと (10.7%) 等が指摘されている。

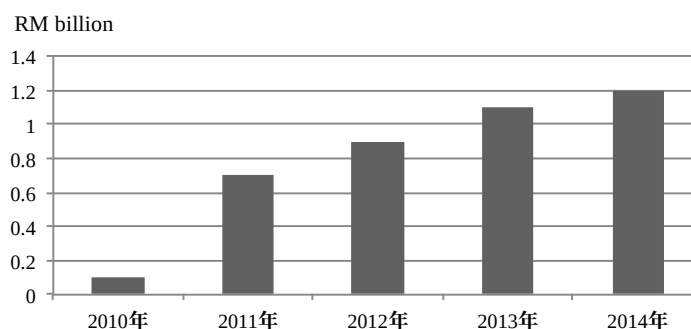
いる。また、業種によってもリース利用に違いがあり、製造業ないしサービス業の場合にはそれぞれ 14%と 11%の企業がリースを利用しているが、農業ではわずか 4%の企業のみが資金調達手段としてリースを使っているだけである。

このように中小企業においてリースはさほど広く普及しているとは言い難く、マレーシア政府は中小企業によるリースの利用を活発化させようとしている。たとえば、2010 年には、中小企業による設備投資を促進させる目的で、Income Tax Act (ITA) Schedule 3: Capital Allowances and Charges が改正された。この改正により、非公開企業は Build-Lease-Transfer 方式²³の採用を容認され、産業用建物の減価償却費にもとづく税額控除による便益を受けることが可能になった。つまり、この方式で政府への譲渡契約を結んだ建物について、その加速償却率は初年度 10%、その後 6%とされており、税額控除を受けることを通じて低い税負担を享受することができるようになった。

また、中央銀行 Bank Negara Malaysia による *Financial Sector Blueprint 2011-2020* (2011) では、より高い付加価値活動を支援するためには金融セクターの機能力を高めることが必要であり、企業のライフサイクル・ステージを創業期から成長・拡大期への移行を促すためにイノベティブな企業の資金需要に対応することが重要であると述べられている。そして、それを実現するための一つの方策として、発展可能性のある中小企業のニーズを満たすために、金融機関がファクタリング（債権買取）やリースを提供することを推奨している。

このような政策が功を奏してか、SME Corporate Malaysia の SME Annual Reports によれば、中小企業におけるリース（ファクタリング含む）の利用総額は図 1 のように推移している。2010 年においては、1 億リンギットであったが、2011 年、2012 年、2013 年にはそれぞれ 7 億リンギット、9 億リンギット、11 億リンギットと増加しており、2014 年末には 12 億リンギットにまでリース利用高が増加している。このことから、マレーシア企業全体ではリース取扱高は減少している一方で、マレーシア中小企業によるリースの活用が活性化している傾向がみてとれる。

図 1：中小企業によるリース利用額



(出所：SME Corporation Malaysia SME Annual Reports 2010/11, 2011/12, 2012/13, 2013/14, 2014/15)

2 マレーシアにおけるリースの法規制

マレーシアのリースは次の 3 つの法律によって規定されている。一つは銀行および金融

²³ 民間企業が建設した施設を、公共に一定期間リースし、あらかじめ定められたリース料で事業コストを回収した後に、公共に施設を譲渡する方式。

機関に関する法律 1989 年（Banking and Financial Institutions Act 1989）であり、もう一つは金融サービスに関する法律 2013 年（Financial Services Act 2013）であり、最後はイスラム金融サービスに関する法律 2013 年（Islamic Financial Services Act 2013）である。

銀行および金融機関に関する法律は銀行や金融機関等の規制を行うことを目的に 1989 年に制定され、2005 年に改正が行われている。この法律においては、リース事業を行っている企業も金融会社として位置づけられ、またリース事業は資金提供の一種に含められており、リース会社に法的な規制が加えている。金融サービスに関する法律は、2013 年に制定されている。その目的は、金融の安定化を促進するために制定された法律であり、金融機関の安定化や健全化、資本市場や外国為替市場の保全や秩序ある機能性、安全、効率的かつ信頼可能な決済システム、そして金融機関による公正で責任ある専門的事業の遂行を促進することとされている。最後に、金融サービスに関する法律が制定された 2013 年にイスラム金融サービスに関する法律も制定されている。この法律は、イスラム法（Syariah シャリア）に則った金融活動の安定化を促進するための法律である。このなかで、イスラム金融におけるリース事業が定義されているとともに、イスラム金融機関に対する規制が記されている。以上のように、マレーシアにおいては、3 つの法律により金融活動が規制されており、この金融活動のなかにリース事業が含まれているため、リース会社によるリース取引・リース契約全般についても、これら 3 法による規制を受ける。

なお、リース取引と類似した割賦購入については、金融活動とはみなされず、割賦購入に関する法律 1967 年（Hire-Purchase Act 1967 Act 212）によって別途法規制が行われている。

3 リース取引に関する会計基準

(1) マレーシアにおけるリース会計基準の変遷

マレーシアにおける会計基準は、財務報告法 1997 年（Financial Reporting Act 1997）により権限を付与されたマレーシア会計基準審議会（MASB；Malaysian Accounting Standards Board）により作成・公表されている。この MASB は、1998 年に発足し、MASB 基準（MASB Standards）を公表している。そして、企業は、MASB 基準に準拠して一般目的財務諸表を作成することが要請されている²⁴。

リース会計基準については、2000 年 1 月以前においては、国際会計基準 IAS17 号を適用していた。しかしながら、MASB は MASB 基準 10 号「リース」を公表し、2000 年 1 月以降、当該基準が IAS17 号に置き換えられ、リースの貸手・借手はイスラム・リースおよび一部リース契約²⁵以外のすべてのリース取引に関して MASB 10 に準拠することが規定された²⁶。

²⁴ ただし、一般目的財務諸表作成の要否は、それを基礎にして経済的資源の配分にかかる意思決定を行う利用者の存在によって決定されるとされ、公的説明責任がない、所有と経営が分離されていない、大企業ではない場合には、MASB 基準の適用免除企業となる（MASB, 2000; 平賀 2015）。

なお、大企業の定義は、次の 3 つのうち、2 つ以上の基準を満足している場合とされている（MASB, 2000）。

- (a) 年間総収益が 1,000 万リンギットを超える。
- (b) 期末時点における総資産が 500 万リンギットを超える。
- (c) 期中平均従業員数が 50 人を超える。

²⁵ 一部のリース契約は以下の契約を指す。

- (a) 石油、ガス、木材、鉱物その他の採掘等の天然資源の探査や利用に関するリース契約
- (b) 映画フィルム、ビデオ録画、脚本、原稿、特許権および著作権等の項目に関するリース契約

²⁶ MASB 10 号では、契約により購入者に資産所有権を取得するオプションが付与されている割賦購入は、リース取引に含まれる（par. 6）。

その後、2005年に国際会計基準とのコンバージェンスを達成するための MASB 基準はマレーシア財務報告基準（MFRS；Malaysian Financial Reporting Standards）へと名称変更が行われた。その一環として、リース会計基準についても、2006年1月1日を効力日とする財務報告基準 MFRS117 号リースが公表されている²⁷。この MFRS117 号は、MASB が公開会社に適用する基準として、国際財務報告基準（IFRS；International Accounting Standards）とのコンバージェンスを企図して策定したものであり、特筆すべきは IFRS 財団も MFRS 117 の策定に関与している点である。なお、MFRS117 号は IAS17 号と同等であり、MFRS117 号に準拠している企業は同時に IAS17 号に準拠していることになる²⁸。

MFRS117 号では、MASB 基準 10 号で除外されたリース契約に加えて、次の資産については適用対象外となる等、MASB10 号と MFRS117 号の間には若干の相違点がある²⁹。

- ・ 借手によって保有され、投資不動産として会計処理されるべき不動産
- ・ オペレーティング・リースで貸手によって提供されている投資不動産
- ・ ファイナンス・リースで借手によって保有されている生物資産
- ・ オペレーティング・リースで貸手によって提供されている生物資産

しかしながら、両者はリースの分類方法やファイナンス・リースやオペレーティング・リースの具体的な会計処理、さらにはセール・アンド・リースバック取引という点でも類似しているところが多い。

(2) 会計基準上のリース取引の区分

MFRS117 号リースにおけるリース取引の分類は次のとおりである。つまり、リース資産のすべてのリスクならびに経済的便益（risks and rewards）が所有者たる借手に実質的に移転する場合には、リース契約はファイナンス・リース取引として分類され、ファイナンス・リース取引に分類されないリース契約がオペレーティング・リース取引となる。MFRS117 号は、IAS17 号と同様に原則主義に立脚しているため、リース契約がファイナンス・リース取引と区分されるような具体的な数値基準を基準上では明記していない。他方、MFRS117 号とは異なり、MASB10 号では、ファイナンス・リース基準となる具体的な基準が明示されており、リース契約が次の条件を満足する場合には、当該契約はファイナンス・リース取引に分類されていた。

- (a) 所有権が移転しなくとも、リース期間が資産の経済的耐用年数の 75%以上を占める場合
- (b) リース開始時における最低支払リース料の現在価値が、リース資産の公正価値の 90%以上を占める場合

MASB10 号は、このように現在価値基準および経済的耐用年数基準に関する数値基準が明示していたが、MFRS117 号へ移行するとともに削除されたことを踏まえると、MFRS117

²⁷ 2011 年 11 月、MASB は、2012 年 1 月 1 日を効力日として国際財務報告基準（IFRS；International Accounting Standards）と一字一句違わぬマレーシア財務報告基準（MFRS；Malaysian Financial Reporting Standards）フレームワークを発表している。

²⁸ これは、2011 年 11 月に MASB が国際財務報告基準（IFRS；International Financial Reporting Standards）と一字一句違わぬマレーシア財務報告基準（MFRS；Malaysian Financial Reporting Standards）フレームワーク（2012 年 1 月 1 日効力日）を公表したためである。

²⁹ MASB10 号においては、土地や建物については、リース資産としては取り扱われず、有形固定資産に関する会計基準である MASB ED 16 や会社法 1965 にしたがって処理される。

号はより原則主義の考え方を適用した基準となった³⁰。つまり、マレーシアのリース会計基準 MFRS117 号におけるリース取引の区分については、IAS17 号とのコンバージェンスを図って策定されていることが確認されるよう。具体的には、契約の法的な形式よりもリース取引の経済的実態を重要視してファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引が区分されているといえる。

(3) 中小企業によるリース会計基準³¹

公開企業については 2005 年に MASB 基準から名称変更された MFRS が適用される。この適用対象は、会社法 1965 年 (Companies Act 1965) における非公開会社以外のすべての企業であった³²。他方、非公開会社については、MFRS に名称変更がなされる以前の MASB 基準を非公開企業財務報告基準 (PERS ; Private Entity Reporting Standards) と改めて、これを適用することが規定された。

マレーシアにおいては、MFRS の IFRS へのコンバージェンスと軌を一にして、MASB が主体となって非公開企業のための会計基準についても国際会計基準との収斂化が図られた。2009 年に IASB が中小企業版 IFRS を公表したのち、2010 年に MASB は公開草案 72 号中小企業のための FRS (Exposure Draft 72 FRS for SMEs) を公表した。その後、度重なる議論を経たうえで、MASB は 2013 年に非公開企業財務報告フレームワークのためのロードマップ (Roadmap for Private Entities Financial Reporting Framework) を公表し、公開草案 72 号に基づく非公開企業のための会計基準を採用する方針であることが示された。そして、同年公開草案第 72 号に若干の修正を加えた公開草案 77 号マレーシア非公開企業報告基準 (MPERS ; Malaysian Private Entity Reporting Standards) が公表された。そのうえで MASB は、非公開企業のための会計基準 (PERS ; Private Entity Reporting Standards) として 2001 年 1 月に適用が開始された MASB10 号を 2015 年度まで利用することができるとしながらも、2016 年 1 月以降は、MPERS を適用することを決定した。

それゆえ、非公開企業におけるリース会計については、2015 年までは PERS が適用可能であるが、2016 年以降は中小企業版 IAS とほぼ内容が同一である MPERS に準拠した会計処理が要請されることとなった³³。要するに、マレーシアにおいては、公開企業・非公開企業ともに国際会計基準に倣った会計基準が導入されるようになった。

このように、2016 年に非公開企業の会計制度が大きく変更されたことに伴い、非公開企業におけるリース会計処理についても変化が生じる。具体的には、これまで適用されていた MASB10 号と新たに適用される MPERS では次のような相違点がある。

- ・ PERS は、リース期間が当該リース資産の経済的耐用年数の 75%以上であるないし最低

³⁰ 借手が解約できたとしても、解約に伴う貸手の損失を借手が負担することが明示されている場合や、資産残価の公正価値変動から生じる利得・損失が借手に帰属する場合、実質的に市場よりも低い賃借料で継続してリースを続けることができる場合のように、経済的実質として資産の権利・義務の帰属が借手にあるときにはファイナンス・リース取引に区分される。

³¹ 非公開企業と中小企業は同義ではないが、ここでは非公開企業の会計処理を中小企業の会計処理として取扱う。

³² 会社法における非公開企業は、その定款において以下のことが定められている企業のことを指す。

- (a) 株式の譲渡に制限があること
- (b) 株主 (社員) 数 50 名未満という制限があること
- (c) 株式・社債の公募が禁止されていること
- (d) 有利子・無利子にかかわらず定期預金ないし要求払い預金の募集が禁止されていること

³³ 非公開企業においても、公開企業のための MFRS117 号リースを任意適用するもとも可能である。

リース料総額がリース資産の現在価値の 90%以上であるときにはリース契約をファイナンス・リース取引とするという基準を設けていた。しかしながら、MPERS のもとではこうした細則は設定されていない。

- ・ PERS では、マレーシア国内の土地をリース保有している場合には償却性固定資産として取扱うことが要請されていた。MPERS にはこうした規定は存在しない。
- ・ リースの法的形式を取らないが、支払いと引き換えに資産の使用権を譲渡するアウトソーシング契約は、MPERS ではリース契約として取扱われる。

(4) リース税務

マレーシアにおける所得税は所得税法 (ITA 53, Revised 2006) によって定められている³⁴。そして、ITA セクション 63A は、資本的支出にかかる適格資本支出の特別控除を規定し、そのサブセクション 5 は、賃貸料の取得を主目的とした機械設備に対する資本支出も適格資本支出に含められることを規定している。

また、リース資産にかかる税額控除 (capital allowances) に関する具体的な規定は、2014 年にマレーシア内国税収入局 (IRBM ; Inland Revenue Board of Malaysia) が公表した *Ownership and Use of Assets for the Purpose of Claiming Capital Allowances* に記されている³⁵。ここでは、税額控除は、その形態がファイナンス・リース取引であろうがオペレーティング・リース取引であろうが、同様の税務処理がなされると規定されている。そして、貸手は、事業において適格支出を負担する必要があるリース物件を資産として利用しているため、法的および経済的なリース物件の所有者として税額控除を行うことができる。しかしながら、リース取引が、所得税リース規制 (LR ; Leasing Regulation) 1986 の規制 4 における売却取引であるとみなされる場合、現売りの性質を有するとされ、借手側がリース資産の税額控除を行うことが可能となる。このとき、リース契約が明らかな割賦契約の特徴を有していない限り、控除額は総割賦 (リース) 支払料ではなく資産の取得原価に基づいて算定される。

他方、利息費用については、ITA のサブセクション 33(1)によって規定されている。また、*Guidelines for Income Tax Treatment of Malaysian Financial Reporting Standards (MFRS)123: Borrowing Cost* では、MFRS117 号リースに準拠してファイナンス・リース取引と分類されたリース取引の金利は借入費用として取扱うとされている。つまり、IAS23 号借入費用と同様に、資産の購入代金の支払を開始してから資産を利用できるまで「相当の期間」がかかるものとしてファイナンス・リース取引をみなし、支払利息の一部をリース資産の取得原価に含めて、つまり支払利息を資産化して適格資産とすることが規定されている。それゆえ、ファイナンス・リース取引にかかる金利費用は損金算入されるのではなく、適格資本支出の資本控除という形で税額控除されることになる。

さらに、近年、マレーシア中央銀行は、中小企業によるリース利用を活性化させるために *Financial Sector Blueprint 2011-2020* を実施していくなか、2015 年に *Study of Tax Impediments on the Growth of Leasing and Factoring in Malaysia* を公表した。そのなかでは、表 2 のように SMEs が資金調達の代替的手段としてリースやファクタリングを活用するときにおける税制上の問題点を指摘し、改善案を提案している。問題点の指摘と改善案の提案が

³⁴ 2006 年 1 月 1 日に最終修正が行われている。

³⁵ リース資産については、2001 年に公表された資料には記載はなかったが、2014 年の改正時に新たに追加されている。

なされている。

表1：SMEsにおけるリース税制の問題点と改善案

指摘された問題点	提案された改善案
・ 所得税リース規制 (LR) が、リースを別個の分離したビジネス・ソース (事業用資産) として取扱っているために高い実効税率が課せられる。 ・ リース資産の税額控除の請求範囲はリース・ソースのみに限定され、他の事業所得と相殺することができない。 ・ 150,000 リンギット以下の自動車の税額控除適格支出の上限は 100,000 リンギットであり、150,000 リンギット以上の自動車では 50,000 リンギットである。	・ リース・ビジネスを他の金融ビジネスと同等のソース (資産) として取扱う。 ・ リース資産にかかる税額控除の限定範囲を取り除く。 ・ すべての自動車に対して、税額控除適格支出の上限 50,000 リンギットを取り除く新しい上限を 150,000 リンギットまで引き上げる。 ・ 資産のリースを魅力あるものにするために加速的な減価償却費の損金算入を導入する。

(出所) Bank Negara Malaysia (2015) より作成。

(5) イスラム金融におけるリース (Ijarah)

ムスリム人口が多いマレーシアでは、政府が主導しながらイスラム金融の拡大を支援してきた。預金シェアならびに融資シェアは、1994 年にそれぞれ 0.8% と 1.1% と低かったものの 2007 年には 15.8% と 13.9% まで増大している。また、キャピタル・ゲイン課税がなされないイスラム債 (社債) 等もシェアを伸ばしており、マレーシアにおいてはイスラム金融が重要な役割を果たしている (中川 2009)。

リース取引に関しては、イスラム金融サービスに関する法律 2013 年において、al-ijarah, al-ijarah muntahia bi al-tamlik, al-ijara Thumma al-bal の 3 種類がイスラム金融におけるリース取引に分類されると規定されている。これらは総じて Ijarah と呼称され、いずれも「賃貸借」の概念に基づいた契約であるということに特徴がある。

表2：イスラム金融における Ijarah の種類

Ijarah の種類	概要
al-ijarah	貸手 (所有者) が合意された賃貸料およびあらかじめ定められたリース期間でクライアントに資産ないし設備をリースするという契約である。リース資産の所有権は貸手に残ったまとなる。
al-ijarah muntahia bi al-tamlik	al-ijarah とほぼ同一であるが、資産の所有権に関して、リース期間終了後に貸手はその所有権を借手に譲渡するという契約である。
al-ijara thumma al-bal	al-ijarah とほぼ同一であるが、リース期間終了後、借手は貸手 (所有者) から合意された価格で資産を購入する契約を締結することができる。

(出所) Omar *et al.* (2013) および Royal Malaysian Customs (2013) に基づき作成。

(i) Ijarah の会計処理

Ijarah に関する会計処理については、MASB が 2004 年に Ijarah に関する公開草案を公表し、パブリック・コメントを求めた³⁶。こうしたコメントを受けながら、MASB は 2006 年

³⁶ コメント回答者の多くは、イスラム金融取引の会計処理の必要性を述べていたが、別個にイスラム会計基準を求める必要性に関しては疑問も呈された。また、公開草案のなかで、MASB の見解としては、Ijarah にはオペレーティング・リース取引に類似した会計処理を適用することを提案したが、パブリック・コメントとしては Ijarah にはオペレーティング・リース取引やファイナンス・リース取引という分類の考え方はなく、何かしらの単一の会計処理が規定されるべきであるという意見も寄せられた。また、オペレーティング・リース取引としての取扱いでは、資産として認識される

に、Ijarah における資産や負債の認識・測定という点に関していくつかの問題を残しながらも、Ijarah に関して MASB が承認する会計処理適用のガイダンスとして MASB テクニカル・リリース (Technical Release) i-2 Ijarah を公表した。そして、MASB は Ijarah についての次のような会計処理を提案している。

まず、貸手に関しては、たいてい Ijarah は Ijarah 期間（いわゆるリース期間）にわたる賃貸借として扱われている。しかしながら、Ijarah 期間終了以前もしくは終了時に借手によって買取オプションが行使される場合、そのような契約は貸手の資産を借手に売却したと認識すべきであり、Ijarah 対象資産の売却に伴う利得や損失の認識が必要となる。また、MASB の見解では、使用権は Ijarah 開始時に借手に移転している。したがって、貸手の Ijarah 対象資産に対する権利の金額は、借手に移転された使用権を除いて測定されることが望ましい。また、買取オプションが行使される場合には、契約は Ijarah 対象資産の売却であるとしてみなされるべきである。他方、借手に関しては、借手の Ijarah 支払料を Ijarah 期間にわたって費用として認識する。しかしながら、MASB の見解としては、借手への使用権の移転がある場合が考えられるため、こうした処理に対して反対する立場をとっている。それゆえ、借手は使用権の取得を資産として、そしてその資産取得に伴い結果として生じる使用料の支払を負債として認識すべきである、つまりファイナンス・リース取引に準ずる処理を適用すべきであるという見解が示されている。

(ii) Ijarah の税務処理

マレーシア税務当局は、一般的な金融取引とイスラム金融取引に適用される税制上の差異を取り除くために ITA の改正を行った (Hegazy, 1999)。具体的には、ITA に Section 2(7) が追加された。この改正の影響としては、これらの Section の追加以前は、貸手が受取るリース収益に対して課税が行われ、賃貸収益として 30%の税率が課せられていた。つまり、改正以前は、金融期間（リース会社）が受取るリース収益はリース活動からの事業収益ではなく、非事業活動からの収益として課税されていた。しかしながら、ITA セクション 2(7) において、イスラム法に準拠した契約から生じる利息の代替となる利得および費用は、受取収益・支払利息と同様の取扱いをするという規定が追加された。それゆえ、Ijara 契約から生じる収益は、ITA セクション 4(a)のもとで事業収益（受取利息）として課税されるようになった。

参考文献

- Asian Development Bank (2014) *Asia SME Finance Monitor 2014*.
Bank Negara Malaysia (2011) *Financial Sector Blueprint 2011-2020*.
——— (2015) *Study of Tax Impediments on the Growth of Leasing and Factoring in Malaysia*.
Department of Statistics Malaysia (2006) *Census of Establishment and Enterprises 2005*.
Hegazy, W. (1999) “Islamic Finance in Malaysia: A Tax Perspective” *Proceedings of the Second Harvard University Forum on Islamic Finance into the 21st Century*, pp.215-224.
Inland Revenue Board of Malaysia (2014) *Ownership and Use of Asset for the Purpose of Claiming Capital Allowance*.

Ijarah の経済的便益を借手が受けることができないというコメントもなされた。

- LHDN Malaysia (2013) *Guidelines for Income Tax Treatment of Malaysian Financial Reporting Standards (MFRS) 123: Borrowing Cost*.
- Omar, A., M. Abduh and R. Sukmana (2013) *Fundamentals of Islamic Money and Capital Market*, Wiley.
- Royal Malaysian Customs (2013) *Goods and Services Tax: Guide on Leasing*.
- SME Corporation Malaysia (2010/2014) *SME Annual Reports*.
- White Clarke Group (2014/2016) *Global Leasing Report*.
- 中川利香 (2009) 「マレーシアのイスラーム金融」 福田安志編 『イスラーム金融のグローバル化と各国の対応』 調査研究報告書, pp.91-108。
- 平賀正剛 (2015) 「マレーシア」 河崎照行編著 『中小企業の会計制度 日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』 中央経済社, pp.210-222。

島田佳憲 (東京理科大学)

第4章 会計戦略とリース会計基準

Ⅰ はじめに

本章の狙いは、会計基準の国際的統合化・収斂化をめぐる動きに、各国会計基準設定機関や制度策定機関がコスト・ベネフィットの観点からどのように対峙すべきかを検討するための分析視角やそれを基礎とした分析を通じて得られる示唆について、リース会計基準を事例に検討することにある。

1990年代後半から会計基準の国際的統合化・収斂化が進展している。グローバル資本主義を背景としたこの動きをそのまま受け入れる場合、その方法によっては大きなコスト負担が求められる割に獲得できるベネフィットは小さいものととまる可能性もある。特にアメリカ、欧州、日本などでは独自の歴史的な背景に基づき会計制度を発展させてきており、その中で会計情報は、企業の資源配分や課税所得計算などで重要な役割を果たしてきた。このため、資本市場における資源配分に重きをおいた会計基準の国際的統合化・収斂化はその他で会計情報が果たしている役割を脆弱化させ、経済全体に負の影響を与える可能性もある。このため、各国・地域それぞれがコストを最小化、ベネフィットを最大化できるように、各国の会計基準設定機関や制度設定機関には、会計基準の国際的統合化・収斂化に対してしたたかかつ柔軟に対応することが求められる。本章では、会計基準の国際的統合化・収斂化に対して、それが経済社会に与える影響をコスト・ベネフィットの観点からきちんと検討し、どのように対峙すべきかを決定する基本思考を、「会計戦略」と定義したうえで、リース会計基準を事例として、日本がどのような会計戦略を持つべきかを検討することを狙いとしている。ここで、リース会計基準を事例として、日本の会計戦略を検討する意義は大きく3つある。

第1に、第3章でも述べた通り、2016年初めに公表されたリース会計基準においてIFRSと米国基準で異なる会計基準を選択することになった。これまで多くの会計基準では、IASBとFASBが共同プロジェクトなどを通じて共通化した会計基準を採用してきたが、近年、そうした潮流が変化しつつある。とりわけ収益認識、金融商品、保険契約、リース会計など優先順位の高いプロジェクトとして位置付けられている各基準は、収斂化・統合化に向けたハードルが高いと考えられており、その基準公表にまで他の共同プロジェクト以上に長い時間がかかっている。この背景には、各国・地域における利害が他の基準以上に先鋭化しやすいことが推測される。IFRSと米国基準の共通化がより困難になりつつある中で、今後、両者の分岐が起こってくる可能性もある。その嚆矢と位置付けられるリース会計基準に対して、各国・地域がどのような会計戦略で対峙しているのかを検討することで、日本が、会計基準の国際的分岐が起こった際にどのような会計戦略を通じて対峙すべきかについての示唆を獲得することが可能であると考ええる。

第2に、第2章でも述べた通り、リース活用がアベノミクスにおける成長戦略の重要な施策の一つとして位置付けられており、他の会計基準以上に、日本の経済社会に与えるコスト・ベネフィットを総合的に勘案したうえで、対応することが求められる点である。効果的な会計戦略の策定を通じて、会計基準が経済社会に与えるコストをより低く、ベネフィットをより大きく引き出すことができるのであれば、その経済施策としての重要性が高

いリース取引に関する会計基準を事例にして、日本であるべき会計戦略を検討することは、今後の会計基準設定や制度設計のあるべき姿を探るうえで重要な示唆を獲得できる可能性がある。

第3に、日本の会計制度は他国とは異なる制度的状況（institutional settings）をもっており、米国や欧州、アジアとは異なる会計戦略が求められる点である。日本の上場会社には、日本基準、米国基準、IFRS、J-MISの4つの会計基準からの選択が認められる一方で、日本基準とIFRSとの乖離をできる限り最小化する会計基準設定を志向している傾向があり、上場会社を対象にした会計基準の変更が、未上場企業や中小会社などで重要となる単体決算にも派生しやすい状況にある。こうした中で、リース会計基準についても、米国や欧州とは異なる会計戦略が求められる可能性が高いが、それらがこれまでの先行研究で十分に検討されていないと考えられる。本章では、リース会計基準を分析対象として、こうした日本に求められる会計戦略を検討する。

このため、第2節では、リース会計基準で国際的収斂化・統合化から分岐にいたる一連のプロジェクトにおいて論点为何であるのかについて検討する。第3節では、リース会計基準についてなぜその収斂化・統合化に10年もの月日がかかる必要があったのか、最終的にIASBとFASBの対応が分かれた理由は何かについて、リース情報やリース会計基準に寄せられたコメント・レター、さらには欧州で実施したアンケート調査などを基礎にして仮説を提示する。第4節では、第3節で導き出された仮説から、日本でどのような選択肢がありうるのか、そうした選択肢を検討するにあたって、詰めておくべき論点について提示を行う。各論点については、第5章以降で分析・検討する。

II リース会計基準 国際的収斂化・統合化から分岐へ

1 G4+1プロジェクト

第1章で述べた通り、リース契約をめぐる会計基準はそもそも法形式に従い賃貸借処理であったが、経済的には有形固定資産の購入と同じと考えられる取引を売買処理で貸借対照表に計上することを狙いとして国際的な統合化・収斂化を進展させてきた。米国では1976年にFASBがFAS No.13「リース会計」を公表した。同基準では、下記の4つの規準のいずれかに該当するものをキャピタル・リースとして、当該取引を売買処理で取り扱うことを求めている。

- A.所有権の移転
- B.割安購入オプション
- C.リース期間（解約不能期間が耐用年数の75%以上を占める）
- D.最低支払リース料（リース料総額の現在価値が見積現金購入価額の90%超）

すなわち取引を法実質ではなく、当該取引に基づくリスクと経済価値がすべて借手に移転する場合、それは売買取引と同様の取引と位置付ける考え方をとる。こうしたファイナンス・リースを貸借対照表上で認識する動きは、その後、国際会計基準、日本基準など各地域の国内基準にも取り込まれていった。

しかしながら、リスクと経済価値が全て移転したかどうかを識別するにあたって、明確なルールが存在がかえって曖昧な判断を生み出しているなどの理由で、米国基準の中でももっとも問題のある基準の一つであると有識者が認識をしていたことから（Reither 1998）、

会計基準の国際的統合化・収斂化の一環として G4+1（アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド、国際会計基準委員会）で新たなリース会計処理を探索する取り組みがスタートし、1996 年には「リース会計：新たなアプローチ、リース契約のもとで生じる資産および負債に関する借手の認識」(McGregor 1996)、2000 年には「リース：新しいアプローチの実践」(Nailor and Lennard 2000) が公表された。

McGregor(1996)では、伝統的にリース資産・負債の認識が所有権と結び付けられてきたこと、さらにリース契約が未履行契約であることから、リース取引が賃貸借処理とされてきたと説明している。しかし仮にリース取引がもたらすリスクと経済価値のすべてが移管されなくとも（所有権が移転しなくとも）、リースの契約期間にわたって、それがもたらす経済的便益やそのために必要となる将来の資本の流出の事実が明確に識別できるのであれば、それらのリース取引を貸借対照表上で認識することができる可能性があることを示している。同研究では、こうしたリースの契約期間にわたって、対象となる資産を活用できる権利を「使用权」と呼び、これを認識の対象とすることでオフバランスとされてきたオペレーティング・リースを貸借対照表で計上する論理的基礎を提示している。こうした「使用权」に基づきリース資産・負債を認識する場合には、リスクと経済価値の移転が起こっているかどうかを示す要件を検討する必要性がなくなる。

さらに Nailor and Lennard(2000)では、未履行契約がオンバランス化されることで、借手と貸手で一貫した会計処理が実施される可能性があることへの懸念があることが、リース資産、負債のオンバランス化の壁になっていることを指摘したうえで、法律的な履行・未履行の要件ではなく、履行可能性に基づきリース資産、負債をオンバランス化することを求めている。

2 討議資料から公開草案へ

新世紀に入り、エンロンやワールドコムなどの会計不正が頻発する中で、特に形式的な数値基準に基づく会計処理に対する批判が高まった³⁷。形式的な数値基準が存在する場合、実態を変えることにより、かえって経営者が裁量的に財務諸表の数値をコントロールすることができるようになるためである。リース会計基準はフルペイアウトであるかどうかを判断するにあたって、耐用年数規準や現在価値規準などが活用されており、それが企業経営者による利益マネジメントを助長させているという批判が強まった。こうした批判を受けて、2006 年 2 月には、IASB と FASB は MoU に基づく共同プロジェクトとして、リース会計基準の改正に取り組むことを表明し、2009 年 3 月には討議資料「リース：予備的考察」を公表した。討議資料では G4+1 が公表した 2 つのレポートを受けて、使用权を基礎としてリース資産、負債の認識を求める会計処理を提案している。こうした会計基準が採用された場合、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースともにその資産、負債をオンバランス化することが求められる。

こうした討議資料に対して 302 通のコメント・レターが寄せられ、それに対する検討を行い、加えてリースに関する国際共同ワーキング・グループの意見を踏まえて、IASB と

³⁷ Eavis(2016)など参照。さらに Frederick(2002)では、数値基準などの詳細なガイドラインの存在に対して SEC などで懸念が生じている結果、原則主義に基づく会計基準設計の必要性が叫ばれていることを指摘している。また Sunder(2007)では統一的に記述された会計基準が執行・教育・研究に逆効果をもたらす可能性があることを指摘している。

FASB は 2010 年 8 月に公開草案「リース」(ED2010)を公表した。ED2010 では、リースを「資産を使用する権利(使用総資産)を一定期間にわたり対価と交換で移転する契約」(Exposure Draft, Appendix A)と定義している。使用権を基礎として、リース資産・負債の認識を求めているほか、オプションや短期リースなどの取り扱いについても定めている。ED2010 に対して 786 通のコメント・レターが寄せられた。コメント・レターの分析については、次節で取り上げるが、多くの場合、実施コストやデータの比較可能性・信頼性に対する懸念が寄せられている。そうした基準変更に伴うコストに比べて、十分な効果が得られるかについて合意が得られていなかったものと推測される。

とりわけ、必ずしも購入したとは言い難いリース契約について、購入したと同様に取引することで、どれほどの情報有用性の向上がみられるのかである。加えて更新オプションや変動リース料などのリース契約をいかに会計処理するか、短期リースや少額リースについての未認識を認めるかなどについての懸念が寄せられた。こうしたコメントを受けて、2013 年 6 月に再公開草案「リース」(ED2013)を公表した。ED2013 では、検討された会計処理の内容以外に、リースの識別、借手の会計処理、貸手の会計処理、リース料、リース期間、変動リース料、経過措置、開示などに関する質問を含んでおり、情報作成者、情報利用者からのコメントを受け付けた。641 通ものコメント・レターを収集したが、IASB と FASB で同一の会計処理を選択することができず、結果として、IASB は 2016 年 1 月にシングル・モデルを特徴とする IFRS No.16「リース」、FASB は 2016 年 2 月にデュアル・モデルをベースとした ASU2016-2(Topic842)「リース」と異なる会計基準を採用するに至った。

3 リース会計基準の国際的分岐

ここで IFRS と米国基準の差異について検討しておこう。

IFRS も米国基準もともにすべてのリース取引を使用権としてとらえ、支払リース料の現在価値を資産計上することが求められる点では共通している。一方で、米国基準ではリース期間の終了までに原資産の所有権が借手に移転せず、リース契約に割安購入オプションが含まれず、原資産の残存する便益のほぼすべてを得ることができないリース取引については、オペレーティング・リースとして位置付けられ、リース資産の償却費とリース債務に対する支払利息を分けることなく、定額でのリース料の費用計上が可能となる。オペレーティング・リースに属さないリース取引はファイナンス・リースとしてリース資産の償却費を定額で計上する一方、支払利息はリース債務の減少に伴い、低減する会計処理を行うことが求められる。その他、リース借手にとっての IFRS と米国基準の主要な差異は「図表 4-1」の通りである。

図表 4-1 米国基準と IFRS の主要な差異

	IFRS No.16	US standard(Topic842)
借手・原則的処理	すべてのリース取引を使用権に基づき資産・負債計上。同一の会計アプローチ。償却費を定額費用計上しつつ、支払利息はリース債務の低減に伴い減少する。	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれも使用権に基づき資産・負債計上。ただしオペレーティング・リースについては、償却費と支払利息を区分せず、単一のリース費用を定額計上。
借手・短期リース、少額リース等	短期リース(12 カ月以内)および少額リース(5,000 ドル以内を想定)は、使用権に基	短期リースについては、使用権に基づくリース資産・負債を計上することなく、リー

	づくリース資産、負債を計上することなく、リース期間にわたって毎期待額もしくはその他合理的方法により費用計上が可能。	ス期間にわたって毎期待額もしくはその他合理的方法により費用計上が可能。少額リースについて規定はない（重要性の原則にもとづく判断）。
借手・変動リース料	インデックス等の変動の結果として、将来リース料キャッシュ・フローに変更が生じた場合には見直し。	特に見直すことはない。

ここでは特に例をあげて説明しよう。下記のような前提条件に基づき、IFRS16 と米国基準の会計処理を検討する（「図表 4-2」）。

■前提条件

1. 借手および貸手は、解約不能で更新オプションが付されていない3年間の自動車リース契約を締結した。
2. このリースには購入オプションや所有権の自動移転条項は含まれていない。
3. リース開始日において、この自動車の残存経済的耐用年数は5年、公正価値は30,000ドルである。
4. 貸手が借手に課す利率は2.44%であり、借手が容易に算定できる（借手に課する貸手の利率が容易に算定できない場合は、借手は追加借入利率を用いる）。
5. 借手に初期直接原価は発生していない。
6. 2.44%で割り引いたリース料の現在価値は24,000ドルである。
7. リース料の総額は25,180ドル（年間8,393ドル）である。

上記の前提条件は、①リース終了時点での所有権の移転がない、②購入オプションはない、③リース期間が原資産の残存経済的耐用年数の大部分を占めていない、④リース料の現在価値が原資産の公正価値に相当しない、⑤貸手は、リース期間の終了時に原資産を転用することが見込まれている、ことから、米国基準ではオペレーティング・リースの会計処理が求められる。一方で、IFRSに基づく場合、ファイナンス・リースの会計処理が求められる。ここでは、それぞれのケースについての会計処理を検討しておくことにしよう。ここでは、年間リース料を定額で毎期末に支払うことを前提としている。

図表 4 - 2 米国基準と IFRS の差異

(1)IFRS

	財政状態計算書		包括利益計算書		
年数	ROU（使用权） 資産（ドル）	リース負債 （ドル）	償却費 （ドル）	利息費用 （ドル）	費用合計 （ドル）
開始日	24,000	24,000			
1	16,000	16,192	8,000	585	8,585
2	8,000	8,194	8,000	395	8,395
3	0	0	8,000	200	8,200
計			24,000	1,180	25,180

(2)米国基準（オペレーティング・リース）

	財政状態計算書		包括利益計算書		
年数	ROU（使用权） 資産（ドル）	リース負債 （ドル）	償却費 （ドル）	利息費用 （ドル）	費用合計 （ドル）
開始日	24,000	24,000			
1	16,192	16,192	-	-	8,393
2	8,194	8,194	-	-	8,393
3	0	0	-	-	8,394
計			-	-	25,180

※米国基準（オペレーティング・リース）は、償却費と利息費用を認識せず、リースの残存費用がリース期間にわたって定額となるように計算した単一のリース費用を計上。

〔参考〕 ED2013 のタイプ B

	財政状態計算書		包括利益計算書		
年数	ROU（使用权） 資産（ドル）	リース負債 （ドル）	償却費 （ドル）	利息費用 （ドル）	費用合計 （ドル）
開始日	24,000	24,000			
1	16,192	16,192	7,808	585	8,393
2	8,194	8,194	7,998	395	8,393
3	0	0	8,194	200	8,394
計			24,000	1,180	25,180

※ED2013 のタイプ B は、各期間において、リース負債に係る割引の巻戻し（利息）と使用权資産の償却費（リース料から利息を差し引いた額）を合算した単一のリース費用を計上。

こうしてみると IFRS は、短期リースや少額リースなどを除くと、リース取引のタイプに関係なく、一貫して同じ会計処理をとることを求めるのに対して、米国基準では使用权に基づきリース資産・負債を認識することを求める一方で、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの違いに応じて、実質的に償却費や支払利息の配分金額を変更することを容認する会計処理となっていることが確認できる。IFRS を適用した場合には、こうしたリース取引にもシングル・モデルに基づき償却費、利息費用を計上することになることから、リース利用期間の初期に費用負担、純資産に対するネガティブな影響が大きくなることが想定される。

III 分岐を促進させる制度的環境（institutional settings）

1 ED2010 に対するコメント・レター分析

最終的には、IFRS がシングル・モデル、米国基準がデュアル・モデルを採用することになったが、決して順風満帆でその方向へ議論が収束していたわけではなかった。そもそも

ED2010 では IASB も FASB もシングル・モデルを提案していた。また ED2010 に対するコメントを受けて、両者はデュアル・モデルを提案した。最終的には、IASB、FASB は適用地域・国のコメントをくみ取り、紆余曲折ののち、IFRS がシングル・モデル、米国基準がデュアル・モデルを採用するに至った。こうした紆余曲折の起点となる ED2010 に対するコメントについて分析をしていくことにしよう。ED2010 では、使用権に基づくリース資産、負債の認識が求められている点、コスト・ベネフィットに関する質問が掲げられており、各ステークホルダーからの同基準に対する認識が浮き彫りになる点などを勘案し、ここではその内容を分析する。ED2010 の提案内容に対する質問は 18 項目用意されており、質問 17 は便益とコストに関する内容となっている。具体的には下記のような質問内容である。

質問 17 BC200 項から BC205 項では、基準案のコストとベネフィットについての両審議会の評価を示している。提案のベネフィットはコストを上回るとする両審議会の評価に同意するか。同意する理由又はしない理由は何か。(IASB[2010])

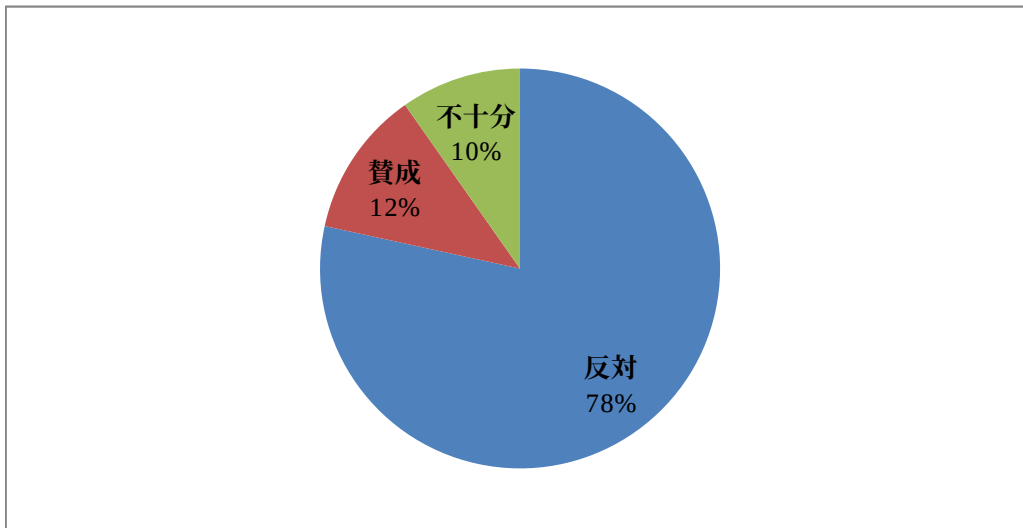
IASB は ED2010 に対するコメント・レターを整理し、質問 17 に対して下記のような具体的なコメントが寄せられたということを公表している (IASB[2011])。

- (a)借手の行動及びリース事業への影響
- (b)ビジネス・サイクルにおける経済的影響
- (c)主要な財務指標の変化に伴う財務制限条項及び資本規制への影響
- (d)従業員給与の削減の必要性
- (e)税務当局の要求事項との一貫性の欠如
- (f)投資家及び主たる利害関係者への啓蒙 (Education)
- (g)財務諸表作成者の IT システム、内部統制システムへの影響
- (h)法律、企業評価、税務、会計監査の専門家に対する報酬

しかしながら、IASB はこれらの懸念点に関してどの程度のコメント数があったのかについて明らかにしていない。そのため、どのような論点が重要であるのか、また要約された内容で漏れている内容があるかは定かではない。そこで本節は、利害関係者が有する経済的帰結の懸念について検討するために、ED2010 における質問 17 に対するコメント提出者の見解を独自に集計・整理することとする。

コメント・レターを集計したところ、760 通中 338 通が質問 17 に対する回答を記載しており、コメント提出者の約半数が回答している。「図表 4-3」は、質問 17 に対する回答を集計したものである。これによると、質問 17 に対する回答者のうち、78%がベネフィットはコストを上回るとする評価に同意しておらず、リース会計基準のコスト・ベネフィットに懸念を有している回答者が多いことがわかる。また、回答者のうち 10%は、IASB 及び FASB のコスト・ベネフィット分析が不十分であり判断することが難しいという回答を示している。このことから、回答者の 90%近くが基準案のコスト・ベネフィットに関して何らかの懸念を抱いているということがわかる。

図表 4-3 質問 17 に対する回答 (338 通)



出所 FASB ホームページから ED2010 のコメント・レターを集計し作成 (<http://www.fasb.org/home>)

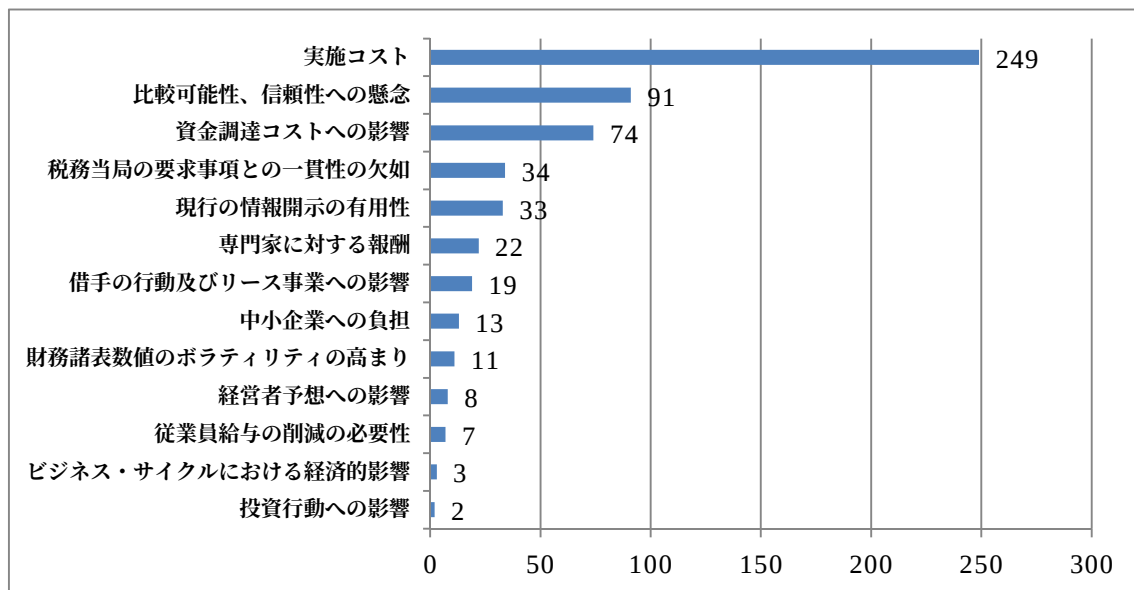
質問 17 に対して賛成意見を表明している利害関係者は、全てのリース取引のオンバランス化によって次のようなベネフィットがあることを主張している。第 1 に、リース取引に関する開示が改善されることによって財務諸表の有用性が増加するということである。とりわけ、リース取引の現在価値が開示されるベネフィットを強調している。第 2 に、リース取引の分類操作が排除されることによって財務諸表の透明性や比較可能性が改善されることである。これらの点は、IASB と FASB が有する問題意識とほぼ整合的な内容となっている。ただし、賛成意見を表明している利害関係者のコメントの中には、基準適用のコストに関する懸念も存在している。

続いて、質問 17 に対する具体的な懸念点を検討するため、本研究では上記の IASB のコメント・レターの要約で示されている 8 つのカテゴリーを参考にコメント数を集計する。加えて、要約で示されていないカテゴリーを新たに新設し、当該カテゴリーに対するコメント数も集計している。「図表 4-4」は各カテゴリーに対するコメント数を示している。

これによると、新リース会計基準の実施コストに対する懸念が 249 件あり、最も多い³⁸。実施コストに関してより具体的な回答を行っているコメント・レターを集計したところ、財務諸表作成者の IT システムのコストが増加するという懸念が 109 件、従業員給与の増加が 45 件、内部統制システムへの影響（コストの増加）が 40 件、データ収集費用の増加が 38 件であった。このことから、IT システムのコストの増加が実施コストに関して最も大きな懸念点であることがわかる。

図表 4-4 質問 17 に対する具体的な懸念点（338 通、重複回答有り）

³⁸ コメント提出者の多くはリース会計基準が複雑であるため、実施コストの増加が予想されるという見解を示している。会計基準の複雑性として、短期及び少額リースを含めた全てのデータの集計、リース契約別のリース期間の把握、リース期間の見積り、リース債務の再評価が挙げられている。



出所 FASB ホームページから ED2010 のコメント・レターを集計し作成 (<http://www.fasb.org/home>)

では、どれくらいの実施コストの増加が見込まれるのだろうか。実施コストの見積りを明記しているコメント・レターは 5 件ある。それによると、現在の会計実務に係る人件費 (Accounting Personel Cost) が 20% 増加する (CL240, CL256)、実施コストは 100 万ユーロ以上掛かる (CL417)、5000 万ドル掛かる (CL248)、5000 万から 1 億ドル掛かる (CL254) という回答があった。実施コストは、リース契約数に応じて異なるために企業規模で異なるものの、IFRS 適用コストより高いという回答 (CL417) があることを考慮すると、リース会計基準の複雑性がもたらす実施コストは大きいと予想される。

次に最も多いコメント数であったのが比較可能性及び信頼性の低下への懸念であり、91 件のコメントが寄せられている。コメント提出者の多くは、リース期間及びリース債務の再評価に伴う見積りが主観的であるために、比較可能性や信頼性を損なうという懸念を示している。

第 3 に、資金調達コストへの影響に関する懸念が 74 件示されている。とりわけ、資金調達コストへの影響で最も多かったのが、財務制限条項 (Covenant) の抵触及び財務制限条項の交渉である (45 件)。次に、リース債務のオンバランス化に伴う金融機関の資本規制への影響 (22 件)、投資家及び利害関係者への啓蒙 (Education) への懸念となっている (13 件)。資金調達コストの影響について、US スチールは興味深い回答をしている (CL369)。

弊社は、クロスデフォルト条項のあるローン契約をいくつか結んでいる。その条項では、キャピタル・リースは負債の定義に含まれている。そのため、弊社はキャピタル・リース債務に対する支払いができなければ、デフォルトしたとみなされ得る。それゆえ、弊社はキャピタル・リースを負債の定義から除くために、ローン契約を修正するだろう。しかしながら、それには多くの時間や手数が必要となるため、企業にとってかなりのコストをもたらす得る。加えて、多くの企業は (オペレーティング・リース債務のオンバランス化によって) 財務制限条項の再交渉が必要となるため、これは企業にとって多くの時間と手数をもたらす得る。

US スチールからのコメントによれば、ファイナンス・リース債務はローン契約において財務制限条項に含めないように交渉していることが示唆されているが、リース債務のオンバランス化によって更なる交渉が必要となる可能性が示されている。そうした交渉は、企業によって異なり得るが、リース債務と債務契約の関係については個別の交渉が重要となっている可能性がある。

第4に、税務当局の要求事項との一貫性に関する懸念である。具体的には、次の2つの観点から懸念が示されている。第1に、税制上でのリース取引の区分と会計処理上の区分が異なることによる事務的手数の問題である。第2に、会計処理上のリース取引の区分が変更されることによって、税務当局がリース取引の区分を会計と一致させるためにリース取引の区分を変更するのではないかという懸念である。

第5に、現行のオペレーティング・リース債務に関する情報開示の有用性である。ほとんどのコメント回答者は現行のオペレーティング・リース債務が、格付機関や金融機関に注記情報によって評価されていることから、オペレーティング・リース債務のオンバランス化による追加的な情報有用性は想定されないと回答している。また、リース取引の区分が有用な情報となっているとするコメントもある。例えば、AIGは、オペレーティング・リース取引とキャピタル・リース取引の区分はリース取引の経済実態を捉えていると回答している（CL619）。

続いて、専門家に対する報酬の増加に対する懸念が22件寄せられている。とりわけ、会計処理の複雑性が増すことによる監査人への報酬の増加が懸念されている。その次に、借手の行動の変化とリース事業の衰退に関する懸念が19件であり、中小企業への負担が13件、ボラティリティの高まりが11件、経営者予想への影響が8件、従業員給与の削減が7件、ビジネス・サイクルにおける経済的影響が3件、投資行動に対する影響が2件となっている。

リース会計基準のコスト・ベネフィットに関して寄せられたコメントをまとめると、経済的帰結に関する論点は次に集約されると考えられる。

第1に、実施コストの増加が会計基準適用による情報有用性の高まりに見合うか否かである。コメント・レター提出者は、現行のリース会計基準の注記情報によって格付機関などの財務諸表利用者が十分な投資意思決定を行うことができていると主張している。これは、現行のリース会計基準で要請されている注記情報の有用性及びリース取引の区分が情報利用者にどのように解釈されているかという論点ともつながりがある。

第2に、提案されているリース会計モデルの見積りが信頼性及び比較可能性を損なうかどうかである。コメント提出者はリース期間の見積りやリース債務の再評価が過度な複雑性をもたらすのと同時に、それがリース債務の信頼性と比較可能性を損なうという懸念を示している。さらに、その見積りによる会計処理の複雑性が監査報酬、利益のボラティリティ、経営者予想に与える影響も懸念されている。

第3に、オペレーティング・リース債務のオンバランス化が与える財務制限条項や資本規制への影響である。オペレーティング・リース債務のオンバランス化に伴い財務指標に変化が生じることから、そうした影響がローン契約に与える影響が懸念されている。また、こうした影響が生じる場合、幅広く経済全体（従業員給与の削減、ビジネス・サイクル、投資行動）に影響を与える可能性があることが懸念されている。

第4に、会計処理の複雑性と、税制及び会計上の処理方法の違いによってもたらされる事務的手数がリース利用に与える影響である。コメント提出者は、会計処理の複雑性自体がリース取引への関心を損なわせ、リース取引が減少するのではないかという懸念を有している。

2 各国における新リース会計基準に対する姿勢

注目すべきは、こうした懸念の多くは、北米から寄せられている点である。コメント・レター全体の半数近くが米国からであり、おおよそ欧州の倍程度のコメントが寄せられている。特に大きな懸念となっていたのは、使用権を基礎としてリース資産、債務を認識するシングル・モデルで、すべてのリース取引の経済的実態が適切に表示することができるかという点である。特にシングル・モデルに基づくリース資産の償却費ならびにリース債務の利息費用を計上する場合、契約期間初期により多くのリース費用を計上せざるをえなく、またその結果として繰延税金資産の計上も増大することになる。さらにシングル・モデルに基づくリース費用の計上は、100%負債調達を前提としているが、固定資産に対する投資を行う際に、必ずしもそうした資金調達であるとは限らず、実際のリース支払のために必要となる現金支出と計上されるリース費用の乖離が増大するなどの問題があるとの懸念が表明された（ED2010, Par.68）。さらに規制産業や政府調達の契約者が、提案されている利益認識や区分表示に基づく場合に十分に原価をカバーできるかどうかという懸念が特に米国拠点の作成者より提示されている（ED 2010 par.70）。こうした批判を受けて、ED2013が公表され、引き続き検討されたものの、結果としてIFRSではシングル・モデルのみを採用する一方、米国基準では、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの分類をフロー計算上では維持した会計基準を公表するに至った。

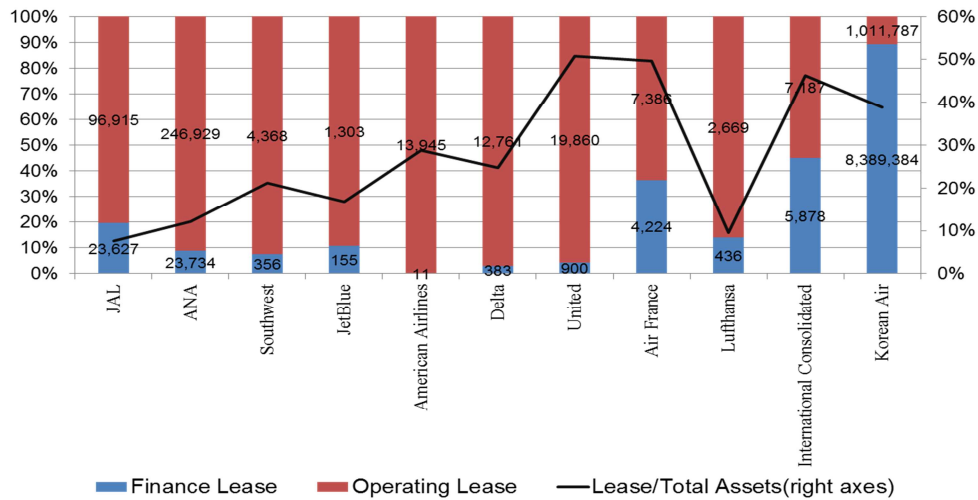
3 各地域におけるリースの活用状況

なぜ米国はIASBとともにリース会計基準の国際的統合化・収斂化に向けた共同プロジェクトを進めてきたのにもかかわらず、IFRSが提示したシングル・モデルに収斂することなく、デュアル・モデルを選択することになったのか。1つの仮説は、米国と欧州で経済社会におけるオペレーティング・リースに対する期待やそのプレゼンスが異なることが、米国ではオペレーティング・リースを、ファイナンス・リースとは異なる会計処理とすることの動機づけになっている可能性があるというものである。

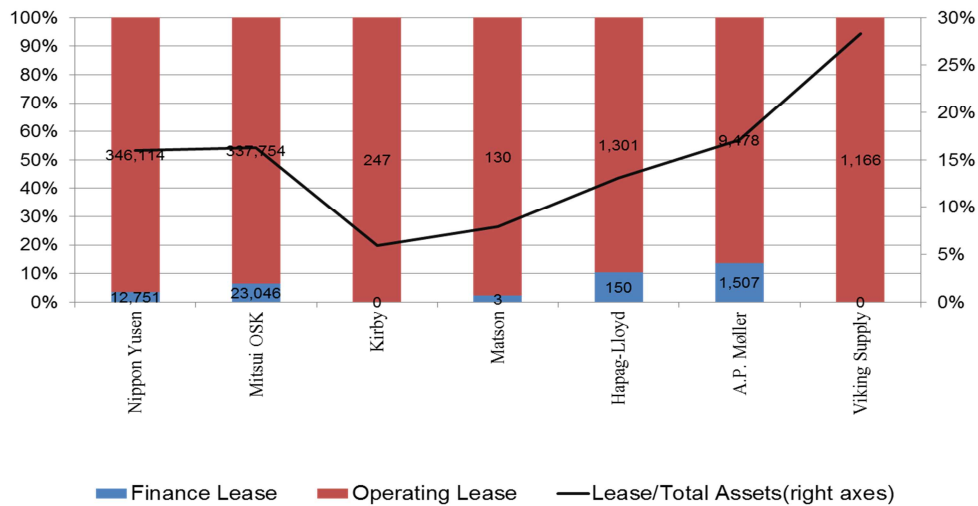
ここで、2015年の米国、欧州、英国、日本のリース取引の総資産に占めるプレゼンスおよびリース取引全体に占めるファイナンス・リース、オペレーティング・リースの割合を示すことにしよう（「図表4-5」）。ここでは、特にリース取引への依存度が相対的に高い空運、海運、流通の3業種に絞って分析を進めることにする。分析にあたってはCapital IQのデータベースを活用している。

図表4-5 リースの利用状況

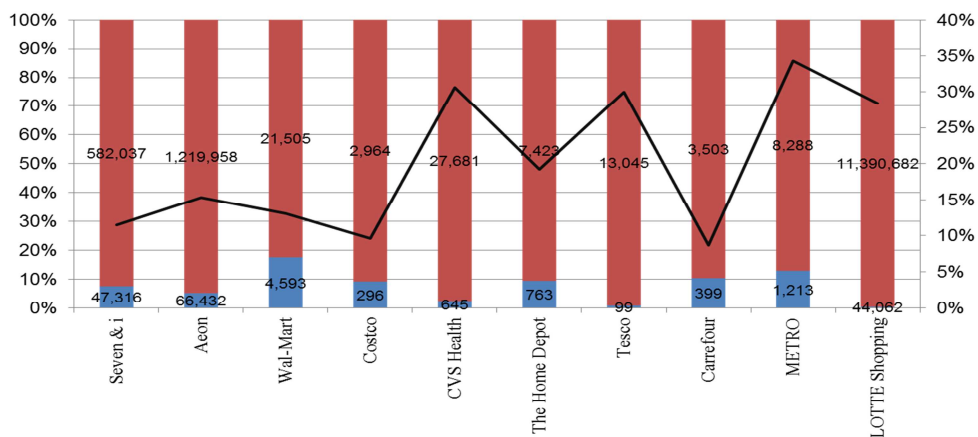
(1) 空運業界



(2) 海運業界



(3) 小売業界



(4) 空運・海運・小売業界全体

Finance Lease Operating Lease Lease/Total Assets(right axes)



※2015 年度決算をベースに算出。Capital IQ より抽出。Capital IQ で Airline, Marine, Food and Staple Retailing, Multiline Retailing, Special Retailing に属する企業を抽出。日本で 94 社、米国 180 社、EU73 社、UK50 社を集計。

なぜ各国・地域ごとに活用されるリースが異なってくるのか。ファイナンス・リースか、オペレーティング・リースかなどリース取引の選択を通じて獲得できる経済的便益は、それぞれの国や地域の背後にある制度的環境に基づき、大きく異なってくるためである。たとえば、タイではリース取引そのものよりも、定額のレンタル料を支払い、最終的には当該資産を購入するハイアー・パーチェスなどの取引が主流となっている。これは同国歳入庁は、2016 年 1 月、中小企業に対して免税措置を発表し、2 年間の厳格な税務調査および法人税支払いの免除を実施することを公表した。適正な財務報告を促すことで、その後の課税申告を正確かつ確実に実施することを狙いとした措置であると推測することができる。このように企業が自ら帳簿を変更することで、租税回避を行うことが困難ではなかった国においては、リースを活用した租税コストを圧縮するインセンティブの達成などを実施する必要性がなかったことが影響していると考えられる。仮にリース取引が租税コストの圧縮インセンティブを達成するうえで一定の役割を果たしうるのであれば、税制がどれほど厳密に運用されているかに応じて、リースの活用度やリース会計基準の変更に伴う影響は異なってくる可能性がある。このように各国でどのようにリース取引が活用されているか、その背後にどのようなインセンティブを持っているかに応じて、会計基準の影響は異なってくる可能性がある。ここでは特に 3 つの制度的環境（①資金調達と資本市場の活用度、②オペレーティング・リースへの依存度の違い、③会計基準設定機関における役割）の差異が、各国における会計基準の公益性に対する考え方に違いを生じさせ、それらがファイナンス・リースとオペレーティング・リースに対する姿勢の違いを生み出し、ひいては新リース会計基準に対する姿勢の違いに影響を与えているのかもしれない。

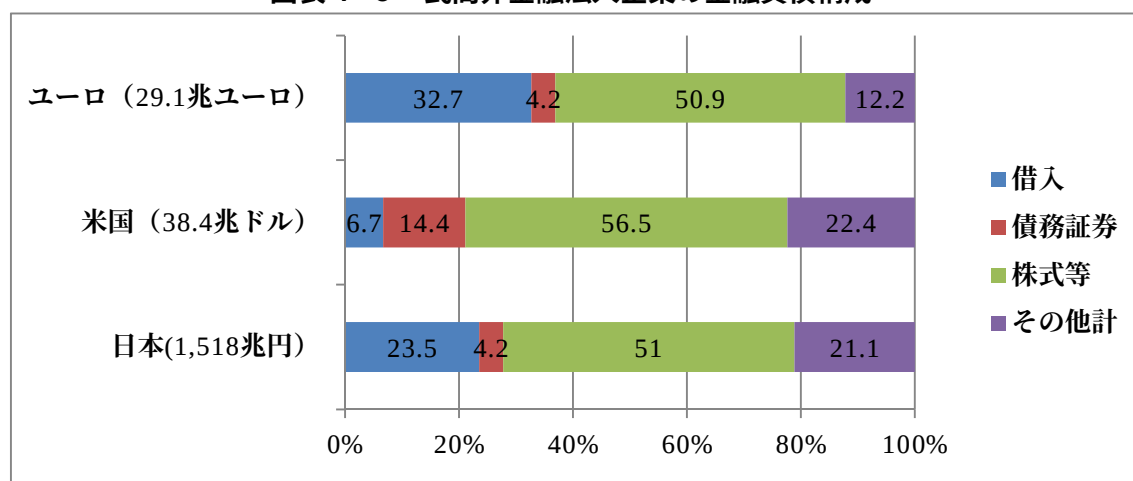
4 制度的環境の国際比較（1）資金調達と資本市場の活用度

ここでなぜ欧州企業の多くが採用する IFRS では、すべてのリース取引が同一で会計処理されるのに対して、米国では、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースで異

なる会計処理のモデルが容認されることになったのか。大きく3つの制度的環境の違いが影響していると推定できる。

第1に、上場企業の資金調達源泉が、欧州と米国では大きく異なる点である（「図表4-6」）。欧州では、米国に比べて借入のプレゼンスが高く、社債等の債務証券のプレゼンスが低い。新基準の変更を契機に、財務諸表上の純利益や純資産の金額が変動した場合、社債発行に伴い作成される財務制限条項の見直しが余儀なくされる可能性がある。一方で、借入契約の場合、相対契約であり、社債などに比べるとその契約見直しや再交渉へのコストが低い水準にとどまる。新会計基準の改訂に伴い、使用権に基づきリース資産や債務が財政状態計算書で認識されるにせよ、契約の見直しや再交渉に関するコストを節約するという動機は、より米国で大きくなる可能性がある。上述したED2010に対するコメント・レター分析においても、資金調達コストに対する懸念の中で、財務制限条項の抵触や再交渉に関する点が指摘されているが、その影響が大きい米国企業への経済的コストを低減させるという観点から、米国ではリースの分類を維持し、オペレーティング・リースについては、純資産や利益計算に与える影響はよりマイルドな会計処理の導入が積極的に検討されたものと考えられる。

図表4-6 民間非金融法人企業の金融負債構成



（出典）日本銀行調査統計局『資金循環の日米欧比較』2016年4月5日,p.2.

5 制度的環境の国際比較（2）オペレーティング・リースへの依存度の違い

第2に、「図表4-5」でみたように、オペレーティング・リースに対する依存度の違いにより、追加的な事務処理コストの負担感に対する認識が米国と欧州で異なるものになる可能性が高い点である。新会計基準の採用に伴い、オペレーティング・リースのオンバランス化が実現するばかりではなく、リース費用の計算方法が異なってくる可能性があり、とりわけIFRSの採用するシングル・モデルの採用に伴い、オペレーティング・リース費用の再計算を余儀なくされる可能性が高い。米国では特にオペレーティング・リースのプレゼンスが高く、再計算コストが高くなる可能性が高い。一方で、オペレーティング・リースそのものはすでに脚注で開示されていることがあり、情報有用性が飛躍的に向上することが期待できるとは限らない。

欧州では、IFRSをグローバルに広げていくという立場から、資産・負債概念との一貫性・

関連性を重視する傾向が強く、また IASB はそうしたコストなどの公益性を重視する動機づけをそもそもそれほど強く持っていない。結果として、そうした導入コストを節約するための討議を EU 委員会等に委ね、自らは概念との貫性を重視した会計処理を突き通したと推測することができる。

6 制度的環境の国際比較（3）会計基準設定機関等の役割

最後に、欧州と米国では、会計基準設定機関が担うべきと期待されている役割が必ずしも同一ではない点である。欧州では、上場企業の中でも特に国際市場に上場する企業が連結財務諸表を作成する際には、IASB が策定する IFRS を採用する一方で、エントリーマーケットなどでは IFRS と国内基準の選択適用が可能である。さらに会社法や税法のための会計処理は各国の会計基準設定機関が作成することが期待されている。一方、米国では、海外企業が米国市場で上場する際には IFRS に基づく連結財務諸表で上場することが可能であるが、国内企業は FASB が設定する米国基準を採用することが求められる。また未上場企業の会計基準も FASB が担っている。

筆者らは、2015 年 9 月、10 月とリース会計基準の導入が欧州企業に与える影響を検討するため、企業担当者や監査法人、情報利用者に対するインタビュー調査を実施した。この際、欧州を代表する製造業に属する会社から作成者サイドとして、下記のようなコメントをいただいた。

新リース会計基準は必ずしも必要ではなく、受け入れがたいと弊社は考えている。概念（コンセプト）には一貫性がない。結果として、新リース会計基準は借手の会計処理に影響を与える内容となっている。ただ、公開草案で提案されている内容に比べればその影響は少ないと感じている。しかしながら、ほとんどのリース取引に係る情報は IAS17 号によって開示されているため、アナリストにとって新リース会計基準による追加的な情報開示はないと考えられる。

ヨーロッパ企業は、リース会計基準の改定に関してコンセプトの観点から批判的である。借手には使用权モデルを適用するのに対して、貸手の会計処理は明記されていないなどである。その中で、EU がエンドースするかは不確実である。最終基準公表後、すぐにエンドースメントプロセスが開始された場合、弊社は基準を拒否するのではなく、コンセプトに対して懸念を表明したいと考えている。一方で、EU がエンドースしない場合、リース取引に関する会計基準がないという状況になってしまう。また、EU が別の会計基準を作成するというのも我々は歓迎しない。我々は、IASB が現行基準を維持するということを期待していたが、変更するという決定になったため、非常に複雑で不確実な状況となっている。

つまり IASB が公表する財務諸表に積極的な意義を感じているわけではなく、理論的にも納得できていないものの、採用すべき会計基準がないと困るからという理由で受け入れられているのである。上述した通り、欧州企業が IFRS を強制されるのは、国際市場に上場する企業に限定されており、会社法や税法などでは国内基準が優先される。欧州企業の多くは、国際市場で上場し続けるために、新リース会計基準を消極的にはあるが支持してい

ると受け止めることができる。

一方で、米国の FASB は上場企業のみではなく、未上場企業の会計基準をも設定する役割を担う。このため、国際市場での資金調達が必要な企業以外の動機や影響を勘案したうえで基準を策定することが求められる。上述した通り米国企業は、社債での資金調達への依存度が相対的に高く、加えてオペレーティング・リースのプレゼンスが高く、そのフロー計算の方法の変更が事務処理コストや契約変更コストなどに与える影響は小さくない。このため、基準変更に伴うコストに比べて、品質向上は大きく期待できないシングル・モデルのみの会計基準を米国議会、さらには証券取引委員会は許容できず、結果として米国では支払リース料に基づき、期間損益や純資産を計算するオペレーティング・リースにかかわる会計処理を維持したデュアル・モデルに基づくリース会計処理が志向されたものと考えられる。

IV リース会計基準にみる各国の会計戦略

1 各国の会計戦略の体系

このように各国・地域において、新リース会計基準をどのように受け入れるかに対する姿勢は、各国・地域における制度的環境（institutional reality）の差異に強く影響を受けることが確認できる。こうした制度的環境に応じて、各会計基準が経済社会に与えるコスト・ベネフィットを勘案し、基準・制度設定機関としてどのように対応すべきかを決定づける基本思考を、国家・地域の「会計戦略」と定義し、その内容を整理していこう。特に会計基準の国際的統合化・収斂化あるいは分岐にどのように対応するかを決定づける会計戦略を実践するにあたっては、以下の①～④を戦略的に選択し、そのコストを最小化、ベネフィットを最大化する方法を模索する必要がある。

①会計基準の適用方針

(a)上場企業の連結財務諸表 (b)上場企業の単体財務諸表 (c)未上場企業

②IFRS と国内基準の関係 (a)収斂化 vs 統合化 (b)完全適用 vs カーブアウト

③会社法・税法（特に中小企業）など関連法への組み込み

④監査システムや内部統制などの関連システムとの連携

	米国	欧州（独・仏）	日本
①会計基準の適用方針			
(a)上場・連結財務諸表	国内登録会社は米国基準、海外登録会社は米国基準 or IFRS。	Prime Market は IFRS, Entry Market は国内基準 or IFRS。	国内基準、米国基準、IFRS、J-MIS の選択適用。
(b)上場・単体財務諸表	×	国内基準	同上
(c)未上場企業	国内基準	国内基準	国内基準
②IFRS と国内基準の関係性	収斂化→分岐	一部カーブアウト	収斂化+任意適用
③会社法・税法	税会分離	連単分離	連単一致→分離？
④監査システム等	SOX	×	J-SOX

こうした各国・地域における会計戦略の差異は、新たな会計基準の導入やこれまでの会計基準の改訂に伴い発生する対応コストの違いに結びつく可能性が高い。たとえば、欧州のように IFRS の適用対象範囲をある程度、限定しておく、会計基準の国際的統合化・

収斂化の動向で IFRS が改訂された場合にも、対応を迫られる企業を限定することが可能となる。また欧州や米国では連単分離や税会分離などで会社法や税法の計算基礎となる会計処理と IFRS・米国基準を切り離すことで、その改訂などの影響を限定しようとしている。そうした配当の分配可能額や課税所得計算など、各国の債権者や課税当局の利害を守ることを意識して、国内基準を策定することで、IFRS を軸とした会計基準の国際的統合化・収斂化の緩衝装置としているのである。すなわち欧州では、「図表 4-7」で示す①～③の区分を明確に線引きすることで、IFRS などでの新基準導入や既存基準の改訂に伴うベネフィットを最大化、コストを最小化できるよう工夫をしていると解釈することが可能である。

図表 4-7 会計戦略の位置づけ

	連結	単体
上場企業 (IFRS)		
上場企業 (国内その他)		
未上場・中小企業 (国内)		

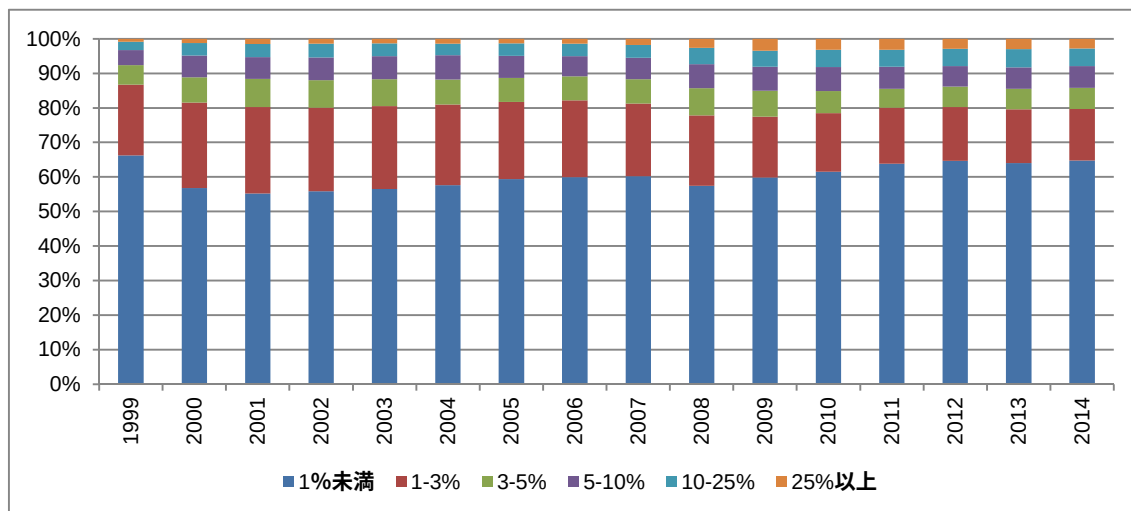
一方で、日本の場合、①～③の区分について明確に線引きされているとは言い難い側面もある。上場企業は国内基準ばかりではなく、米国基準、IFRS、J-MIS で連結財務諸表を作成することが認められている。企業は自らの環境に照らして会計基準を選択できる一方で、相互の会計処理の比較可能性をできる限り高めるということを狙いとして制度設計がなされるため、結果的に IFRS などでの新基準の導入や既存基準の改訂を契機に、国内基準も改訂されるケースが多くなる。従来は、各社が自らの経済的便益やコストやそれを基礎とした動機に適合する会計基準を選択できるような環境をつくるのが、上記のような選択適用のメリットと考えることができるが、4 つの基準の比較可能性を低めるよう制度設計が進められると、任意適用のメリットは喪失することとなり、むしろ基準適用コストが増大することになりかねない。

2 リース取引の位置づけ

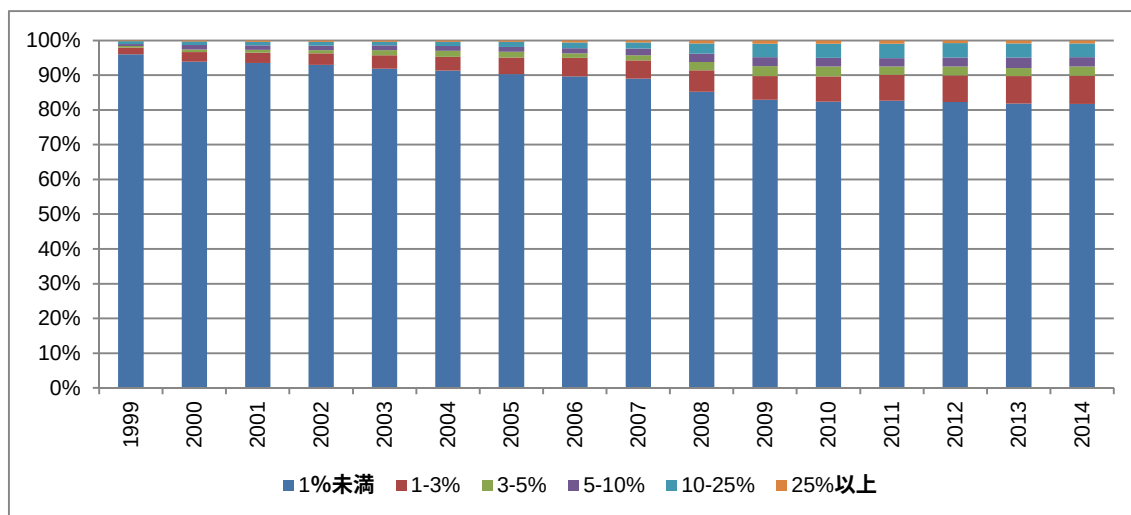
ここで日本におけるリース取引の現状を振り返っておこう。「図表 4-8」「図表 4-9」にはそれぞれリース資産（未経過支払リース料の合計額）の総資産に占める割合、オペレーティング・リース資産（上記のうちオペレーティング・リースの未経過支払リース料の合計額）の総資産に占める割合をそれぞれ示している。これによれば、総資産に占めるリース資産の割合が 1%未満の企業が 6 割前後であり、5%を上回る企業は全体の 15%、10%を上回る企業は全体の 1 割前後にとどまる。オペレーティング・リース資産の占める割合はさらに低く、5%を上回る企業が全体の 5%前後にとどまる。すなわちオペレーティング・リ

ース取引に基づき資産の金額が大幅に増える企業はかなり低い水準にとどまることが確認できる。

図表 4 - 8 リース資産のプレゼンス



図表 4 - 9 オペレーティング・リース資産のプレゼンス



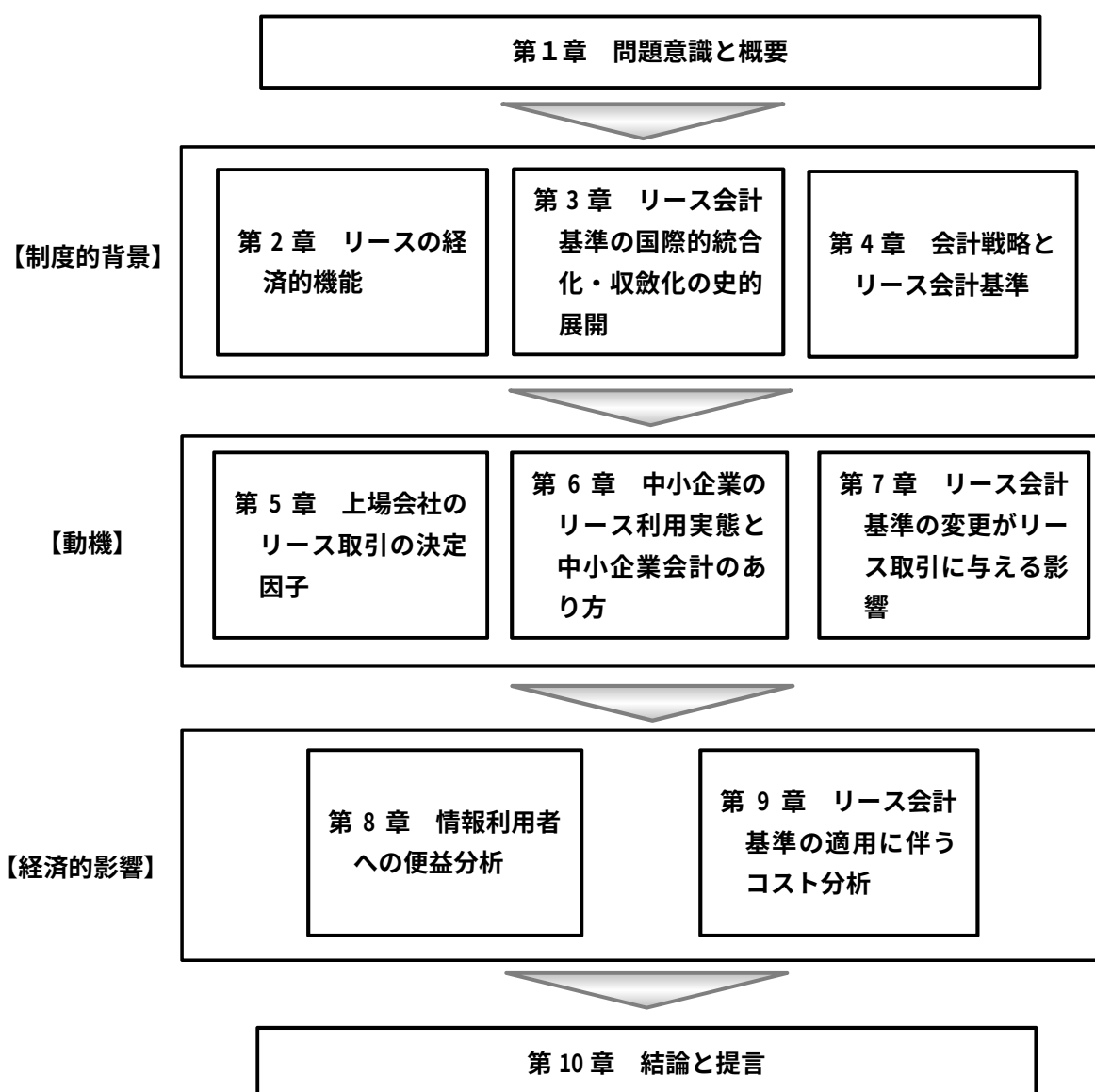
そもそもオペレーティング・リース取引に関する情報は、貸借対照表や損益計算書に織り込まれていない場合でも、注記で開示されている。重要性の高い企業について、情報利用者は容易にその情報を企業評価や契約などに反映させることが可能である。さらに、そうしたプレゼンスが大きい企業は IFRS を任意適用して、その影響を財務諸表に反映させることも可能である。

ここで懸念すべきは、リース取引はメザニン金融や設備投資の柔軟性の提供を通じて、企業の将来成長を促す役割が期待され、アベノミクスなどの経済政策にも織り込まれている点である。情報有用性の向上に対する十分な効果が獲得できるかについて懷疑される一方で、仮にオペレーティング・リース取引を貸借対照表などにオンバランス化することが求められることになった場合、当該リース取引により獲得できる便益が小さくなるとみて、

多くの企業がリース取引を回避しようとするれば、リース取引が経済成長政策などで期待される役割を十分に果たせなくなる可能性もある。

リース会計基準の変更が、経済全体に与えるコスト・ベネフィットを分析するにあたっては、資本市場などにおける情報利用ばかりではなく、それがリース取引の活用などを与える影響なども分析する必要がある。そこで、以下の章では、①リース取引やリース会計処理の動機(第5章～6章)、②リース会計基準の変更がリース活用を与える影響(第7章)、③リース会計基準の変更が情報利用者による企業評価や契約に与える影響(第8章)、④リース会計基準の変更に伴い、情報作成者はどれほどの追加的なコスト負担をする必要があるか(第9章)についてそれぞれ分析していくことにしたい(「図表4-10」)。

図表4-10 本報告書の内容



【引用文献】

- Reither, Cheri L. "What are the best and the worst accounting standards?." *Accounting Horizons* 12.3 (1998): 283.
- McGregor, Warren J. *Accounting for leases: a new approach: recognition by lessees of assets and liabilities arising under lease contracts*. Financial Accounting Standards Board, 1996.
- Nailor, Hans, and Andrew Lennard. "G4+ 1 Special Report." *Lease: Implementation of a New Approach* (2000).
- Gill, Frederick. "Principles-Based Accounting Standards." *NCJ Int'l L. & Com. Reg.* 28 (2002): 967.
- Eavis, Peter. "Post-Enron Accounting Rule Requires Companies to Report Leases." *New York Times*. February 25, 2016.

加賀谷哲之（一橋大学）
古賀 裕也（東北学院大学）

第5章 上場会社のリース取引の決定因子

I はじめに

周知の通り、企業が負債を利用して資産を調達する方法としては、借入れかリースが挙げられ³⁹、リース取引の場合には、さらにファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かに区分される。こうしたリース、とりわけファイナンス・リースは、伝統的なファイナンス理論に基づけば、借入れと同様に債務の一種であり、企業の債務負担能力には限界があるために両者の間には代替的な関係があると考えられる (Beattie et al. [2000], Brealey et al. [2011])。しかしながら、Ang and Peterson [1984]や Lewis and Schallheim [1992]のように、リースは借入れと代替的な関係ではなく、補完的な関係にあると示した研究成果も散見される。リースが借入れの代替手段であるか補完手段であるかについては未だに明らかになっていない。

企業は、債務負担能力を勘案しながらリースにかかる決定を借入れの決定と同時に行っていると想定するならば、企業によるリース利用度ならびにその決定因子をよりよく理解するためには、リースと借入れと同時に検証する必要がある。そこで、本研究においては、リースと借入れの同時決定に着目しながら、リース利用度の決定因子を明らかにすることを目的とする。ここでは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースそれぞれのリース利用度が、借入れとの関連性を考慮しながら、どのような決定因子によって決定されているかを明らかにする⁴⁰。

また、リースと借入れの相違点としては、リースにより資産取得をした場合、所有と支配が分離されるためにエージェンシー・コストが軽減されることとなる。つまり、リースの場合には資産所有を行っていないため、投資方針の変更といった将来の不確実性に対応することが可能となり、借手はリースのメリットを享受できる。このとき、大規模企業の場合は小規模企業よりも資産の再配置に柔軟性があるため、こうしたリースのメリットを享受できる程度は小さくなる。他方、リース利用がエージェンシー・コストに起因していることを前提とするならば、Jensen [1986]は、大規模な成熟企業でエージェンシー問題がより生じやすいと論じており、このことは大規模企業の方がリースをより積極的に利用することが意味する。

こうした議論は、企業規模がリースの利用水準に対して何かしらの影響を及ぼすことを示唆している。そこで、リースと借入れの同時決定を考慮しながらリースの利用度の決定因子を解明するとともに、わが国上場企業のなかで相対的に規模が大きな企業と小さな企業の間でリースと借入れの代替・補完関係が異なるかどうかを明らかにすることを試みる。加えて、企業規模ごとにどのようなファクターがファイナンス・リースとオペレーティン

³⁹ ここでは借入金ならびに社債を借入れとして取り扱う。また、資金調達手段としては、内部留保を利用する方法や株式発行により資金調達を行う場合も考えうるが、本稿では債務負担能力の観点から分析を行うため、これら手段に関する議論は行わない。

⁴⁰ 諸外国ではオフバランスされるオペレーティング・リースの利用額は何かしらのモデルにより推計せざるを得ず、そのために分析にあたっては推定誤差の問題が生じる。しかしながら、わが国においてはオペレーティング・リースの未払リース料の情報が開示されているため、ファイナンス・リースのみならずオペレーティング・リースが借入れとどのような関係にありながら、その水準が決定されているかを検証することが可能となる。

グ・リースの利用水準を決定しているかについて検証を行うことにより、企業の債務負担能力を踏まえて何がファイナンス・リースとオペレーティング・リースの決定因子として作用しているかを明らかにする。

II リースの決定因子に関する先行研究⁴¹

1 リースと債務負担能力

ファイナンス理論では、リースは借入れの代替として考えられる。Myers et al. [1976]や Franks and Hodes [1978]によれば、長期借入れと同様にリースは固定的な契約義務であるため、リースは借入れともに企業の債務負担能力を低下させるという。しかしながら、初期の実証研究の結果によれば、両者の関係は補完的であり、リースの増加は負債借入れの増加と関連していることが報告されている。たとえば、Bowman [1980]は、債券発行の多い企業は、より積極的にリースを行っていることを発見し、また Ang and Peterson [1984]は、リースと負債の間にはポジティブな関係性があることを示しており、負債とリースが補完的であるという証拠が示されている。Finucane [1988]も、リースと負債借入れはポジティブに関連することを発見している。さらに、Finucane [1988]は、担保付き債務を活用している企業はリースをより多く利用する傾向があり、これら企業には良質な担保があるためにリースが行われやすいという。

このようにいくつかの先行研究においてリースと負債の関係性が究明されてきたが、これらの研究では債務負担能力を決定する潜在的な因子がコントロールされていない。Marton and Harris [1988]は、リースの変動と負債額の変動を分析し、これらの二変数にはネガティブな関係があることを発見し、ファイナンス理論と整合してリースは負債の代替であることを示している。Krishnan and Moyer [1994]は、リースは、抵当付き債務と同様のメリットを享受できる一方で、負債借入れと比べて倒産コストを減少させ、リスクが高い企業はより広くリースを利用した方がよいことを示している。

2 リースとエージェンシー・コスト

エージェンシー・コストや契約コストとリースの関連性に着目した Smith and Wakeman [1985]によれば、企業は、汎用性が低い特異な資産をリースしない傾向があり、これは貸手と借手の双方独占の問題が両者の間にエージェンシー問題をもたらすからであるという。Finucane [1988]や Krishnan and Moyer [1994]は、リースは輸送、サービス、卸売および小売産業に属する企業によって行われやすいことを発見している。とくに航空機や販売スペース等はリースされやすいという。Williamson [1988]は同様に、再販売価格が付きやすかったり再配置可能な資産であるほどリースが行われやすいと結論づけている⁴²。

また、株式時価総額に着目し、株式時価総額を簿価に関する部分と将来成長機会により説明されるそれ以外の価値の部分の2つに区分して分析した研究がある。経営者と株主のエージェンシー・コストを低減させるのに利用されるさまざまなメカニズムがあるが、

⁴¹ Lasfer and Levis [1998]によれば、リースを利用する主たるインセンティブは、借手と貸手の税率の差、債務負担能力（負債の代替）、エージェンシー・コストの3点であるという。これらとリースの関連性にかかる Lasfer and Levis [1998]の議論をレビューする。

⁴² こうした場合、企業は企業固有の製品や研究開発設備よりも一般事務設備をリースする傾向が強くなる。また、貸手の市場支配力が強く、資産処分において貸手が相対的に有利である場合に、リースが行われやすくなるという。

Myers [1977]によれば、エージェンシー・コストのフレームワークのもとでは、高い成長機会を有する企業は過少投資に関する問題を軽減させるために負債による資金調達を控えた方がよい。この議論をリースにも当てはめた Stulz and Johnson [1985]は、株式調達のみや無担保債務により資金調達を行う企業と比べて、担保付き債務をもつ企業では過少投資の問題が緩和され、結果として当該企業価値が向上することを分析的アプローチにより示している。これは、リース取引において担保をとっている場合は、有利な新規投資をより行いやすくし、過少投資問題の解決に役立つことを示唆している。また、Barclay and Smith [1995]は、簿価時価比率といった尺度で測定された成長機会の大きい企業は、よりリースによる資産調達を行いやすいことを示している。さらに、彼らは投資機会がリースに及ぼす影響を検証するために、特定の規制産業に着目し、規制は企業の投資決定を監視する役割を果たすために過少投資の可能性を低下させること、つまり、ガス、電力、通信といった規制産業に属する企業は長期借入れではなくファイナンス・リースの割合が増加することを発見している⁴³。

3 リースと税率

借手の税率が貸手の税率よりも高い場合に、リースは間接的に貸手から借手に節税効果（課税控除）を移転させる（Myers et al. [1976]や Franks and Hodges [1978]）。つまり、貸手が実質的にリース資産を所有しており、その資産にかかる減価償却費を課税所得から控除するが、貸手の方が借手よりも減価償却をうまく利用できるのであれば、貸手が資産を所有してリース使用料を引き下げることで課税上の利益が借手にも移転することとなる（Brealey et al. [2011]）。そのため、税率が高い企業ほど、リースを活用している可能性が示唆される。そして、Barclay and Smith [1995]や Sharpe and Nguyen [1995]は、さまざまな税率に関する変数を利用して、税率がリースの利用に対して影響を及ぼす一因であることを示す実証結果を提示している。

III 検証課題の設定

企業がリースを活用する程度を決定する因子の一つに企業規模があり、企業規模とリースの関係については未だに一致した見解が得られていない。まず、エージェンシー・コストも企業規模と大きく関連する。たとえば、Barclay and Smith [1995]や Sharpe and Nguyen [1995]では、資産種類やエージェンシー問題の解決の代理変数として企業規模が利用されている。これらの先行研究によれば、企業規模が大きく多角化を行っている企業は、企業内で資産再配置について懸念する必要が少ないため、小規模な企業よりもリースを活用する傾向が少ないことが示されている。他方、Jensen [1986]によれば、エージェンシー問題は、大規模な成熟企業で生じる傾向が強いという。この場合、リースがエージェンシー・コストを減少させるとするのであれば、所有と経営の分離を通じてより大きなエージェン

⁴³ エージェンシー問題を解決する他のメカニズムとしては、株式所有構造がある（Shleifer and Vishney [1986]）。Smith and Wakeman [1985]は、リースの決定因子として潜在的な株式所有構造の役割について考察している。彼らによれば、非公開企業である場合には、もし貸手が売却市場における資産処分の中で相対的に優位であるのであれば、非公開企業におけるリースの活用はリスクを減少させる働きをもつため、リースがより行われやすくなるという。また、Mukherjee [1991]は、陳腐化リスクの分散がリースの動機の一つであることを示し、Mehran et al. [1999]は、経営者（CEO）株式保有比率が高い企業ほど、より積極的にリースを活用することを示している。

シー・コストに直面していると想定される大規模企業は、小規模企業よりも積極的にリースを活用しているはずである。

このように企業規模によって潜在的な債務負担能力やエージェンシー・コストの程度が異なるために、大規模企業と小規模企業の間には資金調達に機会に差があるため、リースの決定因子は企業規模に依存すると考えられる。実際、Lasfer and Levis [1998]は、大規模企業では、収益性、財務レバレッジや課税がリースの利用と関係がある一方で、小規模企業では課税や収益性はリースには影響せず、むしろ成長機会がリースと関係することを示している。これは、成長機会が高いが収益性が低いのために金融機関から融資を受けられない企業が、借入りの代替的な選択肢としてリースを活用していることを示唆している。Singh [2011]も、リースと借入りの関連性を検証する際には、リースの決定因子として成長の機会と企業規模に着目することが重要であると述べている。以上から、リースの利用に影響する主たる要因には企業規模があり、大規模企業と小規模企業では企業によるリースの利用実態が異なることが示唆されている。

また、企業規模ごとの債務負担能力もリースと強く関連する。たとえば Myers [1977]によれば、企業の債務負担能力は、短期的な資金調達よりも長期的な資金調達のときにより深刻な問題となる。企業規模に応じた債務負担能力を鑑みれば、大規模企業は長期借入れを行いやすいが、小規模企業はコストのために短期的な借入れに頼る傾向がある (Beattie et al. [2000])。また、一般的にファイナンス・リースの方がオペレーティング・リースよりもリース期間が長いことから、同じリース取引であったとしても、ファイナンス・リースは長期的な資金調達として、オペレーティング・リースは短期的な資金調達手段として位置づけられる。以上のことを総合すると、大規模企業は長期的な借入れを行いやすいため、銀行からの借入れでも不足する場合には、銀行借入れを補完する形でリース取引のなかでもファイナンス・リースを積極的に利用すると考えらえる。他方、小規模企業は長期の借入れを利用することに困難性を伴うために短期的な借入りの代替的手段としてオペレーティング・リースに依存する可能性がある。実際、Eisfeldt and Rampini [2009]は企業規模とリース利用の間にはネガティブな関係があることを示し、債務負担能力の観点から小規模企業にとってリースは不可欠な外部資金調達源であるという証拠を示している。そこで、企業規模ごとに債務負担能力を反映して借入れとリース（ファイナンス・リースやオペレーティング・リースの利用度）が代替関係にあるか、補完関係にあるかを検証するとともに、企業規模ごとにどのような因子がファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの利用度を決定しているかも併せて明らかにする。

IV モデルおよびデータ

1 検証モデル

Yan [2006]は、リースと負債調達の関係性が代替的であるか補完的であるかを検証するにあたっては、両者はいずれも資金調達と投資の性質を有しているために内生性の問題をコントロールした同時推定を行う必要があると述べている。企業が資産を取得する際にリースを利用するか借入れを利用するかは同時決定され、リース債務残高ないし将来の支払リース料総額と有利子残高はこうした同時決定の影響を反映したものとなる。そのため、次に示す検証モデルのように、ファイナンス・リース利用残高、オペレーティング・リース

利用残高ならびに有利子負債残高を内生変数とする同時方程式モデルを利用する。具体的な検証モデルは、次の(1-1)式～(1-3)式で示すとおりである。これらの推定式について、企業規模が大きな企業群からなるサブサンプルと企業規模が小さな企業群からなるサブサンプルにサンプルを分割して、債務負担能力の観点から企業規模ごとに借入れとリース取引の種類（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）との関連性に違いがあるかどうかを検証する。

$$FINLEASE_t = \alpha_0 + \alpha_1 LIAB_t + \alpha_2 TOBIN_t + \alpha_3 TAXRATE_t + \alpha_4 MV_t + \alpha_5 NODIV_t + \alpha_6 PROF_t + \alpha_7 CASH_t + \alpha_8 CAPEX_t + \varepsilon_{t,1} \quad (1-1)式$$

$$OPRLEASE_t = \beta_0 + \beta_1 LIAB_t + \beta_2 TOBIN_t + \beta_3 TAXRATE_t + \beta_4 MV_t + \beta_5 NODIV_t + \beta_6 PROF_t + \beta_7 CASH_t + \beta_8 CAPEX_t + \varepsilon_{t,2} \quad (1-2)式$$

$$LIAB_t = \gamma_0 + \gamma_1 FINLEASE_t + \gamma_2 OPRLEASE_t + \gamma_3 BORINT_t + \gamma_4 SG_t + \gamma_5 LIQ_t + \varepsilon_{t,3} \quad (1-3)式$$

なお、変数は次のとおりである。リース利用高については、ファイナンス・リースによるリース債務残高（貸借対照表計上額）である $FINLEASE_t$ 、オペレーティング・リース未経過リース料の金額である $OPRLEASE_t$ を変数とする。両変数とも、 t 期末の総資産によってデフレートされている。

リース利用の決定因子としては、Lasfer and Levis [1998]によれば、リースを利用する主たるインセンティブは、借手と貸手の税率の差、債務負担能力（負債の代替）、エージェンシー・コストの3点であるという。そこで、次の3変数を設定する。まず、債務負担能力の変数として、有利子負債（ $LIAB_t$ ）を利用する。ここで、 α_1 と γ_1 がともにポジティブな結果が得られれば、借入れを増やす企業はファイナンス・リースを増加させ、またその逆も然りであることを示す。こうした結果は、ファイナンス・リースと借入れが補完関係にあることを示唆する。一方、 α_1 と γ_1 がともに有意にネガティブであった場合、ファイナンス・リースと借入れが代替関係にあることが示唆される。つまり、ファイナンス・リースを増加させた企業は代わりに借入れを減少させ、また借入れの減少は同時にリースの増加に作用している。つまり、両者が補完関係にあることが示唆される。オペレーティング・リースについても、ファイナンス・リースと同様であり、 β_1 と γ_2 の推定結果を確認することで、オペレーティング・リースと借入れが補完関係にあるか代替関係にあるかを検証することができる。次に、エージェンシー・コストの代理変数としてはさまざまな変数が考えられるが、ここではトービンのQ（ $TOBIN_t$ ）を利用する⁴⁴。この値が1以上であれば企業はNPVがプラスの投資案件を有していることを意味するため、高ければエージェンシー・コストは低いと考えられる。3つめとしては、税率（ $TAXRATE_t$ ）を利用する。税率が高い企業ほど、リースを介して貸手から減価償却による節税効果のメリットを享受している可能性がある。

加えて、リースと企業規模の関係性を検証するために、企業規模の代理変数として株式時価総額の自然対数換算値（ MV_t ）を用いる。また、先行研究においては、債務負担能力やエージェンシー・コスト、実効税率以外のリースの決定因子が示されている。たとえば、Sharpe and Nguyen [1995]は、リース利用度（固定資産簿価に対するファイナンス・リース

⁴⁴ 負債の時価総額を入手することはできないため、（株式時価総額＋負債簿価）を総資産簿価で除した値をトービンのQ（ $TOBIN_t$ ）として測定する。

およびオペレーティング・リースの割合)は、無配当であり、現金保有が少ない企業で高くなることを示している。また、Krishnan and Moyer [1994]によれば、リース利用企業はリースを利用していない企業と比べて、内部留保が低く、収益性が高いという。それゆえ、無配に関するダミー変数 ($NODIV_t$) を設定する。また、現金保有・内部留保を考慮するために現金および現金同等物 ($CASH_t$) を利用する。収益性 ($PROF_t$) の代理変数としては、営業利益に設備投資・リース関連の調整を行った総資産に対する利益率を用いる。最後に、投資実績と借入れの関連性を確認するために、設備投資 ($CAPEX_t$) もあわせてコントロールする。なお、 $LEASE_t$ と同時決定される $LIAB_t$ を説明する変数として、借入利率 ($BORINT_t$)、過去 5 年間の売上高成長率の幾何平均 (SG_t)、そして流動性を表す流動比率 (LIQ_t) を説明変数として設定する。

具体的なこれら変数の定義は「図表 5-1」に示されているとおりである。異常値処理として、変数が 1 パーセンタイル値以下となる、もしくは 99 パーセンタイル値以上となる変数が含まれる企業・年はサンプルから除外している。なお、(1-1)式～(1-3)式の推定時、年度固定効果および産業固定効果を調整している。

図表 5 - 1 変数の定義

変数	定義
$FINLEASE_t$	t 期末の総資産に対するファイナンス・リース債務の比率
$OPRLEASE_t$	t 期末の総資産に対するオペレーティング・リース未経過リース料の比率
$LIAB_t$	t 期末の総資産に対する有利子負債の比率
$TOBIN_t$	t 期末のトービンの Q
$TAXRATE_t$	t 期末の税引前当期純利益（税引前当期純利益がマイナスの場合には 0 とする）に対する（法人税等＋法人税等調整額）の比率
MV_t	t 期末の株式時価総額の自然対数換算値
$NODIV_t$	t 期が無配であれば 1，そうではなければ 0 をとる変数
$CASH_t$	t 期末の総資産に対する現金および現金同等物の比率
$PROF_t$	t 期末の総資産に対する（営業利益＋減価償却費＋オペレーティング・リース支払リース料）の比率
$CAPEX_t$	t 期末の総資産に対する設備投資の比率
$BORINT_t$	t 期末の有利子負債に対する支払利息の比率
SG_t	過去 5 年間 ($t-4$ 期～ t 期) の売上高成長率の幾何平均
LIQ_t	t 期末の流動負債に対する流動資産の比率

2 データ

分析に必要なデータについては、リース情報を含めた財務データは、日本経済新聞社が提供する NEEDS Financial Quest2.0 より取得している。また、株式データが必要となる $TOBIN_t$ と MV_t については、同社が提供するコーポレート・ガバナンス評価システム (NEEDS Cges) の収録データを利用している。分析対象期間に関しては、近年のリース会計基準改正の影響を考慮し、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の最終改正が適用された 2007 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度を分析対象とし、2008 年 3 月期決算か

ら 2016 年 3 月期決算までとする。

当該期間におけるわが国全上場企業による決算期は 29,300 企業／年であり、このうち以下の条件に当てはまる企業／年をサンプルから除外した；①一般事業会社でない，②過去 5 年間の決算月数が 12 ヶ月でない，③分析に必要な変数を算定できない，④1 つでも異常値となる変数を含む。最終的に，11,914 企業／年がサンプルとして残る。このうち，ファイナンス・リースの利用があるのは 7,398 企業／年（リース利用企業／年の 62.10%）であり，オペレーティング・リースの利用があるのは 4,126 企業／年（リース利用企業／年の 34.63%）である。このことより，企業数ベースでみれば，わが国企業ではオペレーティング・リースよりもファイナンス・リースの方が利用企業数が多いという実態が確認される。

「図表 5-2」は，変数の記述統計量を示している。 $FINLEASE_t$ ， $OPRLEASE_t$ と $LIAB_t$ を比較すると， $FINLEASE_t$ の平均値は 0.0046 であるが， $OPRLEASE_t$ は 0.0139 である。それゆえ，リース会計基準の変更後を分析対象期間としている本分析サンプルでは⁴⁵，金額ベースではファイナンス・リースよりもオペレーティング・リースの方が多い。しかしながら， $FINLEASE_t$ と $OPRLEASE_t$ の平均値はいずれも $LIAB_t$ の平均値 0.2305 より小さい。つまり，リースは有利子負債よりは資金（設備）調達手段としては利用されてはいないが，リースを利用している場合には，金額上ではファイナンス・リースよりもオペレーティング・リースの方が占める割合が大きいことが確認される。また，オペレーティング・リースの利用企業数がファイナンス・リースよりも少なかったことを勘案すると，オペレーティング・リースを利用している場合には，1 社あたりのオペレーティング・リース利用水準がファイナンス・リースと比べて多額となっていることが推察される⁴⁶。

図表 5 - 2 記述統計量

(N=11,914)	Mean	Std. Dev.	Min.	Median	Max.
$FINLEASE_t$	0.0035	0.0087	0.0000	0.0002	0.0769
$OPRLEASE_t$	0.0093	0.0345	0.0000	0.0000	0.3306
$LIAB_t$	0.2224	0.1650	0.0001	0.1951	0.7182
$TOBIN_t$	0.9850	0.3728	0.4435	0.9151	4.8458
$TAXRATE_t$	0.3103	0.2059	0.0000	0.3689	0.8333
MV_t	9.4454	1.6615	6.2005	9.2296	14.4124
$NODIV_t$	0.1523	0.3594	0.0000	0.0000	1.0000
$CASH_t$	0.1667	0.1140	0.0104	0.1422	0.7457
$PROF_t$	0.0755	0.0545	-0.2733	0.0719	0.2998
$CAPEX_t$	0.0369	0.0337	0.0000	0.0279	0.2042
$BORINT_t$	0.0228	0.0279	0.0007	0.0168	0.3793
SG_t	0.0089	0.0871	-0.4064	0.0035	0.6260
LIQ_t	1.7917	1.0773	0.3248	1.5263	12.6027

⁴⁵ 「図表 5-2」では示していないがリース会計基準の変更以前は， $FINLEASE_t$ の平均値の方が $OPRLEASE_t$ の平均値よりも高く，リース会計基準の変更により企業は FL からオペレーティング・リースへリース契約内容をシフトさせている傾向がある。

⁴⁶ $OPRLEASE_t$ の中央値がゼロであることを鑑みると，オペレーティング・リース利用企業は限られるが，オペレーティング・リースを利用している場合には多額の未経過リース料を抱えている企業が存在する。

「図表 5-3」は、変数間の相関係数を示している。左下がピアソンの相関係数であり、右上がスピアマンの相関係数である。 $LIAB_t$ は $FINLEASE_t$ と $OPRLEASE_t$ のいずれともポジティブな相関があり、相関係数上では、リースと借入れ（有利子負債）の間には補完的な関係があると観察される。また、 MV_t とリースの間のピアソンの相関係数に目を向けると、 MV_t は $FINLEASE_t$ との間にネガティブな相関を有する一方で、 $OPRLEASE_t$ とはポジティブな相関を有している（それぞれ-0.04 と 0.12）。こうした結果は、規模が大きな企業ではファイナンス・リースよりもオペレーティング・リースを活用するが、規模が小さな企業は逆にオペレーティング・リースよりもファイナンス・リースを活用する傾向があることを示唆するものである。

図表 5 - 3 相関係数表

(N=13,573)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(1) $FINLEASE_t$		0.51	0.15	-0.02	0.04	0.08	0.00
(2) $OPRLEASE_t$	0.31		0.06	0.09	0.08	0.33	-0.09
(3) $LIAB_t$	0.12	0.04		0.22	-0.15	-0.18	0.26
(4) $TOBIN_t$	-0.01	0.02	0.09		-0.03	0.31	0.13
(5) $TAXRATE_t$	0.00	0.07	-0.18	-0.02		0.13	-0.39
(6) MV_t	-0.04	0.12	-0.14	0.22	0.17		-0.31
(7) $NODIV_t$	0.05	-0.04	0.27	0.14	-0.43	-0.30	
(8) $CASH_t$	-0.11	-0.08	-0.30	0.21	-0.01	-0.15	0.06
(9) $PROF_t$	0.09	0.09	-0.17	0.26	0.33	0.27	-0.33
(10) $CAPEX_t$	0.12	0.12	0.09	0.11	0.05	0.18	-0.09
(11) $BORINT_t$	0.01	0.00	-0.21	-0.02	0.00	0.00	0.03
(12) SG_t	0.02	0.05	-0.08	0.20	0.19	0.14	-0.22
(13) LIQ_t	-0.17	-0.13	-0.47	-0.01	0.01	0.05	-0.09
	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
(1) $FINLEASE_t$	-0.16	0.08	0.12	0.12	-0.07	-0.25	
(2) $OPRLEASE_t$	-0.13	0.14	0.15	0.02	0.01	-0.17	
(3) $LIAB_t$	-0.35	-0.15	0.08	-0.10	-0.09	-0.60	
(4) $TOBIN_t$	0.03	0.31	0.14	-0.00	0.19	-0.20	
(5) $TAXRATE_t$	0.01	0.29	0.05	-0.09	0.21	0.02	
(6) MV_t	-0.14	0.30	0.27	-0.08	0.18	0.06	
(7) $NODIV_t$	0.03	-0.31	-0.12	0.15	-0.27	-0.16	
(8) $CASH_t$		0.08	-0.17	0.04	0.01	0.56	
(9) $PROF_t$	0.07		0.41	0.02	0.36	0.09	
(10) $CAPEX_t$	-0.15	0.34		-0.10	0.23	-0.14	
(11) $BORINT_t$	0.05	0.04	-0.06		-0.13	0.00	
(12) SG_t	0.04	0.33	0.20	-0.02		0.02	
(13) LIQ_t	0.52	0.03	-0.12	0.11	0.00		

V 検証結果

1 リース利用度の決定因子：借入れとの関連性

「図表 5-4」は、検証モデルの推定結果を示している。(1)列は、(1-1)式～(1-3)式を推定した結果を、(2)列は $FINLEASE_t$ と $OPRLEASE_t$ の総額 $TLEASE_t$ ($= FINLEASE_t + OPRLEASE_t$) を利用して推定した結果を示している。また、変数横の数値は偏回帰係数を、括弧内の数値は t 値を示している。

まず、(2)列の結果を先に確認すると、 $TLEASE_t$ を被説明変数としたとき $LIAB_t$ の係数 0.0429 はポジティブである一方、 $LIAB_t$ を被説明変数としたとき $TLEASE_t$ の係数 -0.1973 とネガティブである。また、それぞれの変数も統計的に 1%水準及び 5%水準で有意となっている。それゆえ、リース債務総額 ($TLEASE_t$) を利用した分析結果では、リース債務と有利子負債の間に、代替関係ないし補完関係があるという結果を確認することはできない。

次にリース債務をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けて分析を行った(1)列の結果に目を向ける。まず、ファイナンス・リースと借入れとの関連性について、(1-1)式の $LIAB_t$ にかかる係数 0.0124 と(1-3)式の $FINLEASE_t$ にかかる係数 6.9510 がともに有意にポジティブ (t 値はそれぞれ 12.43 と 14.62) であることがわかる。つまり、設備投資を必要とする企業は、有利子負債による借入れに頼ると同時にさらにファイナンス・リースにより設備の調達を行い、資金需要に応える傾向があることが示されており、ファイナンス・リースと借入れの間には補完的な関係が垣間見られる。オペレーティング・リースと借入れとの関係に関しては、(1-2)式の $LIAB_t$ にかかる係数は 0.0281、 t 値は 6.90 と有意にポジティブである一方で、(1-3)式の $OPRLEASE_t$ にかかる係数は -1.2692、 t 値は -11.49 と有意にネガティブとなっている⁴⁷。

次に、他のリース利用度の決定因子の結果を確認する。 $FINLEASE_t$ にも $OPRLEASE_t$ にも同一符号で有意な影響を及ぼしている変数としては $PROF_t$ と $CAPEX_t$ があげられ、両変数ともポジティブに有意な結果となっている。こうした結果は、設備投資に積極的であり、こうした設備投資から実際に高い収益を回収できている企業ほどリースを活用していることを示唆する結果である。つまり、わが国上場企業におけるリースの決定因子は、収益性と設備投資があるとあげられる。

そして、特筆すべき興味深い点としては、企業規模はファイナンス・リース利用度に対してはネガティブに影響するが、反対にオペレーティング・リース利用度に対してはポジティブな作用を及ぼすことである。つまり、債務負担能力に余裕のあるはずの大規模企業の方がオフバランスできるオペレーティング・リースを利用し、他方で債務負担能力が小さいと考えられる小規模企業の方がオンバランスを求められるファイナンス・リースを利

⁴⁷ こうした結果について、本研究の結果としては結果を表で示さないが、企業規模別に5つのポートフォリオに分割して分析を行った場合、2番め、3番めに企業規模が小さいポートフォリオにおいてはオペレーティング・リースと借入れは補完的な関係にある。つまり、(1-2)式の $LIAB_t$ と(1-3)式の $OPRLEASE_t$ がともにポジティブとなっており、「図表 5-4」(1)列の結果における(1-2)式の $LIAB_t$ の係数については、これら企業の影響が強く支配的となったためであると考えられよう。

用するという結果が示されている。こうした結果から、長期利用資産について、大企業はその債務負担能力の高さからファイナンス・リースではなく自己資金ないし借入れを通じてより有利なかたちで調達を行っているためにファイナンス・リースの利用度が低くなっているということが考えられる。このように、企業規模によって企業が利用するリースの形態が異なり、その背後にある企業によるリース利用の決定因子も企業規模に依存していることが考えられる。それゆえ、次では企業規模ごとにリース利用度の決定因子を検証する。

図表 5 - 4 リース利用度の決定因子：借入れとの関連性

(1)				(2)			
(1-1)式		$FINLEASE_t$		$T \text{ T } EASE_t$			
$LIAB_t$	0.0124	(12.43)	***	$LIAB_t$	0.0429	(9.58)	***
$TOBIN_t$	-0.0008	(-3.32)	***	$TOBIN_t$	-0.0042	(-3.73)	***
$TAXRATE_t$	0.0001	(0.12)		$TAXRATE_t$	0.0101	(5.32)	***
MV_t	-0.0003	(-4.76)	***	MV_t	0.0020	(8.05)	***
$NODIV_t$	0.0017	(6.25)	***	$NODIV_t$	0.0025	(2.11)	***
$CASH_t$	-0.0035	(-4.03)	***	$CASH_t$	-0.0051	(-1.30)	
$PROF_t$	0.0186	(10.73)	***	$PROF_t$	0.0540	(6.89)	***
$CAPEX_t$	0.0197	(7.86)	***	$CAPEX_t$	0.0879	(7.77)	***
$INTERCEPT$	0.0022	(3.31)	***	$INTERCEPT$	-0.0213	(-7.29)	***
$YEAR FE$		yes		$YEAR FE$		yes	
$INDUSTRY FE$		yes		$INDUSTRY FE$		yes	
R^2		0.0240		R^2		0.0244	
(1-2)式		$OPRLEASE_t$					
$LIAB_t$	0.0281	(6.90)	***				
$TOBIN_t$	-0.0036	(-3.50)	***				
$TAXRATE_t$	0.0104	(6.00)	***				
MV_t	0.0023	(10.19)	***				
$NODIV_t$	0.0006	(0.57)					
$CASH_t$	-0.0020	(-0.55)					
$PROF_t$	0.0361	(5.07)	***				
$CAPEX_t$	0.0665	(6.48)	***				
$INTERCEPT$	-0.0231	(-8.68)	***				
$YEAR FE$		yes					
$INDUSTRY FE$		yes					
R^2		0.0252					
(1-3)式		$LIAB_t$		$LIAB_t$			
$FINLEASE_t$	6.9510	(14.62)	***	$T \text{ T } EASE_t$	-0.1973	(-2.34)	**
$OPRLEASE_t$	-1.2692	(-11.49)	***				
$BORINT_t$	-0.9478	(-20.28)	***	$BORINT_t$	-0.9557	(-20.26)	***

SG_t	-0.1453	(-9.67)	***	SG_t	-0.1586	(-10.45)	***
LIQ_t	-0.0648	(-47.99)	***	LIQ_t	-0.0706	(-53.86)	***
$INTERCEPT$	0.3491	(97.29)	***	$INTERCEPT$	0.3746	(114.67)	***
$YEAR FE$		yes		$YEAR FE$		yes	
$INDUSTRY FE$		yes		$INDUSTRY FE$		yes	
R^2		0.1512		R^2		0.2523	
N		11,914		N		11,914	

***, **, *はそれぞれ統計的に 1%水準, 5%水準, 10%水準で有意であることを示す。

2 企業規模別のリース利用度の決定因子：借入れとの関連性

「図表 5-5」は、サンプルを企業規模 (MV_t) に基づき 5 つのポートフォリオ (P1～P5) に分割し⁴⁸、それぞれの分位ごとにリース残高 ($FINLEASE_t$, $OPRLEASE_t$) と有利子負債残高 ($LIAB_t$) の平均値、そして企業規模 (MV_t) と従業員数 (N_EMPL_t) の中央値を示している。また、リース残高および有利子負債残高については、もっとも規模が大きな P5 ともっとも規模が小さな P1 の間での平均値の差の検定の結果も示している。併せて、企業規模のポートフォリオごとに $FINLEASE_t$ と $OPRLEASE_t$ の平均値の差の検定結果を示している。

まず、従業員数を確認すると、P1 の中央値は 243 人であり、ここに属する企業は上場企業のなかでも未上場の中小企業に近い企業特性を有している。他方、P5 の従業員数の中央値は 5,921 人であることから、P5 は日本を代表するような大規模企業から構成されていると考える。

次に、 $LIAB_t$ については、P1 の平均値がもっとも高く規模が小さい企業ほど、総資産に占める有利子負債の割合が高く、資金調達手段として借入れに依存する傾向が強いといえる。他方、リースについては、ファイナンス・リースの利用度は、P1 の平均値が最も高い。それゆえ、規模が小さな企業ほど、必要な資金を自己資金で賄うことができおらず、その不足額を借入れないしファイナンス・リースというかたちで調達している傾向があろう。また、ファイナンス・リースの利用度は P1 から P5 に企業規模が大きくなるにつれて単調に低下していることが確認される。こうした動向は $LIAB_t$ と同様であり、企業はオンバランスが求められるファイナンス・リースを有利子負債の一種としてみなしていることが示唆される。逆に、オペレーティング・リースは逆に企業規模が大きくなると利用度が増大することがみてとれる。企業規模ごとの $FINLEASE_t$ と $OPRLEASE_t$ の利用水準の違いであるが、規模が小さな P1 においては、両者の利用水準に統計的に有意な差は観測されていない。他方、P2～P5 では、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの平均値は有意に異なっていることが確認される。こうした結果は、小規模企業と違って大規模企業ほど債務負担能力が高く、借入れ手段の選択に融通が利くためファイナンス・リースとオペレーティング・リースをうまく使い分けている可能性を示唆するものである。

⁴⁸ P1 がもっとも企業規模が小さく、P5 がもっとも企業規模が大きい。

図表 5-5 企業規模とリースおよび借入れ利用度

Mean	MV_t quintiles					Difference (P5-P1)	t-stats.
	P1	P2	P3	P4	P5		
$LIAB_t$	0.2871	0.2277	0.1956	0.1939	0.2072	-0.0800	-16.41***
$FINLEASE_t$	0.0039	0.0038	0.0036	0.0031	0.0300	-0.0009	-3.67***
$OPRLEASE_t$	0.0047	0.0059	0.0078	0.0122	0.0159	0.0112	11.10***
Difference ($FINLEASE_t - OPRLEASE_t$)	-0.0009	-0.0020	-0.0042	-0.0092	-0.0129		
t-stats.	-1.66	-3.66***	-7.50***	-11.31***	-15.50***		
Median							
MV_t	7.4524	8.3885	9.2298	10.2281	11.8351		
N_EMPL_t	243	452	749.5	1,645	5,921		
N	2,383	2,383	2,383	2,383	2,382		

***は統計的に 1%水準で有意であることを示す。

「図表 5-6」は P1 に属する小規模企業のみをサブサンプルとした場合と P5 に属する大規模企業のみをサブサンプルとした場合に分けて上述の同時方程式モデル (1-1) 式～(1-3) 式を推定した結果である。(1)列が P1 のみを利用した結果であり、(2)列が P5 のみを利用した結果である。なお、「図表 5-4」と同様に、変数横の数値は偏回帰係数を、括弧内の数値は t 値を示している。

まず、大規模企業 (P5) におけるリースと借入れの関係について、(2)列によれば、(1-1) 式の $LIAB_t$ にかかる係数 -0.0078 と (1-3) 式の $FINLEASE_t$ にかかる係数 -4.2325 はともにネガティブであることがわかる。加えて、(1-2) 式の $LIAB_t$ にかかる係数と (1-3) 式の $OPELEASE_t$ にかかる係数についてもネガティブとなっている (それぞれ -0.0226, -0.3598)。それゆえ、大規模企業ではファイナンス・リースと借入れは代替関係であり、ファイナンス・リースと同様にオペレーティング・リースも借入れと代替関係にあることが示唆される。つまり、大規模企業は、リース債務がオンバランスされようかオフバランスされようが、他の借入れと同様に債務としてリースを解している。こうした結果は、借入れとリースは代替的な資金調達手段であるという理論と整合する結果であり、大規模企業の場合には債務負担能力に即してリースと借入れの利用の程度が決定されている。

また、大規模企業におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースに共通する決定因子は債務負担能力を示す $LIAB_t$ の他に、税率 ($TAXRATE_t$) と設備投資 ($CAPEX_t$) があげられる。税率に関する結果は、Lasfer and Levis [1998] による発見と整合的である。また、ファイナンス・リースについて、 $CASH_t$ の係数がネガティブに有意であり、手許現金に余裕がある大規模企業はそうした内部留保を利用して資産購入することができるため、債務としてオンバランスされるファイナンス・リースの利用水準が低下するものと考えられる。

最後に、(1)列の結果から小規模企業（P1）におけるリースと借入れの関係を確認する。(1-1)式の $LIAB_t$ にかかる係数 0.0081 (t 値=3.44) と(1-3)式の $FINLEASE_t$ にかかる係数 5.2612 (t 値=6.14)がともに有意にポジティブとなることを示している。他方で、(1-2)式の $LIAB_t$ にかかる係数と(1-3)式の $OPELEASE_t$ にかかる係数はそれぞれ-0.0095 と-3.8163 であり、有意にネガティブとなっている (t 値はそれぞれ-2.48, -7.77)。そのため、小規模企業では、ファイナンス・リースと借入れは補完関係にある一方で、オペレーティング・リースと借入れは代替関係にあるという結果が確認されている。貸手の立場からすれば、オペレーティング・リースと比べてファイナンス・リースは資産価額のうち回収可能な割合が多いことから、オペレーティング・リースはよりリスクが高いリース取引形態であるといえる。そのため、リスクをより多く抱えているとみなされる小規模企業では、オペレーティング・リースによって調達できない資産については、オペレーティング・リースよりもリスクが低いファイナンス・リースによって補完するかたちで設備調達がなされている、というひとつの解釈が考えうる。

小規模企業におけるファイナンス・リース利用の決定因子として認められるものとして、 $CAPEX_t$ と $PROF_t$ が有意にポジティブとなっている。これは、収益性が高く成長のために投資を行う機会があるが、小規模企業なために債務負担能力が高くない企業が借入れの不足を補うかたちでファイナンス・リースにより設備を調達していることを示唆する。他方、オペレーティング・リースについては $PROF_t$ のみがポジティブに有意であり、 $CAPEX_t$ はポジティブではあるが統計的に有意ではない。収益性が高いが追加的に設備投資を要さない場合、こうした企業はリースのなかでも比較的に短期間の契約となるオペレーティング・リースを活用していると考えられよう。

図表 5 - 6 企業規模とリース利用度の決定因子

(1)				(2)			
MV_t quintile = P1				MV_t quintile = P5			
(1-1)式	$FINLEASE_t$			(1-2)式	$OPRLEASE_t$		
$LIAB_t$	0.0081	(3.44)	***	$LIAB_t$	-0.0078	(-4.66)	***
$TOBIN_t$	-0.0015	(-2.02)	**	$TOBIN_t$	-0.0003	(-0.56)	
$TAXRATE_t$	-0.0004	(-0.45)		$TAXRATE_t$	0.0031	(3.27)	***
MV_t	-0.0008	(-1.63)		MV_t	-0.0001	(-0.51)	
$NODIV_t$	0.0015	(3.17)	***	$NODIV_t$	0.0002	(0.21)	
$CASH_t$	-0.0021	(-1.16)		$CASH_t$	-0.0104	(-4.93)	***
$PROF_t$	0.0166	(4.91)	***	$PROF_t$	-0.0015	(-0.33)	
$CAPEX_t$	0.0284	(4.86)	***	$CAPEX_t$	0.0312	(5.57)	***
$INTERCEPT$	0.0069	(1.83)	*	$INTERCEPT$	0.0051	(2.33)	**
$YEAR FE$		yes		$YEAR FE$		yes	
$INDUSTRY FE$		yes		$INDUSTRY FE$		yes	
R^2		0.0308		R^2		-0.0013	
(1-2)式	$OPRLEASE_t$			(1-2)式	$OPRLEASE_t$		
$LIAB_t$	-0.0095	(-2.48)	**	$LIAB_t$	-0.0226	(-2.40)	**

$TOBIN_t$	-0.0026	(-1.32)		$TOBIN_t$	0.0040	(1.34)	
$TAXRATE_t$	0.0024	(1.12)		$TAXRATE_t$	0.0273	(5.07)	***
MV_t	-0.0003	(-0.24)		MV_t	0.0002	(0.18)	
$NODIV_t$	-0.0011	(-0.89)		$NODIV_t$	0.0037	(0.74)	
$CASH_t$	-0.0070	(-1.46)		$CASH_t$	-0.0026	(-0.22)	
$PROF_t$	0.0390	(4.27)	***	$PROF_t$	-0.1101	(-4.31)	***
$CAPEX_t$	0.0142	(0.90)		$CAPEX_t$	0.2798	(8.86)	***
$INTERCEPT$	0.0109	(1.07)		$INTERCEPT$	0.0020	(0.16)	
$YEAR\ FE$		yes		$YEAR\ FE$		yes	
$INDUSTRY\ FE$		yes		$INDUSTRY\ FE$		yes	
R^2		0.0011		R^2		0.0330	
(1-3)式				$LIAB_t$			
$FINLEASE_t$	5.2612	(6.14)	***	$FINLEASE_t$	-4.2325	(-2.93)	***
$OPRLEASE_t$	-3.8163	(-7.77)	***	$OPRLEASE_t$	-0.3598	(-2.17)	**
$BORINT_t$	-0.9869	(-6.77)	***	$BORINT_t$	-1.0745	(-10.68)	***
SG_t	-0.1684	(-5.26)	***	SG_t	-0.2353	(-5.94)	***
LIQ_t	-0.0843	(-22.15)	***	LIQ_t	-0.0682	(-24.40)	***
$INTERCEPT$	0.4414	(49.23)	***	$INTERCEPT$	0.3804	(50.18)	***
$YEAR\ FE$		yes		$YEAR\ FE$		yes	
$INDUSTRY\ FE$		yes		$INDUSTRY\ FE$		yes	
R^2		0.0691		R^2		0.2043	

***, **, *はそれぞれ統計的に 1%水準, 5%水準, 10%水準で有意であること

VI おわりに

リースは借入れと同様に企業が将来において支払い義務を負う債務であるが、企業の債務負担能力には限りがあるためにリースの利用度は借入れと同時に決定されていることに着目し、同時方程式モデルを用いることによってリースと借入れの関係性が代替関係であるか補完関係であるかについて検証を行った。その結果、全サンプルを利用して分析を行った場合、ファイナンス・リースと借入れの間には補完的な関係が存在することが明らかとなった。また、こうしたリース利用度の決定因子として強く影響する要因として、収益性が高く設備投資に積極的な企業はファイナンス・リースとオペレーティング・リースともにその利用度を増加させることが判明した。加えて、企業規模も強くリース利用に影響を与えることが確認されたが、企業規模は借入れと同様にファイナンス・リースとはネガティブな関係をもつ一方で、オペレーティング・リースとはポジティブに関係していることが示された。

そこで、企業規模ごとにリース（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）と借入れの関係性、そしてリース利用度の決定因子を分析した。その結果、大規模企業の場合、リースの形態がファイナンス・リースであろうがオペレーティング・リースであろうが、リースと借入れの間には代替的な関係があることが発見された。つまり、理論と整

合して、大規模企業は債務負担能力を鑑みながら借入れの水準とリース（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）の水準を決定していることが確認された。他方、小規模企業の場合には、ファイナンス・リースと借入れの間には補完関係があるが、オペレーティング・リースは借入れを代替していることが示されている。貸手にとってファイナンス・リースはオペレーティング・リースよりも回収可能部分が多くリスクが低いため、小規模企業のリスクや債務負担能力を鑑みながら、貸手は相対的に低リスクのファイナンス・リースによって小規模企業のニーズを補完するかたちでリース取引を行っていると考えられる。

また、リース利用度の決定に関しては、大規模企業の場合にはファイナンス・リースについてもオペレーティング・リースについても設備投資が決定因子となっているため、投資のための資産を取得する必要がある企業が借入れを補完するために同時並行的にリースを活用しているといえる。また、海外における先行研究と符合して、税率もリース利用の決定因子として作用することが確認された。他方、小規模企業の場合には、ファイナンス・リースの決定因子は債務負担能力（有利子負債）の他に収益性や設備投資があげられ、収益性が高く設備投資を行いたい債務負担に限界がある企業は借入れの不足をファイナンス・リースで賄っていることが示唆される。小規模企業のオペレーティング・リースの決定因子については、高収益のみがあげられ、大規模企業のファイナンス・リースやオペレーティング・リース、小規模企業のファイナンス・リースの決定因子となっている設備投資について統計的に有意な結果は観測されなかった。このことについて、収益性が高いが固定的な設備投資が不要である場合に、こうした小規模な高収益企業はオペレーティング・リースを活用していると考えられよう。

上述のように、わが国におけるリース利用の実態は企業規模に大きく影響されることが指摘できるとともに、企業規模に応じてファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースと借入れの関係性やその決定因子は異なることが明らかになった。とりわけ本研究の結果は、リースと借入れが補完関係にあるか、代替関係にあるかについては企業規模とリース取引の種類による影響が強く、企業は個々の債務負担能力に応じてファイナンス・リースとオペレーティング・リースを活用していることを示唆するものである。

【参考文献】

- Ang,J., and P.P.Peterson, [1984] “The Leasing Puzzle,” *Journal of Finance* 39(4): 1055-1065.
- Barclay,M.J., and C.W.Smith,Jr., [1995] “The Priority Structure of Corporate Liabilities,” *Journal of Finance* 50(3): 899-916.
- Beattie,V.A., A.Goodarce, and S.Thomson, [2000] “Operating Leases and the Assessment of Lease-debt Substitutability,” *Journal of Banking and Finance* 24(3): 427-470.
- Bowman,R.G., [1980] “The Debt Equivalent of Leases: An Empirical Investigation,” *Accounting Review* 55(2): 237-253.
- Brealey,R., S.C.Myers, and, F.Allen, [2011] *Principles of Corporate Finance*, McGraw-Hill.
- Eisfeldt,A.L., and A.A.Rampini, [2009] “Leasing Ability to Repossess, and Debt Capacity,” *Review of Financial Studies*, 22(4), 1621-1657.
- Finucane,T.J., [1988] “Some Empirical Evidence on the Use of Financial Leases,” *Journal of Financial Research* 11(4): 321-333.

- Franks,J., and S.D.Hodges, [1978] “Valuation of Financial Lease Contracts: A Note,” *Journal of Finance* 33(2): 657-669.
- Jensen,M.C., [1986] “Agency Cost of Free Cash Flow, Corporate Finance, and Takeover,” *American Economic Review* 76(2): 323-329.
- Krishnan,V.S., and R.C.Moyer, [1994] “Bankruptcy Costs and the Financial Leasing Decision,” *Financial Management* 23(2): 31-42.
- Lasfer,M., and Levis,M., [1998] “The Determinants of the Leasing Decision of Small and Large Companies,” *European Financial Management* 4(2): 159-184.
- Lewis,C.M. and J.S.Schallheim, [1992] “Are Debt and Leases Substitutes?,” *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, 27(4): 497-512.
- Marton,F., and R.S.Harris, [1988] “Substitutability of Leases and Debt in Corporate Capital Structures,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 3(2): 147-170.
- Mehran,H., R.A.Taggart, and D.Yermack, [1999] “CEO Ownership, Leasing and Debt Financing – statistical data included,” *Financial Management* 28(2): 5-14.
- Mukherjee,T.K., [1991] “A Survey of Corporate Leasing Analysis,” *Financial Management* 20(3): 96-107.
- Myers,S.C., [1977] “Determinants of Corporate Borrowing,” *Journal of Financial Economics* 5(2): 147-175.
- , D.A.Dill, and A.J.Bautista, [1976] “Valuation of Financial Lease Contracts,” *Journal of Finance* 31(3): 799-819.
- Sharpe,S.A., and H.H.Nguyen, [1995] “Capital Market Imperfection and the Incentive to Lease,” *Journal of Financial Economics* 39(2/3): 271-294.
- Shleifer,A., and R.W.Vishny, [1986] “Large Shareholders and Corporate Control,” *Journal of Political Economy* 94(3): 461-488.
- Singh,A., [2011] “An Empirical Investigation of the Lease-debt Relation in the Restaurant and Retail Industry,” *Proceedings of 2011 ICHRIE Conference*.
- Smith,C.W., and L.M.Wakeman, [1985] “Determinants of Corporate Leasing Policy,” *Journal of Finance* 40(3): 895-908.
- Stulz,R.M., and H.Johnson, [1985] “An Analysis of Secured Debt,” *Journal of Financial Economics* 14(4): 501-521.
- Williamson,O.E., [1988] “Corporate Finance and Corporate Governance,” *Journal of Finance* 43(3): 567-591.
- Yan,A., [2006] “Leasing and Debt Financing: Substitutes or Complements?” *Journal of Financial and Quantitative Analysis* 41(3), 709-731.

島田佳憲（東京理科大学）

第6章 中小企業のリース利用実態と中小企業会計のあり方

I はじめに

日本における中小企業会計に関する最初の本格的な研究報告書であるといわれている「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業庁，2002）では⁴⁹，大企業と中小企業の企業属性の相違が強調されている。具体的に，次のような中小企業の特徴があげられている。会計に充てることが可能な資金的・人的資源が乏しいこと，債権者・株主の数が通常は極めて少ないこと，一般の個人投資家への影響は小さいこと，債権者保護は「経営者個人保証」により実態的には図られてきたこと，株主の移動は通常は極めて少なく，経営者が最大株主で，所有と経営が一体となっていること，少数株主には情報が少なく，経営への影響力は小さいこと，税法が実務に強く影響していること。

また，中小企業会計のあり方に関しては，大きく二つの考え方があるといわれている。いわゆるシングル・スタンダード論（中小企業固有の会計基準を容認しない立場）とダブル・スタンダード論（中小企業固有の会計基準を容認する立場）である。両論の違いは，大企業と中小企業の会計を（どの程度）別個独立のものと捉えるかにある。たとえシングル・スタンダード論をとる場合であっても，大企業と中小企業の企業属性の相違が否定されるわけではないことには注意を要する⁵⁰。

したがって，中小企業会計のあり方を論じるにあたり，大企業と中小企業の企業属性の相違を踏まえる必要があるが，大企業と中小企業のリース利用実態を踏まえて，中小企業向けのリース会計のあり方を論じた先行研究はないと思われる。そこで本研究では，大企業と中小企業のリース利用実態はどのように異なるのか，またそのことが中小企業のリース会計基準のあり方に関していかなる示唆を与えるのかを明らかにしたいと考える。

なお，本研究では，公益社団法人リース事業協会が2015年5月15日から7月6日にかけて行った「リース需要動向調査」のローデータをを用いて，大企業と中小企業のリース利用実態の違いを分析した。

II シングル・スタンダード論とダブル・スタンダード論の相剋

1 日本公認会計士協会と日本税理士連合会の基本的な立場

周知のように，「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（日本公認会計士協会，2003）ではシングル・スタンダード論がとられ，「中小会社会計基準」（日本税理士会連合会，2002年12月）ではダブル・スタンダード論がとられていた（河崎，2012）。具体的に，「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」では次のように述べられていた。本研究の根幹に関

⁴⁹ 本研究会報告書は，日本の中小企業会計の概念フレームワークに相当するといわれている（河崎，2015，15頁）。なお，中小企業会計の淵源は，1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表した「中小企業簿記要領」であるといわれている（河崎，2012，4頁）。

⁵⁰ 後述するように，シングル・スタンダード論がとられている「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（日本公認会計士協会，2003）においても，大企業と中小企業の企業属性の相違が前提とされている。

わるので、長文になるが、以下に引用する。

「本研究報告は、主に次のような理由に基づき、中小会社特有の会計基準を別個に設定する必要があるとする…考え方は採用されるべきではないと考える。」

- ・ 同一の取引及び経済事象の認識及び測定の基準には、会社の規模の違いは反映されるべきものではない。
- ・ 会社の規模によって異なる認識及び測定の基準によって表示された財政状態及び経営成績には、単なる会社の規模の違いだけでなく、基礎的概念の違い（例えば、発生主義対現金主義、時価法対原価法）まで混在しているため、それらを同じレベルの品質及び性質の情報として、企業の経営実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することはできない。
- ・ 二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。」（Ⅰ・5(1)）

「本研究報告は、適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべきであるが、…中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法等を認め、あるいは税法基準及び商法の観点からも特別の配慮を認めるという考え方を採用することとした。」（Ⅰ・5(4)）

他方、「中小会社会計基準」では次のように述べられていた。

「証券取引法〔現行―金融商品取引法〕の規定の適用を受けない中小会社に対して、証券取引法における複雑で手数のかかる会計基準を強制させることは、…中小企業に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない。

したがって、中小会社が商法〔現行―会社法〕に準拠した会計処理を具体的に行うに当たっては、中小会社における事業の特殊性、会計処理能力…等に対応する必要がある。また、そのためには、中小会社の経営実態を明らかにし、適時・適切な情報開示を行いつつ、資金調達が多様化や取引先の拡大に対応していくための具体的な会計基準を設定することが必要である。

…また、中小企業の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある。」

（前文）

このように「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」ではシングル・スタンダード論がとられていたが、大会社とは異なる中小会社の特性への配慮がなかったわけではなく⁵¹、簡便法を容認することにより中小会社の特性を配慮しようとする立場がとられていた。他方、「中小会社会計基準」ではダブル・スタンダード論がとられ、大会社とは異なる中小会社における事業の特殊性等が反映された独自の会計基準の設定が提案されていた。

⁵¹ たとえば、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（日本公認会計士協会、2003）では、次のような中小会社の特性に言及されている。中小会社では株主や債権者等の利害関係者が固定的で閉鎖的であること、所有と経営の分離が行われていないこと、株主でもある少数の経営者の強い影響力の下で運営されることが多いこと、日常の記帳事務や決算作業に投入できる人員や経済的負担能力に限界があること、内部統制はあまり整備されていないこと。

2 「中小指針」と「中小要領」の立場⁵²

このような中小会社の会計をめぐる公認会計士協会と日本税理士会連合会の基本的な立場の相違に起因する制度的混乱を打開するために、2005年8月に日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会の4団体によって「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が公表された⁵³。「中小指針」でシングル・スタンダード論がとられていることは、次の記述から明らかである。

「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」（本指針の作成に当たっての方針）

ところが、シングル・スタンダード論が採用された「中小指針」は中小会社の会計実務において必ずしも十分な支持が得られていないようである。「中小企業の会計に関する実態調査」（新日本有限責任監査法人、2009）によれば、「（「中小指針」のように）「上場企業に近い会計処理とする視点を重視して欲しい」と回答した企業は1.7%であったのに対して、「（「中小指針」とは異なり）「極力簡便な会計処理とする視点を重視して欲しい」（36.6%）あるいは「税務会計で十分である」（26.0%）」と回答した企業は62.6%あった。「中小指針」に対する不満（62.6%）が賛成（1.7%）を大幅に上回っていた。

その後、公表された報告書—「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」（中小企業庁、2010）および「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」（企業会計基準委員会、2010）—ではダブル・スタンダード論がとられ、これら報告書を結実させた「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小要領」という。）においても、企業属性が相違すれば、必然的に大企業と中小企業で営まれる会計行為（会計慣行）も相違するという考え方が貫かれている。「中小要領」の基本的な考え方は以下のとおりである（Ⅰ・1(2)）。

- ・ 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計〔経営者への役立ち〕
- ・ 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計〔情報提供〕
- ・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計〔税制との親和性〕
- ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計〔経済的・人的実行可能性〕

III 「中小指針」と「中小要領」の適用対象と国際財務報告基準(IFRS)の影響

「図表 6-1」は、日本企業の分類と会計基準を整理して示したものである。上場企業、金融商品取引法開示企業および会社法大会社の会計基準は「図表 6-1」①②③に示すとおりであるが、本研究の対象外であるので、説明は省略する。

⁵² 「中小指針」と「中小要領」の設定経緯については、佐藤（2012）および万代（2012）を参照されたい。

⁵³ 「中小指針」は、「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業庁、2002）、「中小会社会計基準の設定について」（日本税理士会連合会、2002）および『「中小企業会計のあり方に関する研究報告」について』（日本公認会計士協会、2003）を統合する形で公表された。

本研究の関心事である「中小指針」の適用対象は、金融商品取引法の適用を受ける会社およびその子会社・関連会社ならびに会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）およびその子会社を除く株式会社である。これらの株式会社は、公認会計士または監査法人の監査を受け、（金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる）会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成する必要があるため、「中小指針」の適用対象外とされている。また「中小指針」は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものであり、とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当であるとされている（総論 3-4）。

他方、「中小要領」の適用対象は、金融商品取引法の規制の適用対象会社および会社法上の会計監査人設置会社を除く株式会社である。「中小要領」は「中小指針」に比べてより簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が対象とされている（総論 1-2）。

図表 6 - 1 日本企業の分類と会計基準

企業の分類	会社数	連結財務諸表	個別財務諸表
① 上場会社	約 3,600 社	日本基準 (米国基準・IFRS・JMIS の任意適用)	日本基準
② 金融商品取引法開示会社 (①以外)	約 600 社	日本基準 (IFRS・JMIS の任意適用)	日本基準
③ 会社法大会社 (①, ②以外)	約 12,000 社 から①②を除く	作成義務なし	日本基準（簡便法）
④ 上記以外の株式会社	約 2,600,000 社 から①②③を除く	作成義務なし	中小指針 中小要領 その他

(注) 1. 企業会計審議会「非上場会社の会計基準に関する懇談会資料」(2010 年 3 月 26 日)を基に作成。

2. IFRS: 国際財務報告基準, JMIS: 修正国際基準。

このように「中小指針」と「中小要領」はいずれも公認会計士または監査法人の監査を受けない株式会社（「図表 6-1」④）の個別財務諸表を対象とするものであるが、「中小指針」は会計参与等の会計専門家が利用することを想定しているのに対して、「中小要領」は経営者目線で最低限の会計処理を定めたものであるという点で相違する（上西, 2012, 224-225 頁）。また、「中小要領」は「中小指針」に比べてより簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象とするため、安定性や継続的利用可能性の観点から、IFRS の影響を受けないように設計されている（総論 6）。換言すると、「中小要領」では、会計帳簿から得られる取得原価主義に基づいた情報にどのような補正を加えれば、利害関係者にとって必要な情報となるのかという発想が重視されており、時価（公正価値）あるいは見積りを計算書類に広く反映させることは、コスト・ベネフィットの観点からも、信頼性と有用性とのバランスの観点からも望ましいとは考えられていない（弥永, 2012, 43 頁）

54。

⁵⁴ 「中小要領」の会計上の特徴は以下のとおりである。IFRS の影響が遮断されていること、記帳が重視されているこ

他方、「中小指針」ではシングル・スタンダード論が前提とされているので、IFRS が制定・改訂されれば、日本の会計基準も制定・改定され、それが「中小指針」に影響を及ぼすという連鎖関係が存在する（品川, 2012, 60 頁）。

IV リース取引に関する会計処理

続いて、リース取引に関する会計処理の概要を大企業向けと中小企業向けに分けて説明する。あわせて、法人税法におけるリース取引の会計処理について説明する。なお、前節における日本企業の分類を踏まえ、便宜的に、大企業は金融商品取引法適用会社および会社法大会社（「図表 6-1」の①～③）に該当するものとし、中小企業は上記以外の株式会社（「図表 6-1」の④）に該当するものとする。

1 大企業向けの会計処理

まず、大企業向けのリース取引に関する会計処理の概要を、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「基準」という。）および企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）に基づいて説明する⁵⁵。

ファイナンス・リース取引とは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（リース物件）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなる取引をいう。」（「基準」5 項）。前段は「解約不能」の要件であり、後段は「フルペイアウト」の要件である。一方、オペレーティング・リース取引とは、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。」（「基準」6 項）

リース取引の具体的な判定手順はおおむね次のとおりである。まず、現在価値基準（解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が見積現金購入価額の概ね 90%以上であること）または経済的耐用年数基準（解約不能のリース期間が当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75%以上であること）のいずれかに該当する取引がファイナンス・リース取引と判定され、それ以外がオペレーティング・リース取引と判定される。次に、ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、①所有権移転条項が付与されている取引、②割安購入選択権が付与されている取引、および③特別仕様物件に該当するものが所有権移転ファイナンス・リース取引と判定され（「適用指針」8-13 項）、それ以外が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定される。

以上の分類に従って、ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法（以下、「売買処理」という。）に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法（以下、「賃貸借処理」という。）に準じて会計処理を行う。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は 1 年以内の契約とそれ以外に分けて注記することが必要である。

と、取得原価主義、「企業会計原則」および法人税法（確定決算主義）が重視されていること（河崎, 2015, 17 頁）。

⁵⁵ 大企業向けのリース取引に関する会計処理の詳細は、佐藤・角ヶ谷(2009)および角ヶ谷(2015)を参照されたい。

ただし、借手には次のような例外・簡便処理が認められている（「適用指針」31, 34, 45 項）。すなわち、所有権移転ファイナンス・リース取引について、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合（購入時に費用処理される物件，1 年以内のリース取引）には「賃貸借処理」が認められている。同様に、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、リース資産およびリース債務をリース料総額で計上し、支払利息を計上せずに減価償却費のみを計上する方法（利子込み法）または利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額ずつ配分する方法（定額法）が認められている。また、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合（購入時に費用処理される物件，1 年以内のリース取引，1 件当たり 300 万円以下のリース取引）には「賃貸借処理」が認められている⁵⁶。

2 中小企業向けの会計処理

次に、中小企業向けのリース取引に関する会計処理の概要を、「中小指針」および「中小要領」に基づいて説明する。

「中小指針」によれば、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる（74-3 項。下線一筆者）。なお、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には未経過リース料の注記が求められるが、重要性がないリース取引については注記を省略することができる（74-4 項）。

他方、「中小要領」によれば、リース取引に係る借手は、賃貸借取引または売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う（各論 10 項。下線一筆者）。なお、賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましい（各論 10 項解説）。

このように「中小指針」では所有権移転外ファイナンス・リース取引について規定され、「中小要領」ではリース取引について規定されている（下線部参照）。しかし、「中小要領」でもファイナンス・リース取引的なリース（所有権移転外ファイナンス・リース）が想定されていると考えられる。なぜなら、「中小要領」では「一般に、機器等の資産を賃借する場合、リース会社等からリースを行うケースと、例えばコピー機を短期間借り受けるケースが考えられます。本文の「リース取引」は、前者を想定しています。」（各論 10 項）と述べられているからである。つまり、「リース会社等からリースを行うケース」は「基準」のファイナンス・リース取引的なリースに該当し、「例えばコピー機を短期間借り受けるケース」はオペレーティング・リース取引的なリースに該当する（小賀坂, 2012, 161 頁）⁵⁷と考えられるからである。

なお、「中小指針」および「中小要領」では言及されていないが、所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理は、法人税法の会計処理と整合的な売買処理によるものと考え

⁵⁶ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する場合，1 件当たり 300 万円以下のリース取引についても賃貸借処理が認められるので，例外処理が適用できる範囲は所有権移転ファイナンス・リース取引に比べてその分だけ広いことになる。

⁵⁷ 中小企業に，ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引といった厳密な分類を要求することは難しいと考えられるので（小賀坂, 2012, 161 頁），「中小要領」では「リース会社等からリースを行うケース」および「例えばコピー機を短期間借り受けるケース」といった平易な用語が用いられたようである。

られる（坂本, 2016 所掲の表参照）。

特筆すべきは、中小企業向けの「中小指針」と「中小要領」が、大企業向けの「基準」とは異なり、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理として売買処理と賃貸借処理の選択適用を認めていることである（「基準」も賃貸借処理を認めているが、それは例外処理としてである）。ただし、語順に注目すると、「中小指針」では売買処理が原則であると解釈することができるのに対して、「中小要領」では、「語順からは、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することが優先的なものとみてい」とすら解釈することができる。」（弥永, 2012, 47 頁）。つまり、会計参与等の会計専門家が利用することを想定している「中小指針」では売買処理が推奨され、経営者目線で最低限の会計処理を定めた「中小要領」では賃貸借処理が推奨されていると考えられる。

3 法人税法におけるリース取引の会計処理

法人税法上、リース取引は、賃貸借取引として扱われるリース取引、売買取引として扱われるリース取引、および金銭貸借取引（金融取引）として扱われるリース取引の3つに識別される。

具体的に、「法人税法」（64 の 2③）では、リース取引とは資産の賃貸借で次に掲げる要件に該当するものをいうと述べられている。

- ① 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること、またはこれに準ずるものであること。
- ② 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

①は「基準」における「解約不能」の要件に、②は「フルペイアウト」の要件に該当する。法人税法上、これらの要件を満たす場合には、ファイナンス・リース取引として識別され、これらの要件を満たさない場合には賃貸借取引として扱われるオペレーティング・リース取引として識別される。

内国法人がファイナンス・リース取引を行った場合には、そのファイナンス・リース取引の目的となる資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売却があったものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する（法人税法 64 の 2①）。その際のリース資産の取得価額は、原則としてリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額（利子込み法）による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。その場合、当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する（法人税法・基本通達 7-6 の 2-9）。

他方、法人が、譲受人から譲渡人に対するリース対象取引を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買および賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかったものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付け（金融取引）があったものとして所得の金額を計算する（法人税法 64 の 2②）。

このように法人税法上、ファイナンス・リース取引は、売買取引または金融取引として取り扱われる。売買取引として扱われるファイナンス・リース取引はさらに、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引とに分類される（法人税法施行令 48 の 2⑤五）。賃借人が所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理した場合においても、その金額は償却費として経理したものとして取り扱われる（法人税法施行令 131 の 2③）。要するに、法人税法上、ファイナンス・リース取引の原則は売買処理（利子込み法、利息法、定額法）であるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理も認められている。

「図表 6-2」は、本節で説明した大企業向け・中小企業向け会計処理および法人税法上の会計処理をまとめて示したものである。

図表 6 - 2 リース取引に関する様々な会計処理

会計基準	大企業向け	中小企業向け		法人税法 ³
		「中小指針」	「中小要領」	
所有権移転ファイナンス・リース取引	売買処理 例外 ¹ ：賃貸借処理	売買処理 ²	売買処理 ²	売買処理 ^{2,4}
所有権移転外ファイナンス・リース取引	売買処理 例外 ¹ ：賃貸借処理 簡便 ¹ ：利子込み法 定額法	売買処理 ² 賃貸借処理	賃貸借処理 売買処理 ²	売買処理 ^{2,4} 容認：賃貸借処理
オペレーティング・リース取引	賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理

（注）1. 例外・簡便処理を適用するための要件は本文を参照のこと。

2. 所有権移転ファイナンス・リース取引について売買処理を適用する場合、リース資産と同一区分の他の減価償却資産と同じ償却方法（定額法や定率法など）が適用されるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引について売買処理を適用する場合、リース期間定額法が適用される。
3. 法人税法上、金銭貸借取引（金融取引）として扱われるリース取引もある。
4. 法人税法上の売買処理は利子込み法による。ただし、リース料総額のうち利息相当額を区分できる場合には、利息法または定額法による。

V リサーチ・メソッド

本研究のデータは、公益社団法人リース事業協会が 2015 年 5 月 15 日から 7 月 6 日にかけて行った「リース需要動向調査」に基づいている⁵⁸。当該調査は郵送によるアンケート形式によって行われた。上場会社と資本金 1 千万円以上の未上場会社（純粹持株会社、投資証券、リース・レンタル会社、外国企業を除く）の計 1 万社を調査対象とし、（株）日経リサーチ（調査委託会社）の事業所データベース登録企業約 13 万件を母集団として 1 万件の企業を抽出（未上場会社については地域・業種構成が母集団と大きく異ならないように抽出）した。

⁵⁸ 本研究はリース事業協会から「リース需要動向調査」のローデータを入手し、大企業と中小企業のリース利用実態の違いを独自の観点から分析したものであり、リース事業協会が行った分析結果（リース事業協会, 2015）とは異なるものである。あり得べき分析上の誤謬は筆者の責めに帰するものである。

その結果、調査対象企業数 10,000 社（上場会社 3,002 社、未上場会社 6,998 社）に対して、1,510 の有効回答（上場会社 335、未上場会社 1,175）が得られ、有効回答率は 15.1%（上場会社 11.2%、未上場会社 16.8%）であった。なお、未上場会社 1,175 社の内訳は、上場会社の子会社 167 社、上場会社の子会社以外の大会社 16 社、その他の会社 992 社であった。

既述のとおり、本研究では便宜的に、大企業は金融商品取引法適用会社および会社法大会社（「図表 6-1」の①～③）に該当するものとし、中小企業は上記以外の株式会社（「図表 6-1」の④）に該当するものとする。かかる分類によると、大企業からの回答数は 518 社、中小企業からの回答数は 992 社となる。

VI 分析結果

「図表 6-3」は、大企業と中小企業のリース利用実態および会計処理を整理して示したものである（詳細は「巻末資料」を参照されたい）。以下、本研究の関心事に絞って、(1) リース契約の種類と会計処理、(2) 設備導入に関する基準・方針、(3) リース会社の選択基準の順にみていくことにする。

1 リース契約の種類と会計処理

リースを利用している企業の割合（リース利用率）は、大企業、中小企業ともに 91%で差異はなかった（「図表 6-3」（1）参照）。しかし、リース契約の種類には差異がみられる。大企業は中小企業に比べて所有権移転外ファイナンス・リース取引およびオペレーティング・リース取引をより利用する傾向があるのに対して、中小企業は大企業に比べて所有権移転ファイナンス・リース取引をより利用する傾向がある（「図表 6-3」（2）参照）。大企業が所有権移転外ファイナンス・リース取引を選好するのは、所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合、1 件当たり 300 万円以下のリース取引であれば、賃貸借処理が認められているからかもしれない⁵⁹。また、大企業がオペレーティング・リース取引を選好するのは、オンバランスによる財務比率等の悪化を避けるためであることが多くの先行研究で指摘されている⁶⁰。しかし、中小企業の所有権移転ファイナンス・リース取引の利用割合が大企業に比べて高い理由は定かではなく、今後明らかにする必要がある⁶¹。

具体的に、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理として、大企業は売買処理をより適用するのに対して、中小企業は賃貸借処理をより適用する傾向にある（「図表 6-3」（3）参照）。売買処理は大企業にとって原則的方法であるが、中小企業は売買処理と賃貸借処理を選択適用できることがその理由であると考えられる。しかし、中小企業の 31% が売買処理を適用していることに関しては、今後、その理由を明らかにする必要がある。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引およびオペレーティング・リース取引の主な利用理由は「図表 6-3」（4）（5）に示すとおりであり、大企業と中小企業に差異はない。

⁵⁹ 大企業が所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理を適用する割合は 49%（=71/149）である（「図表 6-3」（3）参照）。

⁶⁰ たとえば、草野・佐久間・角ヶ谷(2010)および Kusano et al. (2015, 2016)を参照されたい。

⁶¹ 既述のとおり、所有権移転ファイナンス・リース取引について売買処理を適用する場合には定率法が適用できるのに対して、所有権移転外ファイナンス・リース取引について売買処理を適用する場合には定額法が適用されることがその一因かもしれない。あるいは、リース契約の途中で、リース契約終了時に当該リース物件を買い取る契約を付与することがその原因かもしれない。

図表 6-3 大企業と中小企業のリース利用実態と会計処理

質問項目	大企業	中小企業
(1) リース利用状況	・ 差異はない(91% vs. 91%)	
(2) リース契約の種類	・ 所有権移転外ファイナンス・リース (73% vs. 49%) ・ オペレーティング・リース (61% vs. 42%)	・ 所有権移転ファイナンス・リース (20% vs. 27%)
(3) 所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理	・ 売買処理（原則）(55% vs. 31%) ・ 売買処理（簡便）：差異はない(13% vs. 13%) ・ 賃貸借処理：(49% vs. 58%)	
(4) 所有権移転外ファイナンス・リースの利用理由	・ 設備導入時に多額の資金が不要である	・ 設備導入時に多額の資金が不要である
(5) オペレーティング・リースの利用理由	・ 事務管理の省力化が図れる ・ 設備導入時に多額の資金が不要である	・ 事務管理の省力化が図れる ・ 設備導入時に多額の資金が不要である
(6) 設備導入に関する社内の基準や方針	・ 設備の種類で購入かリースを決定	・ 設備の種類で購入かリースを決定 ・ 会社の資金状況により購入かリースかを判断
(7) 現存設備の購入理由（リースによらなかった理由）	・ 自己資金で対応可能なため ・ リースにすると会計・税務処理が煩雑になるため	・ 自己資金で対応可能なため ・ 会計士・税理士の勧めにより
(8) リース会社の選択基準	・ 照会対応や契約事務などが迅速である ・ リース契約に関してアドバイスをしてくれる ・ 取引条件が有利である ・ 会計税務の情報サービスが充実している ・ リース資産管理サービスが充実している	・ 照会対応や契約事務などが迅速である ・ リース契約に関してアドバイスをしてくれる ・ 取引条件が有利である ・ 営業担当者に熱意があり好感がもてる ・ メーカー・ディーラーからの紹介 ・ 取引金融機関からの紹介

2 設備導入に関する基準・方針

設備導入する際に優先する社内の基準や方針に関しては、大企業と中小企業ともに設備の種類に応じて購入するかリースするかを決定すると回答した企業が約半数であり、差異はない。ただし、中小企業は大企業に比べて会社の資金状況により購入かリースかを判断する傾向が強い（「図表 6-3」（6）参照）。

より具体的に、現存設備をリースではなく購入した理由についてみると、大企業、中小企業ともに、自己資金で対応可能なためと回答した企業が一番多かった（「図表 6-3」（7）参照）。ただし、自己所有よりリースの方が事務処理が煩雑であると回答したのは、中小企業より大企業の方が多かった。その理由については、今後調査が必要である。また、中小企業では会計士や税理士のアドバイスが重要であるため、会計士・税理士はどのような場合に購入（リース）を勧めているのかについても調査が求められる。

3 リース会社の選択基準

最後に、リースを利用する際に（またはリースを利用するとした場合に）重視するリース会社の選択基準に関してであるが、大企業、中小企業ともに、照会対応や契約事務などが迅速であること、リース契約に関してアドバイスをしてくれること、取引条件が有利であることをあげている（「図表 6-3」, (8)参照）。

ただし、大企業は中小企業に比べて、リース会社からの会計・税務に関する情報サービスや資産管理サービスの提供をより求める傾向があるのに対して、中小企業は大企業に比べて、会計士・税理士、リース会社の営業担当者、メーカー・ディーラー、取引金融機関など人的ネットワークをより重視する傾向がある。

VII おわりに

以上より、大企業、中小企業ともに設備の種類に応じて購入かリースかを決定する傾向にあるが、中小企業は大企業に比べて、リースを重要な資金調達手段と捉える傾向にあることがわかった。また、大企業はリース会社に会計・税務処理や資産管理に関する情報サービスを求める傾向が強いのに対して、中小企業は会計士・税理士、リース会社の営業担当者、メーカー・ディーラー、取引金融機関など人的ネットワークをより重視する傾向があることがわかった。

大企業と中小企業が締結しているリース契約の種類は、所有権移転ファイナンス・リース取引（大企業：20%, 中小企業 27%）、所有権移転外ファイナンス・リース取引（大企業：73%, 中小企業 49%）、オペレーティング・リース取引（大企業：61%, 中小企業 42%）という違いがみられた。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、売買処理（原則）（大企業：55%, 中小企業 31%）、賃貸借処理（大企業：49%, 中小企業 58%）という違いがみられた。

このように中小企業にとってリース取引は重要な資金調達（資金運用）手段であることが明らかとされた。中小企業は所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理として賃貸借処理を選好する傾向にあるが（ただし、中小企業の 31%が売買処理を適用している事実にも注目すべきであるが）、資金調達をし、その資金をリース物件の運用に投下したという経営・財務状況を的確に把握・報告する上で⁶²、売買処理が望ましいのか、それとも賃貸借処理が望ましいのかについて、今後、理由も含めて明らかにする必要があるように思われる。

⁶² 中小企業は自らの経営状況を把握し、金融機関への資金繰り等の説明を的確に行っていく必要がある（中小企業政策審議会, 2011）。

〔巻末資料〕大企業と中小企業のリース利用実態と会計処理

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
(1) リースの利用状況				
リースを利用している				
該 当	1,367 (91%)	468 (91%)	899 (91%)	0.0249
該当なし	140 (9%)	47 (9%)	93 (9%)	(0.8746)
合 計	1,507	515	992	
(2) リース契約の種類				
1. 所有権移転外ファイナンス・リース				
該 当	707 (55%)	296 (73%)	411 (49%)	40.2714
該当なし	560 (45%)	139 (27%)	421 (51%)	(0.0000)**
合 計	1,267	435	832	
2. 所有権移転ファイナンス・リース				
該 当	310 (25%)	82 (20%)	228 (27%)	11.3079
該当なし	957 (75%)	353 (80%)	604 (73%)	(0.0008)**
合 計	1,267	435	832	
3. オペレーティング・リース				
該 当	585 (46%)	240 (61%)	345 (42%)	21.5911
該当なし	682 (54%)	195 (39%)	487 (58%)	(0.0000)**
合 計	1,267	435	832	
(3) 所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理				
1. 売買処理（原則処理）				
該 当	161 (36%)	69 (55%)	92 (31%)	10.5907
該当なし	288 (64%)	80 (45%)	208 (69%)	(0.0011)**
合 計	449	149	300	
2. 売買処理（簡便処理）				
該 当	68 (13%)	28 (13%)	40 (13%)	2.3083
該当なし	381 (87%)	121 (87%)	260 (87%)	(0.1287)
合 計	449	149	300	
3. 賃貸借処理				
該 当	244 (56%)	71 (49%)	173 (58%)	4.0250
該当なし	205 (44%)	78 (51%)	127 (42%)	(0.0448)*
合 計	449	149	300	
(4) 所有権移転外ファイナンス・リースの利用理由				
1. 事務管理の省力化が図れる				
該 当	620 (49%)	220 (48%)	400 (49%)	0.0397
該当なし	658 (51%)	237 (52%)	421 (51%)	(0.8421)
合 計	1,278	457	821	
2. コストを容易に把握できる				

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
該 当	560 (44%)	199 (44%)	361 (44%)	0.0216
該当なし	718 (56%)	258 (56%)	460 (56%)	(0.8831)
合 計	1,278	457	821	
3. 設備導入時に多額の資金が不要である				
該 当	916 (72%)	309 (68%)	607 (74%)	5.7747
該当なし	362 (28%)	148 (32%)	214 (26%)	(0.0163)*
合 計	1,278	457	821	
4. 設備の使用予定期間にあわせリース期間を設定				
該 当	291 (23%)	111(24%)	180 (22%)	0.9333
該当なし	987 (77%)	346(76%)	641 (78%)	(0.3340)
合 計	1,278	457	821	
5. 環境関連法制に適正に対応できる				
該 当	192 (15%)	70 (15%)	122 (15%)	0.0481
該当なし	1,086 (85%)	387 (85%)	699 (85%)	(0.8264)
合 計	1,278	457	821	
6. 借入購入と比較して有利である				
該 当	202 (16%)	69 (15%)	133 (16%)	0.2676
該当なし	1,076 (84%)	388 (85%)	688 (84%)	(0.6050)
合 計	1,278	457	821	
7. 資産のアウトソーシング効果が得られる				
該 当	110 (9%)	49 (11%)	61 (7%)	4.0449
該当なし	1,168 (91%)	408 (89%)	760 (93%)	(0.0443)*
合 計	1,278	457	821	
(5) オペレーティング・リースの利用理由				
1. 事務管理の省力化が図れる				
該 当	630 (55%)	246 (56%)	384 (54%)	0.6622
該当なし	523 (45%)	192 (44%)	331 (46%)	(0.4158)
合 計	1,153	438	715	
2. コストを容易に把握できる				
該 当	520 (45%)	181 (41%)	339 (47%)	4.0664
該当なし	633 (55%)	257 (59%)	376 (53%)	(0.0437)*
合 計	1,153	438	715	
3. 設備導入時に多額の資金が不要である				
該 当	713 (62%)	243 (55%)	470 (66%)	12.1038
該当なし	440 (38%)	195 (45%)	245 (34%)	(0.0005)**
合 計	1,153	438	715	
4. 設備の使用予定期間にあわせリース期間を設定				
該 当	255 (22%)	107 (24%)	148 (21%)	2.1938

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
該当なし	898 (78%)	331 (76%)	567 (79%)	(0.1386)
合 計	1,153	438	715	
5. 環境関連法制に適正に対応できる				
該 当	156 (14%)	67 (15%)	89 (12%)	1.8847
該当なし	997 (86%)	371 (85%)	626 (88%)	(0.1698)
合 計	1,153	438	715	
6. 借入購入と比較して有利である				
該 当	284 (25%)	112 (26%)	172 (24%)	0.3357
該当なし	869 (75%)	326 (74%)	543 (76%)	(0.5623)
合 計	1,153	438	715	
7. 資産のアウトソーシング効果が得られる				
該 当	139 (12%)	60 (14%)	79 (11%)	1.7986
該当なし	1,014 (88%)	378 (86%)	636 (89%)	(0.1799)
合 計	1,153	438	715	
(6) 設備導入に関する社内の基準や方針				
1. 設備の種類で購入かリースかを決定				
該 当	774 (52%)	272 (53%)	502 (51%)	0.4627
該当なし	723 (48%)	242 (47%)	481 (49%)	(0.4964)
合 計	1,497	514	983	
2. 設備投資計画の際に購入かリースかを決定				
該 当	427 (29%)	149 (29%)	278 (28%)	0.0829
該当なし	1,070 (71%)	365 (71%)	705 (72%)	(0.7734)
合 計	1,497	514	983	
3. 会社の資金状況により購入かリースかを判断				
該 当	600 (40%)	146 (28%)	454 (46%)	44.4305
該当なし	897 (60%)	368 (72%)	529 (54%)	(0.0000)**
合 計	1,497	514	983	
4. 設備金額が社内設定価格を超える際はリース利用				
該 当	109 (7%)	39 (8%)	70 (7%)	0.1088
該当なし	1,388 (93%)	475 (92%)	913 (93%)	(0.7415)
合 計	1,497	514	983	
5. 重要性のない設備はリースを利用する				
該 当	56 (4%)	30 (6%)	26 (3%)	9.5479
該当なし	1,441 (96%)	484 (94%)	957 (97%)	(0.0020)**
合 計	1,497	514	983	
6. 原則としてリースを利用する方針である				
該 当	71 (5%)	22 (4%)	49 (5%)	0.3709
該当なし	1,426 (95%)	492 (96%)	934 (95%)	(0.5425)

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
合 計	1,497	514	983	
7. 原則として購入する方針である				
該 当	234 (16%)	94 (18%)	140 (14%)	4.1892
該当なし	1,263 (84%)	420 (82%)	843 (86%)	(0.0407)*
合 計	1,497	514	983	
8. 使用予定期間が短い設備はリースを利用				
該 当	84 (6%)	35 (7%)	49 (5%)	2.1215
該当なし	1,413 (94%)	479 (93%)	934 (95%)	(0.1452)
合 計	1,497	514	983	
9. 中古マーケットが無い設備（売却できない）はリースを利用				
該 当	13 (1%)	0 (0%)	13 (1%)	6.8571
該当なし	1,484 (99%)	514 (100%)	970 (99%)	(0.0088)**
合 計	1,497	514	983	
(7) 現在使用中の設備を、リースではなく、購入した理由				
1. 長期間使用するため				
該 当	631 (44%)	226 (46%)	405 (43%)	0.9020
該当なし	805 (56%)	269 (54%)	536 (57%)	(0.3422)
合 計	1,436	495	941	
2. 自己資金で対応可能のため				
該 当	893 (62%)	301 (61%)	592 (63%)	0.6105
該当なし	543 (38%)	194 (39%)	349 (37%)	(0.4346)
合 計	1,436	495	941	
3. 基幹設備は自己所有とするため				
該 当	239 (17%)	99 (20%)	140 (15%)	6.1344
該当なし	1,197 (83%)	396 (80%)	801 (85%)	(0.0133)*
合 計	1,436	495	941	
4. 借入購入とリースとを比較検討した結果				
該 当	325 (23%)	104 (21%)	221 (24%)	1.1353
該当なし	1,111 (77%)	391 (79%)	720 (76%)	(0.2867)
合 計	1,436	495	941	
5. 特別償却制度が利用可能のため				
該 当	195 (14%)	15 (3%)	180 (19%)	71.6312
該当なし	1,241 (86%)	480 (97%)	761 (81%)	(0.0000)**
合 計	1,436	495	941	
6. リース期間中は原則解約できないため				
該 当	113 (8%)	50 (10%)	63 (7%)	5.1904
該当なし	1,323 (92%)	445 (90%)	878 (93%)	(0.0227)*
合 計	1,436	495	941	

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
7. リースでは設備の改造に支障があるため				
該 当	93 (6%)	48 (10%)	45 (5%)	12.9362
該当なし	1,343 (94%)	447 (90%)	896 (95%)	(0.0003)**
合 計	1,436	495	941	
8. 再リースは手間で繰り返すと購入よりも割高				
該 当	283 (20%)	94 (19%)	189 (20%)	0.2458
該当なし	1,153 (80%)	401 (81%)	752 (80%)	(0.6200)
合 計	1,436	495	941	
9. リースにすると会計・税務処理が煩雑になる				
該 当	89 (6%)	62 (13%)	27 (3%)	52.0215
該当なし	1,347 (94%)	433 (87%)	914 (97%)	(0.0000)**
合 計	1,436	495	941	
10. 購入とリース資産とが混在すると管理事務が煩雑				
該 当	63 (4%)	37 (7%)	26 (3%)	17.1672
該当なし	1,373 (96%)	458 (93%)	915 (97%)	(0.0000)**
合 計	1,436	495	941	
11. 定率法により資産の減価償却を行いたいため				
該 当	107 (7%)	28 (6%)	79 (8%)	3.5282
該当なし	1,329 (93%)	467 (94%)	862 (92%)	(0.0603)
合 計	1,436	495	941	
12. 全ての資産の減価償却を同じ方法で行いたい				
該 当	26 (2%)	11 (2%)	15 (2%)	0.7200
該当なし	1,410 (98%)	484 (98%)	926 (98%)	(0.3962)
合 計	1,436	495	941	
13. 会計士・税理士の勧めにより				
該 当	29 (2%)	5 (1%)	24 (3%)	3.8897
該当なし	1,407 (98%)	490 (99%)	917 (97%)	(0.0486)*
合 計	1,436	495	941	
(8) リース会社の選択基準（上位3つ程度）				
1. 照会対応や契約事務などが迅速である				
該 当	723 (49%)	251 (49%)	472 (49%)	0.0055
該当なし	750 (51%)	259 (51%)	491 (51%)	(0.9411)
合 計	1,473	510	963	
2. 営業担当者に熱意があり好感がもてる				
該 当	356 (24%)	93 (18%)	263 (27%)	14.9833
該当なし	1,117 (76%)	417 (82%)	700 (73%)	(0.0001)**
合 計	1,473	510	963	
3. リース契約に関してアドバイスをしてくれる				

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
該 当	632 (43%)	203 (40%)	429 (45%)	3.0637
該当なし	841 (57%)	307 (60%)	534 (55%)	(0.0801)
合 計	1,473	510	963	
4. 会計税務の情報サービスが充実している				
該 当	124 (8%)	63 (12%)	61 (6%)	15.6658
該当なし	1,349 (92%)	447 (88%)	902 (94%)	(0.0001)**
合 計	1,473	510	963	
5. リース資産管理サービスが充実している				
該 当	202 (14%)	99 (19%)	103 (11%)	21.4062
該当なし	1,271 (86%)	411 (81%)	860 (89%)	(0.0000)**
合 計	1,473	510	963	
6. 取引条件が有利である				
該 当	707 (48%)	278 (55%)	429 (45%)	13.2557
該当なし	766 (52%)	232 (45%)	534 (55%)	(0.0003)**
合 計	1,473	510	963	
7. メーカー・ディーラーからの紹介				
該 当	283 (19%)	67 (13%)	216 (22%)	18.5501
該当なし	1,190 (81%)	443 (87%)	747 (78%)	(0.0000)**
合 計	1,473	510	963	
8. 取引金融機関からの紹介				
該 当	331 (22%)	79 (15%)	252 (26%)	21.8216
該当なし	1,142 (78%)	431 (85%)	711 (74%)	(0.0000)**
合 計	1,473	510	963	
9. 会社のイメージ				
該 当	87 (6%)	19 (4%)	68 (7%)	6.6759
該当なし	1,386 (94%)	491 (96%)	895 (93%)	(0.0098)**
合 計	1,473	510	963	
10. 自社と資本のつながりがある				
該 当	95 (6%)	65 (13%)	30 (3%)	51.2465
該当なし	1,378 (94%)	445 (87%)	933 (97%)	(0.0000)**
合 計	1,473	510	963	
11. 環境配慮型の商品を提供している				
該 当	12 (1%)	2 (1%)	10 (1%)	1.7234
該当なし	1,461 (99%)	508 (99%)	953 (99%)	(0.1893)
合 計	1,473	510	963	
12. 海外に拠点を持っている				
該 当	11 (1%)	10 (2%)	1 (1%)	15.5116
該当なし	1,462 (99%)	500 (98%)	962 (99%)	(0.0001)**

回 答	合 計	大企業	中小企業	χ^2 (Sig.)
合 計	1,473	510	963	
13. リース以外のサービスが期待できる				
該 当	117 (8%)	47 (9%)	70 (7%)	1.7281
該当なし	1,356 (92%)	463 (91%)	893 (93%)	(0.1887)
合 計	1,473	510	963	

***は 1%水準、**は 3%水準、*は 5%水準で統計的に有意。

【参考文献】

- 上西左大信(2012)「第 11 章 税理士の果たすべき役割」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 河崎照行(2012)「第 1 章 日本の中小企業の会計の変遷—中小会計要領の公表に至る経緯—」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 河崎照行(2015)「第 1 章 中小企業会計と概念フレームワーク」河崎照行編著『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析—』中央経済社。
- 企業会計基準委員会(2010)「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」。
- 草野真樹・佐久間義浩・角ヶ谷典幸(2010)「リース会計の方向性と 3 つのオンバランス効果」Working Paper No. J-82 (京都大学大学院経済学研究科)。
- 小賀坂敦(2012)「第 7 章 中小企業の会計基本要領 (各論)」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 坂本孝司(2016)「Q&A リースの会計税務」『リース』2016 年 1 月号, 10-11 頁。
- 佐藤信彦(2012)「中小企業会計基本要領と中小指針との異同点とその関係」『税研』第 28 巻第 1 号(2012 年 5 月号), 33-38 頁。
- 佐藤信彦・角ヶ谷典幸 (編著) (2009)『リース会計基準の論理』税務経理協会。
- 品川芳宣(2012)「第 5 章 税法からみた中小企業の会計」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社, 52-66 頁。
- 新日本有限責任監査法人(2009)「平成 20 年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果 (報告書)」。
- 中小企業政策審議会企業力強化部会(2011)「中間取りまとめ グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方」。
- 中小企業庁(2002)「中小企業の会計に関する研究会報告書」。
- 中小企業庁(2010)「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」。
- 角ヶ谷典幸(2015)「リース」佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著『スタンダードテキスト財務会計論 応用論点編』(第 9 版)中央経済社, 89-113 頁。
- 日本公認会計士協会(2003)会計制度委員会研究報告第 8 号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」。
- 日本税理士会連合会(2002)「中小会社会計基準」。
- 万代勝信(2012)「中小会計要領の制定の経緯と概要」『税研』第 28 巻第 1 号(2012 年 5 月号), 26-32 頁。

弥永真生(2012)「第4章 会社法からみた中小企業の会計」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。

リース事業協会(2015)「リース需要動向調査報告書」。

Kusano, M., Sakuma, Y., and Tsunogaya, N. (2015). “Economic Impact of Capitalization of Operating Leases: Evidence from Japan”, *Corporate Ownership and Control*, Vol. 12 No.4, pp. 838-850.

Kusano, M., Sakuma, Y., and Tsunogaya, N. (2016). “Economic Consequences of Changes in the Lease Accounting Standard: Evidence from Japan”, *Journal of Contemporary Accounting and Economics*, Vol. 12 No.1, pp. 73-88.

角ヶ谷典幸（名古屋大学）

坂本孝司（税理士法人坂本&パートナー）

上野隆也（上野隆也税理士事務所）

第7章 リース会計基準の変更がリース取引に与える影響

I はじめに

本章の狙いは、2007年3月に公表された「リース取引に関する会計基準」が企業のリース活用に与える影響を検証することにある。同基準では、所有権移転外ファイナンス・リースの例外的処理が廃止され、貸借対照表上での認識を行うことが全ての上場企業に求められることとなった。こうした研究を行う意義は以下の3点にある。

第1に、リース会計基準の国際的潮流に照らして、日本がどのように対峙すべきかについての実証的な証拠を蓄積する必要性が高まっている点である。2016年1月には国際会計基準審議会(IASB)がIFRS 16号「リース」を、同年2月には米国財務会計基準審議会(FASB)がTopic 842「リース」を公表した。注目すべきは、両者の基準間に差異が生じ始めている点である。アメリカでは1949年10月にARB No.38で長期リースにかかわる開示について公表されて以降、1964年9月にAPBO No.5、1976年11月にFAS No.13が公表されるなど、世界におけるリース会計基準の設定を牽引してきたが、1990年代後半よりリース会計基準の国際的統合化・収斂化のための取り組みがスタートしている。1996年にはG4+1(米国、英国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定機関および国際会計基準委員会)で認識されていないリース資産、負債をオンバランス化に向けた会計基準設定のためのプロジェクトがスタートし、1999年には報告書を公表している。その後、IASBが2003年にIAS No.17の改訂を公表し、2006年にはFASBとIASBがMoUに基づき共同プロジェクトをスタートさせている。とはいえ、その道程は必ずしも平坦なものではなかった。3年間の討議に基づき、2009年3月には討議資料「リース：予備的見解」、2010年8月には公開草案「リース」を公表したものの、十分に関係者の納得を得ることができず、2013年5月に再公開草案「リース」を公表することになった。ただし再公開草案でもなおIASBとFASBで合意にいたることができず、2014年3月には、IASBとFASBが異なる会計基準を採用することを暫定的に決定し、2016年1月にIASBが、同年2月にFASBが新基準を公表した。日本では現在、上場企業は日本基準、米国基準、IFRS、J-MISの4つの会計基準を選択することができるが、会計基準が国際的に統合化・収斂化(convergence)していくフェーズから分岐(divergence)のフェーズへとシフトする中で、どのようなリース会計基準選択がコスト・ベネフィットの観点から有効かを検討するための実証的な証拠の蓄積が求められているのである。

第2に、リースが国家経済や企業の成長に与える影響についての関心が高まるなかで、それらの活用を促す制度環境の整備が求められ始めている点である。2013年度には日本の成長戦略の一環として、リースを活用した先端設備等導入促進補償制度が導入されている。この制度は、グローバル競争に打ち勝つために先端医療機器や3Dプリンターなど最先端設備への大胆な設備投資を促すツールとしてリースを活用する狙いがある。リースそのものは財務的に脆弱な企業による設備投資を促進させるメザニン金融機能が主たる機能として見られることが多いが、一方で設備投資に伴い発生する、税制や環境規制など様々な届け出や手続きを回避し、重要な業務や活動にフォーカスすることを促す設備投資のアウト

ソーシング機能、早期償却などの柔軟な選択を促すことにより不要なリスクを負担することを回避させるリスク軽減機能など多様な機能が存在しうる。しかしながら、リース会計基準の改訂にあたっては、こうした機能がもたらすベネフィットについて十分に検討されないまま、リース会計基準の変更について議論されているケースも少なくない。場合によっては、リース会計基準の変更が上記のような機能がもたらすベネフィットを縮小させてしまうケースも想定しうる。よってリース会計基準の変更がこれらの機能に与える影響についての実証的な証拠の蓄積が求められるのである。

第3に、どのような企業がリース取引を多く活用し、そうした企業がリース資産および負債の認識を求める会計基準の変更により影響を受けるのか否かについての研究の蓄積が少ない点である。先行研究では、リース取引を多く活用する企業として、支払能力や流動性の低い企業（Eiskeldt and Rampini[2008], Sharpe and Nguyen[1995], Slotty[2009], 小規模な企業（Graham et al.[1998], Mehram et al.[1999], Lasfer and Levis[1998], Deloof and Verschueren[1999]）、あるいは企業特殊な投資が少ない企業（Adams and Hardwick[1998], Graham et al.[1998], Sharpe and Nguyen[1995], Klein et al.[1976]）が示されている。また、小規模な企業はオペレーティング・リースを活用することが示されている（Sharpe and Nguyen [1995], Graham et al.[1998]）。しかしながら、山本[2010], Arata[2010], Kusano et al.[2016]を除き、リース取引の活用および会計処理にかかるインセンティブや制度に関する実証的な証拠は蓄積されていない。そこで本章では、どのような企業がリース取引を活用し、それらの企業がリース資産および負債を認識することを求める会計基準の変更に影響を受けるのか否かについて検証する。

リース会計基準の変更に伴う経済的影響を解明する研究の多くは、貸借対照表で認識されていないリース資産、負債をオンバランス化することにより、投資家などの証券市場のプレイヤーにとっての意思決定有用性が向上するかどうかを検討しているケースが多い。一方で、特に日本企業においてはリース会計基準が企業の投資活動などリスクテイク活動に影響を与える可能性がある。本章では、リース会計基準の変更が企業の投資行動に与える影響を明らかにするために、企業のリスク環境とリース取引の関係に着目し分析を行う。第2節では先行研究、第3節では仮説構築と検証デザイン、第4節では検証結果、第5節では結論を説明する。

II 先行研究

1 リース会計基準の変更による経済的影響

歴史的にみて、リース会計基準では、購入した固定資産とリース資産を区別するために、リース資産および負債を貸借対照表で認識することを要求してきた。まず、ファイナンス・リースのように所有権が移転するリース、あるいはフルペイアウトのリースを貸借対照表で認識するとともに、ファイナンス・リース以外のリースについては注記で開示することが求められた（FAS No.13（現在の Topic840。以下同じ）、IAS No.17、日本基準）。その後、オペレーティング・リースを含めたすべてのリース取引について貸借対照表で認識することが求められた。オフバランスであったものを認識するリース会計基準の変更による経済的影響については、大きく2つのパースペクティブで研究が進められている（Barone et

al.[2014], Spancer and Webb[2015])。

第1にリース会計基準の変更により、企業行動に与える影響を検証するという視点である。たとえば、Abdel-Khalik[1981]は、米国でリース資産、負債の認識要件を厳格化したFAS No.13の公表を契機に、資産・負債計上回避のためにリースに関する新契約の組成や既存契約の改訂が行われているかを検証しており、資産購入や資本構造の変化が起こっていることを示している。同様にImhoff and Thomas[1988]では、FAS No.13にフォーカスをあて、米国企業でキャピタル・リースからオペレーティング・リースへの代替が進展していることを明らかにしている。Godfrey and Warren[2005]ではファイナンス・リースの認識を求めて公表されたAAS(Australian Accounting Standards) No.17「リース会計」を契機にオーストラリア企業でファイナンス・リースへの依存度の低下、ファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトのための契約変更が起こっているかを検討している。分析の結果、ファイナンス・リースに頼らず、その他の資金調達への依存度が高まっている一方で、契約変更についての証拠を得ることはできていない。またThornton[1992]ではカナダでリースの資産計上を求める会計基準が導入されたタイミングにフォーカスをあてている。同基準ではリース資産計上にあたって、遡及計上するか、将来に関わるリースのみ計上するかを選択を認めているが、GAAPベースの財務制限条項を保有しているリース契約者は将来に関わるリースのみを計上する選択をしている傾向があることをThornton[1992]は示している。El-Gazzar and Jaggi[1997]ではFAS No.13の適用のタイミングにフォーカスをあて、財務制限条項への抵触の可能性が高い企業が早期適用を選択しない傾向があることを示している。

一方で、日本では、山本[2010]が、所有権移転外ファイナンス・リースを例外的措置としてオフバランス化することが認められなくなった2008年4月事業開始年度を契機に、製造業のうち社債依存度の高い企業でファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが起こっていることを明らかにしている(e.g. Arata[2010])。Kusano et al. [2016]では、負債契約上でのインセンティブを保有する企業が所有権移転外リースの例外的措置を積極的に活用する傾向がある点、さらにそうした例外的措置を活用している企業で上記の基準変更に伴うファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが進展していることを明らかにしている。

第2に、リース会計基準の変更が情報利用者の意思決定に与える影響を検証したものである。リース会計基準の過去の変更を振り返ってみると、貸借対照表で認識されていないリース資産、負債をいかにオンバランス化させるかという歴史であると考えられることもできる。このため、研究者の多くは注記情報などで開示されているリースが市場でどのように評価されているかを検討することで、仮に注記で開示されているリース資産・負債を貸借対照表上に認識する会計基準を導入とした場合、どのような経済効果が期待できるかなどを検討するという間接的なアプローチをとる。市場リスク(市場ベータや株式リターンの標準偏差、異常リターン、インプライド資本コストなどで測定)とオフバランス化されているリース債務との関係については、Ro[1978], Bowman[1980], Finnerty et al.[1980], Murray[1982], El-Gazzar[1993], Ely[1995], Lindsey[2006], Imhoff et al.[1993], Imhoff et al.[1995], Whisenant[1998], Cheng and Hsieh[2000]などで検証しており、そのほとんどがリース債務がオフバランス化されている場合も、株式市場は当該リース債務をリスク要

素として認識していることを確認している。こうした効果は日本も大きくは変わらないことが、Sakai[2010]、Arata[2010]などで示されている。さらに債券格付けや負債の新規発行金利の評価にオフバランスのオペレーティング・リースが織り込まれていることについては、Lim et al.[2003]、Cotton et al.[2013]、Sengupta and Wang[2013]、Andrade et al.[2011]、Altamuro et al.[2014]、Kraft[2015]などが明らかにしており、株式市場のみではなく債券市場においてもオフバランス化されているリース債務の評価が織り込まれている点が示されている。

一方で、Lindsey[2006]、Dhaliwal et al.[2011]、Boastman and Dong[2011]、Bratten et al.[2013]では、貸借対照表上で認識されるキャピタル・リースと注記開示されるオペレーティング・リースでは市場リスクへの織り込みの程度が異なることを示している点には留意が必要である。

こうしてみると、仮に注記開示されているリース債務はその影響が大きい場合にはすでに株式市場や債券市場での評価の中に織り込まれており、リース債務を認識する会計基準が公表された場合でも、大きく情報有用性を高めるとは限らないことが確認できる。一方で、オンバランス化される場合とされない場合ではリース債務への評価が異なっている可能性はあり、それらはキャピタル・リースとオペレーティング・リースの特徴の差異によるか、あるいはオンバランス化されることにより情報の信頼度が異なってくるからなのか、あるいはオンバランス化されることで契約環境や制度環境上での評価が異なってくるからのかなどについてはこれまで解明されておらず、研究上での課題となっていることが確認できる。

2 リース活用の決定因子

ここで留意しなければならないのが、リース会計基準の変更の影響を見る際に、企業によって影響が異なる可能性がある点である。リース活用が当該企業にとってどれほど重要であるのかなどを勘案することなく、その実態を明らかにすることは難しいと考えられる。

リースを活用するかどうかを検討するにあたって、しばしば勘案されるのが、メザニン金融機能としての役割である。とりわけ企業の資金調達条件が厳しくなると、使途が限定されるリース債務が優先され、その活用度合いが大きくなることも想定しうる。かねてよりリース債務が企業の資金調達能力を拡大させるのか（補完財）、それとも他の資金調達の代替にすぎないのか（代替財）といった点については、「リースの謎」（Ang and Peterson[1984]）と呼ばれ、今も未解決の課題の一つとしてとらえられている⁶³。いずれにせよ企業の資金調達動機あるいは資金調達余力とリース活用が関係していることを示唆している。たとえば、資金制約の大きな企業において、オフバランス・リースを活用する傾向がある（Eisfeldt and Rampini[2008]、Sharpe and Nguyen[1995]、Slotty[2009]）のに対して、倒産の可能性が高い企業は、ファイナンス・リースを活用（Krishnan and Moyer [1994]）する傾向があることも明らかにされている。

⁶³ Marston and Harris[1988]、Mukherjee[1991]、Bayliss and Diltz[1986]、Beattie et al. [2000]、Yan[2006]、Deloof et al.[2007]ではリースが負債金融の代替財としての役割を果たしている実証的な証拠を提示しているのに対して、Bowen[1980]、Ang and Peterson[1984]、Branson[1995]、Finucane[1988]、Kang and Long[2001]、Mehran et al.[1999]、Lewis and Schallheim[1992]、Eisfeldt and Mampini[2007]、Lasfer and Levis[1998]、Tsay[2003]などでは補完財としての実証的証拠を提示している。

企業規模もリース活用に影響を与えることが明らかにされている。たとえば、小規模企業は、大企業に比べて、情報の非対称性を前提とした資金調達コストの負担が大きくなりがちであることから、それらを回避するために、使途が限定されるリース金融をより積極的に活用する傾向がある（Graham et al.[1998]）。一方で、大規模企業は多角化などしており、内部で資産を有効活用できるため、リースへの依存度が低下する傾向がある（Mehran et al.[1999]、Lasfer and Levis[1998]、Deloof and Verschuere[1999]、Sharpe and Nguyen[1995]）。また企業が活用する資産の属性に応じて、リースの活用度が異なってくることも知られている。たとえば、店舗などの建物・土地や飛行機・船舶・車両など企業特殊性の低い固定資産のプレゼンスが事業上で大きくなる小売りや運輸、サービスなどにおいては、リースが積極的に活用される傾向があることも明らかになっている（Finucane[1988]、Adams and Hardwick[1998]、Graham et al.[1998]、Sharpe and Nguyen[1995]、Klein et al.[1976]）。一方で、製造業などでは、設備資産などが収益力の源泉となっており、その資産特殊性も高いことが多いが、こうした業界については、むしろリースを積極的に活用しない傾向がある。また実効税率などが高い場合、早期償却などを柔軟に実現しやすいリースが積極的に活用される傾向があることも知られている（El-Gazzar et al.[1986]、Sharpe and Nguyen[1995]）。また会計情報の質が低い企業は相対的にリースを利用する傾向があることも明らかにされている（Beatty et al.[2009]）。

一方で、オペレーティング・リースとファイナンス・リースでは、貸借対照表上での認識面での取り扱いの違いから、異なるインセンティブを持つという指摘もある。たとえば、オペレーティング・リースであればこれまで資産・負債計上する必要がなかったことから、負債契約などでより有利な評価を得たいと考えている資金制約の大きな小規模企業がより積極的に利用する傾向があるが（Sharpe and Nguyen[1995]、Graham et al.[1998]）、一方でファイナンス・リースは他の負債と同様に取り扱われるため、資金制約の大きな小規模企業よりは、むしろ事務処理コストなどを節約したい大規模企業が利用する傾向があることが知られている（Lasfer and Levis[1998]、Deloof and Verschuere[1999]）。また経営者報酬にはオフバランスであるオペレーティング・リースは組み込まれていない傾向があることも明らかにされている（Duck et al.[2002]、Luckert-Rovers[2007]）。

以上の点をふまえ、本研究では、リース資産・債務のオンバランス化を行うリース会計基準の変更がリース活用に影響を与えるか否か、与えるとしたらどのような企業に大きな影響を与えるのかについて検討していく。

III 仮説構築とリサーチデザイン

1 仮説構築

本研究は、2007年3月に公表された「リース取引に関する会計基準」が、企業によるリース活用に与える影響について検討することを狙いとしている。同基準では、これまで例外的措置としてオフバランス化が認められていた所有権移転外ファイナンス・リースについて売買処理を適用することを強制し、貸借対照表上で認識することを求めている。

たとえば、米国では、FAS No.13でキャピタル・リースに対して売買処理を適用し、貸借対照表上で認識することを求めるようになったことを契機に、オンバランス化が強制さ

れるキャピタル・リースからオペレーティング・リースへの契約改定が進展していることを明らかにする研究が蓄積されている（Abdel-Khalik[1981], Imhoff and Thomas[1988], Godfrey and Warren[2005], Thornton[1992], El-Gazzar and Jaggi[1997]）。また日本でも同様の検証結果が示されている（山本[2010], Arata[2012], Kusano et al.[2016]）。これらの研究の多くは、企業によるオフバランス・ニーズがあり、新規契約ないしは改訂にあたって、オフバランスが認められているオペレーティング・リースを選好する傾向があることを前提としている。しかし、日本で実施されている先行研究をみると、分析期間を基準変更時の2007年3月期から2008年3月期にかけての変化にフォーカスをあてている。当該期間にはリーマンショックなどで経済が不安定な時期にあり、またその他のリース活用の決定因子が十分にコントロールできているかどうかは定かではないなど、基準変更そのものがリースの選択に与える影響をどこまで独立して抽出できているかについてはなお補完の余地がある。そこで、本研究ではまず、下記の仮説を検討することにする。

仮説1：他の条件を同一とすれば、企業会計基準13号適用を契機に、ファイナンス・リースの活用が減少し、オペレーティング・リースの活用が増大する。

先行研究では、財務制限条項などで負債比率などを活用している場合、企業はよりオフバランス化することが重要であることから、よりファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの移行が起こっていることを示している。これは、融資契約や経営者報酬契約などにおいて貸借対照表で認識されていないオペレーティング・リースが必ずしも負債として組み込まれていないことと無縁ではない。実際に、筆者らが日本の複数の金融機関に実施した融資担当者に対するインタビュー調査で、貸借対照表に計上されていないリース債務については、そのプレゼンスが大きな一部の業界を除けば、必ずしも融資評価にあたって反映しないことを担当者は指摘している。このように考えると、将来の不確実性に備えて、資金調達の余地を残しておきたい予備的動機が大きな企業は、会計基準の変更を契機に、貸借対照表で認識され、融資評価の対象となるファイナンス・リースからオフバランス化が認められるオペレーティング・リースへの変更を行うインセンティブが大きくなると想定できる。

たとえば成長機会が大きいものの、それに対して十分な資金の確保ができていない傾向がある企業（たとえば、創業からの経過期間、上場からの経過期間が短い企業）では、より会計基準変更を契機にファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが大きくなることが想定できる。

また運輸や小売り、サービスなどの業界に属する企業は資産特殊性の低い固定資産を活用することが可能であり、追加的な投資能力を確保するため、より会計基準変更を契機にファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが大きくなることが想定できる。

さらに営業レバレッジの高い企業は、景気変動などを契機により資金制約が強くなる可能性が高いことから、より会計基準変更を契機にファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが大きくなることが想定できる。

仮説 2-1：他の条件を同一とすれば、創業（上場）からの経過期間が短い企業ほど、企業会計基準 13 号適用を契機に、ファイナンス・リースの活用が減少し、オペレーティング・リースの活用が増大する。

仮説 2-2：他の条件を同一とすれば、資産特殊性の低い業界に属する企業ほど、企業会計基準 13 号適用を契機に、ファイナンス・リースの活用が減少し、オペレーティング・リースの活用が増大する。

仮説 2-3：他の条件を同一とすれば、営業レバレッジの高い企業ほど、企業会計基準 13 号適用を契機に、ファイナンス・リースの活用が減少し、オペレーティング・リースの活用が増大する。

2 モデル

仮説 1 および仮説 2 を検証するため、先行研究をふまえ、企業の成長機会に影響を与える変数を組み込んだ以下の 2 つのモデルを設定する。企業の成長機会に着目するのは、成長機会のある企業が、資産および負債を貸借対照表で認識することによるビジネスリスクを避けるために、よりリース取引を活用する可能性があるためである。

モデル 1

Lease Investment

$$\begin{aligned} &= \alpha + \beta_1 \Delta GDP + \beta_2 \Delta \text{Industry Sales} + \beta_3 \text{Scale} + \beta_4 \text{ROA} + \beta_5 \text{SimpleQ} \\ &+ \beta_6 \text{Cash} + \beta_7 \text{Leverage} + \beta_8 \text{Tangibles} + \beta_9 \text{Institution} + \beta_{10} \text{Foreign} \\ &+ \beta_{11} \text{Standards} + \varepsilon \end{aligned}$$

モデル 2

Lease Investment

$$\begin{aligned} &= \alpha + \beta_1 \Delta GDP + \beta_2 \Delta \text{Industry Sales} + \beta_3 \text{Scale} + \beta_4 \text{ROA} + \beta_5 \text{SimpleQ} \\ &+ \beta_6 \text{Cash} + \beta_7 \text{Leverage} + \beta_8 \text{Tangibles} + \beta_9 \text{Institution} + \beta_{10} \text{Foreign} \\ &+ \beta_{11} \text{Standards} + \beta_{12} \text{Attribute} + \beta_{13} \text{Standards} \times \text{Attribute} + \varepsilon \end{aligned}$$

被説明変数はリース投資を表す 4 つの変数（*SFL*、*SOL*、*FFL*、および *FOL*）を用いる。*SFL* はファイナンス・リース残高であり、貸借対照表上のリース資産と注記に記載されるファイナンス・リース未経過リース料の合計である。*SOL* はオペレーティング・リース残高であり、注記に記載されるオペレーティング・リース未経過リース料である。*FFL* はファイナンス・リース取引の変化額、*FOL* はオペレーティング・リース取引の変化額である。

説明変数として、*Standards*、*Attribute*、およびそれらの交差項を用いる。*Standards* は企業会計基準 13 号「リース取引に関する会計基準」が本適用となる事業年度（12 ヶ月決算企業であれば 2009 年 3 月期以降）であれば 1 となるダミー変数である。新基準適用後にファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが行われるとすると、*Standards* の係数は、被説明変数を *SFL* または *FFL* としたモデルでは有意に負、被説明変数を *SOL* または *FOL* としたモデルでは有意に正となることが予想される。

モデル 2 で用いる *Attribute* は 4 つの変数から構成される。*Youngest* および *Newest* は、そ

れぞれ設立および上場からの経過月数を基準としてサンプルを5つのグループに分け、最もその月数が少ない企業群である場合に1をとるダミー変数である。成長機会の大きな企業は、新基準適用後にファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトを行うとする仮説 2-1 に従えば、Standards との交差項の係数は、被説明変数を SFL または FFL としたモデルでは有意に負、被説明変数を SOL または FOL としたモデルでは有意に正となることが予想される。

Nspecific は、資産特殊性の低い資産を活用することが可能な業種であれば1となるダミー変数である。ここでは日経業種コードに基づき、海運、空運、小売、および鉄道業界に着目する。海運は用船やコンテナ、空運は航空機、小売は店舗、鉄道は車両など、事業にとって必要であるが企業特殊性は低くともよい資産を多く活用する可能性がある。資産特殊性の低い資産を活用する企業は、新基準適用後にファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトを行うとする仮説 2-2 に従えば、Standards との交差項の係数は、被説明変数を SFL または FFL としたモデルでは交差項の係数が有意に負、被説明変数を SOL または FOL としたモデルでは交差項の係数が有意に正となることが予想される。

DOL は、売上高の変化率に対する営業利益の変化率で表した営業レバレッジが特に高いことを表すダミー変数である。仮説 2-3 に従えば、Standards との交差項の係数は、被説明変数を SFL または FFL としたモデルでは有意に負、被説明変数を SOL または FOL としたモデルでは有意に正となることが予想される。

この他、コントロール変数として企業の投資行動に影響を与えうる変数を設定する。「図表 7-1」に変数の定義を示している。

3 データ

本研究は所有権移転外ファイナンス・リース取引が原則としてオンバランスすることとされた企業会計基準 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用による影響を分析する。当該会計基準は、2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から早期適用可、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から本適用であった。会計基準の適用初年度においては、過年度に取引を開始し賃貸借処理している所有権移転外ファイナンス・リース取引について、継続して賃貸借処理する方法と、売買処理に変更する方法のいずれも認められている（「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 77 項～第 79 項）。このうち売買処理に変更した場合には、被説明変数である FFL の算出において、過去のリース投資が新規投資額として含まれる可能性がある。そのため、本研究では会計基準適用前後の期間を含む 2000 年 3 月期から 2015 年 6 月期までのうち、 $t+1$ 期が適用初年度となる可能性のある 2007 年 3 月期から 2009 年 2 月期を除く期間を分析対象期間とする。

サンプルは、日本経済新聞社が提供する NEEDS-FinancialQUEST および NEEDS-Cges を利用し、一般事業会社のうち決算月数が 12 ヶ月であり、かつ分析対象期間における必要なデータが全て入手可能な 34,348 企業・年である。なお、異常値処理として各連続変数につき 99.5 パーセンタイル値または 0.5 パーセンタイル値に置換した。

図表 7-1 変数の定義

変数	定義
<i>SFL</i>	$(\text{未経過リース料}_{t+1} \text{ 期末残高相当額} + \text{}_{t+1} \text{ 期末リース資産}) \div \text{}_{t} \text{ 期末有形固定資産}$
<i>SOL</i>	$\text{}_{t+1} \text{ 期末オペレーティング・リース未経過リース料} \div \text{}_{t} \text{ 期末有形固定資産}$
<i>FFL</i>	$(\text{}_{t+1} \text{ 期末リース債務} - \text{}_{t} \text{ 期末リース債務} + \text{リース債務の返済}) \div \text{}_{t} \text{ 期末固定資産} + (\text{}_{t+1} \text{ 期末ファイナンス・リース残高相当額} - \text{}_{t} \text{ 期末ファイナンス・リース残高相当額} + \text{}_{t} \text{ 期減価償却費相当額} + \text{}_{t} \text{ 期減損損失} - \text{リース資産減損勘定の取崩額}) \div \text{}_{t} \text{ 期末固定資産}$ 。マイナスの値をとる場合はゼロとしている。
<i>FOL</i>	$(\text{}_{t+1} \text{ 期末 OL 未経過リース料} - \text{}_{t} \text{ 期末 OL 未経過リース料} + \text{}_{t} \text{ 期末 OL 1 年内未経過リース料}) \div \text{}_{t} \text{ 期末固定資産}$ 。マイナスの値をとる場合はゼロとしている。
<i>ΔGDP</i>	t 期における名目 GDP 成長率 (内閣府 統計情報 国民経済計算ページを参照)
<i>ΔIndustry Sales</i>	t 期における業界売上高成長率。日経 NEEDS-Financial QUEST より証券取引所の業種コードの集計値を用いて推計。
<i>Scale</i>	t 期末における総資産の対数値
<i>ROA</i>	t 期営業利益 $\div$ (t 期末総資産 $-$ 現金・預金 $-$ 有価証券)
<i>SimpleQ</i>	$(t \text{ 期末株式時価総額} + \text{負債}) \div \text{}_{t} \text{ 期末総資産}$
<i>Cash</i>	$(t \text{ 期末現金} \cdot \text{預金} + \text{有価証券}) \div \text{}_{t} \text{ 期末総資産}$
<i>Leverage</i>	$t \text{ 期末負債} \div \text{}_{t} \text{ 期末総資産}$
<i>Tangibles</i>	$t \text{ 期末有形固定資産} \div \text{}_{t} \text{ 期末総資産}$
<i>Institution</i>	$t \text{ 期末金融機関株式所有比率}$
<i>Foreign</i>	$t \text{ 期末外国人株式所有比率}$
<i>Standards</i>	2009 年 3 月期 (リース新基準が本適用となる最初の期) 以降であれば 1, それ以外は 0 となるダミー変数
<i>Youngest</i>	設立から t 期末までの経過月数がサンプルの第 1 五分位に入る場合に 1 となるダミー変数
<i>Newest</i>	上場から t 期末までの経過月数がサンプルの第 1 五分位に入る場合に 1 となるダミー変数
<i>Nspecific</i>	日経中分類で海運, 空運, 小売, および日経小分類で大手私鉄, 中小私鉄である場合に 1 となるダミー変数
<i>DOL</i>	$ (\Delta t \text{ 期営業利益} \div \text{}_{t} \text{ 期営業利益}) \div (\Delta t \text{ 期売上高} \div \text{}_{t} \text{ 期売上高}) $ がサンプルの第 5 五分位に入る場合に 1 となるダミー変数。

各変数の相関係数を「図表 7-2」、記述統計量を「図表 7-3」に示している。また、各年度におけるリース活用企業 (*Lease Investment* の各変数がゼロより大きい企業) の割合を「図表 7-4」および「図表 7-5」に示している。企業数で見ると、企業会計基準 13 号適用後において、ファイナンス・リースを利用する企業は減少し、オペレーティング・リースを利用する企業は増加していることがわかる。

図表 7 - 2 相関係数 (n=34,348)

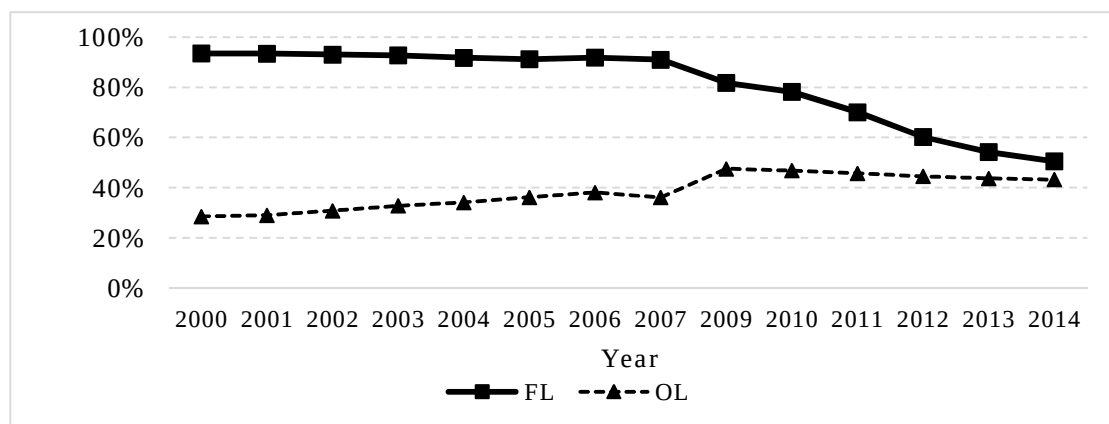
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
(1) <i>SFL</i>		0.678	0.108	0.084	-0.045	-0.029	0.024	-0.035	0.086	-0.105	-0.224	0.012	0.067	-0.093	-0.324	0.004	0.079	0.109	0.041
(2) <i>FFL</i>	0.567		0.085	0.087	0.005	0.021	0.094	-0.001	0.071	-0.134	-0.212	0.107	0.120	-0.050	-0.284	-0.050	0.025	0.093	0.017
(3) <i>SOL</i>	0.110	0.042		0.811	-0.013	0.007	0.312	0.074	0.128	-0.048	-0.083	0.010	0.150	0.263	0.152	0.001	-0.040	0.126	-0.020
(4) <i>FOL</i>	0.087	0.094	0.661		0.004	0.021	0.314	0.090	0.126	-0.039	-0.055	0.014	0.174	0.270	0.107	-0.017	-0.044	0.087	-0.032
(5) Δ GDP	-0.004	0.022	-0.020	-0.007		0.649	0.001	0.133	0.140	0.014	0.019	-0.023	-0.018	0.052	-0.097	0.000	-0.031	0.017	-0.055
(6) Δ Industry Sales	0.010	0.020	0.046	0.039	0.458		-0.007	0.162	0.172	-0.010	0.022	0.020	-0.016	0.064	-0.100	0.007	-0.041	0.070	-0.063
(7) <i>Scale</i>	-0.085	-0.074	-0.015	0.010	0.007	-0.053		-0.001	0.080	-0.292	-0.173	0.136	0.677	0.597	-0.094	-0.297	-0.313	0.060	-0.057
(8) <i>ROA</i>	0.042	0.069	0.081	0.088	0.098	0.131	-0.015		0.372	0.327	0.329	-0.135	0.004	0.270	-0.009	0.194	0.176	0.023	-0.330
(9) <i>SimpleQ</i>	0.105	0.098	0.079	0.088	0.115	0.156	-0.058	0.354		0.036	-0.185	-0.054	0.063	0.254	-0.133	0.250	0.152	0.074	-0.142
(10) <i>Cash</i>	0.043	0.006	0.078	0.059	0.013	0.073	-0.324	0.345	0.247		0.485	-0.474	-0.232	0.082	0.157	0.242	0.163	-0.114	-0.058
(11) <i>Leverage</i>	-0.061	-0.088	0.004	-0.017	-0.020	0.014	-0.168	0.113	0.045	0.497		-0.181	-0.086	0.209	0.110	0.062	0.021	-0.121	-0.059
(12) <i>Tangibles</i>	-0.138	-0.016	-0.083	-0.033	-0.015	-0.002	0.151	-0.147	-0.139	-0.488	-0.189		0.156	-0.111	-0.101	-0.208	-0.126	0.141	0.036
(13) <i>Institution</i>	-0.078	-0.050	-0.072	-0.048	-0.004	-0.057	0.656	-0.012	-0.011	-0.257	-0.134	0.133		0.430	-0.241	-0.367	-0.315	-0.026	-0.035
(14) <i>Foreign</i>	-0.027	-0.036	0.069	0.072	0.037	0.032	0.531	0.179	0.213	0.075	0.123	-0.105	0.328		0.057	-0.019	-0.104	-0.018	-0.122
(15) <i>Standards</i>	-0.111	-0.097	0.115	0.092	-0.206	-0.021	-0.091	-0.001	-0.060	0.172	0.108	-0.090	-0.239	0.076		0.103	-0.067	-0.005	-0.004
(16) <i>Youngest</i>	0.156	0.105	0.134	0.110	-0.008	0.067	-0.287	0.195	0.271	0.311	0.109	-0.195	-0.335	-0.012	0.103		0.464	0.113	-0.044
(17) <i>Newest</i>	0.154	0.119	0.086	0.067	-0.027	-0.004	-0.298	0.163	0.191	0.204	0.034	-0.120	-0.300	-0.102	-0.067	0.464		0.032	-0.042
(18) <i>Nspecifc</i>	0.088	0.075	0.107	0.086	0.020	0.026	0.058	0.019	0.031	-0.098	-0.093	0.165	-0.028	-0.006	-0.005	0.113	0.032		-0.002
(19) <i>DOL</i>	0.003	-0.013	-0.001	-0.018	-0.054	-0.040	-0.051	-0.171	-0.107	-0.066	-0.048	0.028	-0.036	-0.092	-0.004	-0.044	-0.042	-0.002	

※左下はピアソン相関係数, 右上はスピアマン相関係数を示している。

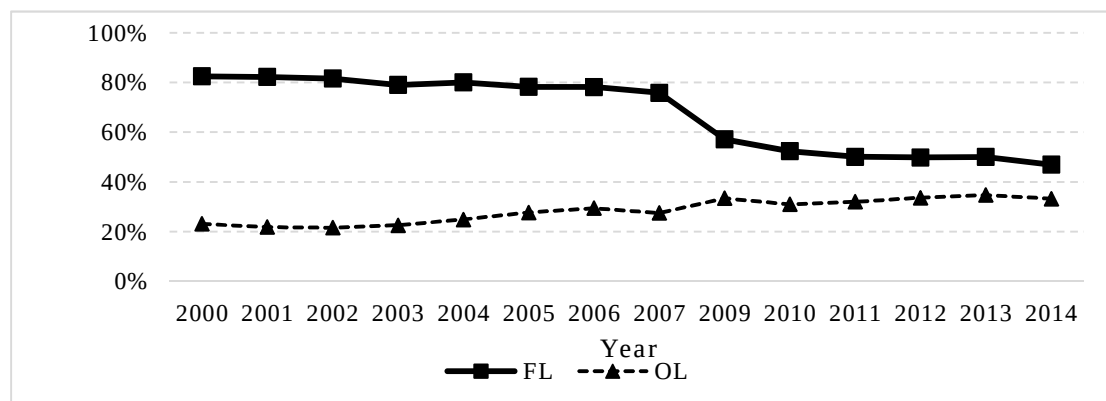
図表 7 - 3 記述統計量 (n=34,348)

	Mean	SD	Min	1Q	Median	3Q	Max
<i>SFL</i>	0.051	0.138	0.000	0.000	0.012	0.045	1.864
<i>FFL</i>	0.010	0.024	0.000	0.000	0.001	0.009	0.267
<i>SOL</i>	0.067	0.352	0.000	0.000	0.000	0.007	5.431
<i>FOL</i>	0.007	0.037	0.000	0.000	0.000	0.000	0.677
<i>ΔGDP</i>	-0.005	0.018	-0.046	-0.013	0.000	0.008	0.017
<i>ΔIndustry Sales</i>	0.026	0.135	-0.424	-0.027	0.019	0.064	1.100
<i>Scale</i>	10.542	1.634	6.394	9.432	10.366	11.466	15.797
<i>ROA</i>	0.063	0.106	-0.724	0.022	0.047	0.088	0.928
<i>SimpleQ</i>	1.133	0.967	0.187	0.707	0.921	1.216	15.856
<i>Cash</i>	0.178	0.135	0.007	0.082	0.141	0.234	0.809
<i>Leverage</i>	2.533	1.935	1.002	1.466	1.900	2.797	20.789
<i>Tangibles</i>	0.302	0.184	0.002	0.168	0.286	0.413	0.873
<i>Institution</i>	0.193	0.137	0.000	0.084	0.167	0.283	0.644
<i>Foreign</i>	0.075	0.103	0.000	0.004	0.028	0.109	0.606
<i>Standards</i>	0.528	0.499	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000
<i>Youngest</i>	0.201	0.400	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
<i>Newest</i>	0.203	0.403	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
<i>Nspecific</i>	0.084	0.278	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
<i>DOL</i>	0.200	0.400	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000

図表 7 - 4 リース活用企業の割合 (残高ベース)



図表 7 - 5 リース活用企業の割合 (新規投資額ベース)



IV 検証結果

本研究で用いる被説明変数はいずれもゼロ以上をとる変数であるため、トービットモデルで回帰式の推定を行う。なお不均一分散の問題に対処するため、企業クラスターで補正したロバスト推定を行っている。

「図表 7-6 パネル A」は、仮説 1 の検証結果である。Standard の係数は SFL および FFL を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に負、SOL および FOL を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に正となっており、企業会計基準 13 号の適用を契機に、ファイナンス・リースが減少しオペレーティング・リースが減少するという仮説 1 は支持された。

図表 7-6 トービット回帰分析の結果 (n=34,348)

パネル A 基準変更後のリース活用

被説明変数	SFL	FFL	SOL	FOL
ΔGDP	-0.889 [-13.892]***	-0.055 [-4.700]***	-1.572 [-5.998]***	-0.075 [-2.252]**
$\Delta Industry Sales$	0.008 [0.778]	0.001 [0.551]	0.225 [4.490]***	0.019 [3.039]***
Scale	-0.002 [-1.144]	0.000 [-0.993]	0.089 [10.232]***	0.013 [11.585]***
ROA	0.017 [0.660]	0.024 [5.018]***	0.376 [2.638]***	0.061 [4.015]***
SimpleQ	0.011 [3.674]***	0.002 [2.797]***	0.036 [3.472]***	0.005 [3.668]***
Cash	-0.049 [-2.093]**	-0.007 [-1.619]	0.072 [0.619]	0.018 [1.454]
Leverage	-0.014 [-9.559]***	-0.004 [-12.366]***	-0.031 [-3.421]***	-0.004 [-5.026]***
Tangibles	-0.106 [-7.302]***	0.002 [0.865]	-0.133 [-2.087]**	0.000 [0.007]
Institution	-0.074 [-3.835]***	-0.002 [-0.699]	-0.287 [-3.553]***	-0.026 [-2.732]***
Foreign	0.005 [0.230]	-0.001 [-0.286]	0.463 [4.075]***	0.065 [4.815]***
Standards	-0.075 [-14.125]***	-0.013 [-18.436]***	0.223 [12.031]***	0.025 [11.596]***
Constant	0.158 [6.886]***	0.018 [4.291]***	-1.337 [-12.365]***	-0.210 [-14.613]***
McFadden R ²	-0.290	-0.036	0.066	-1.527
left-censored obs.	7,599	12,176	20,804	24,366

※各変数の上段は係数、下段は t 値を示している。以下同様。

※***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で有意。以下同様。

「図表 7-6 パネル B-1 および B-2」は、企業年齢の低い企業に関する仮説 2-1 の検証結果である。Youngest および Newest と Standards との交差項の係数は、SFL および FFL を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に負、SOL および FOL を被説明変数にしたモデル

では 1%水準で有意に正となっている。したがって、設立および上場からの経過期間が短く、成長機会の大きな企業ほど、企業会計基準 13 号の適用を契機に、ファイナンス・リースが減少しオペレーティング・リースが増加するという仮説 2-1 は支持された。

パネルB-1 ファイナンス・リースの活用と成長機会のある企業

被説明変数	<i>SFL</i>	<i>FFL</i>	<i>SFL</i>	<i>FFL</i>
ΔGDP	-0.854 [-13.610]***	-0.052 [-4.437]***	-0.859 [-13.691]***	-0.054 [-4.527]***
$\Delta Industry Sales$	0.014 [1.359]	0.002 [0.969]	0.016 [1.488]	0.002 [1.110]
<i>Scale</i>	-0.002 [-0.869]	0.000 [-0.862]	-0.001 [-0.634]	0.000 [-0.668]
<i>ROA</i>	-0.001 [-0.037]	0.022 [4.595]***	-0.002 [-0.065]	0.021 [4.523]***
<i>SimpleQ</i>	0.008 [2.603]***	0.001 [2.187]**	0.010 [3.237]***	0.001 [2.513]**
<i>Cash</i>	-0.058 [-2.473]**	-0.008 [-1.776]*	-0.050 [-2.149]**	-0.007 [-1.538]
<i>Leverage</i>	-0.013 [-9.284]***	-0.004 [-12.219]***	-0.013 [-9.358]***	-0.004 [-12.241]***
<i>Tangibles</i>	-0.108 [-7.400]***	0.002 [0.660]	-0.107 [-7.361]***	0.002 [0.749]
<i>Institution</i>	-0.037 [-2.061]**	0.002 [0.462]	-0.043 [-2.291]**	0.002 [0.554]
<i>Foreign</i>	-0.011 [-0.482]	-0.003 [-0.748]	-0.002 [-0.096]	-0.003 [-0.579]
<i>Standards</i>	-0.060 [-15.392]***	-0.011 [-17.358]***		
<i>Youngest</i>	0.088 [6.624]***	0.011 [5.860]***		
<i>Standards</i> × <i>Youngest</i>	-0.054 [-5.692]***	-0.012 [-6.941]***		
<i>Standards</i>			-0.060 [-14.427]***	-0.010 [-16.305]***
<i>Newest</i>			0.059 [6.011]***	0.009 [6.803]***
<i>Standards</i> × <i>Newest</i>			-0.055 [-6.048]***	-0.012 [-7.355]***
Constant	0.137 [6.050]***	0.015 [3.744]***	0.128 [5.703]***	0.014 [3.310]***
McFadden R ²	-0.350	-0.040	-0.325	-0.039
left-censored obs.	7,599	12,176	7,599	12,176

パネルB-2 オペレーティング・リースの活用と成長機会のある企業

被説明変数	SOL	FOL	SOL	FOL
ΔGDP	-1.354 [-5.368]***	-0.052 [-1.588]	-1.249 [-4.983]***	-0.042 [-1.308]
$\Delta Industry Sales$	0.197 [4.067]***	0.016 [2.661]***	0.221 [4.445]***	0.019 [3.067]***
<i>Scale</i>	0.092 [10.442]***	0.013 [11.784]***	0.093 [10.578]***	0.013 [11.826]***
<i>ROA</i>	0.328 [2.411]**	0.054 [3.742]***	0.321 [2.382]**	0.053 [3.703]***
<i>SimpleQ</i>	0.024 [2.316]**	0.004 [2.821]***	0.029 [2.823]***	0.004 [3.162]***
<i>Cash</i>	0.001 [0.009]	0.011 [0.894]	0.012 [0.105]	0.013 [1.031]
<i>Leverage</i>	-0.028 [-3.244]***	-0.004 [-4.742]***	-0.028 [-3.163]***	-0.004 [-4.711]***
<i>Tangibles</i>	-0.106 [-1.696]*	0.002 [0.336]	-0.117 [-1.865]*	0.001 [0.211]
<i>Institution</i>	-0.187 [-2.278]**	-0.015 [-1.524]	-0.227 [-2.827]***	-0.019 [-1.939]*
<i>Foreign</i>	0.447 [3.919]***	0.063 [4.645]***	0.474 [4.195]***	0.066 [4.905]***
<i>Standards</i>	0.186 [10.865]***	0.022 [10.656]***		
<i>Youngest</i>	0.034 [1.063]	0.007 [1.589]		
<i>Standards</i> × <i>Youngest</i>	0.409 [9.411]***	0.044 [9.637]***		
<i>Standards</i>			0.190 [10.832]***	0.022 [10.596]***
<i>Newest</i>			0.009 [0.368]	0.005 [1.466]
<i>Standards</i> × <i>Newest</i>			0.437 [9.627]***	0.047 [9.946]***
Constant	-1.379 [-12.558]***	-0.215 [-14.800]***	-1.385 [-12.561]***	-0.216 [-14.734]***
McFadden R ²	0.072	-1.603	0.073	-1.602
left-censored obs.	20,804	24,366	20,804	24,366

「図表 7-6 パネル C」は、資産特殊性が低い業種に関する仮説 2-2 の検証結果である。*Nspecific* と *Standards* との交差項の係数は、*SFL* および *FFL* を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に負、*SOL* および *FOL* を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に正となっている。このことから、資産特殊性が低い業種は、企業会計基準 13 号の適用を契機に、ファイナンス・リースの活用が減少しオペレーティング・リースの活用が増加したことが示唆される。したがって、仮説 2-2 は支持されたといえる。

パネルC リースの活用と業種

被説明変数	SFL	FFL	SOL	FOL
ΔGDP	-0.883 [-13.938]***	-0.055 [-4.660]***	-1.707 [-6.513]***	-0.089 [-2.683]***
$\Delta Industry Sales$	0.005 [0.415]	0.001 [0.319]	0.240 [4.798]***	0.020 [3.338]***
<i>Scale</i>	-0.004 [-1.772]*	-0.001 [-1.450]	0.083 [9.778]***	0.012 [11.243]***
<i>ROA</i>	0.010 [0.386]	0.023 [4.852]***	0.333 [2.384]**	0.056 [3.766]***
<i>SimpleQ</i>	0.010 [3.385]***	0.001 [2.592]***	0.032 [3.164]***	0.005 [3.438]***
<i>Cash</i>	-0.048 [-2.096]**	-0.007 [-1.626]	0.100 [0.866]	0.021 [1.711]*
<i>Leverage</i>	-0.013 [-9.377]***	-0.004 [-12.231]***	-0.028 [-3.160]***	-0.004 [-4.757]***
<i>Tangibles</i>	-0.120 [-7.952]***	0.000 [0.044]	-0.211 [-3.159]***	-0.008 [-1.053]
<i>Institution</i>	-0.058 [-3.002]***	0.000 [-0.088]	-0.212 [-2.653]***	-0.019 [-2.035]**
<i>Foreign</i>	0.010 [0.419]	-0.001 [-0.160]	0.470 [4.173]***	0.066 [4.927]***
<i>Standards</i>	-0.073 [-13.910]***	-0.013 [-18.041]***	0.198 [11.060]***	0.022 [10.354]***
<i>Nspecific</i>	0.072 [4.559]***	0.010 [4.079]***	0.144 [3.256]***	0.011 [1.924]*
<i>Standards</i> × <i>Nspecific</i>	-0.025 [-2.942]***	-0.006 [-3.365]***	0.559 [9.876]***	0.058 [10.965]***
Constant	0.167 [7.272]***	0.019 [4.568]***	-1.277 [-11.992]***	-0.204 [-14.287]***
McFadden R ²	-0.326	-0.038	0.076	-1.643
left-censored obs.	7,599	12,176	20,804	24,366

「図表 7-6 パネル D」は、営業レバレッジが高い企業に関する仮説 2-3 の検証結果である。*DOL* と *Standards* との交差項の係数は、*SFL* および *FFL* を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に負、*SOL* および *FOL* を被説明変数にしたモデルでは 1%水準で有意に正となっている。したがって、営業レバレッジが高い企業は、企業会計基準 13 号の適用を契機に、ファイナンス・リースの活用が減少し、オペレーティング・リースの活用が増大するという仮説 2-3 は支持されたといえる。

パネルD リースの活用と営業レバレッジ

被説明変数	SFL	FFL	SOL	FOL
ΔGDP	-0.884 [-13.851]***	-0.055 [-4.683]***	-1.539 [-5.864]***	-0.075 [-2.246]**
$\Delta Industry Sales$	0.008 [0.782]	0.001 [0.555]	0.225 [4.491]***	0.019 [3.039]***
<i>Scale</i>	-0.002 [-1.113]	0.000 [-0.995]	0.089 [10.245]***	0.013 [11.586]***
<i>ROA</i>	0.020 [0.744]	0.024 [4.972]***	0.395 [2.717]***	0.061 [3.973]***
<i>SimpleQ</i>	0.011 [3.673]***	0.002 [2.784]***	0.036 [3.487]***	0.005 [3.665]***
<i>Cash</i>	-0.048 [-2.077]**	-0.007 [-1.612]	0.071 [0.609]	0.018 [1.454]
<i>Leverage</i>	-0.013 [-9.569]***	-0.004 [-12.376]***	-0.031 [-3.402]***	-0.004 [-5.028]***
<i>Tangibles</i>	-0.106 [-7.307]***	0.002 [0.861]	-0.133 [-2.091]**	0.000 [0.007]
<i>Institution</i>	-0.074 [-3.844]***	-0.003 [-0.704]	-0.286 [-3.540]***	-0.026 [-2.732]***
<i>Foreign</i>	0.006 [0.244]	-0.001 [-0.289]	0.465 [4.091]***	0.065 [4.814]***
<i>Standards</i>	-0.077 [-13.620]***	-0.013 [-17.037]***	0.220 [11.675]***	0.025 [11.083]***
<i>DOL</i>	-0.001 [-0.196]	0.000 [-0.701]	0.018 [1.134]	0.000 [-0.034]
<i>Standards</i> × <i>DOL</i>	-0.069 [-13.208]***	-0.013 [-15.000]***	0.257 [10.011]***	0.025 [8.979]***
Constant	0.157 [6.802]***	0.018 [4.318]***	-1.345 [-12.372]***	-0.210 [-14.614]***
McFadden R^2	-0.291	-0.036	0.067	-1.527
left-censored obs.	7,599	12,176	20,804	24,366

V おわりに

本章の目的は、2007年3月に公表された企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が企業のリース活用に与える影響を検証することにあった。とりわけ、リース資産およびリース債務のオフバランス・ニーズが大きいと考えられる企業に焦点を当て、それらの企業のリース活用が新基準導入前後で変化したか否かについて、トービットモデルを用いて回帰分析を行った。

検証の結果、まず一般事業会社全体において、リース新基準導入後にファイナンス・リース取引が減少し、オペレーティング・リース取引が増加したことが明らかになった。日本企業を対象とした先行研究においても、新基準導入直後においてファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの移行が見られたことが示されていたが、本研究ではそうした企業行動がある程度長期にわたって生じていることが確認された。

加えて、リースのオフバランス・ニーズが大きいと考えられる企業に着目して検証を行

った。創業または上場からの期間が短く成長機会の大きな企業、資産特殊性が低い業種に属する企業、および営業レバレッジが高い企業は、長期的な資産および負債を保有することによるビジネスリスクを軽減するため、オフバランスのリース取引を活用する可能性がある。検証の結果、これらの企業は新基準導入後においてファイナンス・リースの活用を減少させ、オペレーティング・リースの活用を増大させていることが明らかになった。

以上の結果をふまえると、IFRS や米国基準のような、すべてのリース資産・債務を認識するような会計基準が導入されると、オフバランスのリース取引を活用したい企業は長期投資を控える可能性があるといえる。政府が日本経済を成長させるためにリースを活用した投資を促進する中で、すべてのリース資産・債務を認識するような会計基準は、リース取引の減少に伴い経済成長を阻害するといえるだろう。

ただし、本研究には限界もある。本研究では企業によるリース活用の変化が契約内容上の修正によるものなのか、実際の投資行動の変化によるものなのかについて明確に区別していない。また、本研究では購入による設備投資など他の投資行動との関連性については検証していないため、これらの点については今後の課題としたい。

【参考文献】

- AAA Financial Accounting Standards Committee[2001], "Evaluation of the Lease Accounting Proposed in G4+1 Special Report," *Accounting Horizons* 15 (3) :289-298.
- Abdel-khalik, A. R., [1981], *The economic effects on lessees of FASB statement no.13, accounting for leases*, Financial Accounting Standards Board of the Financial Accounting Foundation.
- Altamuro, J., [2006], "The Determinants of Synthetic Lease Financing and the Impact on the Cost of Future Debt," *Working Paper*. (<http://ssrn.com/abstract=951514>)
- Altamuro, J., J. Rick, P. Shail and Z. Haiwen., [2014], "Operating Leases and Credit Assessments," *Contemporary Accounting Research*, 31(2): 551-580.
- American Institute of Certified Public Accountants(AICPA) [1973], *Accounting Principles Board Opinion No.31: Disclosures of Lease Commitments by Lessees*.
- Andrade, S. C., E. Henry and D. Nanda., [2014], "The Impact of Operating Leases and Purchase Obligations on Credit Market Prices," *Working Paper*.
- Arata, E., [2010], "The Market Reaction to Finance Lease Capitalization from the View Point of Risk Assessment," *Working Paper*.
- Barone, E., J. Birt and S. Moya, [2014], "Lease Accounting : A Review of Recent Literature," *Accounting in Europe* 11(1) : 35-54.
- Beatty, A., K. Ramesh and J. Weber., [2002], "The Importance of Accounting Changes in Debt Contracts: the Cost of Flexibility in Covenant Calculations," *Journal of Accounting and Economics* 33(2): 205-227.
- Beatty, A., S. Liao and J. Weber., [2010], "Financial Reporting Quality, Private Information, Monitoring, and the Lease-versus-Buy Decision," *The Accounting Review* 85(4):1215-1238.
- Beattie, V., A. Goodacre and S. Thomson., [2000], "Recognition versus Disclosure: An investigation of the impact on equity risk using UK operating lease disclosure," *Journal of Business Finance & Accounting* 27(9):1185-1224.

- Boastman, J and X. Dong., [2011], "Equity Value Implication of Lease Accounting," *Accounting Horizons* 25(1): 1-16.
- Bowman, R. G., [1980], "The Debt Equivalence of Lease: An Empirical Investigation," *The Accounting Review* 55(2):237-253.
- Bratten, B., P. Choudhary and K. Schipper., [2013], "Evidence that Market Participants Assess Recognized and Disclosed Items Similarly when Reliability is Not an Issue", *The Accounting Review*, 88(4): 1179-1210.
- Chen, K. C. and K. C. J. Wei. [1993], "Creditors' Decisions to Waive Violations of Accounting-Based Debt Covenants," *The Accounting Review* 68(2): 218-232.
- Dhaliwal, D., H. S. Lee and M. Neamtiu., [2011], "The Impact of Operating Leases on Firm Financial and Operating Risk," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 26(2): 151-197.
- Drury, C. and S. Braund., [1990], "The Leasing Decision: A Comparison of Theory and Practice," *Accounting and Business Research* 20(79):179-191.
- Durocher, S., [2008], "Canadian Evidence on the Constructive Capitalization of Operating Leases," *Accounting Perspectives* 7(3): 227-256.
- Eisfeldt, A. L. and A. A. Rampini., [2009], "Leasing, Ability to Repossess, and Debt Capacity," *The Review of Financial Studies* 22(4):1621-1657.
- El-Gazzar, S.M., [1993], "Stock Market Effects of the Closeness to Debt Covenant Restrictions Resulting from Capitalization of Leases," *The Accounting Review* 68(2):258-272.
- El-Gazzar, S. E., S. Lilien and V. Pastena., [1986], "Accounting for Leases by Lessees", *Journal of Accounting and Economics* 8(3), pp.217-237.
- Ely, K. M., [1995], "Operating Lease Accounting and the Market's Assessment of Equity Risk," *Journal of Accounting Research* 33(2):397-415.
- Financial Accounting Standard Board (FASB) [1976], SFAS No.13: Accounting for leases.
- Finnerty, J. E., R. N. Fitzsimmons, and T. W. Oliver., [1980], "Lease Capitalization and Systematic Risk," *The Accounting Review* 55(4):631-639.
- Ge, W., [2006], "Off-balance-sheet Activities, Earnings Persistence and Stock Price: Evidence from Operating Leases," *Working paper*.
- Goodacre, A. [2003], "Assessing the Potential Impact of Lease Accounting Reform: a Review of the Empirical Evidence," *Journal of Property Research* 20(1):49-66.
- Graham, J. R., M. L. Lemmon and J. S. Schallheim., [1998], "Debt, Leases, Taxes, and the Endogeneity of Corporate Tax Status," *The Journal of Finance* 53(1):131-162.
- Graham, J. R., S. Li and J. Qiu., [2008], "Corporate Misreporting and Bank Loan Contracting," *Journal of Financial Economics* 89(1) : 44-61.
- Hodder, L. D. and P. E. Hopkins., [2014], "Agency Problems, Accounting Slack, and Bank's Response to Proposed Reporting of Loan Fair Values," *Accounting, Organizations & Society* 39(2):117-133.
- Imhoff, E. A., Jr., R. C. Lipe and D. W. Write., [1991], "Operating Leases: Impact of Constructive Capitalization," *Accounting Horizons* 5(1) : 51-63.
- [1993], "The Effects of Recognition versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 8(4):335-368.

- [1997], “Operating Leases: Income Effects of Constructive Capitalization,” *Accounting Horizons* 11(2) : 12-32.
- Imhoff, E. A., Jr. and J. K. Thomas., [1988], “Economic Consequence of Accounting Standards the Lease Disclosure Rule Change,” *Journal of Accounting and Economics* 10:277-310.
- International Accounting Standards Board [2003], IAS No.17 : Leases.
- [2009], Discussion Paper : Leases : Preliminary Views.
- [2010], Exposure Draft : Leases.
- [2013], Exposure Draft : Leases.
- International Accounting Standards Committee. [1982],. IAS No.17 : Accounting for Leases.
- [1982], IAS No.17(Revised) : Accounting for Leases.
- Kraft, P., [2015], “Rating Agency Adjustments to GAAP Financial Statements and Their Effect on Rating and Credit Spreads,” *The Accounting Review* 90(2) : 641-674.
- Krishnan, V. S. and Moyer, R. C., [1994], “Bankruptcy Costs and the Financial Leasing Decision,” *Financial Management* 23(2):31-42.
- Kusano, M., Y. Sakuma and N. Tsunogaya., [2016], “Economic Consequences of Changes in the Lease Accounting Standard: Evidence from Japan,” *Journal of Contemporary Accounting and Economics* 12(1): 73-88.
- Libby, R., Nelson, M. W. and Hunton, J. E., [2006], “Recognition v. Disclosure, Auditor Tolerance for Misstatement, and the Reliability of Stock-Compensation and Lease Information,” *Journal of Accounting Research* 44(3):533-560.
- Lim, S. C., S. C. Mann, V. T. Mihov., [2003], “Market Evaluation of Off-balance Sheet Financing: You Can Run but You Can’t Hide,” *Working Paper*. (<http://ssrn.com/abstract=474784>)
- [2014], “Market Recognition of the Accounting Disclosure and Economic Benefit of Operating Lease: Evidence from Borrowing Costs and Credit Ratings,” *Working Paper*. (<http://ssrn.com/abstract=2426433>)
- Lin, Y., [2014], “Zombie Lending, Financial Reporting Opacity and Contagion,” *Working Paper*.
- Lindsey, B. P., [2006], “A Value Relevance Examination of the Current Leasing Standard,” *Working Paper*.
- Lipe, R. C., [2001], “Lease Accounting Research and the G4+1 Proposal,” *Accounting Horizons* 15(3): 299-310.
- Monson, D. W., [2001], “The Conceptual Framework and Accounting for Leases,” *Accounting Horizons* 15(3): 275-287.
- Murray, D., [1982], “The Irrelevance of Lease Capitalization,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 5(3):154-159.
- Ro, B. T., [1978], “The Disclosure of Capitalized Lease Information and Stock Prices,” *Journal of Accounting Research* 16(2):315-340.
- Sakai, E., [2010], “Examination of Value relevance of Footnote Information with Finance Lease.” 『武蔵大学論集』 58(1).
- Sengupta, P. and Wang, Z., [2011], “Pricing of Off-balance Sheet Debt: How do Bond Market Participants use the Footnote Disclosures on Operating Leases and Postretirement Benefit Plans?” *Accounting and Finance* 51:787-808.

- Sharpe, S. A. and Nguyen, H. H., [1995], “Capital Market Imperfections and the Incentives to Lease,” *Journal of Financial Economics* 39(2-3):271-294.
- Smith, C. W. and Wakeman, L. M., [1985], “Determinants of Corporate Leasing Policy,” *The Journal of Finance* 40(3):895-908.
- Spancer, A. W. and T. Z. Webb., [2015], “Leases: A Review of Contemporary Academic Literature Relating to Lessees,” *Accounting Horizons* 29(4): 997-1023.
- Taylor, P. and Turley, S., [1985], “The Views of Management on Accounting for Leases,” *Accounting and Business Research* 16(61):59-67.
- Wilkins, T., [1984], “A Behavioural Investigation of Alternative Methods of Financing Capital Acquisitions and Lease Capitalization,” *Accounting & Business Research* 14(56): 359-366
- Wilkins, T. and Zimmer, I., [1983], “The Effect of Leasing and Different Methods of Accounting for Leases on Credit Evaluations,” *The Accounting Review* 58(4):749-764.
- 坂井映子[2010]「リース会計における資産・負債の認識と費用の測定—オンバランス化の範囲拡大に伴う影響」『証券アナリストジャーナル』第48巻第5号, 26-35頁。
- 松浦良行[1999]「証券市場におけるリース情報の利用状況—リース会計実践初年度にみるその意思決定有用性—」『会計』第155巻第3号, 410-423頁。
- [2002]「リース活動の決定要因とリースの負債性—我が国小売業におけるリース取引の実態解明—」『産業計理』第62巻第3号, 58-69頁。
- [2009]「リースのオフバランス価値と投資リターン」『会計』第175巻第2号, 233-248頁。
- 山本卓[2010]「リース会計基準改正の企業行動に与えた影響の検証—製造業における実証分析を中心に—」『証券アナリストジャーナル』第48巻第2号, 85-95頁。

高橋由香里（武蔵大学）
加賀谷哲之（一橋大学）

第8章 情報利用者への便益分析

I はじめに

本章の目的は、リース会計基準が情報利用者にとって有益な情報を提供しうるかどうかを先行研究の結果と本研究会で実施したインタビュー調査に基づいて検討することにある。国際会計基準審議会（以下、IASB）と財務会計基準審議会（以下、FASB）が行った一連のリース会計基準の改訂の意図は、リース取引のオンバランス化範囲の拡大によって、財務諸表利用者に対する意思決定有用性を向上させることにある（IASB[2010], IASB[2013]）。

国際会計基準の設定主体であるIASBがオンバランス項目の拡大を提案する背景には、投資家の意思決定に有用な会計情報の提供が、財務諸表本体の認識によって達成されるという考え方があるといわれる（草野[2014b]）⁶⁴。IASBはリース取引のオンバランス化を提案する背景として、財務諸表利用者はオフバランスされているリース取引を調整して財務諸表を利用することが多く、それに必要な情報開示が行われていないという批判があることをあげている（IASB[2010], IASB[2013]）。

一方、セミストロング型の市場の効率性を前提とすると（Fama[1970]）、財務諸表本体であれ注記であれ、同じ内容を有する情報が同じタイミングで公表されれば会計情報の有用性は同様であり、会計情報の開示場所の違いによって、会計情報の有用性の差異は生じないと考えられる（坂井[2010]）。とりわけ、オフバランス項目であるオペレーティング・リース取引は注記情報として既に開示されていることから、上記の見解に基づけばオンかオフかによって情報有用性の差異は生じないと推測される。

しかしながら、基準設定主体が主張するように、リース取引のオンバランス処理が情報利用者の投資意思決定に有用なものとなるのであれば、オフバランス項目を貸借対照表に計上することによって財務諸表の透明性がもたらされることによって情報利用者の投資意思決定が促される可能性があるとも考えられる。そこで、本章では、リース取引のオンバランス化が情報利用者にとってどのような便益を与えうるかを検討することとする。情報利用者は多種多様であるものの、本章は投資家や銀行や社債権者を代表とする債権者、格付機関に焦点を当てる。本章は2つの視点から先行研究を整理する。

第1に、既に注記情報で開示されているリース取引は情報利用者にとって有益な情報となっているかどうかである。先に述べた通り、オフバランス処理されているオペレーティング・リース取引は注記情報として開示されている。オペレーティング・リース取引の注記情報が投資意思決定に有用な情報となっているかは、リース会計基準が提案するオンバランス化が情報利用者にとって追加的な便益をもたらしうるかを検討する上で重要な視点である。第2に、注記情報から貸借対照表に計上することによって情報利用者にとっての追加的な便益がもたらされたかどうかである。ファイナンス・リース取引は、オフバランス項目からオンバランス項目になったという経緯を有している。日本においては、2007年に企業会計基準委員会が公表した「リース取引に関する会計基準」適用後に、それまではオフバランス処理が可能であった所有権移転外ファイナンス・リース取引がオンバランス

⁶⁴ 草野[2014b]は、FASBの概念フレームワークとIASBの概念フレームワークに財務諸表本体の認識によって投資意思決定に有用な情報の提供が達成されるという記述が見受けられることを示している。

処理されることとなっている。現在提案されているオペレーティング・リース取引のオンバランス化の情報利用者の便益を直接的に検証することはできないものの、ファイナンス・リース取引もオフバランスからオンバランスになったという経緯を辿っていることから、ファイナンス・リース取引の情報効果を観察することによって、間接的にオペレーティング・リース取引のオンバランス化による情報利用者の便益に関する示唆を得られると考えられる。

先行研究のレビューに加え、本研究会が独自に実施した調査結果で得られた回答も整理する。本研究会は、欧州の利害関係者に対するインタビュー調査を実施しており、また国内の銀行に対するインタビュー調査を行っている。その中で、リース取引の注記情報の有用性に関する議論もあり、それらの議論を要約する形式で結果を報告する。インタビュー結果と先行研究で得られる知見と突き合わせを行うことで、実際に情報利用者が注記情報をどのように活用しているかを実態ベースで把握することができると考えられる。

本章の構成は下記の通りである。第2節では、リース取引の注記情報の有用性を検証した先行研究、ファイナンス・リース取引のオンバランス化に着目して、リース取引の会計処理の情報有用性を検証した先行研究を整理する。第3節では、本研究会が独自に調査した利害関係者へのインタビュー調査を整理する。第4節は本章のまとめである。

II 先行研究のレビュー

リース取引のオンバランス処理が投資意思決定を改善しうるかどうかは、情報利用者がオフバランス情報をどのように投資意思決定に活用しているかに依拠するだろう。もし、財務諸表利用者がオフバランス情報によってミスリードした意思決定を行っているのであれば、リース取引のオンバランスは情報利用者にとって便益をもたらすだろうと考えられる。

米国において、キャピタル・リース取引は財務会計基準書第13号（以下、SFAS13号：現在のTopic840）によって貸借対照表に計上された。キャピタル・リース取引は日本におけるファイナンス・リース取引の定義と近似する。日本では、所有権移転外ファイナンス・リース取引はリース取引に関する会計基準の公表後にオンバランスされている。なお、日本基準、国際会計基準、米国基準の現行基準では、オペレーティング・リース取引は注記情報として開示されている。

本節では、情報利用者として株式市場、債権者市場に区分し、アーカイバルデータを用いた国内外の先行研究で得られた結果を要約することで、リース取引の注記情報の有用性を検討することとする。加えて、ファイナンス・リース取引のオンバランス化に着目して情報有用性を検証した先行研究も整理する⁶⁵。

1 株式市場を対象とした注記情報の有用性

国内外においてリース取引の注記情報の有用性に関する先行研究が蓄積されている。初期の研究は、リース取引のオンバランス化が進んだ米国を中心に蓄積されている。ここでは、注記情報の情報有用性についてアーカイバルデータを基に検証した先行研究のレビュー

⁶⁵ リース会計に関するより包括的なレビュー論文として、Lipe[2001]、Barone et al.[2014]、Spencer and Webb[2015]がある。本章は、本章の目的に沿ってリース取引の情報有用性に焦点を当てて先行研究を整理している。

ーを通じて、リース取引の情報有用性についてどのような結果が得られているかを整理することとする。

初期の先行研究はファイナンス・リース取引が注記情報で開示されていた時の、注記情報の有用性を検証している。Bowman[1980]は米国企業を対象にリース情報（注記開示）が入手可能となった会計連続通牒 147 号（以下、ASR147 号）適用後の借手の市場リスクとキャピタル・リース債務の関係を調査している。Bowman[1980]は、投資家によってキャピタル・リース債務が負債による資金調達と同等であると理解されているかどうかという観点から調査を行っている。彼は資本資産評価モデルを用いて、市場リスクがレバレッジと会計ベータと関連することを示し、市場リスクがビジネスリスクと財務リスクに分類されることを説明している。これらの理論的関連性のもと、Bowman[1980]は、ASR147 号によってキャピタル・リース債務を開示し、必要な変数を推定することが可能だった 1973 年 12 月決算の 92 社を対象に、キャピタル・リース債務の現在価値が市場ベータ値を代理変数とする市場リスクと有意に相関していることを発見している。分析結果は、注記開示情報から得られるキャピタル・リース債務の現在価値が株式市場によるリスク評価に既に織り込まれている可能性があることを示唆している。

Imhoff et al.[1993]は、1984 年から 1990 年に決算期を迎える米国企業を対象に、株式リターンの標準偏差を代理変数とする市場リスクと、オフバランスされているオペレーティング・リース債務の現在価値との関係性を調査している。その結果、オペレーティング・リース債務の現在価値は、日次株式リターンの標準偏差と正の相関関係にあることを示しており、Bowman[1980]と同様に、注記情報から得られるオペレーティング・リース債務は株式市場においてリスク評価に既に織り込まれていることを示唆している。

Ely[1995]は、1978 年から 1987 年に決算期を迎えオペレーティング・リース取引を開示している米国企業を対象に、株式リターンの標準偏差を代理変数とする市場リスクとオペレーティング・リース債務の現在価値の関連性を検証している。Ely[1995]はオペレーティング・リース債務の現在価値と市場リスクに正の相関関係があることを示しており、Bowman[1980]及び Imhoff et al.[1993]と同様に注記開示されるリース情報によって、株式市場はリース債務を織り込んで評価していることを示唆している。また、1981 年から 1994 年に決算期を迎えるイギリス企業を対象として検証した Beattie et al.[2000]も、米国を対象とした先行研究と同様にオペレーティング・リース債務が市場リスクと正の相関にあることを示している。

松浦[1999]は 1997 年 3 月 31 日から 6 月 30 日までに決算を迎えた日本企業を対象に、リース会計基準の適用初年度におけるリース情報の意思決定有用性を検証した。松浦[1999]は、Ohlson モデルをベースに注記情報で開示されているファイナンス・リース取引を調整したモデルと無調整モデルで決定係数に違いがあるかどうかを検証しているが、決定係数に有意な差は確認されていないことを示している。しかしながら、リース取引をオンバランス化した場合の利益額に与える影響は、有意な値を示しているが、純資産額に与える影響は有意な値となっていないことを示している。これは、注記情報の有用性は利益額の影響という観点から重視されていることを示唆している。

また、Sakai[2010]は、2000 年から 2006 年までの日本企業をサンプルに、Ohlson モデルを用いて注記情報で開示されているファイナンス・リース取引を調整したモデルと無調整モデルの決定係数を比較したところ、有意な差を確認することはできないことを発見して

いる。このことは、オンバランスかオフバランスかで会計情報の価値関連性に大きな差はなく、リース取引のオンバランス化が投資家の株式価値評価に有用な情報を提供するとは限らないことを示唆している。

以上のことから、リース取引の注記情報の有用性を検証した先行研究は、オフバランス処理されているものの注記情報で開示されるリース債務は、株式市場において既に織り込まれている可能性があることを示唆している⁶⁶。

しかしながら、オフバランスされているオペレーティング・リース取引とオンバランスされているファイナンス・リース取引で情報有用性が異なるかという観点からは一貫した結論は得られていないようである。ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に対して株式市場の評価を検証した海外の先行研究として Lindsey[2006], Dhaliwal et al.[2011], Bratten et al.[2013]がある。Lindsey[2006]は、米国企業を対象にオフバランスされているオペレーティング・リース債務の価値関連性を調査している。さらに、Lindsey[2006]は、SFAS13号ではリース取引の経済的実態に応じてリース取引の分類が行われるために、株式市場はキャピタル・リース債務とオペレーティング・リース債務に対して異なる評価を行うという仮説を検証している。2000年から2003年に決算を迎える米国企業を対象に仮説を検証したところ、ファイナンス・リース債務及びオペレーティング・リース債務は株式時価総額と負の相関関係を有しており、加えてファイナンス・リース債務の係数はオペレーティング・リース債務の係数よりも有意に低いことを示している。これは、注記情報で開示されるオペレーティング・リース債務は株式市場で織り込まれているのと同時に、オペレーティング・リース債務はファイナンス・リース債務に比べて過小評価されている可能性があることを示唆している。

Dhaliwal et al.[2011]は Lindsey[2006]と同様にリース取引の区分に着目し、市場リスクとリース取引の区分の関連性を検証した。市場リスクの代理変数としてインプライド資本コストを用いて、1978年から2006年に決算期を迎える米国企業を対象として検証したところ、ファイナンス・リース債務とオペレーティング・リース債務はそれぞれインプライド資本コストと有意な正の相関関係にあることを示している。加えて、ファイナンス・リース債務とオペレーティング・リース債務の係数には有意な差があることを発見している。このことから、Dhaliwal et al.[2011]は、株式市場がオペレーティング・リース債務とキャピタル・リース債務に経済的実態に違いがあることを考慮しており、キャピタル・リース債務に比べオペレーティング・リース債務を利用する企業が有する所有リスクは小さいと市場がみなしていると解釈している。これは、Lindsey[2006]と同様に、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の経済的実態が異なる可能性があることを示唆している。

一方、Bratten et al.[2013]は、オペレーティング・リース債務の注記情報開示の信頼性に

⁶⁶ 注記情報が有用であるという結果とは別の結果を観測した先行研究として Ge[2006]がある。Ge[2006]は米国企業を対象に異常リターンとオペレーティング・リース取引の利用額の変化との関連性について調査し、オペレーティング・リース取引の利用と異常リターンに有意な負の相関があったことを示している。また、オペレーティング・リース取引の注記情報は将来利益及び株式リターンの予測に追加的な説明力を有することを示している。Ge[2006]はこれらの結果をうけて、オペレーティング・リース取引がオフバランスされているために、市場がリース情報をミスリードしている可能性があることを示唆している。一方、松浦[2009]は Ge[2006]に沿って、リース取引の利用が高いことが想定される ICB コード 5000“Consumer Service”に分類される上場企業を対象に、リース取引のオンバランス処理による財務数値への影響がアノマリーを説明するかを検証した。しかしながら、Ge[2006]の検証結果とは異なり、異常リターンへの影響はなかったことを報告している。

注目し、異なる結果を得ている。Bratten et al.[2013]は株式リターンの標準偏差及びインプ
ライド資本コストを代理変数とする市場リスクとファイナンス・リース債務及びオペレー
ティング・リース債務の関係性を検証している。1980 年から 2008 年までの米国企業を対
象として検証したところ、市場リスクとファイナンス・リース債務及びオペレーティング・
リース債務の現在価値はそれぞれ正の相関関係を有しているものの、ファイナンス・リー
ス債務とオペレーティング・リース債務の係数の差は有意な値ではないことを示している。
これは、Dhaliwal et al.[2011]と Lindsey[2006]が行った結果とは異なり、オンバランス、オ
フバランスによらずリース債務は同様に市場リスクに反映されていることを示唆している。

また、Bratten et al.[2013]は、オペレーティング・リース債務の注記情報開示の信頼性の
代理変数を 5 年超の未経過オペレーティング・リース料を未経過オペレーティング・リー
ス料の総額で除した値⁶⁷とし、注記情報開示の信頼性がオペレーティング・リース債務の
情報有用性にどのような影響を与えているかを検証している。その結果、情報の信頼性の
低さを示す代理変数とオペレーティング・リース債務の現在価値の交差項の係数はファイ
ナンス・リース債務の係数と有意な差があることを発見している。つまり、注記情報の信
頼性が低い場合にはオペレーティング・リース債務とファイナンス・リース債務を異なる
ように株式市場が評価している可能性がある。この結果は、注記情報から得られる情報の
信頼性がファイナンス・リース債務とオペレーティング・リース債務に対する株式市場の
評価に影響を与えており、オペレーティング・リース債務の測定誤差が増加すると予想さ
れる場合、オペレーティング・リース債務はファイナンス・リース債務よりも過小評価さ
れる可能性があることを示唆している。

2 債権者市場

債権者市場のリース債務の評価を検証した先行研究は大きく 2 つに分類される。¹ つは、
公募社債に代表される市場型の債務契約に関するものであり、いま 1 つは銀行借入に代表
される相対型の債務契約に注目した研究である⁶⁸。市場型の債務契約は、不特定多数から
資金を調達する方法であり、相対型の債務契約は、特定少数から資金を調達する方法であ
る。

市場型の債務契約とリース取引の情報利用を調査した先行研究は、格付評価や社債利息
の決定に注目し、リース債務がどのような評価をされているかを調査している。

Lim et al.[2003]は、1980 年から 1999 年に決算期を迎える米国企業を対象に、Standard and
Poor's（以下、S&P）及び Moody's の格付評価においてオペレーティング・リース債務は
格付評価に考慮されていること、社債利息と国債利回りの差である社債利息スプレッドと
オペレーティング・リース債務に有意な負の相関関係があることを示している。また、Lim
et al.[2014]も同様に、1995 年から 2011 年に決算期を迎える米国企業を対象として、S&P
及び Moody's の格付評価においてオペレーティング・リース債務は格付評価に考慮されて
いること、社債利息と国債利回りの差である社債利息スプレッドとオペレーティング・リ
ース債務に有意な負の相関関係があることを示している。これは格付や社債契約において、
オフバランス処理されているオペレーティング・リース情報が考慮されている可能性があ

⁶⁷ オペレーティング・リース債務が現在価値計算される場合、情報開示されない 5 年超の未経過オペレーティング・
リース料の割合が増加すれば、現在価値計算の測定誤差が増加すると予想される。

⁶⁸ 市場型の債務契約及び相対型の債務契約という用語については、草野[2014a]を参照。

ることを示唆している。

Kraft[2015]は、2002年から2008年の米国企業を対象に、オペレーティング・リース取引を含むオフバランス項目が格付と社債利息スプレッドに与える影響を調査している。Kraft[2015]は、Moody'sの格付評価基準にならって、財務諸表数値を調整した際に生じるオフバランス債務と格付評価の影響を検証したところ、オフバランス債務は格付と有意な相関関係を有していることを示している。また、社債利息スプレッドに対しても同様の結果を得ている。これらの先行研究は、オフバランスされているリース取引は格付評価及び社債利息の決定において考慮されている可能性があることを示唆している。

Andrade et al.[2014]は、2004年第1四半期から2006年第1四半期において四半期決算を報告している米国企業を対象に、クレジット・デフォルト・スワップ（以下、CDS）スプレッドとオペレーティング・リース債務の関係性を検証している。Andrade et al.[2014]は、CDSスプレッドとオペレーティング・リース債務は有意な相関関係を有しており、CDSスプレッドの算定においてオペレーティング・リース債務が考慮されていることを示唆している。

一方で、オペレーティング・リース債務は通常の有利子負債とは異なる評価がされていると指摘する先行研究も存在する。Lim et al.[2003]及びLim et al.[2014]は、格付及び社債利息スプレッドの決定において、オンバランスされている債務はオペレーティング・リース債務と比べて重要視されていることから、企業はオペレーティング・リース債務による資金調達を利用することで格付を操作することが可能であると解釈している。また、Cotton et al.[2013]は、2000年から2010年の米国企業を対象に、オペレーティング・リース債務を除く財務データによって推定した格付（Synthetic Rating）と、オペレーティング・リース債務を調整して推定した格付を比較したところ、オペレーティング・リース債務を調整して推定した格付は有意に低いことを示している。加えて、実際のS&P格付とオペレーティング・リース債務を調整して推定した格付を比較し、実際の格付は有意に低いことを発見している。そのため、格付評価においてオペレーティング・リース債務は過少評価されている可能性があることを示唆している。

Sengupta and Wang[2011]は、1999年から2001年のS&Pによる社債格付が付されている米国企業を対象に、キャピタル・リース債務とオペレーティング・リース債務の2つのリース債務は、格付と有意な相関関係を有するものの、キャピタル・リース債務とオペレーティング・リース債務の推定された係数の差は統計的に有意な値でないことを示している。このことから、Sengupta and Wang[2011]は、格付機関が注記開示されるリース情報と貸借対照表に認識されているリース債務を同様に評価していると解釈している。

また、Bratten et al.[2013]は、1980年から2008年までの米国企業を対象として、新規発行の社債利息と国債利回りの差で算出される利息スプレッドとリース債務の関係性について検証している。その結果、利息スプレッドとキャピタル・リース債務及びオペレーティング・リース債務はそれぞれ有意な相関関係を有していることを発見している。しかし、注記情報の有用性がオペレーティング・リース債務と利息スプレッドの関係性に影響を与えていることを発見しており、注記情報による測定誤差が大きい場合にはオペレーティング・リース債務の情報有用性が低下する可能性があることを示めている。

草野[2016]は2000年4月から2014年3月の間に格付投資情報センターから格付を付された日本企業を対象として、格付評価にオペレーティング・リース債務が考慮されている

かを検証している。平均的にはオペレーティング・リース債務は格付評価に考慮されているものの、「リース取引に関する会計基準」適用後においては、オペレーティング・リース債務が格付評価に考慮されているという検証結果を得られていない。この結果を受けて、オペレーティング・リース取引の注記情報は「リース取引に関する会計基準」適用後において有用な会計情報を提供できていないとしている。

古賀[2016]は、「リース取引に関する会計基準」適用後の 2008 年 4 月から 2013 年 3 月までに格付投資情報センターから格付を付された日本企業を対象として、発行体格付にオペレーティング・リース債務の注記情報が考慮されているかを検証している。検証の結果、草野[2016]と同様に「リース取引に関する会計基準」適用後において平均的にはオペレーティング・リース債務は発行体格付と有意な相関関係を有しないものの、格付投資情報センターがオペレーティング・リース債務の経済的実態を負債としてみなしている業種においては、発行体格付にオペレーティング・リース債務が考慮されていることを示している。これを受けて、古賀[2016]は発行体格付評価にはオペレーティング・リース債務の実態が反映されているとしている。

市場型の債務契約における注記情報の有用性については、先行研究である程度一貫した結果が得られている。ただし、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かで異なる評価がされているのかという点に関しては一貫した結果は得られていない (Lim et al.[2003], Lim et al.[2014], Sengupta and Wang[2011], Cotton et al.[2013], Bratten et al.[2013], 草野[2016], 古賀[2016])。この点について、Bratten et al.[2013], 草野[2016]は、注記情報の信頼性がオペレーティング・リース取引の情報有用性に影響を与えていると指摘している。

いま 1 つの債務契約である相対型の債務契約とオフバランスのリース取引の関係性について調査した研究も一貫した結果が得られていない。Altamuro[2006]は、1998 年から 2005 年をサンプル期間とし、米国企業を対象にシンセティック・リースに注目して銀行借入利率への影響を検証している。検証の結果、シンセティック・リースを利用している企業ほど、新規ローンの利率と LIBOR の差で算出されるローン・スプレッドが低下することを示している。これは、シンセティック・リースが相対型の債務契約において見過ごされている可能性があることを示唆している。

一方、Altamuro et al.[2014]は 2000 年から 2009 年の米国企業を対象に、ローン・スプレッドを従属変数とするモデルと、S&P と Moody's の格付評価基準に基づいてオペレーティング・リース債務を修正したモデルの決定係数を比較することで、オフバランスの情報内容について検証している。Altamuro et al.[2014]は、オフバランスされたリース債務は基本的には格付情報を通じて債務契約に織り込まれているものの、格付が付されていない企業やリードレンダーの規模が小さい場合には、リース債務のオフバランス処理がローン・スプレッドに織り込まれていない可能性があることを示唆している。

相対型の債務契約において、日本企業を対象としたものとして古賀[2016]がある。古賀[2016]は、セール・アンド・リースバック取引時にオペレーティング・リース取引の増加が高い企業が、その後、銀行からの融資を増加させるかどうかを検証している。その結果、ある特定の銀行からの借入依存度が高い場合には、セール・アンド・リースバック取引時に銀行からの融資を増加させている可能性があることを示している。しかし、オペレーティング・リース取引の増加を伴うセール・アンド・リースバック自体は銀行の融資金額に

影響を与えていないことを示している。そのため、銀行との取引依存が高い場合には、銀行は融資を促すためにオペレーティング・リース取引の注記情報を意図的に見過ごしている可能性があることを指摘している。

株式市場と同様に、市場型と相対型の債務契約に着目した先行研究の多くはオペレーティング・リース取引の注記情報に情報有用性があることを確認している (Lim et al.[2003], Lim et al.[2014], Sengupta and Wang[2011], Cotton et al.[2013], Bratten et al.[2013], Altamuro et al.[2014], 草野[2016], 古賀[2016])。ただし、注記情報の信頼性が情報有用性の程度を減少させる可能性があることも指摘されている (Bratten et al.[2013], 草野[2016])。また、外部機関による格付の有無など、情報環境によって相対型の債務契約における注記情報の有用性に影響を与えている可能性も指摘されている (Altamuro et al.[2016])。

3 会計基準変更時におけるリース会計情報の有用性

リース会計基準の変更前後で株式市場によるリスク評価が異なるかという視点から検証した先行研究として、Ro[1978], Finnerty et al.[1980], Murray[1982], 坂井[2010]がある。

Ro[1978]は、1973年から1974年の間にASR157号適用に伴いキャピタル・リース取引の現在価値情報を初めて開示した米国企業を対象に、異常リターンに差があるかを検証している。Ro[1978]はASR147号によってリース取引の割引現在価値、利益への影響額を開示した企業と、開示すべきリース取引を行っていない企業の異常リターンを比較し、異常リターンに有意な差があったことを発見している。さらに、リース取引の割引現在価値情報の開示と同時に利益への影響額を開示した企業ほど異常リターンが大きいかも示している。そのため、Ro[1978]はASR147号に伴うリース取引の情報開示は株価に負の影響を与えていると解釈している。

一方、Finnerty et al.[1980]は、米国企業を対象に(1)リース取引を多く利用している企業(リース債務を含む負債総額に対するリース債務の割合が5%以上)、(2)リース取引をほとんど利用していない企業、(3)ランダムに選択された企業をサンプルにとり、リース会計基準の適用後(ASR147号とSFAS13号)にリース取引を多く利用している企業のリスク評価(ベータ)に影響があるかどうかを検証している。Finnerty et al.[1980]は、結果として、ASR147号、SFAS13号の適用後に市場のリスク評価に変化はないことを示している。そのため、リース取引に関する情報が財務諸表の注記に表示されること(ASR147号)及び注記から財務諸表本体に計上されること(SFAS13号)による、市場のリスク評価に対する影響はないと結論付けている。

Murray[1982]は、米国企業を対象に、SFAS13号によりキャピタル・リース取引をオンバランス化した企業としていない企業で、企業の累積超過リターン、市場ベータの変化率、異常取引高の値に差があるかを検証した。その結果、いずれの検定でも有意な差はなかったことを報告している。これは注記されていたリース情報がすでに株価、リスク評価に織り込まれていることを示唆している。この結果を受け、Murray[1982]はリースのオンバランス化による市場の反応の影響はなく、オンバランス化は重要ではないと指摘している。

坂井[2010]は新リース会計基準によって2009年3月31日に初めてファイナンス・リース取引が認識された企業グループと認識されなかった企業グループにサンプルを分け、市場モデルで算定されるベータ値の平均値の差の検定を行っているが、ベータ値に有意な差があることを観測できていない。これは、ファイナンス・リース取引が注記開示から貸借

対照表に認識されたとしても情報有用性が高まらない可能性があることを示唆している。続いて、坂井[2010]は同様の検定を産業別に行い、「非鉄金属および金属製品」と「機械」においてのみ、ベータ値に有意な差があったことが示されている。他の産業においては、ベータ値に有意な差はなかった。坂井[2010]は、基準変更（注記開示から認識）の影響によってベータ値の変化があったのではなく、基準が変更されたことで、「非鉄金属および金属製品」と「機械」産業において投資意思決定の変更があることを市場が予測した可能性がある」と解釈している。

これについて、山本[2010]、Kusano et al.[2015]、本報告書の第7章は会計基準が変更されると予想される時点でファイナンス・リース取引を減少し、オペレーティング・リース取引が増加していることを発見しており、基準変更前後でリース投資の意思決定が変わりうることを示している。古賀[2014]は、ファイナンス・リース取引を減少させ、オペレーティング・リース取引を増加させた企業の市場リスクが情報修正されている可能性があることを示しており、借手の投資意思決定の変更が株式市場に織り込まれていることを示唆している。これらの先行研究を踏まえると、注記から認識への移行は株式市場における情報有用性という観点からは、増分的な情報効果を持たないと結論づけられる。

リース取引のオンバランス化及び注記開示を要請した会計基準適用前後で、株式市場におけるリース債務の評価に変化があるか否かを検証した先行研究は一貫した結論は得られていないものの、ほとんどの先行研究は会計基準適用前後で株式市場においてリース債務の評価が変化しているという経験的証拠を提示してはいない（Finnerty et al.[1980]、Murray[1982]、坂井[2010]）。これは、オフバランス化されている注記情報でリース債務が株式市場において十分に織り込まれているという先行研究と整合的である。

III 情報利用者に対するインタビュー調査

リース取引の情報有用性に関する先行研究の結果からは、オペレーティング・リース債務は注記情報で平均的には考慮されている可能性があることが示唆された。しかしながら、ある状況においては過小評価されている場合があることも示唆された。そこで、財務諸表利用者にオペレーティング・リース債務を信用評価にどのように織り込んでいるのかをインタビュー調査し、オペレーティング・リース債務の注記情報がどのように情報利用されているかを明らかにする。

インタビュー調査は、本研究会が行った欧州調査と日本の銀行調査に基づく。欧州調査は、IASB が 2013 年 6 月に公表した ED2013 に対してコメント・レターを提出したフランスとドイツの企業・団体に対するインタビュー結果であり、主にリース会計基準が及ぼす影響を調査したものである。インタビュー調査に当たっては、IASB が 2013 年 6 月に公表した ED2013 に対してコメント・レターを提出したフランス企業及びドイツ企業をリストアップし、当該企業に対して訪問を依頼した。また、コメント・レターを提出している大手監査法人、フランスのリース事業協会（Association Française des Sociétés Financières、以下 ASF）、European Financial Reporting Advisory Group（以下、EFRAG）に対して訪問を依頼した。加えて、現地証券会社に対しても訪問を依頼した。インタビューにおいて、オペレーティング・リース債務の注記情報の有用性に関する議論もあったため、本節ではその議論を整理することとする。銀行調査では、訪問が可能だった日本の銀行 3 行に対して

インタビューを行った。

1 欧州調査

欧州調査の対象は、調査期間中（2015年9月14日から9月18日）に訪問することを許可してくれた、A 監査法人（フランス）、B 監査法人（フランス）、C 証券（フランス）、ASF（フランス）、EFRAG（ベルギー）、D 社（ドイツ）、E 監査法人（ドイツ）、F 社（ドイツ）の2社・6法人である⁶⁹。なお、C 証券（フランス）はインベストメント・バンクのアナリストとしての意見である。詳細については、Appendix 5にまとめている。

欧州調査ではC 証券（フランス）とD 社（ドイツ）から注記情報の利用についての回答を得た。C 証券によれば、旅客用の航空業界においては既に金融機関はオペレーティング・リース債務を調整して評価しており、リース会計基準適用に伴う影響は少ない。しかしながら、オペレーティング・リース債務の評価方法、つまり現在価値法か簡便法⁷⁰で金額が異なる場合には会計基準適用に伴ってリース債務の評価が変わる可能性があると主張している。

一方で、C 証券のインタビューの経験上、ロジスティクス（企業）が利用する航空機に係るオペレーティング・リース債務を評価しているアナリストはおらず、そういった業界の場合にはオペレーティング・リース取引のオンバランス化によって企業のリスク評価が変わる可能性があることを示唆している。

加えて、インタビューは、オフバランスのリース債務を多く活用しているドイツ企業の事例を取り上げ、当該企業は格付機関に対して自発的にオフバランス債務を開示していると述べている。その理由として、格付機関からの格付評価が資金調達に影響を与えるためであると指摘している。

また、インタビューは格付機関から格付を得ることを中止し、銀行借入による資金調達へシフトしたリース債務利用企業の事例を取り上げ、当該企業は格付を得ることを中止したことによってより有利な条件で資金調達を行うことが可能となったことも述べている。インタビューはその経験から、格付評価のない企業の場合、オペレーティング・リース取引のオンバランス化に伴うリスク評価の変更が生じる可能性があると述べている。これらの事例は、格付機関がオフバランス債務の評価を先導して行っている可能性があることを示唆している。格付評価に関しては、事業会社であるD 社もC 証券と同様に、既にオペレーティング・リース債務は評価されているという見解を示している。このような調査結果は、格付評価の有無で銀行の信用評価が異なることを示唆した Altamuro et al.[2014] と整合的である。

2 銀行調査

銀行調査は、訪問が可能であったA 銀行、B 銀行、C 銀行の3行から得られた調査結果を基にしている⁷¹。詳細については、Appendix 6にまとめている。これら3行のうち2行

⁶⁹ F 社（ドイツ）は、調査期間中に訪問することができなかったため、後日、電話会議を通じてインタビューを実施している。

⁷⁰ 注記情報からリース債務を見積る際には、将来支払リース料の現在価値を算定する現在価値法と、支払リース料に一定の乗数を掛けて算定する簡便法（乗数法）がある。

⁷¹ A 銀行に対しては2015年12月7日、B 銀行は2016年1月19日、C 銀行は2016年2月4日にインタビューを行った。

は地方銀行であり、1行は都市銀行である。銀行調査では、それぞれのリース債務の注記情報の利用に関する質問を事前に送付した。注記情報の有用性に関する質問は、次の3つである。

質問 1：融資にあたって、リース資産やリース負債は、企業の保有資産や有利子負債と同様の経済的実態を有しているとみなして評価しているか。また、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースによって、その評価は変わるか。

質問 2：リースの会計制度の変更に伴い、かつてはファイナンス・リースについて売買処理が求められるようになり、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理が認められなくなるなど、オンバランス化すべきリース資産・負債の対象は時とともに変化している。こうしたオンバランス化に伴い、企業の融資先評価は影響を受けているか。

質問 3：IASB 及び FASB のリース会計基準の改訂によって、オペレーティング・リースのオンバランス化が求められるようになる。日本基準でオペレーティング・リースがオンバランスされる場合、リース取引の信用評価実務に影響はあるか。

「図表 8-1」は 3 つの質問に対するインタビュー어의回答をまとめたものである。インタビュー어의回答は各質問についてそれぞれほぼ同じであった。

質問 1 の回答は、注記情報で開示されるオペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引で異なる情報利用が行われていることが示唆されている。つまり、貸借対照表に認識されていれば融資先企業の評価に影響がある。まず、各銀行は融資にあたって、融資先の信用評価を行っており、基本的には貸借対照表や損益計算書など財務諸表に計上される数値を基に信用評価を行っている。その定量評価のウェイトは各行異なるものの、例えば B 銀行では 65～70%の割合を占めており、定量評価は信用評価において重要なものとなっている。各行とも貸借対照表に計上されているリース債務は有利子負債と同様に信用評価に考慮されているものの、注記情報は考慮されていないという回答をしている。

ただし、A 銀行はオフバランスされているオペレーティング・リース取引であっても、重要性が高い場合には個々の評価で考慮している。また、C 銀行も一部の企業ではオペレーティング・リース取引をオンバランス化して信用力を検証することがあるという。B 銀行の信用格付は格付機関が提供している外部格付を上限に設定されている。外部格付機関の格付評価ではオフバランスされているオペレーティング・リース債務が考慮されていることから (Lim et al.[2014], Kraft[2015], 草野[2016], 古賀[2016]), B 銀行の信用格付には、オペレーティング・リース債務が場合によっては間接的に織り込まれていると考えられる。以上をまとめると、インタビュー調査が可能だった銀行は、それぞれ信用評価においてオフバランスのオペレーティング・リース債務を考慮していないものの、状況によってオペレーティング・リース債務を考慮しているといえる。

質問 2 について、A 銀行以外は所有権移転外ファイナンス・リース取引のオンバランス化によって信用評価実務に影響があったと回答した。これは、質問 1 の回答と整合的である。つまり、信用評価における定量評価は財務諸表に基づいて実施されることから、注記

情報は考慮されていないことを示唆している。ただし、A 銀行は実際に信用評価に影響はないと回答している。その理由は、定量評価において自己資本金額が重視されており、リース取引のオンバランス化は自己資本金額への影響をほとんど持たないためである。

質問 3 はもし日本基準が IFRS や米国基準と同様にオペレーティング・リース取引のオンバランス化を要請した場合に信用評価に影響があるかを尋ねている。インタビューはそれぞれ信用評価そのものに影響があると回答しているものの、その影響は大きいものではないと回答している。A 銀行は信用格付に影響があることが予想されるものの、クライアントの多くはオペレーティング・リース取引に重要性がないことからほとんど影響はないだろうと回答している。B 銀行はクライアントの多くは中小企業であることから、日本基準が変更されたとしても中小企業の会計処理に影響はないことから信用評価実務に変わりはないだろうと回答している。ただし、中小企業の貸借対照表にオペレーティング・リース取引が計上される場合には、信用評価が変わる可能性があることを指摘している。

図表 8 - 1 銀行調査で得られた回答一覧

	A 銀行	B 銀行	C 銀行
質問 1	弊社では、有価証券報告書をベースに企業ごとに格付（スコアリング）を行っている。スコアリングにあたっては、クライアントの地域、取引歴、経営者の人柄等を考慮しているが、多くの場合は決算書に基づく評価を行う。スコアリングの段階では、基本的に貸借対照表・損益計算書をベースに決定しており、注記情報は考慮していない。そのため、中小企業では所有権移転外ファイナンス・リース取引はオフバランスされ、上場企業ではオンバランスされるが、上場企業のみスコアリングに考慮されることとなる。現時点でオフバランスしているオペレーティング・リース取引はスコアリングに考慮されていない。ただし、個々の評価で重要性が高いのであれば考慮する。	弊社では信用格付に応じて金利を決定している。信用格付は大企業に適用されるモデルと中小企業に適用されるモデルの2 つによって決定される。信用格付は、定量評価が 65～70%、定性評価が 30～35%のウェイトとなっている。定性評価は経営者の能力などを勘案して行う。また、信用格付は、格付機関が提供している外部格付を上限に設定している。信用格付では、オンバランスされている場合は考慮されるが、オフバランスの場合、考慮されない。	融資にあたってのリース資産やリース負債の評価方法は、ファイナンス・リースあるいはオペレーティング・リースの分類別に変わるのではなく、融資先の財務諸表「貸借対照表」上にリース資産・負債が計上されているか否かによって変わる。融資にあたっては、融資先の財務諸表「貸借対照表」に計上されているリース債務を（金融機関等から調達した）有利子負債と同等に見ている。ただし、オペレーティング・リース取引の取扱いについて、企業毎に対応が異なる場合がある。一部企業では、オフバランス取引として会計処理されているオペレーティング・リース取引に関してオンバランス化を行い、安全性指標や債務償還能力を検証している場合がある。
質問 2	過去の所有権移転外ファイナンス・リースのオンバランスの影響は大きくなかったと記憶している。ただし、オンバランスによって財務諸表数値は変化することから、スコアリングでは評価されるようになる。オペレーティング・リース取引も同様であり、オンバランスされる場合にはスコアリングに反映されることとなる。	信用格付モデルは大企業と中小企業で異なる。先に述べたように大企業は貸借対照表ベースで、中小企業は損益計算書ベースで評価が行われている。所有権移転外ファイナンス・リース取引は、大企業でオンバランス化されており、信用評価で考慮されるようになっている。	リース資産・負債のオンバランス化に伴い、融資先の企業評価は影響を受けている。融資先の（「貸借対照表」における）総資産・総負債の増加に合わせ、企業評価の良否に止まらず、例えば会社法上の大会社を対象にした規制への該当有無を考慮する等の必要性が生じる。また、リース取引のオンバランス化によるリース資産は有形固定資産であるため（設備資金の融資取引に相当すること）、融資先の評価に一部影響します。
質問 3	財務諸表数値に影響がある場合には、スコアリングに影響がある。現時点ではオペレーティング・リースを積極的に活用しているクライアントがいることを把握していない。	大企業と中小企業で影響が違うかもしれない。リース会計基準の改訂の影響は大企業が中心になると思われる。その意味で、弊行の融資先企業は中小企業が中心なので、影響はないと予想される。ただし、中小企業にリース会計基準が適用される場合は、影響があると思われる。	オペレーティング・リースのオンバランス化は、既往の大企業におけるファイナンス・リースのオンバランス化と同様、リース取引の信用評価実務に影響すると見込まれる。

IV まとめ

本章は、オペレーティング・リース取引をオンバランス化させることによって情報利用者にどのような便益がもたらされうるかを、先行研究のレビューとインタビュー調査を通じて明らかにした。先行研究の検証結果をまとめると、多くの先行研究は現行基準でオフバランスされているオペレーティング・リース債務の注記情報を情報利用者が考慮していることを示唆している（Bowman[1980], Imhoff et al.[1993], Ely[1995], Beattie et al.[2000], Lindsey[2006], Sakai[2010], Dhaliwal et al.[2011], Bratten et al.[2013], Altamuro et al.[2014], Kraft[2015], 松浦[1999], 草野[2016], 古賀[2016]）。また、ファイナンス・リース取引がオンバランス化された前後で情報有用性が増加するかを検証した先行研究は、リース取引を注記から認識へ移行することによって追加的な情報がもたらされるという経験的証拠を提示していない（Finnerty et al.[1980], Murray[1982], 坂井[2010]）。

しかしながら、ある状況の下でその注記情報の有用性は変わりうることも発見されている。Bratten et al.[2013]は、株式市場はリース取引の区分で異なる評価はしておらず、注記情報から取得できるオペレーティング・リース債務の見積りの信頼性に依拠して株式市場は異なる評価を行っている可能性があることを示唆しており、草野[2016]も格付評価において注記情報の信頼性がその有用性に影響を与えている可能性があることを示唆している。また、Altamuro et al.[2014]は、銀行は格付機関の格付を通じてオペレーティング・リース取引の情報を信用評価に織り込んでいる可能性を示唆しており、格付の有無によってオペレーティング・リース取引の注記情報の有用性が変わりうることを示唆している。

欧州調査と銀行調査ではインタビューを通じて情報利用者がオペレーティング・リース取引の注記情報を活用しているかを尋ねた。欧州調査から、格付機関はオペレーティング・リース取引の注記情報を評価に織り込んでいる可能性があることが示唆された。しかしながら、格付を取得していない企業ではオペレーティング・リース取引の注記情報を情報利用者が活用していない可能性があることも指摘されている。これは、Altamuro et al.[2014]の検証結果と一致している。

銀行調査では、インタビュー対象の3行は財務諸表本体の数値を基に信用評価を行っていることが分かった。ただし、オフバランスされているオペレーティング・リース取引であっても、重要性が高い場合には個々の評価で考慮されており、格付機関が提供している外部格付が間接的に利用されているも確認された。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のオンバランス化によって信用評価実務に影響があったと回答した銀行が2行あり、注記から認識に移行することで市場リスクの情報修正がないことを示唆している先行研究の結果とは一貫していない。しかしながら、オペレーティング・リース取引のオンバランス化が銀行の信用評価に影響を与えるかという質問に対しては、回答が一致していない。影響を与えないと回答した銀行は、クライアントが中小企業中心であり、また大企業であってもオペレーティング・リース取引を積極的に活用しているケースが少ないことを理由にあげている。しかしながら、オンバランス化によって財務諸表数値が変わる場合には、信用評価に影響があるだろうということでは一致している。

以上の調査から、株式市場、債権者市場において平均的にはオペレーティング・リース取引の注記情報は有用な情報となっていることから、情報利用者にとって認識による追加的な情報効果はあまり大きなものではないだろうと予想される。先行研究の結果は注記情

報の有用性を確認している。また、ファイナンス・リース取引の注記から認識への移行が増分的な情報効果をもたらしたという経験的証拠を提示している先行研究はない。しかしながら、銀行調査に基づけば、平均的にはオペレーティング・リース取引の注記情報はその信用評価に織り込まれてはいない。ただし、重要性が高い場合には織り込んでいることが指摘されていた。そのため、各情報利用者は投資意思決定において注記情報を活用しているだろうことが指摘される。

平均的にはオペレーティング・リース取引の注記情報は有用であると結論づけられるものの、オペレーティング・リース取引の割引現在価値情報が提供される場合には、より正確な投資意思決定が促される可能性があることも指摘できる。Bratten et al.[2013]や草野[2016]はリース債務の推定期間が長く、推定誤差が増加する場合に、情報有用性が低下している可能性があることを指摘している。そのため、推定期間の長さから生じうる推定誤差の解消によって、オペレーティング・リース取引の情報有用性を増加することができるかもしれない。推定誤差の解消は、リース債務の割引現在価値情報の提供や将来の支払リース料の詳細な開示によって達成することが可能であると考えられる。

【参考文献】

- Altamuro, J.,[2006], "The Determinants of Synthetic Lease Financing and the Impact on the Cost of Future Debt, " *Working Paper*.
- Altamuro, J., J. Rick, P. Shail and Z. Haiwen,[2014], "Operating Leases and Credit Assessments, " *Contemporary Accounting Research*, 31(2), pp.551-580.
- Andrade, S. C., E. Henry and D. Nanda,[2014], "The Impact of Operating Leases and Purchase Obligations on Credit Market Prices, " *Working Paper*.
- Barone, E., J. Birt and S. Moya,[2014], "Lease Accounting : A Review of Recent Literature, " *Accounting in Europe* 11(1) : 35-54.
- Beattie, V., A. Goodacre and S. Thomson,[2000], "Recognition versus Disclosure: An investigation of the impact on equity risk using UK operating lease disclosure, " *Journal of Business Finance & Accounting* 27(9):1185-1224
- Bowman, R. G.,[1980], "The Debt Equivalence of Lease: An Empirical Investigation, " *The Accounting Review* 55(2):237-253.
- Bratten, B., P. Choudhary and K. Schipper,[2013], "Evidence that Market Participants Assess Recognized and Disclosed Items Similarly when Reliability is Not an Issue, " *The Accounting Review* 88(4): 1179-1210.
- Cotton, B. D., D. K. Schneider and M. G. McCarthy,[2013], "Capitalization of Operating Leases and Credit Ratings, " *Journal of Applied Research in Accounting and Finance* 7(1) : 2-17.
- Dhaliwal, D., H. S. Lee and M. Neamtiu,[2011], "The Impact of Operating leases on Firm Financial and Operating Risk, " *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 26(2): 151-197.
- El-Gazzar, S. E., S. Lilien and V. Pastena,[1986], "Accounting for Leases by Lessees, " *Journal of Accounting and Economics* 8(3):217-237.
- Ely, K. M.,[1995], "Operating Lease Accounting and the Market's Assessment of Equity Risk, " *Journal of Accounting Research* 33(2):397-415.
- Fama, E.,[1970], "Efficient Capital Markets: A Review of Theory and Empirical Work, " *Journal of*

- Finance* 25(2): 383-417.
- Finnerty, J. E., R. N. Fitzsimmons, and T. W. Oliver.,[1980], "Lease Capitalization and Systematic Risk, " *The Accounting Review* 55(4):631-639.
- Ge, W.,[2006], "Off-balance-sheet activities, earnings persistence and stock price: Evidence from operating leases, " *Working Paper*.
- Imhoff, E. A., Jr., R. C. Lipe and D. W. Write.,[1993], "The Effects of Recognition versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation, " *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 8(4):335-368.
- International Accounting Standards Board (IASB),[2010], Exposure Draft : Leases.
- [2013], Exposure Draft : Leases.
- Kraft, P.,[2015], "Rating Agency Adjustments to GAAP Financial Statements and Their Effect on Rating and Credit Spreads, " *The Accounting Review* 90(2) : 641-674.
- Kusano, M., Y. Sakuma and N. Tsunogaya.,[2015], "Economic Consequences of Changes in the Lease Accounting Standard: Evidence from Japan. " *Working Paper*.
- Lim, S. C., S. C. Mann, V. T. Mihov,[2003], "Market Evaluation of Off-balance Sheet Financing: You Can Run but You Can't Hide. " *Working Paper*.
- [2014] "Market Recognition of the Accounting Disclosure and Economic Benefit of Operating Lease: Evidence from Borrowing Costs and Credit Ratings, " *Working Paper*.
- Lindsey, B. P.,[2006], "A Value Relevance Examination of the Current Leasing Standard, " *Working Paper*.
- Lipe, R. C.,[2001], "Lease Accounting Research and the G4+1 Proposal, " *Accounting Horizons* 15(3): 299-310.
- Murray, D.,[1982], "The Irrelevance of Lease Capitalization. *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 5(3):154-159.
- Ro, B. T.,[1978], "The disclosure of capitalized lease information and stock prices, " *Journal of Accounting Research* 16(2):315-340.
- Sakai, E.,[2010], "Examination of Value relevance of footnote information with finance lease", 『武蔵大学論集』 58(1).
- Sengupta, P. and Z. Wang,[2011], "Pricing of off-balance sheet debt: how do bond market participants use the footnote disclosures on operating leases and postretirement benefit plans? , " *Accounting and Finance* 51:787-808.
- Spancer, A. W. and T. Z. Webb,[2015], "Leases: A Review of Contemporary Academic Literature Relating to Lessees, " *Accounting Horizons* 29(4):997-1024 .
- 草野真樹[2014a]「公正価値評価の拡大と会計の契約支援機能」『金融研究』, 第 33 巻第 1 号, 61-110 頁。
- [2014b]「ストック重視の会計と会計情報の有用性—認識対開示を巡る実証的評価」『同志社商学』, 第 65 巻第 6 号, 816-839 頁。
- [2016]「オペレーティング・リース取引の信用リスク関連性」『産業経理』, 第 75 巻第 4 号, 95-105 頁。
- 古賀裕也[2014]「リース取引のオンバランス化回避行動とその経済的帰結」『会計プログレス』, 第 15 号: , 87-100 頁。

——[2016].「リース会計基準が及ぼす経済的帰結の実証的考察」, 一橋大学大学院商学研究科博士論文。

坂井映子[2010]「リース会計における資産・負債の認識と費用の測定—オンバランス化の範囲拡大に伴う影響」『証券アナリストジャーナル』, 第 48 巻第 5 号, 26-35 頁。

松浦良行[1999].「証券市場におけるリース情報の利用状況—リース会計実践初年度にみるその意思決定有用性—」『會計』, 第 155 巻第 3 号, 410-423 頁。

松浦良行[2009]「リースのオフバランス価値と投資リターン」『會計』, 第 175 巻第 2 号, 233-248 頁。

山本卓[2010].「リース会計基準改正の企業行動に与えた影響の検証—製造業における実証分析を中心に—」『証券アナリストジャーナル』, 第 48 巻第 2 号, 85-95 頁。

古賀裕也（東北学院大学）

Appendix 8-1 欧州調査の概要と結果報告

I 調査の目的

本調査の目的は、IFRS の新リース会計基準に関し、EU の取組みやリース協会そして企業側の対応等を調査し、率直に意見交換することにある。その上で、新リース会計基準に対する各利害関係者の意見をまとめ、我が国におけるリース会計基準設定に対する示唆を得ることをねらいとする。

II 調査方法

1 調査対象企業の選定

IASB が 2013 年 6 月に公表した再公開草案「リース」に対してコメント・レターを提出したフランス及びドイツ企業をリストアップし、当該企業に対して訪問を依頼した。加えて、フランスとドイツの監査法人、リース協会、EFRAG、証券会社に対しても訪問を依頼した。その結果、調査期間中に訪問が可能だったのは 1 社・6 法人であった。

2 調査内容

調査は、事前に質問内容を先方に送付し、その質問内容について議論するという形式で行った。事前に作成した質問内容は、EFRAG を除き各社共通の内容となっているが、事業会社、監査法人、証券会社、ASF それぞれに対して若干異なる質問内容項目を加えている。共通の質問内容は下記の通りである。

- Q1. IFRS リース会計基準の改訂に関する貴社及び欧州企業の意見
- Q2. IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について
- Q3. IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について
- Q4. 連結決算と単体決算の分離（連結決算は IFRS を適用、単体決算は国内会計基準を適用）のメリットとデメリットについて

EFRAG に対する質問内容は下記の通りである。

- Q1. 新たな IFRS リース会計基準に対する EFRAG の評価について
- Q2. 新たな IFRS リース会計基準が欧州企業に及ぼす影響分析について
- Q3. 新たな IFRS リース会計基準の今後の見通しについて
- Q4. EU と IASB の関係性、EU の会計ルール策定における IASB と FASB の関係性について

III 調査報告

1 EFRAG を除くインタビュー結果概要

図表 Appendix5-1 は EFRAG を除く質問に対する回答を要約したものである。

図表 1 質問に対する回答一覧

	Q1 欧州企業の意見	Q2 経済的影響	Q3 会計・税制の影響	Q4 連単分離について
監査法人A	コスト・ベネフィットの主張が多い。しかし、明確なコスト・ベネフィット分析はされていない。企業は当初反対していたが、懸念点を徐々に勝ち取ったために、現在はそれほど反対していないようである。	リース業界は、リース産業が減衰するという懸念を示している。他の関係者からは、そのような懸念を耳にしていない。	将来にわたっても、国内GAAPや税制に影響はないと思われる。今の制度は法律と税制に合致しており、何十年にもわたって続いているという歴史的背景がある。	二重計算となっているが、大企業に限ったことであり、問題はない。連結と単体の基準を同一にすることは考えられない。視点と使用目的が違いすぎるからである。
監査法人B	現在、リース契約の定義について議論されている。フランス企業は基準変更の必要性はないと主張している。レンダーと格付機関が、リース債務を正確に評価できていないという意見もある。	(監査への影響の観点で) 契約がリースなのかサービスなのか明確に分けることが難しく、これまでの(リースの分類より)更に苦戦を強いられることになると思う。	国内GAAPに影響を与えないであろう。これまで変更されることがなかった。	調整は必要だが、それほどではない。フランス企業も連単分離に満足していると思う。
監査法人C	ドイツ企業はオンバランス化がどうかという議論ではなく、適用された場合にどのような対応をするかという議論となっている。基準案に好意的な団体もあった。	リース契約がどれくらいあるのかを把握しているところも少なく、データを作成するためのITシステムの構築が必要となり、リース会計基準適用時のコストは大きいと予想している。	基本的に問題はない。リース取引は税法ルールしか存在せず、税務当局が現在のルールを変えないと思う。税法が変わらなければ商法にも変化はない。	手間はかかるが、上場企業のみで問題はない。IFRSを適用することを決めたということはコストを負担すると決めたことでもある。
証券会社A	—	上場企業が、格付を得ている企業が、中小企業かで影響が異なる。	税金の計算はIFRSではなく、フランスGAAPで行われるから影響はない。	企業は二重計算に抵抗を感じるのではないか。
ASF	公益の観点から修正が行われる可能性がある。中小企業の資金調達・設備投資という観点から、リースの重要性を主張。コストベネフィットのバランスが取られていない。不動産リースの影響は大きく、リースとサービスの区分は重要である。	リースへの関心下がり、会計基準適用初期の段階では大企業に影響。大口の海運・不動産のリースは、全体の活動が自体が縮小。負債の増加により、金融機関の融資が制限され、設備投資意欲が減退する可能性がある。	フランスでは国内GAPP、税制に新会計基準の適用に伴う変更はないので、すぐに影響はない。長期的にみると、IFRSリース会計は中小企業会計にも広がり、国内会計基準になる可能性もある。	大企業においては、二重会計による複雑性がある。
事業会社A	レッサーの視点でみると、リースの定義が不明確であることが問題であると考えている。FASBモデルではなく、IASBモデルに賛成。	資産総額・負債総額、コベナンツで用いられる財務比率に変化はあるが、良い変化か悪い変化かわからない。ITコストの増加が予想される。	ドイツは特殊な状況であり、(ドイツGAAPは) 1970年代から変更されていない。(単体財務諸表へのIFRS適用を認められないことは) 近い将来には変わらないと思う。	—
事業会社B	新リース会計基準は必ずしも必要ではなく、受け入れがたい。概念には一貫性がない。結果として、新リース会計基準は借手の会計処理に影響を与える内容となっている。ほとんどのリース取引に係る情報はIAS17号によって開示されているため、新リース会計基準による追加的な情報開示はないと考えている。	コスト負担は、契約マネジメントシステムを構築することによって生じる。なお、弊社ではコベナンツのある融資を受けていないため、影響はない。ただし、リースを活用した商品の販売等の事業活動に影響がある可能性がある。	—	米国基準とIFRSで異なる会計基準が適用されることにより、追加的な作業が発生するが、米国拠点の財務諸表は現地のスタッフがIFRSへ調整することになるため、本社の作業負担にはならない。契約管理システムがあれば比較的容易に可能である。

2 EFRAG でのインタビュー結果

図表 Appendix5-2 は EFRAG に対する質問の回答の一覧を示している。

図表 Appendix5-2 EFRAG に対する質問の回答一覧

Q1 新たな IFRS リース会計基準に対する EFRAG の評価について	現在の主要な懸念点はリースの定義である。具体的には、リースコントラクトとサービスコントラクトが明確に区分できるかが問題である。借手が基準変更のコストを負担するのは明らかであるが、免除規定を設けることで軽減されている。一方、ベネフィットは財務諸表利用者による数値修正計算の排除にある。
Q2 新たな IFRS リース会計基準が欧州企業に及ぼす影響分析について	IASB はコスト・ベネフィット分析を行っているが、対処されていない分野がローン・コベナントである。EFRAG は web サイト上でヨーロッパ企業のローン・コベナントの状況を調査している。 リース会計基準の変更によって企業の行動が変わるかもしれないが、(借手が)リースと購入の経済性を比較して意思決定しているのであれば、これはかならずしも悪いことかはわからない。会計基準の変更はまだ実際行われていないために、実際に会計基準の影響を評価することはできない。
Q3 新たな IFRS リース会計基準の今後の見通しについて	確証はないが、2015 年 12 月に公表されると予想している。欧州委員会がエンドースメント・プロセスで EFRAG に意見を求めるのであれば、EFRAG が欧州委員会に勧告を出すまでに基準公表から 1 年以上かかる。
Q4 EU と IASB の関係性、EU の会計ルール策定における IASB と FASB の関係性について	IASB のボードは、EFRAG のテクニカル・エキスパートグループの会合に出席している。また、(IASB のボードメンバーを) EFRAG のボードに招待することもある。FASB とは時として会ってはいるものの、特別な関係はない。

3 インタビュー調査のまとめ

(1) 欧州企業の意見について

- ・コスト・ベネフィットに対する懸念など、リース会計基準の変更の必要はないと考えているものの、懸念点が徐々に解決され、オンバランスに反対の動きは大きな動きとなっておらず、現時点でオフバランス（注記の充実）の問題は殆ど議論がなく、オンバランスを前提とした次のステージへと議論が移っている。
- ・EFRAG は、オン・オフについて、US GAAP とのコンバージェンスで決着済みと考えているように思われる。
- ・リース事業協会（日本）は、日本企業において、現行基準でオフバランス処理されているオペレーティング・リース(借手)の重要性は低く、会計基準の変更に伴うコスト・ベネフィットの観点から現行基準の維持(オフバランス処理)を主張してきた。一方、EU においては、コスト・ベネフィットについては同じように懸念があり、今回の見直しが有益かという観点への疑問も見られたものの、重要性という観点では、不動産リースを加えればオペレーティング・リース（借手）の重要性は相応に高いという意見(ASF)もあった。また、リース会計基準変更に係る長い審議を経ても、「リースとサービスの定義」に関する課題が未だ解決されていないとの意見もあるが、基準公表の公表が迫ってきている（※）こともあり、リース会計基準の見直し自体を再考すべきとの意見は得られなかった（ASF のみ IFRS の公益性の観点から見直しを期待する発言があった）。

※IASB は年内に公表する予定と公表しているが、年内は難しく、延期されるのではないかという情報もあった。

(2) リース会計基準の経済的影響について

- ・リース取引は大型案件に影響がある可能性がある。
- ・リース情報開示の複雑性によって、リースを用いた設備投資意欲が減退する可能性がある。
- ・金融機関のリース債務に対する認識が変わることで、融資が制限される可能性がある。
- ・格付には影響はないと予想されるが、格付のない企業、非上場企業、中小企業ではリース債務の透明性が増すことにより融資が制限される可能性がある。
- ・ローン・コベナントに影響がある可能性がある。
- ・IT 構築のコストが掛かる。

(3) 国内基準、税制への影響について

- ・国内基準の変更は近い将来ない。
- ・国内基準が変わらなければ、税制への影響もない。
- ・税務当局は、リース会計基準の変更によって税制を変更することは行わない。

(4) 連単分離の（メリット）デメリット

- ・IT を用いていればそこまで複雑ではない。
- ・上場企業のみ二重会計になっており、問題ない。
- ・上場企業は複雑であると感じているかもしれない。

IV インタビュー調査によるリース会計基準設定上の論点の提示

1 リース会計基準設定の論点

オンバランス化をするか否かという議論は、ほとんど行われていない。基準設定においては、その詳細な内容について意見交換が行われているようである。なお、現在はリースの定義とローン・コベナントが主要な論点である。

2 連単分離に関する論点

フランスでは、上場企業の情報開示目的に使用する IFRS を国内の制度（配当可能利益の算定や税制）に反映させる必要はないとの意見がほとんどである。ドイツでは、フランスと異なり、（ファイナンス・リースも、その多くがオフバランスとなる）国内制度が古いとのコメントもあったが、IFRS と国内制度は別物で、その影響が反映される事はないだろうという意見である。また、連単分離についての事務の煩雑さは感じているものの、欧州の関係者は一様にすでに多くの点で違いがあり、システム対応も図れており、また上場企業に限ったものであることなどから、連単一致を望む声は聞かれなかった。連単分離によってリース取引への影響を緩和させ得るかは、日本における論点である。

3 FASB と IASB のコンバージェンスに関する論点

EFRAG やその他インタビュー対象企業は、FASB の動きを重視していない。また、IASB のシングル・モデルの方が理論的にも複雑さの観点でもより良いという意見もあった。そのため、リース会計のコンバージェンスはないだろうとのことであった。今後、日本においてリース会計基準改正の議論が生じる可能性があるという観点から、二者のモデルの相違点のメリット・デメリットを検討する必要があると考えられる。

4 会計基準の公益性に関する論点

近年、EFRAG は会計基準の幅広い影響を考慮し、会計基準の公益性を担保するために、組織改革を行った。しかしながら、公益性の定義は曖昧なものであり、その切り口によって意味は大きく変化する。例えば、財務諸表作成者側や団体などが指摘する公益性と EFRAG のいう公益性に差異もみられる。また、EFRAG によれば、各個別会計基準ごとに公益性の定義も異なるとのことであった。会計基準の公益性は、定義が曖昧であれば基準設定においてその言葉が濫用されてしまうおそれもある。そのため、どのような観点から公益性を定義するかは、今後、様々な利害関係者が基準設定に関与していく上で重要な論点である。

参考 各社のインタビュー結果の概要

1 監査法人 A

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

ヨーロッパのリース業界のプレイヤーのほとんどは再公開草案に対して意見表明をしていた。コメント・レターで主張されていたことはコスト・ベネフィットの懸念である。しかし、IASB や FASB に対してコスト・ベネフィットの懸念があると主張し

ている企業は、コスト・ベネフィットの定量化をきちんとはしていないようである。

当初、企業は非常に大きな懸念を抱いていたが、大きな懸念点についての意見を勝ち取ったため、現在はそれほど反対をしていないようである。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について

コメント・レターでは、IASB や FASB に対して、会計基準の原則として誤りがある、もしくは業界の発展や設備投資に関して負の影響があるといったことを明確に指摘したものはあまり見られない。フランスの規制当局とのワーキング・グループ（参加者は監査法人、産業界、信用機関、銀行などの代表者）では、新リース会計基準が適用されたときのリース取引の懸念について、私はあまり耳にしていない。最も反対をしていたのは、リース業界である。彼らは、リース産業が減衰するという懸念をもっているようである。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

税制、単体財務諸表の観点から申し上げれば、リース会計基準の改訂は問題にならないといえるだろう。将来においても、単体財務諸表には国内 GAAP、上場会社の連結財務諸表には IFRS を適用するという状況は変わらないだろうと私は考えている。

もしフランス（GAPP）で新しいリース会計基準の提案が出るのであれば、非常に影響が大きく、大きな反対の声が出てくると思う。今の制度は法律と税制に合致し、何十年にもわたって続いているという歴史的な背景がある。

④連結決算と単体決算の分離（連結決算は IFRS を適用、単体決算は国内会計基準を適用）のメリットとデメリットについて

現時点で、連結には IFRS、単体にはフランス GAAP 基準があるので二重計算となっている。ただ、それは大企業に限ったことである。大企業は IFRS の知識をもった経理部が組織されているので問題はないかと思う。

連結（IFRS）と単体（国内 GAAP）は視点や使用目的という観点から、あまりにも違いすぎるため、連結と単体で適用される基準を 1 つにするという考え方は出てこないだろう。

⑤欧州企業、またその監査人にとって、新たなリース会計基準について、IFRS と USGAPP とで異なる会計処理となったことの影響について

IASB の決定が重要になるので、米国会計基準との比較はあまり行っていない。

2 監査法人 B

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

現在、最も議論されているのはリース契約の定義についてである。なぜなら、リース会計基準の構造はリースの定義に依存することになるからである。つまり、リースがリース契約なのかサービス契約なのかということによって、（会計基準の内容の）多くのことが異なってくるわけである。そして、このリース契約の定義が今最も困難な問題点になっているようである。

リース会計基準の変更をする必要はないというのがフランス企業の立場である。そ

もそもオペレーティング・リースとファイナンス・リースの基礎にあるエコノミクスは異なるため、会計基準も違って当然であるという意見がある。ただ、開示を改善する必要があるというものである。

レンダーや格付機関などは既にオフバランス化されたリース取引を評価している。しかし、レンダーと格付機関は、開示されているリースのコミットメントしか評価できないため、正確に評価できていないという意見もある。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について（監査手続への影響も含め）

監査法人の立場から、現行の会計基準のもとでも苦戦しており、ファイナンス・リースかオペレーティング・リースなのかはっきりと決めることが難しいリース取引がある。新会計基準が適用されれば、ある契約がリースなのかサービスなのか明確に分けることが難しく、更に苦戦を強いられることになると思う。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

近い将来には（国内 GAAP は）変わらないだろうと考える。少なくとも配当及び課税収入の計算にはフランス GAAP が利用される。フランス GAAP は何年も変更されることがなかったと言える。

④連結決算と単体決算の分離（連結決算は IFRS を適用、単体決算は国内会計基準を適用）のメリットとデメリットについて

IFRS の強制適用前、2002 年から 2003 年あたりに、会計士の中で連単を統一することに挑戦するのはどうかという意見があったが、大企業はすぐに拒否反応を示した。もちろん会計上の利益から課税所得を計算するために調整は必要だが、それほど多く調整を必要としないことから、フランス企業は連単分離の現状に満足している。

3 監査法人 C

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

コスト・ベネフィットに関する意見発信についてであるが、ドイツ企業は今のところその活動を中止している。つまり、新しいリース会計基準が公表されるのを待っているという状況である。リース会計基準の最初の公開草案は、最悪のものに近かった。リース会計基準の複雑性はかなり減少している。

私も注記開示の充実が良いという意見であった。オフバランスのリースを利用者は既に分析し、それぞれ分析ツールを持っているので、情報を加えればよいだけの話である。

しかし、ドイツのいくつかの協会は、IASB の案に対して前向きな見解を示していた。新リース会計基準案が公表される前に、ヨーロッパ企業は既にリース取引のオンバランス化を受け入れていたと思われる。今回の基準設定プロセスで議論されているのは、いかに基準を導入するか、数値計算をどのようにするかというような詳細な内容に関するものである。ドイツ会計基準審議会の特別グループにおいても、リース取引のオンバランス化をするか否かという基本的な内容の話し合いは行われなかった。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与

える影響について

少額リースと短期リースが免除されたのは企業にとって大変助けになるものの、借手はリース契約がどれくらいあるのかを把握しているところも少なく、またデータを作成するために当然ITシステムの構築が必要となり、リース会計基準適用時に必要なコストは大きいだろうと予想している。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

基本的には問題はないかと思う。長期的に見ると問題が生じるかもしれない。ドイツでは商法上と税務上の貸借対照表を同一にしたいという意図から、商法上の財務諸表は税制上のルールによって作成される。リース取引は税務上のルールのみしか存在していない。現在までの間にリース会計は大きく変わっているものの、税法上のルールに変更はない。ドイツでは、この税法上のルールに則ればリース取引は全てオフバランス処理される。税務当局も現在のルールを変えようという意思はないと思う。税法は変わらなければ商法にも変化はない。IFRS はあくまで連結財務諸表に適用されているものであり、国内基準、税法は変わらないかと思う。IFRS は比較可能性を保つためにあれば良いという程度であり、税金や配当は国内基準に基づく決定される。

④連結決算と単体決算の分離（連結決算は IFRS を適用、単体決算は国内会計基準を適用）のメリットとデメリットについて

大企業は IFRS ベースの連結財務諸表を作成するが、既に2つの会計基準を用いることを学んでいる。また、IFRS を適用すると決めたということは、そのようなコストを負担するということを決めたということでもある。

4 証券会社 A

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

詳しくはわからない。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について

オペレーティング・リースのオンバランス化が航空業界（旅客用）にどのような影響を与えるかについては、私がみるところ既に金融業界はリースを調整して負債に加えて評価していることから、あまり大きな影響はないと思っている。ただし、リース料のオンバランス化によって算定された金額と年間リース料の7倍（現状、航空機のオペレーティング・リースの場合、年間リース料の7倍をオンバランスすることが一般的）という数値が大きく異なる場合、影響があるかもしれない。私が見るところ潜在的な問題（相違）が起こり得ると考える。

ロジスティクス（企業）が利用する航空機に係るオペレーティング・リース債務を評価しているアナリストは経験上おらず、影響がある可能性がある。

また、ヨーロッパではアメリカと異なり、銀行借入からの資金調達が社債市場からよりも大きく、開示の透明性が高くない。つまり、上場企業であるのか否か、信用格付けを得ているのか否か、また非上場の小規模企業であるのか否かがで、リース会計基準の変更による影響を受ける大きさが異なるといえる。

(オンバランス化による) 透明性の向上は負債に対する認識を高めるため、資金調達コストは高まると考える。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

税金については、オペレーティング・リースのオンバランス化による影響はないと考えられる。なぜなら、税金の計算は IFRS ではなく、フランス GAAP で行われるからである。

④連結決算と単体決算の分離（連結決算は IFRS を適用、単体決算は国内会計基準を適用）のメリットとデメリットについて

企業は、会計がさらに複雑になることには反対するだろう。あらゆることに対して二重会計が必要なことには抵抗を感じるのではないだろうか。

5 ASF

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

公益という観点から再公開草案の修正が行われる可能性があり、まだ話し合いの機会はある。リースヨーロッパは、EFRAG に対して中小企業の資金調達及び設備投資という観点でリースの重要性を述べている。また、中小企業にとって会計基準がいかに複雑かどうかを示し、ヨーロッパの公益に合致していないことを主張している。

コストや複雑性の観点から、借手は大きな負担を受け、コスト・ベネフィットのバランスが取られていない。不動産リースなどオフバランスのリースは大きいので、大きな影響を受ける。リースとサービス契約の区分の問題は、非常に重要である。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について

複雑性や不確実性が増すため中小企業にはすぐに影響はないものの、大企業に影響がある可能性がある。リースに対する関心が下がり、他の金融商品に関心が向くことになるだろう。そのため、リース取引の量については、会計基準適用初期に影響があるだろう。海運や不動産業界はバランスシート上の数値に大きな影響があるため、大型のリース取引（海運・不動産）は、全体の活動自体が縮小すると考えられる。

オンバランス化された場合、(負債比率などの) レシオに明らかな影響がある。既にその影響がでてきており、金融業界は新しいレシオを使うようになっている。また、会計基準による(企業のレシオに対する) 影響の大きさと、金融業界がとる行動(融資など) の影響の大きさが必ずしも同じ程度ではないことが懸念される。つまり、金融業界のとり行動がより厳しくなることで、融資が制限され設備投資が減退する可能性があるかもしれない。

中期的にみれば金融業界も新しいリース会計基準に適用していくと考えられるが、クレジット・アナリシスの適応には時間差が生じるだろう。そのため、一時的に経済の成長が減速するのではないかという懸念を持っている。

新しいリース会計基準によって、借手に(会計処理・開示の) 複雑性がもたらされ、設備投資の躊躇・先延ばし、もしくはリースから購入への切り替えが行われるのではないかという懸念がある。なぜなら、リースは、資産を購入した場合に比べてかなり

多くの開示要件が課されるからである。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

フランスでは国内 GAAP、税制に新会計基準の適用に伴う変更はないのですので影響はない。長期的に見ると、IFRS のリース会計は中小企業会計にも広がり、ひいては国の会計基準にもなる可能性があるため、影響は生じる可能性がある。

④連結決算と単体決算の分離（連結決算は IFRS を適用、単体決算は国内会計基準を用）のメリットとデメリットについて

大企業では、IFRS、国内 GAAP という二重会計が行われ、ドイツもそうであるが、この二重会計基準による複雑性がある。

6 事業会社 A

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

コスト・ベネフィットのアンバランスはあるが、IFRS15 のときよりはるかにバランスは取れているし、アナリストはより良い情報が提供されていると主張している。

貸手側の視点でリース会計基準をみると、カバーする範囲が不確定であることが問題であると考えられる。リースの定義が明確になっていない。

我々及びドイツ会計基準設定機関は明白に FASB モデルではなく、IASB モデルに賛成。FASB のリースの区分は人工的であり、斬新的な減価償却費もベネフィットはない。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について

資産総額や負債金額、コベナントに用いられる財務比率も変わってくると思う。これは業界全体の問題である。銀行に対しても財務比率に変化があることを説明している。

アナリストは既に注記開示情報を知っているため、目新しい情報を得られるわけではないが、それでも弊社にとっては大きな影響があると考えている。会計上、リース期間の見積もりが（リース債務の）NPV に影響を与える。また、契約更新の際にインフレ調整の影響が生じる可能性がある（ただし、これはリース期間の見積もりほど大きな影響はない）。

詳しくはわからないが、格付はそれほど大きな影響はないと思う。負債比率と EBITDA の双方に影響がでるため、最終的には財務比率は落ち着くのではないかと考えている。変化はあるが、良い変化か悪い変化かもわからない。

現在のリース契約 30 万件は現在の IT システムで管理できているものの、新たな会計基準を適用した場合には現在のシステムを利用できなくなるため、追加的なコストが必要となる。IT コストの確証はないが、基本的に新しいルールを入れるうえでは、2000 万から 4000 万ユーロほどのコストが掛かってくる。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

ドイツにおいて、単体財務諸表にはドイツ GAAP を適用しなければならない。も

し単体財務諸表で IFRS を適用すると税務関連で最悪な状況になってしまうからである。近い将来には変わらないと思う。

ドイツは特殊な状況であり、(ドイツ GAAP は) 1970 年代から変更されていない。我々は現状にあっておらず、古い基準だと考えている。

④欧州企業、またその監査人にとって、新たなリース会計基準について、IFRS と USGAPP とで異なる会計処理となったことの影響について

アメリカ子会社は IFRS で会計処理を行って連結する必要がある。一方で、アメリカ子会社が提出する年次報告書は USGAPP に基づかなければならない。

両方を適用しなければならないが、弊社にとって問題ではない。

7 事業会社 B

①IFRS リース会計基準の改訂に対する欧州企業の意見

新リース会計基準は必ずしも必要ではなく、受け入れがたいと弊社は考えている。概念(コンセプト)には一貫性がない。結果として、新リース会計基準は借手の会計処理に影響を与える内容となっている。ただ、公開草案で提案されている内容に比べればその影響は少ないと感じている。しかしながら、ほとんどのリース取引に係る情報は IAS17 号によって開示されているため、アナリストにとって新リース会計基準による追加的な情報開示はないと考えられる。

②IFRS リース会計基準の改訂が、リースの利用、設備投資、資金調達及びビジネスに与える影響について

顧客のリース利用への影響は有り得る。顧客が IFRS を適用しているかであれば影響がある。顧客が大企業やグローバルプレイヤーであれば問題はないが、中小企業でリース会計基準の適用方法がわからない場合などは問題となる。そのような場合には、我々にとっての新しいビジネスモデルが生じる、もしくはビジネスモデルを変更するといったことがあるかもしれない。

弊社の設備投資への影響はある程度あるが大きな影響はない。多くの場合戦略上の重要性の観点からリースか購入かの意思決定を行っているため、弊社にとって大きな影響はないと考えている。

コスト面の推計はしていないものの、作業量や新しい契約管理システムへの投資が必要であると考ええる。

弊社にとってコベナンツへの影響はないが、コベナンツのある企業やリース取引のオンバランス化によって負債が増大するという企業も存在する。そのような会社は影響がある可能性がある。

③IFRS リース会計基準の改訂が、国内の会計制度、税制に影響を及ぼす可能性について

該当なし。

④欧州企業、またその監査人にとって、新たなリース会計基準について、IFRS と USGAPP とで異なる会計処理となったことの影響について

米国基準と IFRS で異なる会計基準が適用されることは歓迎していない。追加的な作業が発生するが、米国拠点の財務諸表は現地のスタッフが IFRS へ調整することに

なるため、本社の作業負担にはならない。ただ、作業量が多いかというと、それほど多くはない。契約管理システムがあれば比較的容易に可能である。

8 EFRAG

①新たな IFRS リース会計基準に対する EFRAG の評価について

現在の主要な懸念点はリースの定義である。具体的には、リースコントラクトとサービスコントラクトが明確に区分できるかが問題である。

リース会計基準のコスト・ベネフィットは、財務諸表利用者と作成者の視点からみている。コストについては、借手が多くのコストを負担するのは明らかである（ただし、短期リースや少額リースで軽減されている）。ベネフィットは、アナリストがオフバランスシートの評価を独自で行わなくなり、会計基準で計上されるリースが事実の値になることであろう。

②新たな IFRS リース会計基準が欧州企業に及ぼす影響分析について

IASB のスタッフはコスト・ベネフィット分析を行っているが、対処されていない分野がローン・コベナントである。web サイト上でヨーロッパ企業のローン・コベナントの状況を調査しているところであるが、また完了していない。

リース会計基準の変更によって企業の行動が変わるかもしれないが、（借手が）リースと購入の経済性を比較して意思決定しているのであれば、これはかならずしも悪いことかはわからない。税金の問題を除いた場合、（会計情報によって）より多くの情報が提供されることで、借手はリースか購入かのより良い意思決定をできるという可能性はないだろうか。会計基準の変更はまだ実際行われていないために、実際に会計基準の影響を評価することはできない。

③新たな IFRS リース会計基準の今後の見通しについて

IASB のスタッフと議論したところ、見込みでは年末前に公表されると予想している。我々としては、（リース会計基準に関して）欧州委員会が、何かしらのアドバイスを求めてくることを期待している。エンドースメント・プロセスでは、EFRAG が欧州委員会に勧告を出すまでに 1 年以上かかる。

④EU と IASB の関係性、EU の会計ルール策定における IASB と FASB の関係性について

IASB のボードは、EFRAG のテクニカル・エキスパートグループの会合に出席している。また、（IASB のボードメンバーを）EFRAG のボードに招待することもある。（EFRAG の）ボードとテクニカル・エキスパートグループの会議は常に公開されている。FASB とは時として会ってはいるものの、特別な関係はない。むしろ、現在は ASBJ とミーティングを行うことの方が多い。ASBJ とは 1 年に 1 回は直接会ってミーティングを行っている。ASBJ と一緒にジョイント・プロジェクトを行っているため、ビデオ会議も活用している。

⑤米国基準とのコンバージェンスについて

我々はコンバージェンスを目的としていない。IFRS がヨーロッパでより良く受け入れられることが目的となっている。（コンバージェンスに）時間がかかるため、誰もしようとは考えていないのではないだろうか。

佐藤行弘（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

福山徹（三菱UFJリース）

平崎達也（東京センチュリー）

古賀裕也（東北学院大学）

Appendix 8-2 金融機関に対するインタビュー調査

I 調査の目的

IASB 及び FASB のリース会計基準案に寄せられたコメント・レターの意見では、オペレーティング・リース債務のオンバランス化による資金調達コスト、とりわけ借入コストの増加が懸念されている。米国の研究では、現在オフバランス処理されているオペレーティング・リース債務が企業の借入コストに影響を与えており、金融機関がオペレーティング・リース債務を信用評価で考慮している可能性があることが示されている。しかしながら、借入コストへの影響は、金融機関がオペレーティング・リース債務をどのように評価して融資を行っているかに依拠すると考えられる。本調査の目的は、銀行の信用評価という観点から、オペレーティング・リース取引のオンバランス化に伴う資金調達への影響が日本で起こり得るかについて、率直な意見交換を行うことにある。

II 調査方法

1 調査対象企業の選定

日本の銀行 3 行に訪問の依頼を行った。その結果、調査期間中に訪問が可能だったのは、A 銀行、B 銀行、C 銀行の 3 行であった。A 銀行と B 銀行は地方銀行であり、C 銀行は都市銀行である。インタビューは 2015 年 12 月から 2016 年 2 月にかけて実施した。

2 調査内容

調査は、事前に質問内容を先方に送付し、その質問内容について議論するという形式で行った。事前に以下の 8 つの質問を送付した。

- Q1. 貴社の融資先・クライアントは、大企業ないし中小企業のうちどちらが多いのでしょうか。融資先・クライアントの平均的な規模を教えてください。
- Q2. 御社の融資先・クライアントで、リースはどの程度活用されていらっしゃいますか。また、融資にあたってリースの活用度合なども気になさることがありますか。
- Q3. 融資にあたって、リース資産やリース負債は、企業の保有資産や有利子負債と同様の経済的実態を有しているとみなして評価しているのでしょうか。また、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースによって、その評価は変わってきますでしょうか。
- Q4. リースの会計制度の変更に伴い、かつてはファイナンス・リースについて売買処理が求められるようになり、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理が認められなくなるなど、オンバランス化すべきリース資産・負債の対象は時とともに変化しています。こうしたオンバランス化に伴い、企業の融資先評価は影響を受けていますか。
- Q5. 融資にあたって、融資先・クライアントの企業規模ないし産業特性に応じて、リース資産及びリース負債に関する信用評価実務は異なるのでしょうか。
- Q6. 融資にあたって、融資先の決算書の信頼性を与えるのは、①税理士による書面添付か、

②中小会計要領への準拠か、③中小指針への準拠か、④関与税理士の評判か、⑤会計
参加か。

- Q7. 子会社もしくは関連会社にリース会社が存在する場合、リレーショナル・バンキング
の観点から、貴社の融資先・クライアントにリースによる資金調達を提案することは
ありますか。提案することがある場合、それはどのような融資先・クライアントに対
してでしょうか。
- Q8. IASB 及び FASB のリース会計基準の改訂によって、オペレーティング・リースのオ
ンバランス化が求められるようになります。そうした場合、リース取引の信用評価実
務に影響はあるのでしょうか。

加賀谷哲之（一橋大学）
古賀裕也（東北学院大学）

第9章 リース会計基準の適用に伴うコスト分析

I はじめに

本章の目的は、リース会計基準の適用によって情報作成者にどのようなコストが生じるかを検討することである。第4章で示した国際会計基準審議会（以下、IASB）と財務会計基準審議会（以下、FASB）が2010年に公表した公開草案「リース」（以下、ED2010）のコメント・レター分析によれば、情報作成者からリース会計基準の適用によって様々な負担が生じる可能性があることが示唆された。また、公益社団法人リース事業協会が日本企業を対象としたアンケート調査によると、2013年に公表された改訂公開草案「リース」が提案する会計処理について、回答企業1,232社の内の約90%がそれを支持しないとの意見を提示している（公益社団法人リース事業協会[2013]）⁷²。

IASBは、新リース会計基準の設定プロセスにおいて、コメント・レターの意見を反映し、免除規定を設定している。具体的には、少額のリースと短期リースに原則の例外処理、つまり従来のオフバランス処理を採用することを認めている。なお、少額とは資産金額が5,000ドル以下のリース契約をいう（IFRS16, BC100）⁷³。

情報作成者がリース会計基準の変更案に反対した大きな理由は、基準の改訂によるコストがベネフィットを上回るという主張と関連していると考えられる。会計基準設定の目標の1つが採用される会計制度の経済的帰結に関して社会的厚生を最大化を図ることであるのならば⁷⁴、こうしたコストとベネフィットの主張を整理することは今後のリース会計基準の設定にとって一定の意義を有すると考えられる。

第8章では、先行研究及びインタビュー調査を通じて、リース会計基準の変更によって情報利用者にどのようなベネフィットが生じるかを検討した。その結果、先行研究の大多数は注記情報の利用によってオフバランスされているリース取引は投資意思決定に有用な情報となっていることが示唆されている⁷⁵。そのため、リース取引のオンバランス化によって情報利用者に大きなベネフィットをもたらさない可能性がある。

本章では、情報作成者に焦点を当て、どのようなコストが懸念されているかを整理する。とりわけ、IASBの提案するリース会計基準を日本企業が適用する場合に、どのようなコストが生じるかを検討することが本章の目的である。これによって、ベネフィットとコストの検討が可能になると考えられる。

本章の構成は下記の通りである。第2節では、欧州や米国の利害関係者が示したコスト

⁷² 支持しない理由として、現行基準で不足する情報があれば、開示情報の充実を図るなど実務やコストに見合った改善を加える方が合理的である（43.9%）、現行リース会計基準が適切である（36.4%）、不動産リースについては現行基準どおりオフバランスが適切である（14.2%）などが挙げられている。

⁷³ FASBは短期リースのみに原則の例外処理を認めている（Topic842, 20-25-6）。

⁷⁴ Holthausen and Watts[2001]は、会計基準が様々な機能を担っていることから、基準設定機関が新基準を開発するに当たりトレードオフに直面すると述べている。つまり、ある一側面の機能を強調することによって、別の機能は低下するかもしれない。そのため、会計基準設定機関は、財務報告に対する様々な要求に対する調整を行う必要があるとしている。

⁷⁵ ただし、注記情報の信頼性に依じて注記情報の有用性が変化しうること示唆されている（Bratten et al.[2013], 草野[2016]）。

の懸念を整理する。第 2 節では、ED2010 のコメント・レターの分析、欧州インタビュー調査、米国の議論を示す。第 3 節では、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が公表した「リース会計の論点整理」のコメント・レターの分析、本研究会が実施した情報作成者へのインタビュー調査の結果を示す。第 4 節は、本章のまとめである。

II 新リース会計基準が及ぼすコストの整理

本節は新リース会計基準が公表された欧州と米国において情報作成者からどのようなコストに関する意見が提示されているかを整理する。まず、どのようなコストが情報作成者に生じるかを検討するために、会計基準設定のデュー・プロセスで提出されるコメント・レターを参考とする。会計基準設定はデュー・プロセスに従って行われており、新基準が発行されるまでに、公聴会やワーキング・グループが設置され、公開草案を公表した後に広く利害関係者からの意見が求められる。第 4 章で既に ED2010 のコメント・レター分析を行っているため、詳細は述べないが、情報作成者がどのようなコストに対する懸念を抱いているかに焦点を当てて整理することとする。

続いて、本研究会が実施した欧州利害関係者に対するインタビュー調査で得た回答を基に、欧州の利害関係者がどのようなコストに懸念を有しているかを検討し、米国で公表された Chang & Adams Consulting のレポートに端を発する一連の議論を整理する。

1 ED2010 のコメント・レターの整理

第 4 章では、ED2010 の質問 17 を整理した。質問 17 は提案された基準案のコストとベネフィットに関する意見を聞いている。コストとベネフィットの意見を整理したところ、「図表 9-1」の結果を得た。

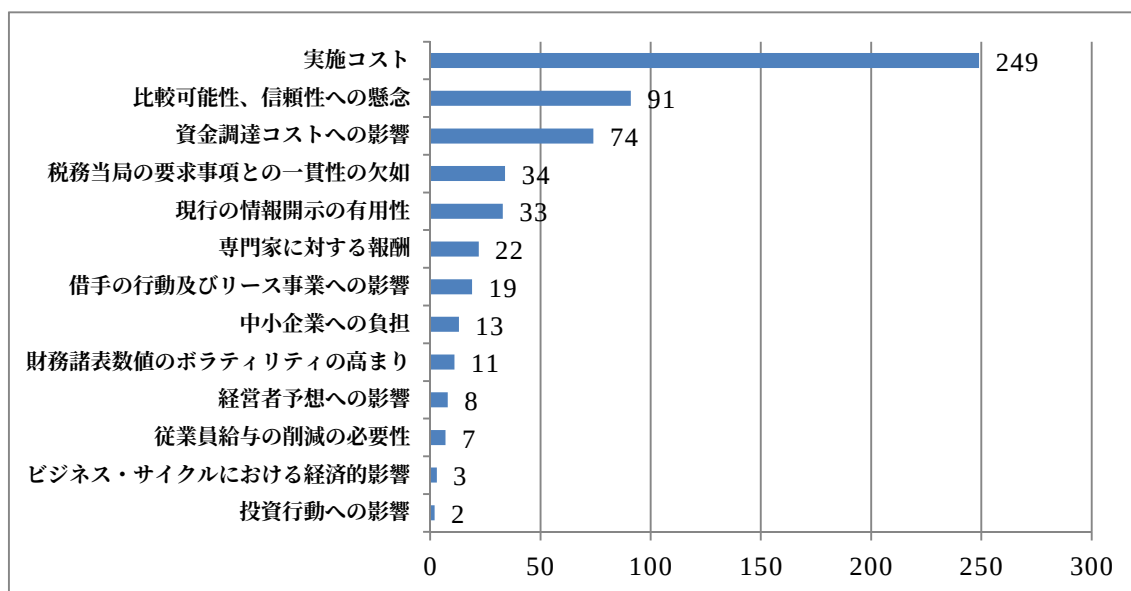
最も多くの回答者が挙げたのが、新リース会計基準の実施コストに関する懸念である。コメント提出者の多くはリース会計基準が複雑であるため、実施コストの増加が予想されるという見解を示している。会計基準の複雑性として、短期及び少額リースを含めた全てのデータの集計、リース契約別のリース期間の把握、リース期間の見積り、リース負債の再評価が挙げられている。実施コストに関してより具体的な回答を行っているコメント・レターを集計したところ、財務諸表作成者の IT システムのコストが増加するという懸念が 109 件、従業員給与の増加が 45 件、内部統制システムへの影響（コストの増加）が 40 件、データ収集費用の増加が 38 件であった。このことから、IT システムのコストの増加が実施コストに関して最も大きな懸念点であることがわかる。

実施コストの懸念の次に情報作成者のコストとして挙げられたものが、資金調達コストへの影響である。とりわけ、資金調達コストへの影響で最も多かったのが、財務制限条項（Covenant）の抵触及び財務制限条項の交渉である（45 件）。次に、リース債務のオンバランス化に伴う金融機関の資本規制への影響（22 件）、投資家及び利害関係者への啓蒙（Education）への懸念となっている（13 件）。

その他に、税制との一貫性、専門家に対する報酬の増加などのコストの懸念が寄せられている。税務当局の要求事項との一貫性について次の 2 つの観点から懸念が示されている。第 1 に、税制上でのリース取引の区分と会計処理上の区分が異なることによる事務的手数

の問題である。第2に、会計処理上のリース取引の区分が変更されることによって、税務当局がリース取引の区分を会計と一致させるためにリース取引の区分を変更するのではないかという懸念である。

図表9-1 質問17に対する具体的な懸念点（338通、重複回答有り）（再掲）



出所 FASB のホームページから ED2010 のコメント・レターを集計し作成
<http://www.fasb.org/home>

続いて、専門家に対する報酬の増加に対する懸念が22件寄せられている。とりわけ、会計処理の複雑性が増すことによる監査人への報酬の増加が懸念されている。その次に、借手の行動の変化とリース事業の衰退に関する懸念が19件であり、中小企業への負担が13件、財務諸表数値のボラティリティの高まりが11件、経営者予想への影響が8件、従業員給与の削減が7件、ビジネス・サイクルにおける経済的影響が3件、投資行動に対する影響が2件となっている。

2 欧州調査の結果

本研究会では IFRS の影響を直接的に受ける欧州企業に対してインタビュー調査を行った。インタビュー調査に当たっては、IASB が2013年6月に公表した ED2013 に対してコメント・レターを提出したフランス企業及びドイツ企業をリストアップし、当該企業に対して訪問を依頼した。また、コメント・レターを提出している大手監査法人、フランスのリース事業協会（Association Française des Sociétés Financières，以下 ASF）、EFRAG に対して訪問を依頼した。加えて、現地証券会社に対しても訪問を依頼した。

その結果、調査期間中（2015年9月14日から9月18日）に訪問が可能だったのは、A 監査法人（フランス）、B 監査法人（フランス）、C 証券（フランス）、ASF（フランス）、EFRAG（ベルギー）、D 社（ドイツ）、E 監査法人（ドイツ）、F 社（ドイツ）の2社・6法人であった。

「図表 9-2」は、インタビューから得たコストに関する調査結果を示している。それぞれの担当者によると、コストに関する内容として大きく 5 つの回答があった。

図表 9-2 質問に対する回答一覧

インタビュー	情報作成者が負担するコストについて
A監査法人(フランス)	(リース取引の減退) コメント・レターでは、IASBやFASBに対して、会計基準の原則として誤りがある、もしくは業界の発展や設備投資に関して負の影響があるといったことを明確に指摘したものはあまり見られない。ただし、最も反対をしていたリース業界は、リース産業が減衰するという懸念をもっているようである。
B監査法人(フランス)	(監査手続き) 監査法人の立場から、現行の会計基準のもとでも、FL取引かOL取引なのかははっきりと決めることが難しいリース取引がある。新会計基準が適用されれば、ある契約がリース取引なのかサービスなのか明確に分けることが難しく、更に苦戦を強いられることになると思う。
C証券(フランス)	(資金調達コスト) ユーロッパは米国と異なり、銀行借入からの資金調達が社債市場からよりも大きく、開示の透明性が高くない。そのため、上場企業であるのか否か、信用格付を得ているのか否か、また非上場の小規模企業であるのか否かが、リース会計基準の変更による影響を受ける大きさが異なるという。
	(資金調達コスト) リース債務のオンバランス化に伴う透明性の向上は負債に対する認識を高めるため、資金調達コストは高まると考える。
ASF(フランス)	(リース取引の減退) 複雑性や不確実性が増すためリース取引に対する関心が下がる可能性があり、リース会計を適用する大企業に影響がある可能性がある海運や不動産業界はバランスシート上の数値に大きな影響があるため、大型のリース取引(海運・不動産)は、全体の活動自体が縮小すると考えられる。
	(リース取引の減退) 新しいリース会計基準によって、借手に(会計処理・開示の)複雑性がもたらされ、設備投資の躊躇・先延ばし、もしくはリースから購入への切り替えが行われるのではないかと懸念がある。なぜなら、リースは、資産を購入した場合に比べてかなり多くの開示要件が課されるからである。
	(資金調達コスト) オンバランス化された場合、(負債比率などの) レシオに明らかな影響がある。既にその影響ができており、金融業界は新しいレシオを使うようになっている。また、会計基準による(企業のレシオに対する) 影響の大きさと、金融業界がとる行動(融資など)の影響の大きさが必ずしも同じ程度ではないことが懸念される。つまり、金融業界のとる行動がより厳しくなることで、融資が制限され設備投資が減退する可能性があるかもしれない。
EFRAG(ベルギー)	(財務制限条項) IASBのスタッフはコスト・ベネフィット分析を行っているが、対処されていない分野が財務制限条項である。webサイト上でヨーロッパ企業の財務制限条項の状況を調査しているところであるが、まだ完了していない(インタビュー当時)。
D社(ドイツ)	(財務制限条項) 資産総額や負債金額、財務制限条項に用いられる財務比率も変わってくると思う。これは業界全体の問題である。銀行に対しても財務比率に変化があることを説明している。
	(ITコスト) 現在のリース契約は現在のITシステムで管理できているものの、新たな会計基準を適用した場合には現在のシステムを利用できなくなるため、追加的なコストが必要となる。確認はないが、基本的に新しいルールを入れるうへでは、2000万から4000万ユーロほどのITコストが掛かってくる。
E監査法人(ドイツ)	(ITコスト) 少額リースと短期リースが免除されたのは企業にとって大変助けになるものの、借手はリース契約がどれくらいあるのかを把握しているところも少なく、またデータを作成するために当然ITシステムの構築が必要となり、リース会計基準適用時に必要なコストは大きいだろうと予想している。
F社(ドイツ)	(ITコスト) コストの推計はしていないが、作業量や新しい契約管理システムへの投資が必要である。また、少額リースや短期リースの免除規定によってコスト負担は軽減されない。コスト負担は契約管理システムを構築することから生じ、いずれにしても免除規定に該当するリース取引のデータ収集も必要となる。
	(財務制限条項) 弊社はローンに対する財務制限条項はないため、影響はほとんどない。OL債務は10億から20億ユーロほどあるが、有利子負債は850億ユーロほどあり、非常に限られている。そのため、金利や格付にも影響はないと考えている。

第 1 に、資金調達コストの増加である。C 証券によれば、旅客用の航空業界においては既に金融機関はオペレーティング・リース債務を調整して評価しており、リース会計基準適用に伴う影響は少ない。しかしながら、オペレーティング・リース債務の評価方法、つまり現在価値法か簡便法⁷⁶で金額が異なる場合には会計基準適用に伴ってリース債務の評価が変わる可能性があるとして主張している。インタビューはその経験から、格付評価のない企業の場合、オペレーティング・リース取引のオンバランス化に伴うリスク評価の変更

⁷⁶ 注記情報からリース債務を見積る際には、将来支払リース料の現在価値を算定する現在価値法と、支払リース料に一定の乗数を掛けて算定する簡便法(乗数法)がある。

が生じる可能性がある」と述べている。ASF も金融機関がリース取引のオンバランス化後、融資を制限する可能性がある」と述べている。

第2に、財務制限条項への影響である。これについて、D社は、オペレーティング・リース取引のオンバランス化によって、資産総額や負債総額に影響が生じるために、財務制限条項に用いられる数値に影響が生じる可能性があるとしている。そのため、銀行に対してその影響について事前に説明をしているという。また、EFRAGからは、財務制限条項への影響をコスト・ベネフィット分析の主要な論点の1つに挙げているという回答を得た。一方、F社はローンに対して財務制限条項が付されていないことから、影響はないということであった。

第3に、リース取引の減退に関する意見である。A監査法人は、コメント・レターにおいてリース業界がリース産業の減衰の懸念を示していたと回答している。また、フランスのリース事業協会であるASFは、リース会計の複雑性や不確定性に伴ってリース取引に対する関心が下がり、リース事業が縮小する可能性がある」と主張している。その主たる要因は、新リース会計基準の適用によって要請されるリース取引の開示や会計処理の複雑性が、資産の購入に比べて大きいことにある。

第4に、ITコストである。E監査法人は、少額リースや短期リースなどの免除規定に伴い適用コストは削減されたものの、リース契約件数を厳密に把握している企業は少なくデータ作成にコストが掛かると予想している。事業会社であるD社は、リース契約件数が30万件と非常に多く、新リース会計基準を適用した場合には現行のITシステムでは対応できないと回答している。また、D社はITコストについて厳密な見積りを行ってはいないものの2000万から4000万ユーロの追加的費用が発生すると予想している。同様に、F社は、具体的なITコストの推計はしていないものの、リース取引を管理するための契約管理システムへの投資が必要となると主張している。

第5に、監査手続きの複雑性である。B監査法人は、リース取引とサービスの区分が非常に難しく、現行リース会計基準以上に監査手続きは難しくなると主張している。

3 米国における論争

米国においても、リース会計基準がもたらしうるコストに関する議論が盛んに行われている。その代表的な例が、Chang & Adams Consulting 社が2012年2月に公表した「The Economic Impact of the Current IASB and FASB Exposure Draft Leases」と題するレポートを発端とした一連の論争である⁷⁷。Chang & Adams Consulting[2012]は、シナリオ分析に基づいてオペレーティング・リース債務のオンバランス化が米国経済に影響を与え、雇用の喪失をもたらすと主張しているが、これに対しLipe教授はそのような影響は想定できないと反論している。

Chang & Adams Consulting[2012]は、リース会計基準の変更に伴う財務的影響は次の3つによって算定されるとしている。第1に、上場企業の支出の減少である。上場企業はリース債務のオンバランス化に伴う財務指標の悪化を防ぐために、支出を減少させ債務を返済するインセンティブが生じる。第2に、借入コストの増加である。上場企業は、リース債

⁷⁷ Bloomberg BNA, August 26 2015, “Dispute Erupts Over Alleged Impact of New Lease Rules” (<http://www.bna.com/dispute-erupts-alleged-n17179935274/>) を参照。

務のオンバランス化によって財務リスクが増加するために、借入コストが増加する。第 3 に、商用不動産の価値の減少である。商用不動産の価値は、リースの質（借手の財務及び事業の安定性とリース期間の長さ）に左右されるが、リース会計基準の適用に伴いリース期間が短くなることが予想され、不動産価値が減少する。加えて、リース会計基準が米国経済に影響を与えるのであれば、それによっても不動産価値は減少する。

Chang & Adams Consulting[2012]は、リース会計基準の変更に伴う上場企業の支出の減少を見積もるために、総資産に対する負債比率がオペレーティング・リース債務のオンバランス化によってどのように変化するかを検討している。シナリオ分析は楽観的シナリオ、中間的シナリオ、悲観的シナリオの 3 つを設けて行われている。楽観的シナリオは、市場がオペレーティング・リース債務を既に認識しているため、企業は負債の増加に伴う支出の削減を行わないというものである。中間的シナリオは、企業が負債比率の増加を受け入れるものの、部分的に負債比率の高まりを緩和させるために支出を削減するというものである。悲観的シナリオは、企業は基準適用前の負債比率の水準を保つために、支出の削減を行うというものである。

各シナリオに対するシナリオ分析の結果は「図表 9-3」に示している。楽観的シナリオは借入コストの増加が年平均 102 億ドル生じることが想定されている。これは、企業が負債比率の影響を緩和する行動を行わないために生じる借入コストの増加である。一方、商用不動産価値の減少は年平均 6 億ドル生じ、結果として年平均 108 億ドルの経済的影響が生じる。一方、悲観的シナリオでは、企業が負債比率の増加に伴う影響を緩和する行動をとるために、借入コストの増加はないものの、支出の減少が年平均 1,739 億ドル生じ、商用不動産価値は年平均 148 億ドル生じることが想定されている。その結果、年平均 1,887 億ドルの経済的影響があると Chang & Adams Consulting[2012]は主張している。

図表 9 - 3 年平均の財務的影響（単位：10 億ドル）

	楽観的シナリオ	中間的シナリオ	悲観的シナリオ
支出の減少	\$0.00	\$86.96	\$173.92
借入コストの増加	\$10.16	\$5.08	\$0.00
商用不動産価値の減少	\$0.61	\$7.71	\$14.81
合計	\$10.76	\$99.75	\$188.73

出所 Chang & Adams Consulting[2012] Table4.2

加えて、Chang & Adams Consulting[2012]は、こうした財務的影響によって、GDP の減少、雇用の喪失、個人消費の減少が生じると主張している。「図表 9-4」はそれらの影響額をまとめたものである。Chang & Adams Consulting[2012]によれば、楽観的シナリオで、基準適用後の 6 年間の GDP の減少は 962 億ドルであり、雇用の喪失は 19 万人、個人所得の減少が 274 億ドル生じると見積もっている。悲観的シナリオにおいては、GDP の減少は基準適用後 6 年間で 29,000 億ドル、雇用の喪失は 330 万人、個人所得の減少が 8,115 億ドル生じると見積もっている。

図表 9 - 4 基準適用後 6 年間で生じうる経済的影響

	楽観的シナリオ	中間的シナリオ	悲観的シナリオ
GDP の減少	962 億ドル	15,000 億ドル	29,000 億ドル
雇用の喪失	19 万人	180 万人	330 万人
個人所得の減少	274 億ドル	4,195 億ドル	8,115 億ドル

出所 Chang & Adams Consulting[2012]に基づき作成

一方で、サウスカリフォルニア大学の Robert C. Lipe 教授は 2015 年 4 月に「Review of the Chang & Adams Leasing Study : Are the Predicted Economic Effects Likely to Occur?」と題するレポートを公表し、Chang & Adams Consulting[2012]のシナリオ分析に重大な欠陥があると主張している⁷⁸。

Lipe 教授は、Chang & Adams Consulting[2012]のシナリオ分析に対して 3 つの反論をしている。第 1 に、Chang & Adams Consulting[2012]は格付アナリスト及び銀行がオフバランス債務を考慮しておらず、会計基準の適用後（オンバランス化後）にその全ての債務を評価するという仮定を置いている点である。学術研究は格付アナリストや銀行がオフバランスされているリース債務を既に評価しているという証拠を提示しており、リース会計基準の適用に伴う影響を過大評価していると Lipe 教授は主張している。第 2 に、モデルの誤りである。Lipe 教授は Chang & Adams Consulting[2012]のモデルを採用し、1990 年初頭に適用された財務会計基準書第 106 号（以下、SFAS106 号）の影響を AT&T 及び Chrysler の事例で試算したところ、Chang & Adams Consulting[2012]のモデルは過度な経済的影響を予測しており、その予測は実現していないと主張している。第 3 に、現在価値を用いていない点である。Lipe 教授は、Chang & Adams Consulting[2012]は現在価値によってリース資産及びリース債務を算定していないため、影響を過大評価していると指摘している。加えて、Lipe 教授はリース会計に関する先行研究を引用し、リース債務のオンバランス化による財務制限条項への影響も起こる可能性が低いことを主張した。

Lipe 教授の一連の反論を受けて、Chang & Adams Consulting[2012]の筆者の一人である Andrew Chang 氏は 2015 年 7 月 1 日に FASB に対して一通のコメント・レターを送付した。Chang 氏は、コメント・レターで Lipe 教授のレポートに対して次のような批判を行っている。第 1 に、産業界及び EFRAG は、リース会計基準が事業活動に及ぼす負の影響に対して大きな懸念を頂いているという点である。第 2 に、Lipe 教授は SFAS106 号の適用の影響がリース会計基準適用の影響と類似しているという仮定を設けている点である。加えて、Lipe 教授は AT&T と Chrysler の事例を恣意的に選択（cherry-picking）しており、その 2 社が Chang & Adams Consulting[2012]が予測したシナリオ通りの行動をしなかったことのみを依拠して、Chang & Adams Consulting[2012]の予測に誤りがあると主張することには限界があるとしている。第 3 に、リース債務の現在価値を用いていないという指摘に対して、Chang & Adams Consulting[2012]の分析は政策分析において一般に認められた標準に従って行っており、加えて分析ツールを使う際に現在価値を用いると分析上誤った結果を導いて

⁷⁸ Robert C. Lipe 教授が公表した「Review of the Chang & Adams Leasing Study : Are the Predicted Economic Effects Likely to Occur?」は、現在入手不能となっている。Chang 氏が 2015 年 7 月 1 日に FASB に提出したコメント・レターでは Lipe 教授が公表したレポートが引用されており、そこから当該レポートを入手可能である。

しまうという点である。第 4 に、Lipe 教授は実際に雇用や GDP に対する影響を試算していないため、リース会計基準の適用がこれらに影響を与える可能性が低いという Lipe 教授の主張には信頼性がないという点である。

Chang 氏の主張を受けて、2015 年 7 月 15 日に米国下院議員の Brad Sherman 氏は FASB に対して文書を送っている。その文書で、Sherman 氏は Lipe 教授のレポートが FASB のウェブサイト公表されていないことに疑問を呈し、加えて Chang & Adams Consulting[2012] の主張する経済的影響への具体的な回答を Lipe 教授は示していないことを主張している。その主な論点は財務制限条項への影響である。

4 情報作成者が負担しうるコスト

本節は、IASB 及び FASB が公表した ED2010 に対するコメント・レター、欧州インタビュー調査、Chang & Adams Consulting のレポートの結果から、欧州と米国で懸念されている事項を整理した。そこから予想される情報利用者のコストは次のように整理される。

第 1 に、基準適用の実施コストである。これはコメント・レターで最も多くの回答者が懸念を示している事項である。実施コストに関してより具体的な回答をみると、IT システムのコストの増加、従業員給与の増加、内部統制システムへの影響（コストの増加）、データ収集費用の増加が懸念されていることがわかった。

第 2 に、資金調達コスト、財務制限条項への抵触、ないしは再交渉に伴うコストである。欧州インタビュー調査によれば、資金調達コストの増加は、格付のない企業や中小企業に生じる可能性があるという回答があった。また、財務制限条項が設定された資金調達を行っている場合、抵触の可能性が高まり、場合によっては再交渉が必要となる可能性があることが指摘されている。

第 3 に、投資の削減や雇用の喪失である。新リース会計基準の適用に伴い、会計処理の複雑性が増すことからリース投資を削減するという意見があった。また、Chang & Adams Consulting は、リース会計基準の適用に伴う影響を緩和する行動を企業が取った場合には雇用の喪失が生じる恐れがあることを指摘している。

第 4 に、その他のコストとして監査の複雑性から生じるコストや税務と会計の一貫性が保たれなくなることから生じるコストがあげられている。

III 日本企業に生じるコストの検討

第 2 節では、欧州及び米国の情報作成者が新リース会計基準の適用後に負担しうるコストについて整理した。その結果、基準適用の実施コスト、資金調達コスト及び財務制限条項の抵触、投資の削減や雇用の喪失、監査の複雑性から生じるコスト、税務と会計の一貫性が欠如することによる事務的手数などがコストとしてあげられていることがわかった。

本節では、まず、ASBJ が公表した「リース会計に関する論点整理」（以下、論点整理）で集められたコメント・レターを分析することで情報作成者がどのようなコストに関する懸念を有しているかを整理する。論点整理は、ED2010 に関する ASBJ の見解を示し、それに対するコメントを募集している。続いて、本研究が追加的に実施した日本の事業会社 3 社に対するインタビュー結果を提示する。インタビュー内容は、ED2010 及び論点整理の

コメント・レターで最も多くの懸念が寄せられていた基準適用の実施コストに関するものである。

1 リース会計に関する論点整理のコメント・レター

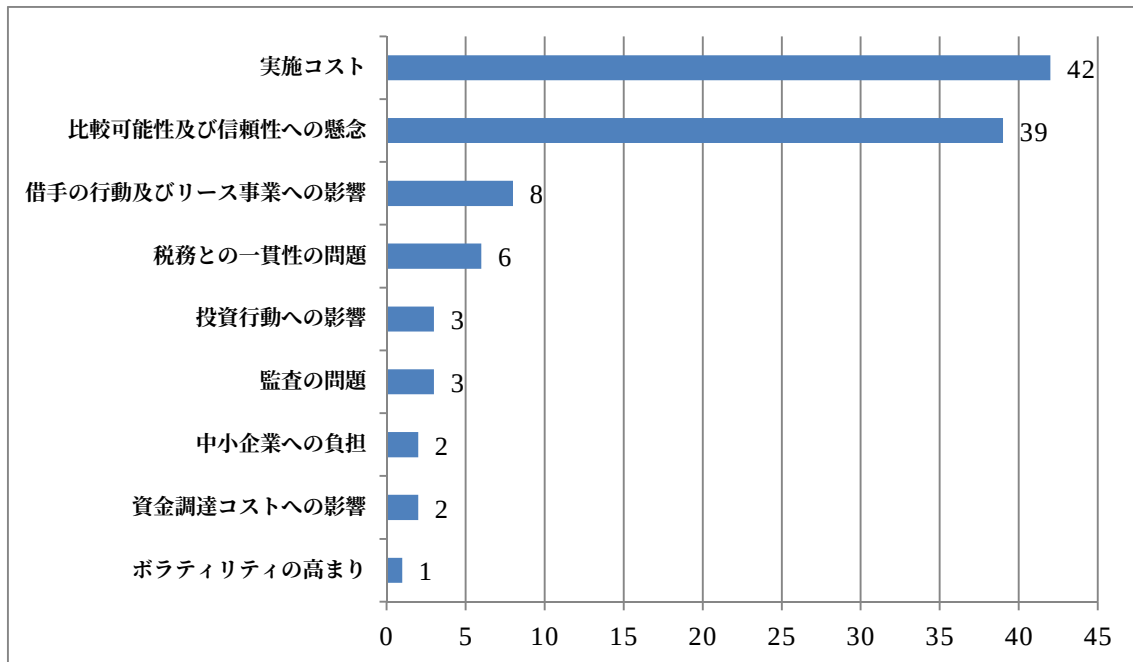
本節では、日本の財務諸表作成者のコストに関する懸念を整理するために、論点整理に寄せられたコメント・レターを整理する。論点整理では、ED2010 で提示されている論点についてのコメントが求められている。具体的には、論点整理では4つの質問が設けられており、そこではASBJの基本的な見解が記載されておりそれに対する回答が求められている⁷⁹。しかしながら、その質問項目にはコストとベネフィットに関する全般的な質問項目は設けられていないことから、コメント・レター全体を独自に確認することで日本企業が考える経済的帰結がどのようなものであるかを整理することとする。

論点整理に対して47通のコメント・レターが寄せられている。論点整理に対するコメント・レター提出者の属性は、事業会社が38%と最も多く、続いて産業団体が32%、個人が24%、監査法人が6%となっている。個人のほとんどは、事業会社に所属していることから、これを含めるとコメント・レター提出者の半数以上が事業会社となっている。

「図表 9-5」は論点整理に寄せられた懸念点を整理したものである。これによると、実施コストに関する懸念を示したコメントが最も多く、42件（89.3%）となっている。実施コストに関する懸念は、ED2010 に寄せられたコメントと同様に、会計処理の複雑性や、少額リース及び短期リースの管理が求められる場合には、経営管理上のコストが増大するというものであった。続いて、比較可能性及び信頼性への懸念が39件（83.0%）となっている。これは、リース期間やリース債務の再評価といった会計処理に主観性が介在することから、財務諸表の比較可能性及び信頼性が損なわれるという懸念である。続いて、借手の行動及びリース事業への影響が8件（17.0%）寄せられており、会計処理の複雑性がリース利用コストを増加させ、リース離れが生じるという懸念がある。また、税務との一貫性の問題についてのコメントが6件（12.8%）あり、オペレーティング・リース取引のオンバランス化に伴う税制改正への影響が懸念されている。続いて、投資行動への影響を懸念するコメントが3件（6.4%）あり、リース利用コストの増加によって設備投資が減退するという意見もみられた。同様に監査の問題へのコメントが3件（6.4%）あり、会計処理の複雑性に伴う監査上の問題、監査の厳格化が生じることが予想されることが懸念点として挙げられている。そして、財務コストへの影響に関するコメントが2件（4.3%）あり、資金調達への影響が懸念されている。最後に、リース債務の再評価に伴う財務諸表のボラティリティへの高まり（2.1%）が懸念されている。

⁷⁹ 具体的には、下記の質問項目が設けられている。質問1は、借手の会計処理について使用権モデルを採用することの是非についてである。質問2は、貸手の会計処理について複合モデルを採用することの是非についてである。質問3は、短期間のリースに関する簡便的な会計処理の是非についてである。質問4は、リース期間に係る更新オプションの取扱いについてである（ASBJ[2010b]）。

図表 9 - 5 論点整理に寄せられた懸念点（47 通，重複回答有り）



出所 ASBJ のホームページから論点整理に対するコメント・レターを集計し作成
<https://www.asb.or.jp/asb/top.do>

2 実施コストの検討と情報作成者に対するインタビュー調査

リース会計に関する論点整理のコメント・レターを整理したところ，実施コストに対して最も多くのコメントが寄せられた。これは ED2010 のコメント・レターで寄せられた懸念と一致している。IASB は 2016 年 1 月の IFRS16 号の公表に際し，「影響分析」を公表しており，実施コストの負担についての分析を行っている。

実施コストの負担に関する分析を整理すれば，情報作成者の負担は①情報入力コスト，②IT コストの 2 つに集約されると想定される。情報入力コストとは，IFRS16 号適用に際するリース取引の棚卸情報収集に係るコストである。IT コストとは，収集した情報を基に会計処理を行うために必要となる会計ソフトに係るコストである。

「影響分析」ではいくつかのケーススタディが示されている。車両リース，不動産リース，機械リースの 3 つに区分してケーススタディを検討すると，情報入力コストと IT コストは次のように整理できる。

車両リースで必要となる情報入力コストは，サービス料の把握，割引率の決定，延長するリース期間の決定によってもたらされる。また，IT コストは，リース棚卸表の作成，モニタリング，オンバランス処理によって発生すると予想される。

不動産リースで必要となる情報入力コストは，車両リースと同様にサービス料の把握，割引率の決定，延長するリース期間の決定によってもたらされる。また，変動リース料が定められている場合には，変動リース料のうち固定的な部分を把握する作業が発生すると予想される。IT コストは，リース棚卸表の作成，モニタリング，オンバランス処理，リース債務の再評価によって発生すると予想される。

機械リースで必要となる情報入力コストは，車両リースと同様にサービス料の把握，割

引率の決定、延長するリース期間の決定によってもたらされる。IT コストは、リース棚卸表の作成、モニタリング、オンバランス処理、(残価保証の重大な変更に伴う)リース債務の再評価によって発生すると予想される。ただし、既にファイナンス・リースを活用している企業で IT システムを取り入れている企業は、そのコストは軽減されると予想される。

本研究会は、実施コストについての実態をより詳しく調査するために、リース資産と債務の金額的重要性が高い業界に属する日本の事業会社 3 社に対して追加的なインタビューを実施した。インタビュー実施期間は 2016 年 7 月から 8 月である。

「図表 9-6」はインタビューで得た回答をまとめたものである。

図表 9 - 6 日本企業に対するインタビュー結果

	IFRS16 号の適用に関する懸念
A 社	オペレーティング・リースで調達している、金額的重要性の高いリース契約は 59 件であるため、管理はできている。もし、IFRS16 号が導入されたとしても必要な情報を追加的に入力することにそこまで手数は掛からないだろう。ただし、日本と海外にある不動産リースは問題である。不動産リースは、リース期間の見積もり等も必要であり、全てを把握しているわけではないため困難な問題が発生するかもしれない。なお、賃貸とメンテナンス・サービスは既に分かれているため、リースとサービスの区分では問題は生じないと思われる。総合的にどれくらい追加的に事務的コストが発生するかは、まだ把握していないためよく分からない。
B 社	オペレーティング・リースの多くは建物である。その中には倉庫などもある。件数としては 100 件ほどであるものの、契約金額が高いことから集約した金額が大きくなっている。平均的には 20 年は解約できないという内容である。300 万円以下の少額リースについて件数等は把握していない。おそらく支店のコピー機やパソコンなどの事務用機器の多くは少額リースになっている。もし少額リースの基準が下がり、オンバランスが求められる場合には、把握するのにそれなりの期間、金額、労務が掛かるだろう。もし適用されるのであれば、システム変更と管理に 3 年ほどは必要だろうと思う。また、解約可能なリース契約については詳細な部分を把握していないため、調査する必要が生じる。基本的に支店ごとにリース契約をすることができると、支店ごとのデータを収集する必要があるが、リース会計の情報を共有するために研修をする必要もあるだろう。ただし、全ての支店で教育をしていくことは大変なため、可能な限り本社で対応していくと思う。
C 社	不動産のリース契約は、事業内容ごとに異なる。ある事業では解約不能期間が 10 年間の 20 年契約のリース契約を締結しており、その他の部門では、解約不能期間は設定されていないなど、事業特性に応じて異なる契約内容となっている。また、変動リース契約もある。実務で気にしているのは、使用権資産の減損である。減損の対象となった場合、将来の賃貸料が減損損失として計上されるのに懸念を有している。
D 社	中核的な資産について、購入、オペレーティング・リースおよびサービス付リースの 3 タイプで活用している。購入は 3 分の 1、残りの 3 分の 2 のうち 8 割強がサービス付リース、2 割弱がオペレーティング・リースで活用している。市況の変動を受けやすいことから、リスクポートフォリオに基づき各資産の保有を決定している。さらに制度が求められる期間より早期で償却を行うため、オペレーティング・リースなどを利用している。仮にオペレーティング・リー

	スとサービス付リース双方がオンバランス化されると資産が 1.5 倍、自己資本比率は 10%前後減少する。さらにサービス付リースのなかで、サービスとリースを区分することが難しい。格付けなどはすでにオペレーティング・リースやサービス付リースの件数や規模感は理解しているはず。地域経済への負の影響も予測される。
--	---

A 社は営業に不可欠な資産のほとんどは購入によって調達しているが、一部リースによって調達している。購入とリースの意思決定はその経済性を加味して決定しており、A 社は金額的に重要な資産をオペレーティング・リースによって調達しているが、件数は少ないため、現時点で契約内容を含め管理している。そのため、基準適用によって実施コストが大きく増加することはないと回答している。ただし、不動産リースについての懸念を示している。具体的には、国内及び海外で営業に不可欠な不動産をリースしているものの、その資産の特性上、購入することはできないためにリース期間の見積もりをどのようにすべきかが難しいという意見があった。

B 社は、営業に必要な資産は購入しており、また子会社にリース会社を有しており、当該子会社が外部のリース契約を把握しているとのことであった。ただし、子会社や支店にリースの意思決定を委ねている場合もあり、とりわけ少額リースについては企業グループ内のリース会社が把握していない場合もあると回答している。そのため、少額リースの把握に事務的手数が掛かるだろうという指摘があった。

C 社は不動産リースを多く有しており、事業部門によって異なるリース契約となっている。また、C 社は、将来の賃貸料が一時点で損失として計上される可能性のある使用権資産の減損に懸念を示している。

D 社は、事業活動上での中核的な資産を主に、オペレーティング・リースとサービス付リースで活用しており、それがオンバランス化されることにより、自己資本比率などは大きく低下することが予想される。さらに、サービスとリースを区分する客観的な基準を作ることが容易ではなく、仮に分けた場合でも、会計情報の質を高めることができるかどうかの懸念が残る。

日本企業 4 社に対するインタビュー結果によれば、実施コストに関する懸念は次のように整理できる。第 1 に、少額リースの把握である。IFRS16 号は少額リースの免除規定を設けているが、その閾値は 5,000 ドルであり、日本の現行基準である 300 万円を大きく下回る。それゆえ、リース契約の棚卸に事務的手数が生じるおそれがある。第 2 に、不動産のリース期間の見積もりの困難さである。第 3 にサービスとリースの区分に伴う客観的な基準の導入の困難さである。

IV おわりに

本章の目的は、リース会計基準の適用によって情報作成者にどのようなコストが生じるかを検討することであった。IASB 及び FASB が公表した ED2010 に対するコメント・レター、欧州インタビュー調査、Chang & Adams Consulting のレポートの結果から、欧州と米国で懸念されている事項を整理した。そこから予想される情報作成者のコストは、基準適用の実施コスト、資金調達コスト、財務制限条項への抵触、ないしは再交渉に伴うコス

ト、投資の削減や雇用の喪失、監査の複雑性から生じるコスト、税務と会計の一貫性が欠如することによる事務的手数と多岐にわたることが明らかとなった。日本においては、コメント・レターから実施コスト、リース投資や設備投資の減少、税務との一貫性、監査の複雑性といった問題が指摘されており、ほぼ欧州や米国で寄せられている懸念事項と一致している。

リース取引の貸借対照表に占めるプレゼンスは必ずしも高くない。すなわちそれをオンバランス化することにより情報有用性向上の効果を獲得できる対象企業は限定的であり、また第8章では注記情報が有用な情報となっている可能性があることが示唆されている。

先に述べたように、上場企業全体に IFRS16 号を適用した場合、個々の企業に発生する追加的な事務処理コスト（少額リースや契約期間、適用開始期間までの期間、リースとその他契約の分離）、オプションや変動リースなどの適用や割引率の適用に伴う再計算コスト、財務制限条項や負債契約などの契約変更コスト、剰余金の分配や消費税・法人税等支払額などの計算変更に伴うコスト、それらを基礎とした IT システムの変更コストなど多面的にコストがかかる可能性がある。またそれらの内容を教育するため、あるいは経済的影響を勘案して、新規契約条件を変更したり、投資を抑制したりする可能性もある。

本研究会が追加的に行ったインタビューによれば、競争優位に結びつく資産は、内部で管理しているケースが多い一方で、重要性の低い資産はリース契約の意思決定を子会社や支店に委ねているケースも少なくなく、どの程度の件数があるかを本社が把握していない場合もある。加えて、規制によって資産を購入することが難しく、リース契約によって調達せざるを得ない場合もあり、合理的なリースの契約期間が困難であるケースもある。これらは見積もりや予測の要素に大きな影響を与える可能性もある。

こうしたコストの全てを数値的に見積もることには困難が伴うため、実態調査に留まらざるを得ないものの、情報作成者には多様なコストが発生する可能性があると予想される。

【参考文献】

- Bratten, B., P. Choudhary and K. Schipper,[2013], "Evidence that Market Participants Assess Recognized and Disclosed Items Similarly when Reliability is Not an Issue, " *The Accounting Review* 88(4):1179-1210.
- Chang & Adams Consulting,[2012], The Economic Impact of the Current IASB and FASB Exposure Draft Leases.
- Holthausen, R. W. and R. L. Watts,[2001], "The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting, " *Journal of Accounting and Economics* 31(1-3): 3-75.
- Financial Accounting Standards Board (FASB),[2016], Accounting Standards Update No. 2016-02 February 2016 Leases (Topic 842) ".
- International Accounting Standards Board (IASB),[2010], Exposure Draft : Leases.
- [2011] Comment Letter Summary (2010ED) .
- [2013] Exposure Draft : Leases.
- [2013] IFRS 16 Leases.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2010] 「リース会計に関する論点の整理」。

草野真樹[2016]「オペレーティング・リース取引の信用リスク関連性」『産業経理』，第 75 卷第 4 号，95-105 頁。

公益社団法人リース事業協会[2013]「改訂公開草案「リース」に関する調査結果」。

加賀谷哲之（一橋大学）
古賀裕也（東北学院大学）

第10章 結論と提言

I はじめに

本報告書の狙いは、リース会計基準の国際的統合化・収斂化に対して日本がどのように対峙すべきかについて検討するにあたって必要となる実証的な証拠を蓄積したうえで、それらを基礎として、日本の基準・制度設計のあるべき姿を提示することにある。1990年代半ばから日本では、国際会計基準を基軸とした会計基準の国際的統合化・収斂化（convergence）をめぐる動きが進展してきたが、近年、リースや収益認識、金融商品などをめぐる会計処理では、IASBと米国のFASBの会計基準に乖離が生じ始めるなど、「分岐」（divergence）への動きが生じ始めている。こうした「分岐」の背景には、各国・地域における「公益」を基準設定にあたって重視し始めているという背景がある。日本では、国家における成長戦略の中で、リース取引を積極的に活用する姿勢を打ち出している。会計基準の改訂にあたっては、情報利用者にとっての有用性を主な狙いとしているケースが多いが、そうした有用性向上のみを狙いしてしまうと、かえって日本経済の「公益」に反するような会計基準選択が進展してしまう可能性もある。こうした点を回避するためには、①リース取引の経済的動機、②リース会計基準の史的展開と現在の潮流、③リース取引の決定因子、④リース会計基準の変更がリース取引に与える影響、⑤リース会計基準のコスト・ベネフィットをそれぞれ明らかにしたうえで、多面的にリース会計基準の改訂がもたらす経済的影響を検討する必要がある。

このため、本報告書の作成にあたっては、(a)文献・資料調査、(b)基準作成者、情報作成者、情報利用者に対するインタビュー調査（日本、ドイツ、フランス、タイ、フィリピン等）、(c)アーカイバルデータを活用した実証分析などを行い、当該事実について、会計研究者、税理士、産業界関係者などが月に1度前後集まり、討議を行った。

II 各章の要約

1 リースの経済的機能（第2章）

まず第2章では、リースの経済的機能について検討した。検討にあたっては、リース事業協会が5年に1度、実施している「リース需要動向調査」などを活用し、整理を行い、4つの経済的機能を果たすことが確認された。第1の経済的機能として、メザニン金融機能があげられる。同機能は、資金調達力が相対的に弱い企業に対して、資金を直接融資するわけではなく、必要な資産を貸与し、その利用料をとることで、実質的に資金を提供することと同じ経済的効果享受させる機能を指す。貸手の立場からみれば、本来は信用力の関係から貸付が難しい借手に対して、用途を限定する形で融資することになり、借手は当該機能を活用することで、自らの信用力を超える形でリスクテイクを行うことが可能となる。第2の経済的機能は、設備投資のリスク軽減機能であり、設備投資の柔軟性を増大させる機能を指す。設備投資が巨額に上る場合、仮にそれをすべて回収する前に設備投資を行って生産する製品・サービスが陳腐化してしまうリスクを企業は抱えることになる。こ

うしたリスクに照らして、本来は実施すべき設備投資を控えてしまうことにもなりかねない。リースは当該資産を利用する期間を限定するなどして、そうした陳腐化リスクを一定範囲にとどめながら、柔軟に設備投資を行うことが可能となる。とりわけ企業の競争優位に直接結びつく企業特殊性の高い資産は自ら投資を行うことが求められる一方で、どの企業が活用しても同じような経済効果を引き出すことができる、企業特殊性の低い資産については、リース取引を通じて、より柔軟な投資が可能となる。第3の経済的機能は設備投資に伴う事務作業などのアウトソーシング機能である。設備を自己所有にて導入した場合、購入事務、資金調達、資産管理、全国各市町村への固定資産税の申告・納付、保険料の支払い、物件廃棄時の法令対応など管理事務など多様な事務作業が発生する。リースを活用すれば、企業はこうした事務作業から解放される。第4の経済的機能は、環境対応機能である。企業が固定資産を活用するにあたって、環境規制の対応などが求められるが、企業によってはそうした対応が容易でないケースも少なくない。貸手であるリース会社はそうした環境規制に対応した固定資産をリースすることとなるため、結果として借手はそうした規制を克服する形で固定資産を活用することが可能となる。

こうしたリース取引に対するニーズは各国経済の制度的・構造的特徴に応じて変わってくるのが想定される。たとえば、新興国などは、成長機会が先進国に比べて高いケースが多く、経済成長を実現させるための投資がより求められるが、一方で信用力や資金調達力が弱い企業が相対的に多い。ただしリース取引が発達するためには、それと関連する税制や環境規制などが発達しており、その制度執行力が伴わない場合には、リース取引に対するニーズは低減する。さらに先進国では、一定の経済成長を実現した企業も少なくなく、事業撤退などで不要な資産をリース会社などに売却するケースもあり、よりリース会社は低価格にて固定資産を購入する機会が増えることになる。このため、経済が発展しており、制度執行力も相対的に強い国では、リース取引の活用機会が増大する可能性が高い。

一方で、資本市場の発展度が高い国では、企業はリース取引以外に資金調達を得る機会が増大することから、相対的にリース取引の活用度は低減する可能性が高い。マクロ経済データを活用した実証分析によれば、こうした各国の成長性（GDP 成長性）、経済の発展度（一人当たり GDP）はリース取引の活用度にポジティブな、資本市場の発展度（時価総額合計対 GDP 比率）はネガティブな影響を与える可能性が高いことが示されている。

2 リース会計基準の国際的統合化・収斂化の史的展開（第3章）

第3章では、リース会計基準の国際的統合化・収斂化の史的展開を説明し、何がドライバーでその統合化・収斂化が進展してきたのか、それが近年どのような変化を遂げているのかについて検討した。検討にあたっては、リース会計基準で他国に先駆けて、売買取引と同様であると擬制できるリース取引をオンバランス化することを求めた米国の会計基準、国際会計基準、日本の会計基準それぞれの史的展開と近年の動きの背後にある事象について分析した。前 IASB 議長である David Tweedie 氏は、「売買処理を通じて貸借対照表に計上されている飛行機に乗りたい」とコメントしたこともあるが、リース取引の会計処理は、売買取引と同じであるという経済の実態を兼ね備えたリース取引を賃貸借ではなく、売買したものとして処理するということをドライバーとして改訂が続けられてきた。こうした賃貸借処理か売買処理かの境界線はグレーゾーンであるケースが多く、リース支払料の合

計が当該資産を購入するのに必要となる資産の割合がどれほどか、あるいはリースの契約期間が資産の耐用年数のどれほどの割合を占めるかによって、その資産の「所有」の有無を判断してきたが、そこで導入された数値基準がかえって企業が恣意的にコントロールすることで、本来オンバランス化すべきリース資産のオフバランス化を許容してきた。こうした事態を回避するため、新基準では「使用权」というコンセプトを導入することで、「所有」の有無を判断するための現在価値基準や経済的耐用年数基準など数値基準に依存することなく、ファイナンス・リースばかりではなくオペレーティング・リースについてもリース資産をオンバランス化させることが可能となる。

では、そうしたリース会計基準は、会計情報の質を高めるのだろうか。こうした点を判断するためには、企業会計のインフラやリース市場の成熟度・活用度に依存する可能性が高い。たとえば、東南アジアや欧州での調査によれば、リース取引への依存度は国によって異なることが確認できる。たとえば、タイやフィリピンなどでは税制や融資などにおいても必ずしも会計情報に対するニーズが相対的に高くなく、リース取引を通じたオフバランス効果などへの意識がそれほど強くない。たとえリース会計基準の国際的統合化・収斂化を契機として、国際会計基準に近い会計処理の適用が求められるにしても、それがどれほど厳格に適用されるかは、監査など企業会計制度を支えるインフラの発展度やリース市場の成熟度に依存する。たとえば新基準では、リースとサービス部分の分離、解約不能期間に依存しないリースの実質的契約期間の推定などが求められることになる。リース市場が成熟していなければ、それらを判断するための根拠となるデータが不透明であるがゆえに、より企業経営者の主観や監査判断に依拠せざるを得なくなる。これらは会計情報の質にかえってネガティブな影響を与えかねない。一方で、米国やイギリス、カナダ、オーストラリアなどの各国ではリース取引が活用され始めて長い歴史を持ち、監査など会計制度のインフラも整備されている。日本の場合、企業会計のインフラの成熟度・活用度は相対的に高いものの、リース市場については米国や欧州と比べるとまだ十分ではない可能性がある。このため、見積もりや判断の余地が大きいタイプのリース会計基準が導入された場合に、その品質が高まるかどうかは実態を確認し、より慎重に検討を行う必要があることが推測できる。

3 会計戦略とリース会計基準（第4章）

第4章では、各国の会計基準設定機関が、会計基準の国際的統合化・収斂化にいかに対峙すべきかを示す会計戦略を検討するにあたり、必要となる分析視角や基本思考について、リース会計基準を事例に検討することにある。リース会計基準については、過去10年間にわたり高品質で単一の会計基準の策定に向けて、IASBとFASBは議論してきたが、結果として両者で異なる会計処理を採用することになった。両者とも使用权というコンセプトを背景に、オペレーティング・リース取引のオンバランス化を求めるという点では一致しているものの、リース料のフロー計算および表示において、FASBはファイナンス・リースとオペレーティング・リースで異なる内容（デュアル・モデル）を求めるのに対して、IASBは同一した考え方（シングル・モデル）に基づき会計処理が実施されることとなった。

ではなぜ両者にそうした乖離が生じたのか。一つの仮説は、米国と欧州で「公益」に対して異なる考え方を持っていたというものである。米国は、欧州と比べて、社債等の債務

証券の依存度が高く、借入のプレゼンスが低い。社債市場などで活用される財務制限条項等については、仮にリース会計基準が変更され、オペレーティング・リースの支払リース料を、支払利息と減価償却費に区分することになれば、インタレスト・カバレッジ・レシオなどが変わってくることから財務制限条項などを変更せざるを得ない可能性もある。そうしたコストを節約するという観点では、シングル・アプローチよりはデュアル・モデルのほうが望ましい可能性が高い。またそもそも米国では欧州と比べてオペレーティング・リースのプレゼンスが高いため、仮にフロー計算の方法が変更となると、上記以外にもさまざまな分配額の再計算や変更を余儀なくされる可能性がある。最後に米国では、FASBが基準設定機関として、上場企業ばかりではなく、未上場企業の会計基準の設定も担っている。欧州では連単分離の考え方が一貫しており、Primary Markets に上場する企業が適用する会計基準と国内基準を区分して考えることから、より国際的に資金調達が必要な上場企業のコスト・ベネフィットに特化した会計基準の採用が可能である。米国の場合、そうした判断を行うことが欧州と比べると困難である可能性が高い。

このように新たな会計基準の適用にあたっては、①連単分離・税会分離の状況、②上場企業で適用対象となる範囲、③国内基準の変化の度合いに応じて、各国の基準設定機関が検討すべきコストの範囲が増大する可能性が高い。新たな会計基準の採用や会計基準の改訂にあたっては、こうした①～③がどのような状態にあるのかについて検討したうえで、それがもたらす経済的影響を検討する必要がある。日本の場合、①～③が必ずしも明示的に示されているわけではなく、会計基準の採用や改訂がもたらすコストが想定以上に増大する可能性もある。とりわけリース会計基準の変化がリース取引に影響を与えることになるのであれば、それは国の成長など会計情報の有用性以外の「公益」にも重大な影響を与える可能性があり、留意が必要である。

4 上場会社のリース取引の決定因子（第5章）

第5章の狙いは、日本の上場会社のリース取引の決定因子を解明することにある。リースは借入れと同様に企業が将来において支払い義務を負う債務であるが、企業の債務負担能力には限りがあるためにリースの利用度は借入れと同時に決定されていることに着目し、同時方程式モデルを用いることによってリースと借入れの関係性が代替関係であるか補完関係であるかについて検証を行った。その結果、全サンプルを利用して分析を行った場合、ファイナンス・リースと借入れの間には補完的な関係が存在することが明らかとなった。また、こうしたリース利用度の決定因子として強く影響する要因として、収益性が高く設備投資に積極的な企業はファイナンス・リースとオペレーティング・リースともにその利用度を増加させることが判明した。加えて、企業規模も強くリース利用に影響を与えることが確認されたが、企業規模は借入れと同様にファイナンス・リースとはネガティブな関係をもつ一方で、オペレーティング・リースとはポジティブに関係していることが示された。

そこで、企業規模ごとにリース（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）と借入れの関係性、そしてリース利用度の決定因子を分析した。その結果、大規模企業の場合、リースの形態がファイナンス・リースであろうがオペレーティング・リースであろうが、リースと借入れの間には代替的な関係があることが発見された。つまり、理論と整

合して、大規模企業は債務負担能力を鑑みながら借入れの水準とリース（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）の水準を決定していることが確認された。他方、小規模企業の場合には、ファイナンス・リースと借入れの間には補完関係があるが、オペレーティング・リースは借入れを代替していることが示されている。貸手にとってファイナンス・リースはオペレーティング・リースよりも回収可能部分が多くリスクが低いため、小規模企業のリスクや債務負担能力を鑑みながら、貸手は相対的に低リスクのファイナンス・リースによって小規模企業のニーズを補完するかたちでリース取引を行っていると考えられる。

また、リース利用度の決定に関しては、大規模企業の場合にはファイナンス・リースについてもオペレーティング・リースについても設備投資が決定因子となっているため、投資のための資産を取得する必要がある企業が借入れを補完するために同時並行的にリースを活用しているといえる。また、海外における先行研究と符合して、税率もリース利用の決定因子として作用することが確認された。他方、小規模企業の場合には、ファイナンス・リースの決定因子は債務負担能力（有利子負債）の他に収益性や設備投資があげられ、収益性が高く設備投資を行いたい但債務負担に限界がある企業は借入れの不足をファイナンス・リースで賄っていることが示唆される。小規模企業のオペレーティング・リースの決定因子については、高収益のみがあげられ、大規模企業のファイナンス・リースやオペレーティング・リース、小規模企業のファイナンス・リースの決定因子となっている設備投資について統計的に有意な結果は観測されなかった。このことについて、収益性が高いが固定的な設備投資が不要である場合に、こうした小規模な高収益企業はオペレーティング・リースを活用していると考えられよう。

上述のように、わが国におけるリース利用の実態は企業規模に大きく影響されることが指摘できるとともに、企業規模に応じてファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースと借入れの関係性やその決定因子は異なることが明らかになった。とりわけ本研究の結果は、リースと借入れが補完関係にあるか、代替関係にあるかについては企業規模とリース取引の種類による影響が強く、企業は個々の債務負担能力に応じてファイナンス・リースとオペレーティング・リースを活用していることを示唆するものである。

5 中小企業のリースの利用実態と中小企業会計のあり方（第6章）

第6章の狙いは、大企業と中小企業のリースの利用実態を比較分析したうえで、中小企業に対して、いかなるリース会計基準を適用すべきかについて検討することにある。検討にあたっては、リース事業協会が5年に1度実施している「リース需要動向調査」を活用することにした。分析の結果、大企業は中小企業に比べて、基幹設備を自己所有する方針があるのに対して、中小企業は資金不足を背景に、リースを重要な資金調達手段としてとらえることが確認された。さらにリース活用にあたって、大企業は「設備投資のアウトソーシング機能」のような煩雑な事務処理コストの節約を狙いとしているケースが多いのに対して、中小企業は資金制約やコスト節約が原因になっている傾向があることが確認された。

さらに大企業と中小企業を比較すると、相対的に大企業が所有権移転外ファイナンス・リースやオペレーティング・リースを重視しているのに対して、中小企業も同様にそれら

を重視しているものの、所有権移転ファイナンス・リースを活用しているケースも相対的には多いことが確認されている。さらに中小企業は所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理として賃貸借処理を選好する傾向にあるが、売買処理を活用しているケースも少なくないことが確認された。大企業がオンバランス化を回避して賃貸借処理を選好するのに対して、中小企業は異なるインセンティブを持っていることが確認される。こうした中小企業のリース会計処理に対するインセンティブを明らかにしなければ、その会計基準のあるべき姿を討議することは難しいが、少なくとも大企業と中小企業は異なるインセンティブに基づく会計処理を実践している可能性については意識する必要があると考える。

6 リース会計基準の変更がリース取引に与える影響（第7章）

第7章の狙いはリース会計基準の変更がリース取引に与える影響を検討することにある。特に、本報告書では2007年3月に公表された企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に焦点をあて、分析を進めた。

検証の結果、まず一般事業会社全体において、リース新基準導入後にファイナンス・リース取引が減少し、オペレーティング・リース取引が増加したことが明らかになった。日本企業を対象とした先行研究においても、新基準導入直後においてファイナンス・リースからオペレーティング・リースへの移行が見られたことが示されていたが、本研究ではそうした企業行動がある程度長期にわたって生じていることが確認された。

加えて、リースのオフバランス・ニーズが大きいと考えられる企業に着目して検証を行った。創業または上場からの期間が短く成長機会の大きな企業、資産特殊性が低い業種に属する企業、および営業レバレッジが高い企業は、長期的な資産および負債を保有することによるビジネスリスクを軽減するため、オフバランスのリース取引を活用する可能性がある。検証の結果、これらの企業は新基準導入後においてファイナンス・リースの活用を減少させ、オペレーティング・リースの活用を増大させていることが明らかになった。

IFRSや米国基準のような、すべてのリース資産・債務を認識するような会計基準が導入されると、オフバランスのリース取引を活用したい企業は長期投資を控える可能性があるといえる。政府が日本経済を成長させるためにリースを活用した投資を促進する中で、すべてのリース資産・債務を認識するような会計基準は、リース取引の減少に伴い経済成長を阻害するといえるだろう。

7 情報利用者への便益分析（第8章）

第8章の狙いは、オペレーティング・リース取引をオンバランス化させることによって情報利用者にどのような便益がもたらされうるかを明らかにすることにある。このため、先行研究のレビューとインタビュー調査を実施した。先行研究から、多くの先行研究は現行基準でオフバランスされているオペレーティング・リース債務の注記情報を情報利用者が考慮していることを示唆している。また、ファイナンス・リース取引がオンバランス化された前後で情報有用性が増加するかを検証した先行研究は、リース取引を注記から認識へ移行することによって追加的な情報がもたらされるという経験的証拠を提示していない。

しかしながら、ある状況の下でその注記情報の有用性は変わりうることも発見されている。Bratten et al.[2013]は、株式市場はリース取引の区分で異なる評価はしておらず、注記

情報から取得できるオペレーティング・リース債務の見積りの信頼性に依拠して株式市場は異なる評価を行っている可能性があることを示唆しており、草野[2016]も格付評価において注記情報の信頼性がその有用性に影響を与えている可能性があることを示唆している。また、Altamuro et al.[2014]は、銀行は格付機関の格付を通じてオペレーティング・リース取引の情報を信用評価に織り込んでいる可能性を示唆しており、格付の有無によってオペレーティング・リース取引の注記情報の有用性が変わりうることを示唆している。

欧州調査と銀行調査ではインタビューを通じて情報利用者がオペレーティング・リース取引の注記情報を活用しているかを尋ねた。欧州調査から、格付機関はオペレーティング・リース取引の注記情報を評価に織り込んでいる可能性があることが示唆された。しかしながら、格付を取得していない企業ではオペレーティング・リース取引の注記情報を情報利用者が活用していない可能性があることも指摘されている。これは、Altamuro et al.[2014]の検証結果と一致している。

銀行調査では、インタビュー対象の3行は財務諸表本体の数値を基に信用評価を行っていることが分かった。ただし、オフバランスされているオペレーティング・リース取引であっても、重要性が高い場合には個々の評価で考慮されており、格付機関が提供している外部格付が間接的に利用されているも確認された。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のオンバランス化によって信用評価実務に影響があったと回答した銀行が2行あり、注記から認識に移行することで市場リスクの情報修正がないことを示唆している先行研究の結果とは一貫していない。しかしながら、オペレーティング・リース取引のオンバランス化が銀行の信用評価に影響を与えるかという質問に対しては、回答が一致していない。影響を与えないと回答した銀行は、クライアントが中小企業中心であり、また大企業であってもオペレーティング・リース取引を積極的に活用しているケースが少ないことを理由にあげている。しかしながら、オンバランス化によって財務諸表数値が変わる場合には、信用評価に影響があるだろうということでは一致している。

株式市場、債権者市場において平均的にはオペレーティング・リース取引の注記情報は有用な情報となっていることから、情報利用者にとって認識による追加的な情報効果はあまり大きなものではないだろうと予想される。先行研究の結果は注記情報の有用性を確認している。また、ファイナンス・リース取引の注記から認識への移行が増分的な情報効果をもたらしたという経験的証拠を提示している先行研究はない。しかしながら、銀行調査に基づけば、平均的にはオペレーティング・リース取引の注記情報はその信用評価に織り込まれてはいない。ただし、重要性が高い場合には織り込んでいることが指摘されていた。そのため、各情報利用者は投資意思決定において注記情報を活用しているだろうことが指摘される。

平均的にはオペレーティング・リース取引の注記情報は有用であると結論づけられるものの、オペレーティング・リース取引の割引現在価値情報が提供される場合には、より正確な投資意思決定が促される可能性があることも指摘できる。Bratten et al.[2013]や草野[2016]はリース債務の推定期間が長く、推定誤差が増加する場合に、情報有用性が低下している可能性があることを指摘している。そのため、推定期間の長さから生じる推定誤差の解消によって、オペレーティング・リース取引の情報有用性を増加することができるかもしれない。推定誤差の解消は、リース債務の割引現在価値情報の提供や将来の支払リ

ース料の詳細な開示によって達成することが可能であると考えられる。

8 リース会計基準の適用に伴うコスト分析（第9章）

第9章の目的は、リース会計基準の適用によって情報作成者にどのようなコストが生じるかを検討することであった。IASB 及び FASB が公表した ED2010 に対するコメント・レター、欧州インタビュー調査、Chang & Adams Consulting のレポートの結果から、欧州と米国で懸念されている事項を整理した。そこから予想される情報作成者のコストは、基準適用の実施コスト、資金調達コスト、財務制限条項への抵触、ないしは再交渉に伴うコスト、投資の削減や雇用の喪失、監査の複雑性から生じるコスト、税務と会計の一貫性が欠如することによる事務的手数と多岐にわたることが明らかとなった。日本においては、コメント・レターから実施コスト、リース投資や設備投資の減少、税務との一貫性、監査の複雑性といった問題が指摘されており、ほぼ欧州や米国で寄せられている懸念事項と一致している。

リース取引の貸借対照表に占めるプレゼンスは必ずしも高くはない。すなわちそれをオンバランス化することにより情報有用性向上の効果を獲得できる対象企業は限定的であり、また第8章では注記情報が有用な情報となっている可能性があることが示唆されている。

先に述べたように、上場企業全体に IFRS16 号を適用した場合、個々の企業に発生する追加的な事務処理コスト（少額リースや契約期間、適用開始期間までの期間、リースとその他契約の分離）、オプションや変動リースなどの適用や割引率の適用に伴う再計算コスト、財務制限条項や負債契約などの契約変更コスト、剰余金の分配や消費税・法人税等支払額などの計算変更に伴うコスト、それらを基礎とした IT システムの変更コストなど多面的にコストがかかる可能性がある。またそれらの内容を教育するため、あるいは経済的影響を勘案して、新規契約条件を変更したり、投資を抑制したりする可能性もある。

本研究会が追加的に行ったインタビューによれば、競争優位に結びつく資産は、内部で管理しているケースが多い一方で、重要性の低い資産はリース契約の意思決定を子会社や支店に委ねているケースも少なくなく、どの程度の件数があるかを本社が把握していない場合もある。加えて、規制によって資産を購入することが難しく、リース契約によって調達せざるを得ない場合もあり、合理的なリースの契約期間が困難であるケースもある。これらは見積もりや予測の要素に大きな影響を与える可能性もある。

こうしたコストの全てを数値的に見積もることには困難が伴うため、実態調査に留まらざるを得ないものの、情報作成者には多様なコストが発生する可能性があるとして予想される。

III リース会計基準の改訂にあたって重視すべき5つの事実

本研究プロジェクトの狙いは、リース会計基準の国際的統合化・収斂化に、日本がどのように対峙していくべきかについて、重要となる事実についての実証的な証拠を蓄積し、今後の会計基準改訂にあたって示唆を与えることが可能な情報やロジックを整理することにある。1990年代半ばより日本でも国際会計基準を基軸とした会計基準の国際的統合化・収斂化を背景とした会計基準の改革が進展してきた。しかし近年、各国の会計基準が分岐するケースも増大し始めている。この背景には、会計基準の設定にあたって、より各国の

制度的現実を直視し、その「公益」を勘案した取り組みが望まれていることがあげられる。とりわけリース会計基準が仮にリース取引の活用度に重大な影響を与える可能性があるのであれば、会計基準の改訂に伴う情報有用性の向上効果ばかりではなく、企業によるリース取引の活用やリース会計基準の改訂に伴うコスト上昇なども勘案して制度設計を考える必要がある。

検討の結果、制度設計にあたって重視すべき事実が55点ある。

第1に、総資産に占めるリース取引高の割合が10%を超える企業は上場企業全体の10%未満、オペレーティング・リース取引に絞ると5%程度にとどまる。上場企業の中でオペレーティング・リースのオンバランス化が重大な影響をもたらす企業はわずかにとどまることが確認できる。仮に日本でリース会計基準を改定し、オペレーティング・リース取引をファイナンス・リース取引同様、オンバランス化し、かつシングル・モデルでフロー計算に反映させた場合、情報有用性という観点でもあまり重要性を持たない企業の多くが、基準改訂に取り組まざるを得なくなる。とりわけリースとサービスの分離や実質的な契約期間の推定などオペレーティング・リースのオンバランス化にあたっては、より見積もりや予測にあたっての追加的な作業が求められる。重要性の低い企業によるコスト負担が増大する割に、そこから獲得できるベネフィットは小さいということにもなりかねない。

第2に、リース会計基準の変更に伴い、リース取引が追加的にオンバランス化される場合に、リースの活用度が大きく減少する可能性がある点である。所有権移転外ファイナンス・リースがオンバランス化されたことを契機に、ファイナンス・リースの活用度が減少し、オペレーティング・リースの活用度が増大している。時に企業年齢が低い場合あるいは上場してからの期間が短い場合、企業特殊性資産のプレゼンスが小さい企業、オペレーティング・レバレッジが高い場合に、そうしたファイナンス・リースからオペレーティング・リースへのシフトが増大する可能性があることが明らかになっている。現在、国の成長戦略において、企業の設備投資を拡大させることが望まれている中、よりリスクテイクを担うべき企業のリースの活用度が減少してしまう可能性があることを示唆している。

第3に、基準変更に伴う追加的な情報内容は小さい可能性が高いことが示されている点である。オペレーティング・リースの未経過リース料についてはすでに注記にて開示されており、多くの先行研究がそれらを株式投資などにおける企業評価に活用していることを示唆する実証的証拠を提示しているのである。実際に筆者らが実施したインタビュー調査に基づけば、機関投資家や格付け機関、銀行の融資担当者などはオペレーティング・リースなどのプレゼンスが大きい企業の評価にあたっては、それらを注記情報を活用し、株式評価や信用評価に織り込んでいるとの回答を得ており、これら先行研究の結果と整合している。ただし中小企業などの融資にあたってはオペレーティング・リースなどのオフバランス情報については、そのプレゼンスが相当大きいと想定できない限りは、その情報に対する信頼性の問題から織り込むことは少ないという指摘もあった。逆に言えば、オペレーティング・リースをオンバランス化して融資などの評価に取り込むためには、その数値の信頼度も高めるためのコストをかけていくことが求められるが、それを実施することが合理的であるかについては議論の余地がある。

第4に、仮に「使用権」というコンセプトを活用し、オペレーティング・リースをオンバランス化するような基準変更を実施すると、それに伴う事務処理・契約変更・制度対応

コストが大幅に増大する可能性がある点である。そもそもオペレーティング・リースは、ファイナンス・リースに比べて、借手が担うリスクは小さいため、その契約にあたっての意思決定は支店や部門レベルにまで委譲されているケースが多い。それぞれのオペレーティング・リースにおいて、リースとサービスを別建てで価格付けしているか、解約不能期間を超える期間での契約の可能性がある場合、どれほどの期間と想定できるのかなどそれぞれの契約で見直す必要があるが、支店や部門に意思決定が任されている場合、当該情報そのものをコーポレートでつかんでいないケースも多い。件数も多く、契約1件あたりの価格は小さいことから、事務処理に係るコストが大きい割に、貸借対照表上でのプレゼンスは相当小さい。少額リースや短期リースなどの判断も同時に必要となる。さらにそうしたリース取引の棚卸に加えて、それが仮にオンバランス化されることになったり、あるいはフロー計算を変更させることになると、財務制限条項の契約の見直し、EBITDAの評価の見直しなど、これまでの評価の方法そのものを見直す必要が出てくる可能性もある。場合によっては、税制などの変更などにも影響を与えるかもしれない。そうした契約変更コスト、制度対応コストは、リース会計基準の影響を受ける範囲が、上場企業の連結決算のみではなく、単体決算や非上場企業の連結・単体決算にまで広がるのだとすれば、そうしたコストは飛躍的に増大する可能性もある。

第5に、新たなリース会計基準の導入は、見積もりや予測の要素を増大させるなど会計数値そのものを脆弱にし、結果としてその品質を低減させる可能性がある。上述したとおり、オペレーティング・リースをオンバランス化するにあたり、リースとサービスを分離して、それぞれの契約に対して価格付けを行う必要があるほか、解約不能期間とは異なる、実質的な契約期間を予測する必要がある。解約不能期間を超える契約期間を設定した場合、たとえ経営状況が厳しくなり、解約不能期間を超えていることから法律的にも支払義務のないリース契約でさえも、オンバランス化しているがゆえに減損会計の適用対象になるといった事態を生じさせかねない。

日本の上場企業は、日本基準の他、IFRS、米国基準、修正国際基準（J-MIS）の4つの会計基準の中から選択することが可能である。こうした4つの会計基準がある中、IFRSと米国基準はすべてのリース取引をオンバランス化させることを決定した一方で、米国基準ではオペレーティング・リースとファイナンス・リースで異なる会計処理を適用可能であるのに対して、IFRSは同一の会計処理を選択した。こうした中で、日本基準をできる限りIFRSや米国基準と同様の内容とするのか、すでにIFRSや米国基準でオペレーティング・リースのオンバランス化をめぐる取り組みが進んでいる以上、日本基準は現状維持で進め、影響度が大きい企業はIFRSや米国基準などの採用を促す（あるいは採用しない場合には資本市場からのペナルティー（資本コストの上昇等）を受ける）こととするのかによって、発生するベネフィットやコストが大きく異なってくる。

また日本では欧州と比べると連結決算と単体決算の結びつきが強い。仮にリース会計基準を改定するとした場合でも、それが連結決算のみでとどまると考えるか、単体決算にまで影響が及ぶかということによって、発生するコストの金額は大きく異なってくる。連結決算でも上述したIFRSや米国基準採用企業に影響がとどまるのであれば、そのコストは最小限にとどめることが可能となるが、日本基準の連結決算にまで影響が及ぶ場合にはそのコストは獲得できるベネフィットに比べて大きく増大することが予想される。さらに単

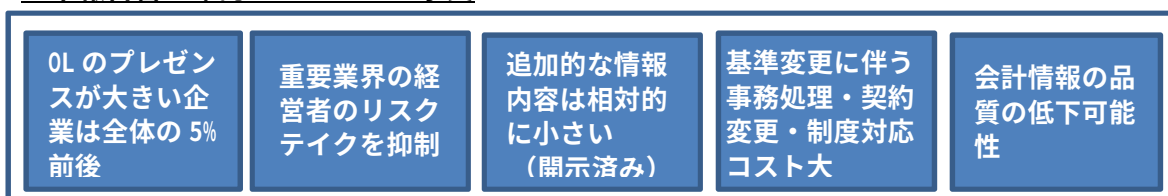
体決算にまで影響が及ぶことになると、非上場企業までリース会計基準への対応を行わざるを得なくなる可能性がある。ドイツやフランスなどの欧州の場合、IFRS を改訂する場合でも、影響を受けるのが Primary Market に上場する企業の連結決算に留まるのに比べると、その影響範囲は大きなものとなる。

日本企業は現在、積極的な設備投資などリスクテイクを通じた価値創造が望まれており、そうした活動を促進させるリース取引が果たすべき役割は決して小さいものではない。これまでの経験に基づけば、リース会計基準の導入に伴うリース資産・負債のオンバランス化はリース取引に影響を与える。仮にすべてのリース取引をオンバランス化することになれば、リース取引の活用を回避する動きが広がる可能性がある。

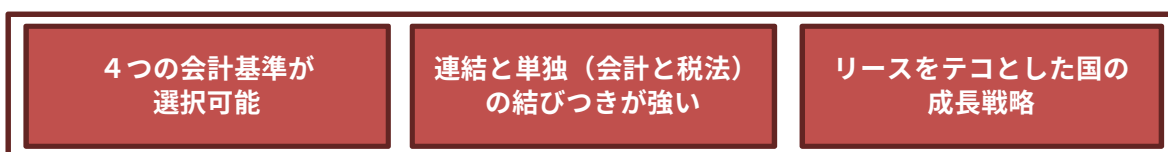
こうしてみると、日本の制度的現実を照らして、どのような会計基準選択を実施すべきかを改めて検討する必要があると考える。4つの会計基準が選択可能な状態にある中で、日本基準を IFRS や米国基準に統合化・収斂化させていくことが本当に求められるのか、連結決算と単体決算の結びつきが強い日本において、上場企業ばかりではなく、非上場企業が作成する単体決算にまで影響を及ぼすような制度設計を目指すべきか、リース取引をテコとした成長戦略の重要性が再認識される中で、本当に全ての上場企業を対象にして、リース会計基準の変更を求めるべきかなどについて、上述した5つの事実を照らして考える必要がある。

図表 10-1 本報告書で確認された5つの事実と日本の制度的現実

■本報告書で確認された5つの事実



■日本の制度的現実



- ✓ 4つの会計基準が選択可能 → 会計基準を収斂化させる必要があるか？
- ✓ 連結と単独の結びつきが強い → 単独決算まで変更させる必要があるか？
- ✓ リースをテコとした国の成長戦略 → 全上場企業まで対象とする必要があるか？

国の制度的現実と会計基準の公益性を前提とした基準選択が必要。

IV 日本におけるリース会計基準のあるべき姿

本報告書の狙いは、リース会計基準の国際的統合化・収斂化に対して日本がどのように対峙すべきかについて検討するにあたって必要となる実証的な証拠を蓄積したうえで、それらを基礎として、日本の基準・制度設計のあるべき姿を提示することにある。こうした制度設計のためには、会計情報利用者にとっての有用性という切り口のみではなく、その基準がもたらすコスト・ベネフィット全般を解明する必要があるという共有認識のもと、本報告書では、リース取引に関する情報を超え、それがどのような機能や役割を果たすことが社会で求められており、実際はどうか、どのような動機付けに基づき、経営者がそれを活用し、会計基準の変更がどのような影響を与えるのかなどについても検討した。

これらの証拠に基づき、我々は、日本が今後どのような会計基準の選択を行うべきかについて討議した。現時点で集められている証拠や事実に基づく選択肢であるため、追加的な証拠や事実に基づき異なる結論がありうべきことに留意が必要である。

第1の選択肢は、現状維持案である。現在のところ、オペレーティング・リースが貸借対照表の形に大きな影響を与える企業のプレゼンスはわずかであり、その内容も注記で開示されており、企業評価やそれに基づく意思決定にもその内容が反映されていると解釈できる。そうした中で、仮に日本基準をIFRSや米国基準に統合化・収斂化していくと、追加的な事務処理コスト、契約変更コスト、制度対応コストなどを生じさせる可能性が高いほか、リース取引の利用度の減少をもたらすことで、国家の成長戦略などにも影響を及ぼすことにもなりかねない。日本基準を現状維持とした場合、IASBに対する発言力が低減するなどの懸念もあるかもしれないが、そもそも米国、欧州ともに自国の「公益」を重視する中で、基準選択がより「政治化」の様相を呈する中、日本基準がIFRSや米国基準に統合化・収斂化したところで、その発言力が強化されるとは限らず、むしろコストなどネガティブな影響だけが残る可能性もある。むしろ日本基準を維持し、必要に応じて注記開示などを通じてオペレーティング・リースの内容理解を促進させるなどのほうが、会計情報の品質を高めるという意味でもポジティブな影響をもたらすかもしれない。

図表 10-2 リース会計基準の選択肢案

- ✓ 本報告書で確認できた事実に基づけば、リース会計基準の国際的潮流に対する選択肢として下記のような例があげられる。

■1 案：現状維持 案

	連結	単体
①IFRS 採用企業	IFRS 基準	日本基準
②米国基準採用企業	米国基準	日本基準
③日本基準採用企業	日本基準	日本基準

■2 案：IFRS ないしは米国基準への収斂＋重要性に関わる数値基準の導入 案

	連結	単体
①IFRS 採用企業	IFRS 基準	日本基準
②米国基準採用企業	米国基準	日本基準
③日本基準採用企業	IFRS 基準 or 米国基準（注 1）	日本基準

（注 1）重要性に関わる定量（数値）基準を導入。適用対象となる企業を実質的に影響度の大きな企業、取引に限定する方針。重要性の低い企業は単体で適用される従来の日本基準を継続する。

■3 案：IFRS 改訂リース基準のカーブアウト 案

	連結	単体
①IFRS 採用企業	日本基準（注 2）	日本基準
②米国基準採用企業	米国基準	日本基準
③日本基準採用企業	日本基準	日本基準

（注 2）Pure IFRS 採用企業について、カーブアウトを活用し、日本基準を継続させる。J-MIS との関係をどのように見るか、IASB が日本における IFRS 採用企業の認識を変化させる可能性がある点に留意が必要。

第 2 の選択肢は、IFRS ないしは米国基準への収斂化を日本基準も進めるものの、重要性に関わる数値基準を導入し、影響を受ける企業を、オペレーティング・リース取引のプレゼンスが大きい企業のみにとどめるアプローチである。原則として IFRS ないしは米国基準に収斂化した基準の採用を促す一方で、重要性のない企業には、これまで通りのオペレーティング・リース取引の会計処理（賃貸借処理）を許容するような会計基準を設計し、それを適用するというアプローチである。日本基準を現状維持とすると、投資家の日本市場に対する不信感が増大し、日本企業全体がいわれなき資本コストの増大の影響を受けるかもしれないという批判があるかもしれない。こうした批判を回避するためには、重要性の大きい企業は、IFRS ないしは米国基準と同様の会計処理の選択が行われていることをグローバルに発信することで、事務処理・契約変更・制度対応コストなどやリース取引の提言などネガティブな影響を最小限にとどめることが有効であるかもしれない。ただし注記ですでにオペレーティング・リース取引の規模などについては投資家などの情報利用者は推定可能であり、そうした批判が起こるかどうかは定かではなく、むしろ重要性が大きい企業であるにもかかわらず、IFRS や米国基準を採用しなければ、注記情報などでそうした行動をとっていることが浮き彫りになり、株式市場などで低評価をもたらしたり、あるいは資本コストの増大をもたらすなど当該企業に対するペナルティーが実施される可能性が高い。あえて基準全体で導入するロジックは小さいと推測することもできる。

第 3 の選択肢は、IFRS 採用企業に適用するリース会計基準についてはカーブアウトを行

い、従来の基準を採用できる状態を維持するというものである。そもそもオペレーティング・リースとファイナンス・リースは質的に異なるという考え方もある。そうした考えに基づく場合、それらを同様に扱うことがかえって会計情報の品質を低減させることにもなりかねない。より質の高い会計基準の発信を求めるという観点から、あえてカーブアウトという選択肢を取るアプローチも想定できる。

図表 10-3 リース会計基準の選択肢案についての検討すべき課題

✓ それぞれの案を選択する場合のコスト・ベネフィットあるいはそれを選択する上での課題として何があげられるのか。

	ベネフィット	コスト・課題
選択肢 1	・ リースのオンバランス化による投資抑制などを回避可能（特に成長企業、固定資産保有リスク高企業等）。 ・ リース会計基準変更に伴う基準適用コストを回避（特にベネフィットの少ない国内企業、中小企業等） ・ リース会計基準変更に伴う制度対応（税法・会社法）の発生コスト増大の懸念を払しょく。 ・ 見積・予測による情報の脆弱性増加を回避。	・ リースのオンバランス化による BS の比較可能性の低下。 ・ IASB に対する発言力への影響低下の懸念。
選択肢 2	・ 会計基準の国際的統合化・収斂化への日本の積極的姿勢の訴求による IASB に対する発言力増加（あるいは低下の懸念の払しょく）。 ・ リースのオンバランス化による BS の比較可能性の維持。	・ 定量（数値）基準をどのように決定するか。 ・ IFRIC などとの関係をいかに整理するか（日本固有の数値基準を導入することの是非）。 ・ IFRS と米国基準のいずれを優先させるのか。 ・ 単体決算への影響。
選択肢 3	・ リースのオンバランス化による投資抑制などを回避可能（特に成長企業、固定資産保有リスク高企業等）。 ・ リース会計基準変更に伴う基準適用コストを回避（特にベネフィットの少ない国内企業、中小企業等） ・ リース会計基準変更に伴う制度対応	・ リースのオンバランス化による BS の比較可能性の低下。 ・ IASB に対する発言力への影響低下の懸念。選択肢 1 よりもその懸念は大きい。 ・ Pure IFRS と J-MIS とのポジションをいかに決定するか。

	(税法・会社法)の発生コスト増大の懸念を払しょく。 ・ 見積・予測による情報の脆弱性増加を回避。	
--	---	--

IFRSと米国基準のダイバージェンスが進展する中で、会計基準の国際的統合化・収斂化にあたって、日本の針路を決定する試金石となるリース会計基準。情報有用性のみではなく、経済全体の公益を基礎とした会計基準選択を促進することが重要。

それぞれの選択肢には、コスト・ベネフィットが想定しうる。詳細については、図表 10-3 にまとめてある。こうしたコスト・ベネフィットを勘案しつつある、経済全体の「公益」を意識しつつ、リース会計基準をめぐる選択が行われることを期待したい。そうした選択を促すにあたって、本報告書が示すさまざまな実証的な証拠や事実、ロジックが少しでも貢献できるようであれば幸いである。

佐藤行弘 (MUFG)
河崎照行 (甲南大学)